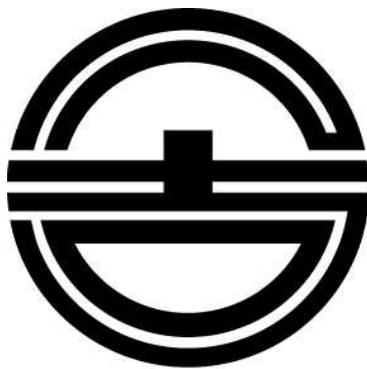


倉吉市地域防災計画

(資料編)



倉吉市防災会議

目 次

第1編 総則

第3章 市の地域の自然条件と災害履歴 関係資料・様式

- 資料 1-3-1 風水害、雪害等の履歴
- 資料 1-3-2 地震災害の履歴
- 資料 1-3-3 大規模火災の履歴

第2編 災害予防計画

第1章 風水害予防計画 関係資料・様式

- 資料 2-1-1 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の区域内における要配慮者利用施設指定一覧表
- 資料 2-1-2 防災重点ため池ハザードマップ作成状況

第3章 土砂災害防止計画 関係資料・様式

- 資料 2-3-1 山地災害危険地区一覧表
- 資料 2-3-2 土砂災害危険箇所等一覧表
- 資料 2-3-3 防災マップ作成状況
- 資料 2-3-4 土砂災害警戒区域における避難路

第7章 孤立予想集落等対策計画 関係資料・様式

- 資料 2-7-1 孤立予想集落一覧表

第10章 消防計画 関係資料・様式

- 資料 2-10-1 常備消防及び非常備消防の組織の現況表
- 資料 2-10-2 消防施設設備の現況表

第11章 水防計画（予防） 関係資料・様式

- 資料 2-11-1 重要水防区域及び河川災害危険箇所一覧表
- 資料 2-11-2 水防倉庫及び水防用資機材一覧表
- 資料 2-11-3 水防協力団体との水防協働活動実施要領

第12章 文化財災害予防計画 関係資料・様式

- 資料 2-12-1 倉吉市指定文化財一覧

第13章 避難所等整備計画 関係資料・様式

- 資料 2-13-1 倉吉市指定緊急避難場所一覧表
- 資料 2-13-2 倉吉市指定避難所一覧表
- 資料 2-13-3 倉吉市における福祉避難所の指定条件について
- 資料 2-13-4 要配慮者緊急受入協力施設一覧表

第15章 生活必需物資備蓄・調達計画 関係資料・様式

- 資料 2-15-1 市が保有する備蓄物資の品目、種類等一覧表

第3編 災害応急対策計画

第1章 組織計画

資料 3-1-1 倉吉市対策本部等の組織・災害警戒本部の組織

資料 3-1-2 市対策本部の実施班の所掌事務

第2章 配備及び動員計画 関係資料・様式

資料 3-2-1 配備体制の種別及び基準

様式 3-2-1 配備及び動員計画（報告）書

第3章-3 災害情報収集伝達計画 関係資料・様式

資料 3-3-1 特別警報・警報・注意報及び気象情報の伝達系統並びに実施方法

資料 3-3-2 市の各課等への伝達系統の詳細

資料 3-3-3 緊急地震速報及び津波警報等の伝達系統

資料 3-3-4 被害程度の認定基準一覧表

資料 3-3-5 災害時における被害情報等報告要領

資料 3-3-6 市における非常通信ルート

様式 3-3-1 災害情報等通報受信票

様式 3-3-2 （災害名）による被害状況調（第 報）

様式 3-3-3 一般被害状況調

様式 3-3-4 市有財産被害報告調

様式 3-3-5 小中学校等被害状況調

様式 3-3-6 社会福祉施設被害状況調

様式 3-3-7 工業等被害報告調

様式 3-3-8 商業等被害報告調

様式 3-3-9 農林水産業施設被害状況調

様式 3-3-10 農林水産物被害状況調

様式 3-3-11 土木関係被害状況調

様式 3-3-12 公営企業等関係被害状況調

様式 3-3-13 県報告要領で定める様式

様式 3-3-14 第4号様式

様式 3-3-15 非常通信用紙

様式 3-3-16 災害対策用機器の貸与要請書

第5章 避難計画 関係資料・様式

資料 3-5-1-①②③④⑤ 避難指示等の判断基準

資料 3-5-2 避難指示等の伝達文の例

第6章 避難所の設置運営計画 関係資料・様式

資料 3-6-1 大雨時の指定避難所開設計画

様式 3-6-1 避難所運営記録簿

様式 3-6-2 物資受払状況一覧表

様式 3-6-3 避難者カード

様式 3-6-4 避難者名簿

- 様式 3-6-5 問合せ対応台帳
- 様式 3-6-6 訪問者管理簿
- 様式 3-6-7 受付時健康状態チェックリスト
- 様式 3-6-8 避難者健康チェックシート

第7章 消防等活動計画 関係資料・様式

- 資料 3-7-1 市対策本部（消防部）の組織図
- 資料 3-7-2 中部消防局警防本部の組織図

第8章 広域応援計画 関係資料・様式

- 様式 3-8-1 部隊等の災害派遣要請申請書
- 様式 3-8-2 部隊等の撤収要請申請書
- 様式 3-8-3 部隊等に関する報告書

第9章 ヘリコプター活用計画 関係資料・様式

- 様式 3-9-1 消防防災ヘリコプター緊急運航要請書
- 様式 3-9-2 災害状況等報告書

第10章-3 労働者雇用計画 関係資料・様式

- 様式 3-10-1 労働者斡旋依頼票

第11章 水防計画（応急対応） 関係資料・様式

- 資料 3-11-1 市内の水位及び雨量観測所一覧
- 資料 3-11-2 市内の重要排水樋門一覧表
- 資料 3-11-3 市内の重要取水樋門一覧表
- 資料 3-11-4 市内の防災重点ため池一覧表
- 様式 3-11-1 水防活動実績表
- 様式 3-11-2 水防活動による使用（消費）資材費内訳

第13章 災害救助法の適用計画 関係資料・様式

- 資料 3-13-1 災害救助法による応急的救助の実施体制図

第16章 給水計画 関係資料・様式

- 資料 3-16-1 市内の水道施設一覧表
- 資料 3-16-2 給水タンク等の保有状況一覧表

第17章-2 被災建築物の応急危険度判定 関係資料・様式

- 資料 3-17-1 被災建築物応急危険度判定の実施体制図

第17章-3 被災宅地の危険度判定 関係資料・様式

- 資料 3-17-2 被災宅地危険度判定の実施体制図
- 資料 3-17-3 倉吉市り災証明書等交付要綱

第18章 医療（助産）救護計画 関係資料・様式

- 資料 3-18-1 県内における医療（助産）救護活動の体制図
- 資料 3-18-2 中部管内における後方医療機関（救急指定病院）等一覧表
- 資料 3-18-3 救護班の編成及び病床数一覧表
- 様式 3-18-1 救護班活動記録簿
- 様式 3-18-2 救助の種目別物資受払状況一覧表

様式 3-18-3 病院・診療所医療実施状況一覧表

様式 3-18-4 助産台帳

第 22 章 清掃計画 関係資料・様式

資料 3-22-1 中部管内の廃棄物処理施設一覧表

第 23 章 トイレ対策計画 関係資料・様式

資料 3-23-1 市内のし尿処理施設一覧表

第 24 章 行方不明者の捜索、遺体の処理及び埋葬計画 関係資料・様式

資料 3-24-1 緊急火葬支援体制図

資料 3-24-2 災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定書

資料 3-24-3 災害時における協力に関する協定書

資料 3-24-4 中部管内における火葬場一覧表

様式 3-24-1 埋葬台帳

第 27 章 交通確保対策計画 関係資料・様式

資料 3-27-1 緊急通行車両に関する標章、証明書及び通行禁止標示

第 28 章 文教対策計画 関係資料・様式

様式 3-28-1 学用品の給与簿

第 30 章 ボランティアとの協働計画 関係資料・様式

資料 3-30-1 災害ボランティア受入体制図

資料 3-30-2 日本赤十字社鳥取県支部赤十字奉仕団の組織図

第 41 章 応急公用負担計画 関係資料・様式

様式 3-41-1 公用令書（従事、協力命令）

様式 3-41-2 公用令書（保管命令）

様式 3-41-3 公用令書（管理、使用又は収用命令）

様式 3-41-4 公用変更令書

様式 3-41-5 公用取消令書

様式 3-41-6 公用負担命令権限証

様式 3-41-7 公用負担命令書

第 4 編 災害復旧・復興計画

第 3 章 被災者の生活確保対策計画 関係資料・様式

資料 4-3-1 住宅関連支援施策一覧表

資料 4-3-2 生活再建と心のケア対策一覧表

資料 4-3-3 税金等負担軽減措置一覧表

資料 4-3-4 農林水産業緊急措置一覧表

資料 4-3-5 商工業金融支援措置一覧表

資料 4-3-6 倉吉市小災害り災者見舞金給付要綱

第 6 章 災害復興計画

資料 4-6-1 （災害名）倉吉市災害復興本部設置要綱（例）

【第1編 市の地域の自然条件と災害履歴(資料1-3-1)】

■風水害、雪害等の履歴

No.	暦(年)	年号(年)	発生日	災害名	気象概要	被害状況
1	1959	昭和34	9月24日 ～27日	伊勢湾台風	283mm	家屋流失3棟、全壊2棟、半壊3棟、床上浸水296棟、床下浸水1,080棟、農地1,226ha、道路破損306箇所、橋梁の流失等43箇所等。【災害対策本部設置、災害救助法適用】
2	1961	昭和36	9月16日	第2室戸台風	—	住家全壊2棟、半壊1棟、土木関係被害7,111千円、農業関係被害5,704千円等。【県災害救助隊倉吉市支隊設置】
3	1964	昭和39	7月18日 ～19日	大雨	—	死者1名、床上浸水80棟、床下浸水1,999棟、農地1,097ha、道路破損37箇所、橋梁流失2箇所等。
4	1975	昭和50	4月25日	地すべり	—	避難指示42名(11世帯)、避難勧告2事業所【災害対策本部設置】
5	1976	昭和51	9月10日	台風第17号	137mm	床上浸水7棟、床下浸水55棟、土木関係被害13,977千円、農林関係被害70,201千円等【災害対策本部設置】
6	1979	昭和54	10月19日	台風第20号	204mm	床上浸水30棟、床下浸水304棟、道路破損54箇所、農林水産関係被害159,293千円等。【災害対策本部設置】
7	1987	昭和62	10月16日 ～17日	台風第19号	357mm	床上浸水97棟、床下浸水453棟、農地1,077ha、農業用施設179箇所、道路・河川破損95箇所、橋梁流失2箇所等。
8	1989	平成元	8月27日	台風第17号	92mm	床下浸水8棟、土木関係被害21,600千円、農林関係被害43,900千円等。
9	1989	平成元	9月18日 ～19日	大雨	145mm	床下浸水21棟、土木関係被害15,600千円、避難勧告7人(1世帯)。
10	1990	平成2	9月18日 ～19日	台風第19号	325mm	住家全壊1棟、床上浸水29棟、床下浸水142棟、土木関係被害851,580千円(道路等38箇所)、農業関係被害847,419千円(田等309.1ha)、避難指示124名(52世帯)、自主避難38名(13世帯)。
11	1991	平成3	8月6日	集中豪雨	87mm	床下浸水155棟、土木関係被害21,500千円、農業関係被害4,000千円。
12	1995	平成7	7月21日	集中豪雨	75mm	床下浸水24戸。
13	1997	平成9	6月28日	台風第8号	139mm	床下浸水35棟、土木関係被害57,960千円、農業関係被害228,786千円。
14	1998	平成10	10月17日 ～18日	台風第10号	187mm	床上浸水17棟、床下浸水37棟、土木関係被害331,100千円、農業関係被害687,400千円、自主避難32名(32世帯)。
15	2004	平成16	9月6日 ～8日	台風第18号	19m/s	負傷者(軽傷)2名、自主避難9名(3世帯)、住家半壊1棟、一部破損(軽微な破損)

【第1編 市の地域の自然条件と災害履歴(資料1-3-1)】

						を含む。)70棟、非住家破損等29棟、土砂崩れ2箇所、農業関係被害49,790千円等。
16	2004	平成16	9月29日	台風第21号	112mm	農作物被害13,752千円、農林業関係施設被害12,420千円。【災害対策本部設置】
17	2004	平成16	10月19日 ～21日	台風第23号	188mm	住家一部破損(軽微な破損を含む。)2棟、床下浸水7戸、非住家破損等6棟、農業関係被害49,702千、道路冠水10箇所、崖崩れ等6箇所等。【災害対策本部設置】
18	2005	平成17	9月4日	集中豪雨	110mm	住家床下浸水1棟、非住家全壊1棟、非住家浸水1棟、土砂崩れ等多数、飲料水供給施設被害2箇所(15世帯・49名)。【災害対策本部設置】
19	2011	平成23	9月2日 ～3日	台風第12号	大塚 2日117.5mm 3日195.0mm 合計312.5mm 大鳥居 2日189.0mm 3日234.0mm 合計423.0mm	住宅土砂災害により全壊1棟(米富)、床上浸水2棟、床下浸水74棟、道路冠水11路線、土砂災害等9路線、避難勧告(関金町米富・野添)11世帯39名避難、自主避難4ヶ所3名。【災害対策本部設置】
20	2017	平成29年	1月23日 ～25日	大雪	49cm	重傷者1名、軽傷者4名、住家一部損壊1棟、農業用施設被害123,274千円、農作物被害21,000千円等。【災害対策本部設置】
21	2017	平成29年	2月9日 ～12日	大雪	61cm	軽傷者2名、住家一部損壊5棟、農業用施設被害23,832千円、路線バス全便運休等。【災害対策本部設置】
22	2017	平成29年	9月17日 ～18日	台風第18号	260mm	住家床上浸水4棟、床下浸水64棟、土木関係被害26件、農林水産業施設被害42件、避難勧告20,622世帯(47,896人)、避難所17箇所等。【災害対策本部設置】
23	2017	平成29年	10月22日 ～23日	台風第21号	286mm	住家床下浸水2棟、一部損壊1棟、土木関係被害16件、農林水産業施設被害14件、農作物被害1,714千円、避難勧告2,249世帯(5,509人)、避難所10箇所等。【災害対策本部設置】
24	2018	平成30年	7月5日 ～7日	豪雨	大塚 5日120.0mm 6日84.5mm 7日77.0mm 合計281.5mm	住家床下浸水3棟、公共土木施設被害14件(市道の法面崩壊等)、農林水産業施設等被害45件(農地の法面崩壊等)、通行規制2か所、避難勧告20,589世帯(47,396人)、一般避難所14施設、福祉避難所1施設等。【災害対策本部設置】
25	2018	平成30年	9月30日 ～10月1日	台風第24号	大塚 30日218.0mm 1日5.5mm 合計223.5mm	住家床上浸水5棟・床下浸水50棟・一部損壊2棟、非住家床上浸水4棟、床下浸水25棟、一部損壊2棟、公共土木施設被害149件、

【第1編 市の地域の自然条件と災害履歴(資料1-3-1)】

					※30日の日降水量は、観測史上第1位を記録。	農林水産業施設被害378件、農作物(米、大豆等)被害4.8ha、孤立集落2集落、通行規制29施設、避難指示(緊急)関金・高城地区639世帯(2,276人)、避難勧告19,961人(45,063人)、避難準備・高齢者等避難開始20,600世帯(47,339人)、一般避難所13施設、福祉避難所2施設。【災害対策本部設置】
--	--	--	--	--	------------------------	---

(注1)「気象概況」の数値は、「発生日」の期間の連続雨量、最大風速又は最深積雪を意味します。

(注2)前記の履歴は、市が作成した当該災害に係る報告書を参考にしています。

【第1編 市の地域の自然条件と災害履歴(資料1-3-2)】

■地震災害の履歴

No.	暦(年)	年号(年)	発生日	地震概要	被害状況
1	880	元慶4	10月14日	M=7.0	神社、仏寺、官舎及び民家の倒壊、傾斜するもの多し。
2	1710	宝永7	8月11日	M=6.5	河村・久米(現東伯郡)で被害最大、倉吉・八橋で被害大。大山で石垣崩れるも、堂舎被害なし、鳥取で一行寺の石地蔵倒れる。伯耆の被害は死者75人、1,092軒。
3	1711	宝永8	2月1日	M=6.0	因伯両国で家380潰れ、死者4人、山崩れ、田畑の被害あり。また、美作の大庭、真島両郡で全潰118、半潰141、堂舎半潰18、山崩れ70箇所。
4	1796	寛政7	11月24日	M=6.0	岩美町で蔵の壁落ち、石塔多く倒壊、地下水異常あり。
5	1855	安政2	7月4日		城内石垣ところどころ崩れ、あるいは孕・地割れもあり。
6	1901	明治34	11月6日	M=5.0	境・法勝寺御来屋で強震、震源付近で時計止まり、液体溢出し、座りの悪いものが倒れた。
7	1904	明治37	6月6日	M=5.8	能義郡宇賀荘村で堤防の亀裂、大塚村・母里村で瓦の墜落などがあった。
8	1914	大正3	5月23日	M=5.8	島根県能義郡・八束郡・大原郡で壁の亀裂、土地の崩壊などがあり、王道温泉は湧出量が3倍となり増温した。
9	1925	大正14	5月23日	M=6.8	城崎温泉・豊岡市は倒壊家屋が発生し壊滅した。死者428人、家屋倒壊1,295戸、焼失2,180戸。
10	1925	大正14	7月4日	M=5.8	境・米子付近で強く、壁の亀裂、屋根瓦の落下、道路・堤防の亀裂、石垣の破損も多く、地割れからの噴水や細砂を噴出し埋没した井戸があった。
11	1927	昭和2	3月7日	M=7.3	被害は丹後半島の剉部がもっとも激しく、全体で死者2,925人、家屋全壊12,584戸である。鳥取市で負傷者1、米子市で家屋倒壊2、破損2、西伯郡で土蔵倒壊1、境で破損1があった。
12	1943	昭和18	3月4日	M=6.2	鳥取市、気高・岩美・八頭の各郡、特に、海岸に小被害、軽傷11、建物(非住家・塀など)倒壊68、同半壊515、賀露港の護岸3箇所で崩れ、湖山村で延長300mの崖崩れあり。温泉や井戸水の異常もあった。
13	1943	昭和18	9月10日	M=7.2	鳥取市の被害は全体の約80%に達する。死者1,210人、重傷828、軽傷3,032、住家全壊7,164、半壊6,901、全焼183、半焼7、非住家全壊6,131、半壊7,201、全焼106、半焼3、火災による各方面の被害総額5,582千円、道路267、橋梁135、河川241、港湾5、その他土木関係にも甚大な被害があった。また、交通網、通信網にも莫大なる被害をみた。
14	1949	昭和24	1月20日	M=6.3	震央に近い照来町で土蔵の屋根の移動、壁の落下。温泉町で家屋傾斜数戸。浜坂町で小被害。
15	1955	昭和30	6月23日	M=5.5	日野郡根雨町(当時、現日野町)付近で石垣の破損・落石・橋の脚台破損等の小被害。
16	1983	昭和58	10月31日	M=6.2	負傷者(軽傷)13、住家一部破損689、非住家98、被害総額224,559千円。倉吉市東庁舎(鉄筋コンクリート3階建)の柱に剪断破壊が生ずるなどの被害があった。青谷町で約200戸断水。
17	1989	平成元	10月27日	M=5.3	被害金額100千円。
18	1991	平成3	8月28日	M=5.9	最大震度4(松江市・米子市)を観測。一部破損5の小被害であった。
19	2000	平成12	10月6日	鳥取県西部地震	最大震度6強(境港市・日野町)を観測。負傷者141人、住家全壊394棟、住家半壊2,494棟、住家

【第1編 市の地域の自然条件と災害履歴(資料1-3-2)】

				M=7.3	一部破損 14,134 棟、非住家 3,068 棟、被害総額 49,844 百万円。【災害対策本部設置】
20	2002	平成 14	9月16日	M=5.3	最大震度 4 (倉吉市など鳥取県中部を中心とした市町村) を観測。倉吉市で住家一部破損 8 棟、非住家一部破損 7 棟、ブロック塀等崩壊 5、その他梨の落下被害等があった。【災害対策本部設置】
21	2016	平成 28	10月21日	M=6.6	14時07分、倉吉市で最大震度 6 弱を観測。重傷者 5 名、軽傷者 9 名、住家全壊 4 棟、大規模半壊 11 棟、半壊 235 棟、一部損壊 9,190 棟。各庁舎、小中学校体育館・学校給食センター等の学校施設、市営温水プール等の体育施設、地区公民館等の生涯学習施設等の建物被害、617 箇所の道路被害、105 基の下水道マンホール被害、上水道の断水 (推定戸数 16,000 戸)、梨の落果等の農作物被害、400 箇所の農林業用施設被害、商工業、観光施設など市内全域で甚大な被害が発生。路線バス 144 本、鉄道 30 本運休。10/21～4/21 災害救助法適用、10/21～12/21 避難所開設 (21 箇所、延べ避難者数 8,656 人)、10/26～12/1 避難勧告 3 世帯 (11 人)。10/21～28 自衛隊災害派遣 (隊員延べ 620 人、車両延べ 140 両)、10/21～11/30 県・市町村職員派遣 (延べ 1,770 人) 【災害対策本部・復旧復興本部設置】

【第1編 市の地域の自然条件と災害履歴(資料1-3-3)】

■大規模火災の履歴

No.	暦(年)	年号(年)	発生日	火災概要	被害状況
1	2015	平成27	3月11日	大正町 1079-27 付近 建物火災 13:14 覚知 16:32 鎮圧 17:45 鎮火 【出動】 ・中部消防局 68人 車両 18台 ・倉吉市消防団 全 16分団 延べ 137人	・焼損面積 1,594.48 m ² ・人的被害 死者・負傷者なし ・被害建物 11棟 (全焼5棟、半焼1棟、部分焼3棟、水・ 破損1棟、汚・破損1棟)

浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の区域内における要配慮者利用施設指定一覧表

R5.5.18現在

No.	施設・事業所名	施設種別	郵便番号	地区	所在地	洪水浸水想定区域			土砂災害警戒区域			指定日
						天神川	国府川	小鴨川	がけ崩れ	土石流	地すべり	
1	敬仁会館	障害者支援施設	682-0023	西郷	山根55-39				I-1141	I-1-2-16-3		H30.7.7
2	ワークサポート敬仁	障害福祉サービス事業の用に供する施設	682-0023	西郷	山根55-39				I-1141	I-1-2-16-3		H30.7.7
3	サンジュエリー	障害者支援施設	682-0922	社	福守町452		○	○				H30.7.7
4	合同会社ふれあい	障害福祉サービス事業の用に供する施設	682-0011	上北条	大塚302-4	○						R4.8.31
5	ボン・シヤンス	障害福祉サービス事業の用に供する施設	682-0018	上井	福庭町一丁目365-2	○						H30.7.7
6	もなみ	障害福祉サービス事業の用に供する施設	682-0885	成徳	堺町二丁目239-38	○		○				H30.7.7
7	白壁倶楽部	障害福祉サービス事業の用に供する施設	682-0821	成徳	魚町2540-1	○		○				H30.7.7
8	夢倉	障害福祉サービス事業の用に供する施設	682-0821	成徳	魚町2529	○		○				H30.7.7
9	はーとぴあ創造	障害福祉サービス事業の用に供する施設	682-0025	西郷	八屋301-1	○						H30.7.7
10	コミュニティハウス楽	障害福祉サービス事業の用に供する施設	682-0022	上井	上井町一丁目12	○						H30.7.7
11	あずさパン工房	障害福祉サービス事業の用に供する施設	682-0022	上井	上井町一丁目52-1	○						H30.7.7
12	共生ホーム ころ	障害福祉サービス事業の用に供する施設	682-0885	成徳	堺町二丁目239-87	○		○				H30.7.7
13	宿泊型自立訓練事業所 あずさ	障害福祉サービス事業の用に供する施設	682-0023	西郷	山根43	○				I-1-2-16-3		H30.7.7
14	倉吉スターロイヤル	老人福祉施設	682-0922	小鴨	福守町433		○	○				H30.7.7
15	老人保健施のじま	老人福祉施設	682-0863	明倫	瀬崎町2714-1	○		○	I-人工31	I-1-2-16-29		H30.7.7
16	デイケアセンターのじま	老人福祉施設	682-0863	明倫	瀬崎町2714-1	○		○	I-人工31	I-1-2-16-29		H30.7.7
17	介護老人保健施設うつぶき	老人福祉施設	682-0021	上井	上井301	○						H30.7.7
18	介護老人保健施設ひまわり	老人福祉施設	682-0411	関金	関金町関金宿1891-1					I-1-2-21-18		H30.7.7
19	グループホームいわきの里	認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設	682-0881	成徳	宮川町153-7	○		○				H30.7.7
20	地域サポートハウスしみず	老人福祉施設	682-0881	成徳	宮川町153-7	○		○				H30.7.7
21	みのりグループホーム	認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設	682-0922	小鴨	福守町490-3		○	○				H30.7.7
22	グループホームひまわり昭和町	認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設	682-0804	上灘	東昭和町143	○		○				H30.7.7
23	けあホームひまわり昭和町	有料老人ホーム	682-0804	上灘	東昭和町143	○		○				H30.7.7
24	デイサービスひまわり昭和町	老人福祉施設	682-0804	上灘	東昭和町143	○		○				H30.7.7
25	グループホーム マグノリア	認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設	682-0022	上井	上井町一丁目2-1	○						H30.7.7
26	ショートステイ マグノリア	老人福祉施設	682-0022	上井	上井町一丁目2-1	○						H30.7.7
27	関金みのりグループホーム	認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設	682-0411	関金	関金町関金宿1429-2				I-1408	I-1-2-21-14		H30.7.7
28	関金インターケアハウス	老人福祉施設	682-0411	関金	関金町関金宿1429-14				I-1408	I-1-2-21-14		H30.7.7
29	グループホームひまわり関金	認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設	682-0411	関金	関金町関金宿1886					I-1-2-21-18		H30.7.7
30	グループホームしみず苑	認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設	682-0881	成徳	宮川町155-18	○		○				H30.7.7
31	インターグループホーム	認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設	682-0922	小鴨	福守町407-12		○	○				H30.7.7
32	倉吉グループホームつばき	認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設	682-0853	明倫	余戸谷町3051-1			○				H30.7.7
33	倉吉デイサービスつばき	老人福祉施設	682-0853	明倫	余戸谷町3051-1			○				H30.7.7
34	グループホーム華つばき	認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設	682-0856	小鴨	中河原771-1			○				H30.7.7

No.	施設・事業所名	施設種別	郵便番号	地区	所在地	洪水浸水想定区域			土砂災害警戒区域			指定日
						天神川	国府川	小鴨川	がけ崩れ	土石流	地すべり	
35	倉吉グループホームあずま園	認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設	682-0802	上灘	東巖城町472	○		○				H30.7.7
36	倉吉デイサービスセンターあずま園	老人福祉施設	682-0802	上灘	東巖城町472	○		○				H30.7.7
37	グループホームかりん	認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設	682-0851	小鴨	西倉吉町17-4			○				H30.7.7
38	小規模多機能型居宅介護事業所やしろ	老人福祉施設	682-0921	社	西福守町658		○	○				H30.7.7
39	小規模多機能ホームつばき	老人福祉施設	682-0853	明倫	余戸谷町3051-1			○				H30.7.7
40	小規模多機能ホーム華つばき	老人福祉施設	682-0856	小鴨	中河原771-2			○				H30.7.7
41	グループホームひまわり昭和町Ⅱ	認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設	682-0804	上灘	東昭和町134	○		○				H30.7.7
42	デイケアひまわり	老人福祉施設	682-0804	上灘	東昭和町165	○		○				H30.7.7
43	ラポム苑	老人福祉施設	682-0811	上灘	上灘町12	○		○				H30.7.7
44	倉吉スターガーデン	老人福祉施設	682-0922	小鴨	福守町491		○	○				H30.7.7
45	シルバー倉吉	老人福祉施設	682-0018	上井	福庭町二丁目145	○						H30.7.7
46	醫福共棲如心庵	有料老人ホーム	682-0024	西郷	伊木字中新田265-1	○						H30.7.7
47	ひまわりの家	有料老人ホーム	682-0804	上灘	東昭和町131-1	○		○				H30.7.7
48	短期入所施設ひまわりの家	老人福祉施設	682-0804	上灘	東昭和町131-1	○		○				H30.7.7
49	みのり大山	有料老人ホーム	682-0922	小鴨	福守町492-1		○	○				H30.7.7
50	シニアステージ上井	有料老人ホーム	682-0024	西郷	伊木217	○						H30.7.7
51	通所リハビリテーションしみず	老人福祉施設	682-0807	上灘	幸町512-1	○		○				H30.7.7
52	久米の郷さくら通所リハビリテーションセンター	老人福祉施設	682-0944	社	福光225		○					H30.7.7
53	デイサービスとまと	老人福祉施設	682-0034	西郷	大原602	○						H30.7.7
54	デイサービスセンターほほえみ	老人福祉施設	682-0034	西郷	大原634-3	○				I-1-2-16-18		H30.7.7
55	デイサービスセンターあずま園	老人福祉施設	682-0872	明倫	福吉町1133	○		○				H30.7.7
56	デイサービスセンターこころ	老人福祉施設	682-0885	成徳	堺町二丁目239-87	○		○				H30.7.7
57	デイサービスセンターひかり	老人福祉施設	682-0017	上井	清谷町一丁目254-1	○						H30.7.7
58	デイサービスセンターひびの	老人福祉施設	682-0813	上灘	円谷町508-3	○		○				R2.4.1
59	デイサービスセンターウエハラ	老人福祉施設	682-0885	成徳	堺町2-962-2	○		○				H30.7.7
60	寿々	老人福祉施設	682-0023	西郷	山根585-1	○						H30.7.7
61	アクアサロン福守	老人福祉施設	682-0922	小鴨	福守町406-6		○	○				H30.7.7
62	デイサービスセンターはるかぜ	老人福祉施設	682-0018	上井	福庭町一丁目225	○						R4.9.28
63	デイサービスセンター三喜苑西郷	老人福祉施設	682-0024	西郷	伊木265-3	○						H30.7.7
64	デイサービスそらいろ	老人福祉施設	682-0807	上灘	幸町532-1	○		○				H30.7.7
65	倉吉市立西郷保育園	児童福祉施設	682-0031	西郷	下余戸129-1	○				I-1-2-16-10		H30.7.7
66	上井保育園	児童福祉施設	682-0018	上井	福庭町二丁目152	○						H30.7.7
67	倉吉市立上小鴨保育園	児童福祉施設	682-0846	上小鴨	鴨河内1731-1			○				H30.7.7
68	倉吉市立灘手保育園	児童福祉施設	682-0904	灘手	尾原500-15	○						H30.7.7
69	倉吉市立小鴨保育園	児童福祉施設	682-0856	小鴨	中河原551-1			○				H30.7.7

No.	施設・事業所名	施設種別	郵便番号	地区	所在地	洪水浸水想定区域			土砂災害警戒区域			指定日
						天神川	国府川	小鴨川	がけ崩れ	土石流	地すべり	
70	倉吉市立高城保育園	児童福祉施設	682-0642	高城	上福田1104		○					H30.7.7
71	認定こども園どんぐりこども園	児童福祉施設	682-0811	上灘	上灘町41-1	○		○				H30.7.7
72	ひかり保育園	児童福祉施設	682-0022	上井	上井町一丁目104	○						H30.7.7
73	認定こども園倉吉愛児園	児童福祉施設	682-0823	成徳	東町342	○		○				H30.7.7
74	めぐみ保育園	児童福祉施設	682-0824	成徳	仲ノ町742-2	○		○		I-1-2-16-28		H30.7.7
75	上北条保育園	児童福祉施設	682-0003	上北条	新田360-1	○		○				H30.7.7
76	西倉吉保育園	児童福祉施設	682-0851	小鴨	西倉吉町2-23		○	○				H30.7.7
77	うつぶき保育園	児童福祉施設	682-0804	上灘	東昭和町177-1	○		○				H30.7.7
78	あゆみ保育園	児童福祉施設	682-0016	上井	海田西町二丁目251	○						H30.7.7
79	みのり保育園	児童福祉施設	682-0921	社	西福守町595		○	○				H30.7.7
80	倉吉東こども園	児童福祉施設	682-0021	上井	上井781-1	○						H30.7.7
81	ひまわり保育園	児童福祉施設	682-0854	明倫	みどり町3180				I-人工33	I-1-2-16-32		H30.7.7
82	パパール園	児童福祉施設	682-0023	西郷	山根425-3	○						H30.7.7
83	認定こども園倉吉幼稚園	児童福祉施設	682-0824	成徳	仲ノ町742-1	○		○		I-1-2-16-28		H30.7.7
84	認定こども園聖テレジアこども園	児童福祉施設	682-0872	明倫	福吉町1376-6	○		○				H30.7.7
85	因伯子供学園	児童福祉施設	682-0854	明倫	みどり町3249				I-640 I-人工33	I-1-2-16-99 I-1-2-16-34		H30.7.7
86	鳥取県立中部療育園	障害児通所支援事業の用に供する施設	682-0021	上井	上井503-1	○						R3.6.11
87	倉吉東こどもの発達デイサービスセンター	児童福祉施設	682-0021	上井	上井781-1	○						H30.7.7
88	ブルーインター	母子・父子福祉施設	682-0922	小鴨	福守町407-14		○	○				H30.7.7
89	倉明園	母子・父子福祉施設	682-0923	上井	上井550-3	○						H30.7.7
90	鳥取県立厚生病院	病院	682-0804	上灘	東昭和町150	○		○				H30.7.7
91	医療法人里仁会 北岡病院	病院	682-0887	成徳	明治町1031-5	○		○				H30.7.7
92	医療法人 清和会 垣田病院	病院	682-0021	上井	上井302-1	○						H30.7.7
93	医療法人 専仁会 信生病院	病院	682-0017	上井	清谷町一丁目286	○						H30.7.7
94	医療法人共済会 清水病院	病院	682-0881	成徳	宮川町129	○		○				H30.7.7
95	医療法人十字会 野島病院	病院	682-0863	明倫	瀬崎町2714-1	○		○	I-人工31			H30.7.7
96	医療法人 清生会 谷口病院	病院	682-0022	上井	上井町一丁目13	○						H30.7.7
97	医療福祉センター 倉吉病院	病院	682-0023	西郷	山根43				II-2569	I-1-2-16-3		H30.7.7
98	藤井政雄記念病院	病院	682-0023	西郷	山根43-1				II-2569			H30.7.7
99	打吹公園クリニック	診療所	682-0824	成徳	仲ノ町770	○		○		I-1-2-16-28		H30.7.7
100	医療法人まつい眼科クリニック	診療所	682-0806	上灘	昭和町二丁目151	○		○				H30.7.7
101	医療法人輝会森広眼科	診療所	682-0022	上井	上井町一丁目156-4	○						H30.7.7
102	グループホームあかね	障害福祉サービス事業の用に供する施設	682-0411	関金	関金町関金宿199			○				H30.7.7
103	グループホームせきがね・たきがわ	障害福祉サービス事業の用に供する施設	682-0411	関金	関金町関金宿1448-8					I-1-2-21-14		H30.7.7
104	第5ハピネス	障害福祉サービス事業の用に供する施設	682-0021	上井	上井32-1	○				I-1-2-16-96 I-1-2-16-3		H30.7.7

No.	施設・事業所名	施設種別	郵便番号	地区	所在地	洪水浸水想定区域			土砂災害警戒区域			指定日
						天神川	国府川	小鴨川	がけ崩れ	土石流	地すべり	
105	第2ハピネス	障害福祉サービス事業の用に供する施設	682-0023	西郷	山根404-4岡本住宅西側3号	○				I-1-2-16-4	52	H30.7.7
106	第3ハピネス	障害福祉サービス事業の用に供する施設	682-0023	西郷	山根402-3 牧田住宅2号	○				I-1-2-16-4	52	H30.7.7
107	第1ハピネスA・B棟	障害福祉サービス事業の用に供する施設	682-0023	西郷	山根415-3	○				I-1-2-16-3		H30.7.7
108	はあとハウス上井	障害福祉サービス事業の用に供する施設	682-0021	上井	上井19-1	○						H30.7.7
109	はあとハウス山根1・2	障害福祉サービス事業の用に供する施設	682-0023	西郷	山根537-3	○						H30.7.7
110	ホーム虹	障害福祉サービス事業の用に供する施設	682-0032	西郷	上余戸556	○						H30.7.7
111	ホーム雛	障害福祉サービス事業の用に供する施設	682-0881	成徳	宮川町159-63	○		○				H30.7.7
112	のびっこ園	児童福祉施設	682-0863	明倫	瀬崎町2714-1	○		○	I-人工31	I-1-2-16-29		H30.7.7
113	ぴよぴよ園	児童福祉施設	682-0881	成徳	宮川町129	○		○				H30.7.7
114	キッズルームすずかけ	児童福祉施設	682-0806	上灘	昭和町150	○		○				H30.7.7
115	倉吉東児童センター	児童福祉施設	682-0021	西郷	上井781-1	○						H30.7.7
116	上灘児童センター	児童福祉施設	682-0811	上灘	上灘町41-1	○		○				H30.7.7
117	社児童センター	児童福祉施設	682-0921	社	西福守町594		○	○				H30.7.7
118	上井児童センター	児童福祉施設	682-0042	上井	大平町360-1	○				I-1-2-16-94 I-1-2-16-95		H30.7.7
119	中央児童館	児童福祉施設	682-0864	明倫	鍛冶町一丁目2971-2	○		○				H30.7.7
120	小鴨児童センター	児童福祉施設	682-0931	小鴨	小鴨568-2			○				H30.7.7
121	高城児童センター	児童福祉施設	682-0642	高城	上福田1103		○					H30.7.7
122	関金児童館	児童福祉施設	682-0411	関金	関金町関金宿200-1			○				H30.7.7
123	ぶるーむ学級	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	682-0811	上灘	上灘町41-1	○		○				H30.7.7
124	倉吉東学童クラブ	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	682-0016	上井	海田西町一丁目130	○						H31.4.1
125	みのりクラブ	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	682-0921	社	西福守町594		○	○				H30.7.7
126	成徳学童クラブ	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	682-0824	成徳	仲ノ町733	○		○				H30.7.7
127	上北条児童クラブ	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	682-0003	上北条	新田422-1	○		○				H30.7.7
128	倉吉東第2学童クラブ	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	682-0021	上井	上井503-1	○						H30.7.7
129	おがもさんさん児童クラブ	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	682-0855	小鴨	生田692-4			○				H30.7.7
130	ぶるーむ学級2組	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	682-0811	上灘	上灘町136	○		○				H30.7.7
131	西郷児童クラブみらい	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	682-0031	西郷	下余戸114	○				I-1-2-16-11		H30.7.7
132	倉吉市立上北条小学校	学校(高等学校を除く)	682-0003	上北条	新田405-1	○		○				H30.7.7
133	倉吉市立河北小学校	学校(高等学校を除く)	682-0016	上井	海田西町一丁目130	○						H30.7.7
134	倉吉市立河北中学校	学校(高等学校を除く)	682-0021	上井	上井430	○						H30.7.7
135	倉吉市立西郷小学校	学校(高等学校を除く)	682-0031	西郷	下余戸114	○				I-1-2-16-11		H30.7.7
136	倉吉市立上灘小学校	学校(高等学校を除く)	682-0811	上灘	上灘町136	○		○				H30.7.7
137	倉吉市立成徳小学校	学校(高等学校を除く)	682-0824	成徳	仲ノ町733	○		○				H30.7.7
138	倉吉市立東中学校	学校(高等学校を除く)	682-0881	成徳	宮川町二丁目76	○		○				H30.7.7
139	倉吉市立明倫小学校	学校(高等学校を除く)	682-0853	明倫	余戸谷町3059			○	I-1550	I-1-2-16-30 I-1-2-16-31		H30.7.7

No.	施設・事業所名	施設種別	郵便番号	地区	所在地	洪水浸水想定区域			土砂災害警戒区域			指定日
						天神川	国府川	小鴨川	がけ崩れ	土石流	地すべり	
140	倉吉市立社小学校	学校(高等学校を除く)	682-0943	社	国分寺88		○					H30.7.7
141	倉吉市立高城小学校	学校(高等学校を除く)	682-0642	高城	上福田722-2		○		I-658			H30.7.7
142	倉吉市立小鴨小学校	学校(高等学校を除く)	682-0856	小鴨	中河原775-1			○				H30.7.7
143	倉吉市立西中学校	学校(高等学校を除く)	682-0851	小鴨	西倉吉町170				I-652			H30.7.7
144	鳥取県立倉吉養護学校	学校(高等学校を除く)	682-0836	小鴨	長坂新町1231			○				H30.7.7
145	倉吉市立上小鴨小学校	学校(高等学校を除く)	682-0847	上小鴨	福山30			○				H30.7.7
146	倉吉市立鴨川中学校	学校(高等学校を除く)	682-0402	関金	関金町大鳥居25			○				H30.7.7
147	ライトピア	障害福祉サービス事業の用に供する施設	682-0017	上井	清谷町一丁目254-2	○						H30.7.7
148	ホーム太陽	障害福祉サービス事業の用に供する施設	682-0885	成徳	堺町二丁目239-56	○		○				H30.7.7
149	ホームやまと	障害福祉サービス事業の用に供する施設	682-0885	成徳	堺町二丁目239-87	○		○				H30.7.7
150	ホームかがやき	障害福祉サービス事業の用に供する施設	682-0885	成徳	堺町二丁目239-57	○		○				H30.7.7
151	ケアハウスうつぶき	有料老人ホーム	682-0021	上井	上井300	○						H30.7.7
152	デイサービスセンター和(なごみ)	老人福祉施設	682-0807	西郷	下余戸161-1	○						H30.7.7
153	福吉児童センター	児童福祉施設	682-0872	明倫	福吉町二丁目1514-7	○		○				H30.7.7
154	キンダガーデン	児童福祉施設	682-0035	西郷	広栄町971-2	○						H30.7.7
155	ホーム夢	障害福祉サービス事業の用に供する施設	682-0865	明倫	越中町1578-3	○		○				H31.4.1
156	山守児童クラブ	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	682-0422	関金	関金町堀2163				I-1-2-21-9(1) I-1-2-21-9(2)			H31.4.1
157	すけっち	障害福祉サービス事業の用に供する施設	682-0022	上井	上井町一丁目7-18	○						H31.4.1
158	ワークスクらよし	障害福祉サービス事業の用に供する施設	682-0411	関金	関金町関金宿2710-1			○				H31.4.1
159	グループホームみどり	障害福祉サービス事業の用に供する施設	682-0854	明倫	みどり町3184-2				I-1-2-16-32			H31.4.1
160	こころのデイケア虹の森	障害児通所支援事業の用に供する施設	682-0025	西郷	八屋203-7	○						H31.4.1
161	放課後等デイサービスみらい倉吉	障害児通所支援事業の用に供する施設	682-0023	西郷	山根567-5(サンホテル1F)	○						R4.6.1
162	アフタースクールファミ 和田	障害児通所支援事業の用に供する施設	682-0912	社	和田464-1		○					R2.4.1
163	スマイルセンター河北	障害児通所支援事業の用に供する施設	682-0018	上井	福庭町一丁目105-2	○						R2.4.1
164	ホームのぞみ	障害福祉サービス事業の用に供する施設	682-0865	明倫	越中町1578-3	○		○				R2.8.19
165	スイッチーズ	障害児通所支援事業の用に供する施設	682-0035	西郷	広栄町889-9	○						R3.3.1
166	デイサービスセンターマグノリア(通常・認知症対応型)	老人福祉施設	682-0022	上井	上井町一丁目2-1	○						R3.3.1
167	明倫児童クラブ	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	682-0853	上井	余戸谷町3059			○	I-1550			R3.6.11
168	倉吉児童相談所	児童相談所	682-0881	成徳	宮川町二丁目36	○		○				R3.10.6
169	因伯子供学園 桜ホーム	児童福祉施設	682-0882	成徳	湊町454-5	○		○				R3.12.9
170	りあん・クール みりゅ〜	障害福祉サービス事業の用に供する施設	682-0022	上井	上井町二丁目1-2-202	○						R4.1.7
171	株式会社絆 Bande	障害福祉サービス事業の用に供する施設	682-0872	明倫	福吉町二丁目1535-3	○		○				R4.5.25
172	株式会社絆 りやん	障害福祉サービス事業の用に供する施設	682-0872	明倫	福吉町二丁目1535-4	○		○				R4.5.25
173	COCKARAおがも	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	682-0856	小鴨	中河原361番地			○				R4.12.6
174	放課後等デイサービスはぴふる	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	682-0851	小鴨	西倉吉町25番地1			○				R4.12.6

No.	施設・事業所名	施設種別	郵便番号	地区	所在地	洪水浸水想定区域			土砂災害警戒区域			指定日
						天神川	国府川	小鴨川	がけ崩れ	土石流	地すべり	
175	デイサービスだいふく	老人福祉施設	682-0017	上井	清谷町一丁目163-3	○						R5.5.18

防災重点ため池ハザードマップ作成状況

令和3年4月1日現在

No	防災重点ため池 (ため池工事特措法)	ため池名	ハザードマップ 作成年度
1	◎	清水	R2
2	◎	狭間	R2
3	◎	仙隠	H30
4	◎	池ノ谷	H27
5	◎	藤井谷	H30
6	◎	桜	H28
7	◎	横谷	H30
8	◎	中尾尻	H27
9	◎	家ノ上	R2
10	◎	詰り下	H30
11	◎	宮谷頭	ため池廃止予定
12	◎	双子(二子)	H29
13	◎	双子(小谷)	H29
14	◎	寺谷	H30
15	◎	観ノ目	H28
16	◎	般若区有	鳥取県作成のため、調査中
17	◎	般若	鳥取県作成のため、調査中
18	◎	釜ヶ谷	H30
19	◎	長尾谷	H28
20	◎	狼谷	H28
21	◎	奥津似	H25
22	◎	東谷	R2
23	◎	柄杓田	R2
	23	全23池	

【第2編 土砂災害防止計画(資料2-3-1)】

山地災害危険地区(山腹崩壊危険地区)一覽表

危険地区番号		保安林等の指定	位置			公共施設等					
市町村	地区		市町村	大字	字	人家50戸以上	人家49〜10戸	人家9〜5戸	人家4戸以下	公(道路除く)共施設	道路
203	001	有	倉吉市	みどり町			20				市
203	002	無	倉吉市	みどり町			30				主
203	003	無	倉吉市	円谷町							林
203	004	無	倉吉市	円谷町							国
203	005	有	倉吉市	岡			19				市
203	006	無	倉吉市	岡			10				市
203	007	有	倉吉市	下米積				7			
203	008	有	倉吉市	下米積			12				
203	009	無	倉吉市	下米積			17				市
203	010	無	倉吉市	下余戸				7			市
203	011	無	倉吉市	下余戸			10		5		市
203	012	有	倉吉市	河来見							主
203	013	無	倉吉市	河来見					1		市
203	014	有	倉吉市	河来見				5			
203	015	無	倉吉市	河来見					1		主
203	016	無	倉吉市	河来見					2		主
203	017	無	倉吉市	鴨河内					1		
203	018	有	倉吉市	鴨河内							国
203	019	有	倉吉市	巖城		75					市
203	020	無	倉吉市	巖城		81				3	県
203	021	無	倉吉市	巖城				8		1	県
203	022	無	倉吉市	巖城			10				
203	023	有	倉吉市	岩倉					1		林
203	024	有	倉吉市	岩倉					1		市
203	025	有	倉吉市	栗尾			36				市
203	026	有	倉吉市	栗尾			22				市
203	027	無	倉吉市	古川沢				5		1	
203	028	無	倉吉市	古川沢			12			2	
203	029	無	倉吉市	古川沢			26				市
203	030	無	倉吉市	広瀬						4	主
203	031	有	倉吉市	広瀬							主
203	032	無	倉吉市	広瀬						4	市
203	033	無	倉吉市	広瀬				5			市
203	034	無	倉吉市	桜				8			主
203	035	有	倉吉市	桜			12			1	主
203	036	無	倉吉市	桜				9			主
203	037	無	倉吉市	三江				7			県
203	038	無	倉吉市	山根			21			5	市
203	039	無	倉吉市	寺谷						3	
203	040	無	倉吉市	上井			16			2	市
203	041	無	倉吉市	上古川						1	市
203	042	無	倉吉市	上神						2	
203	043	無	倉吉市	上神						3	
203	044	無	倉吉市	上大立						1	県
203	045	有	倉吉市	上大立						1	県
203	046	無	倉吉市	上大立			16				県
203	047	無	倉吉市	上福田				9			
203	048	有	倉吉市	上福田					2	1	市
203	049	有	倉吉市	上余戸			44				市
203	050	有	倉吉市	森			15				市
203	051	無	倉吉市	杉野				9			市
203	052	有	倉吉市	菅原							他
203	053	有	倉吉市	瀬崎町		58				10	主
203	054	無	倉吉市	清谷			22				市
203	055	有	倉吉市	大河内				5			市
203	056	有	倉吉市	大河内						2	市

【第2編 土砂災害防止計画(資料2-3-1)】

山地災害危険地区(山腹崩壊危険地区)一覽表

危険地区番号		保安林等の指定	位置			公共施設等					
市町村	地区		市町村	大字	字	人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	公(道路除く)共施設	道路
203	057	有	倉吉市	大河内					2		市
203	058	無	倉吉市	大宮			30				市
203	059	有	倉吉市	大原							主
203	060	無	倉吉市	大原				7			市
203	061	有	倉吉市	大原			10				主
203	062	有	倉吉市	大原							主
203	063	無	倉吉市	大原					1	3	市
203	064	有	倉吉市	大谷					2		市
203	065	無	倉吉市	大谷					1		市
203	066	無	倉吉市	大谷						4	市
203	067	無	倉吉市	大立				5			県
203	068	無	倉吉市	大立					2		県
203	069	無	倉吉市	沢谷					3	1	林
203	070	有	倉吉市	鍛冶町	1丁目				4	4	市
203	071	無	倉吉市	中野			16				市
203	072	有	倉吉市	仲ノ町						2	
203	073	無	倉吉市	長谷			14				市
203	074	無	倉吉市	長谷				7			市
203	075	無	倉吉市	馬場町						2	
203	076	無	倉吉市	馬場町					2		
203	077	無	倉吉市	八幡町			13				市
203	078	無	倉吉市	八幡町					1	2	市
203	079	有	倉吉市	富海					2		市
203	080	有	倉吉市	服部			18				市
203	081	有	倉吉市	服部			23				主
203	082	有	倉吉市	福積				7			県
203	083	無	倉吉市	福庭			37				市
203	084	無	倉吉市	福庭				7		1	市
203	085	有	倉吉市	米田町					3		
203	086	無	倉吉市	米田町		72				1	市
203	087	無	倉吉市	米田町			19				市
203	088	無	倉吉市	別所			21				県
203	089	無	倉吉市	北面			18				市
203	090	無	倉吉市	北面			15				市
203	091	有	倉吉市	棕波				6			市
203	092	有	倉吉市	立見			14				市
203	093	無	倉吉市	和田				8		2	市
203	094	無	倉吉市	和田東町					1		県
203	095	有	倉吉市	倅谷			11				市
203	096	有	倉吉市	倅谷				8			県
203	097	無	倉吉市	倅谷				8			県
203	098	有	倉吉市関金町	関金宿				5		1	国
203	099	有	倉吉市関金町	関金宿			14			1	国
203	100	有	倉吉市関金町	関金宿			21			1	市
203	101	有	倉吉市関金町	関金宿					2	2	市
203	102	無	倉吉市関金町	関金宿			22				県
203	103	無	倉吉市関金町	郡家					4		市
203	104	有	倉吉市関金町	今西					1		市
203	105	無	倉吉市関金町	山口					4		市
203	106	無	倉吉市関金町	山口					2		市
203	107	無	倉吉市関金町	山口			31			1	県
203	108	無	倉吉市関金町	山口					2		市
203	109	無	倉吉市関金町	小泉					3		市
203	110	無	倉吉市関金町	松河原				5			市
203	111	有	倉吉市関金町	泰久寺							主
203	112	無	倉吉市関金町	大鳥居					1	2	市
203	113	有	倉吉市関金町	福原				7			市
203	114	有	倉吉市関金町	米富					2		林
203	115	有	倉吉市関金町	米富					2		市

【第2編 土砂災害防止計画(資料2-3-1)】

山地災害危険地区(山腹崩壊危険地区)一覽表

危険地区番号		保安林等の指定	位置			公共施設等					
市町村	地区		市町村	大字	字	人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	公(道路除く)共施設	道路
203	116	無	倉吉市関金町	米富					1		林
203	117	無	倉吉市関金町	米富				8			市
203	118	無	倉吉市関金町	堀					1		
203	119	無	倉吉市関金町	堀					1		市
203	120	有	倉吉市関金町	堀					4		市
203	121	有	倉吉市関金町	堀					1		市
203	122	無	倉吉市関金町	堀					4		市
203	123	無	倉吉市関金町	堀				7			市
203	124	無	倉吉市関金町	堀				5			市
203	125	無	倉吉市関金町	堀				5			市
203	126	有	倉吉市関金町	堀					3		市
203	127	無	倉吉市関金町	明高							他
203	128	無	倉吉市関金町	明高					2		林
203	129	有	倉吉市関金町	明高					1		林
203	130	無	倉吉市関金町	明高					3		市
203	131	無	倉吉市関金町	明高					4		市
203	132	有	倉吉市関金町	明高				6			主
203	133	有	倉吉市関金町	野添					4		市
203	134	有	倉吉市関金町	野添							市

山地災害危険地区(崩壊土砂流出危険地区)一覽表

危険地区番号		保安林等の指定	地すべり防止区域の指定	位置			公共施設等						
市	町			市	町	村	字	人家50戸以上	人家49戸以下	人家9戸以下	人家4戸以下	公共施設(道路除く)	道路
203	001	有	無	倉吉市	みどり町			14				1	市
203	002	有	無	倉吉市	葵町						1	1	市
203	003	有	無	倉吉市	葵町			21				4	市
203	004	有	無	倉吉市	円谷町							0	林
203	005	有	無	倉吉市	円谷町						1	1	林
203	006	有	無	倉吉市	河来見						1	0	市
203	007	有	無	倉吉市	鴨河内							0	林
203	008	有	無	倉吉市	岩倉						4	0	林
203	009	有	無	倉吉市	岩倉							0	県
203	010	有	無	倉吉市	栗尾			11				0	市
203	011	有	無	倉吉市	栗尾			40				0	林
203	012	有	無	倉吉市	栗尾			46				0	林
203	013	有	無	倉吉市	栗尾							0	市
203	014	有	無	倉吉市	栗尾			17				0	林
203	015	有	無	倉吉市	広瀬						2	0	主
203	016	有	無	倉吉市	広瀬					5		0	主
203	017	有	無	倉吉市	広瀬							0	他
203	018	有	無	倉吉市	広瀬							0	林
203	019	有	無	倉吉市	広瀬						1	0	主
203	020	有	無	倉吉市	桜							0	主
203	021	有	無	倉吉市	耳						2	0	
203	022	有	無	倉吉市	上神			53				0	主
203	023	有	無	倉吉市	上大立			10				0	県
203	024	有	無	倉吉市	上余戸						4	1	林
203	025	有	無	倉吉市	森						2	0	県
203	026	有	無	倉吉市	菅原							0	林
203	027	有	無	倉吉市	菅原							0	県
203	028	有	有	倉吉市	駄経寺町			128				5	県
203	029	有	無	倉吉市	大河内						2	0	県
203	030	有	無	倉吉市	大河内					8		0	県
203	031	無	無	倉吉市	大河内					5		0	県
203	032	有	無	倉吉市	大原			18				0	市
203	033	有	無	倉吉市	大谷						3	0	市
203	034	有	無	倉吉市	富海					7		0	市
203	035	有	無	倉吉市	富海						4	0	
203	036	有	無	倉吉市	福積						2	0	県
203	037	有	無	倉吉市	米田町			19				0	
203	038	有	無	倉吉市	米田町					6		0	市
203	039	有	無	倉吉市	北面			18				0	市
203	040	無	無	倉吉市	北面			10				0	市
203	041	無	無	倉吉市	北面			27				0	市
203	042	無	有	倉吉市	湊町			20				0	市
203	043	有	無	倉吉市	関金町	関金宿		53				4	市
203	044	有	無	倉吉市	関金町	関金宿						0	市
203	045	有	無	倉吉市	関金町	関金宿		11				0	県
203	046	有	無	倉吉市	関金町	関金宿					1	0	市
203	047	有	無	倉吉市	関金町	関金宿						0	県
203	048	有	無	倉吉市	関金町	関金宿						0	県
203	049	有	無	倉吉市	関金町	関金宿						0	市
203	050	有	無	倉吉市	関金町	関金宿						0	市
203	051	有	無	倉吉市	関金町	関金宿						0	県
203	052	有	無	倉吉市	関金町	郡家		15				0	県
203	053	有	無	倉吉市	関金町	今西		13				0	林
203	054	有	無	倉吉市	関金町	今西				6		0	市
203	055	有	無	倉吉市	関金町	今西						0	林
203	056	有	無	倉吉市	関金町	山口					2	0	市

【第2編 土砂災害防止計画(資料2-3-1)】

危険地区番号		保安林等の指定	地すべり防止区域の指定	位置			公共施設等				
市	地区			市	大字	字	人家50戸以上	人家49戸以下	人家9戸以下	人家4戸以下	公(道路除く)共施設
203	057	有	無	倉吉市関金町	山口					0	林
203	058	有	無	倉吉市関金町	山口			5		0	市
203	059	有	無	倉吉市関金町	山口					0	市
203	060	有	無	倉吉市関金町	山口				1	0	市
203	061	有	無	倉吉市関金町	山口				1	0	市
203	062	有	無	倉吉市関金町	山口			5		0	林
203	063	無	無	倉吉市関金町	山口				3	0	市
203	064	有	無	倉吉市関金町	小泉				2	0	
203	065	有	無	倉吉市関金町	福原					0	市
203	066	有	無	倉吉市関金町	米富				2	0	林
203	067	有	無	倉吉市関金町	米富					0	市
203	068	有	無	倉吉市関金町	米富			8		0	市
203	069	無	無	倉吉市関金町	米富				4	0	市
203	070	有	無	倉吉市関金町	堀					0	市
203	071	有	無	倉吉市関金町	堀				3	0	林
203	072	有	無	倉吉市関金町	堀			11		0	市
203	073	有	無	倉吉市関金町	堀				9	0	市
203	074	有	無	倉吉市関金町	堀				9	0	市
203	075	有	無	倉吉市関金町	堀					0	市
203	076	有	無	倉吉市関金町	堀					0	市
203	077	有	無	倉吉市関金町	明高					0	林
203	078	有	無	倉吉市関金町	野添					0	林
203	079	有	無	倉吉市関金町	野添					0	他
203	080	有	無	倉吉市関金町	野添					0	市
203	081	無	無	倉吉市関金町	野添			9		0	市
203	082	有	無	倉吉市関金町	野添					0	市
203	083	有	無	倉吉市関金町	野添					0	林
203	084	有	無	倉吉市関金町	野添					0	林
203	085	有	無	倉吉市関金町	野添				1	0	市

土砂災害危険箇所並びに土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域一覧表

1 土石流

(平成30年11月現在)

ランク	溪流番号	溪流名	所在地	土砂災害警戒区域の指定	土砂災害特別警戒区域の指定	避難対象			警戒避難体制										防災意識の啓発	備考							
				(イエロー)	(レッド)	人口(人)	世帯数(世帯)	戸数(戸)	土砂災害に関する情報		避難体制				要配慮者利用施設												
				年月日(告示番号)	年月日(告示番号)				基準局	収集・伝達の方法	避難路	自主避難所	避難路	指定緊急避難場所	指定避難所	有無	施設の名称				所在地		土砂災害に関する情報の伝達方法	土砂災害ハザードマップの有無			
																町名	番地										
I	1-2-16-1	小路谷川	倉吉市 清谷	H24.7.13(514)																							
I	1-2-16-2	福庭谷川	倉吉市 福庭	H24.7.13(512)																							
I	1-2-16-3	深谷川	倉吉市 山根	H19.3.30(317)	解除										有	中部障がい者地域支援センター・倉吉病院・第1ハビネス・藤井政雄記念病院・藤井政雄記念病院ケアプランセンター・ケアホームハビネス・援護寮あずさショートステイあずさ・福祉ホームあずさB・訪問介護ステーションくらし	山根	43						H31.3.26(150)レッド指定解除			
																敬仁会館	山根	55-39									
																ワークホームあしたば		55									
																ハバル園		425-3									
																ル・サンテリオン		55-233									
I	1-2-16-4	桑谷川	倉吉市 山根	H19.3.30(317)											有	第2ハビネス 第3ハビネス	山根	404-4 402-3								H26.7.18(548)レッド指定解除	
I	1-2-16-5(1)	桑谷川	倉吉市 山根	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)																						
I	1-2-16-5(2)	桑谷川	倉吉市 山根	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)																						
I	1-2-16-6	奥谷川	倉吉市 伊木	H18.3.28(188)	H24.7.13(516)																						
I	1-2-16-7	八屋谷川	倉吉市 八屋	H24.7.13(512)	H24.7.13(516)																						
I	1-2-16-8	八屋南谷川	倉吉市 八屋	H18.3.28(188)	H24.7.13(516)																						
I	1-2-16-9	竹原ノ谷川	倉吉市 八屋	H24.7.13(512)	H24.7.13(516)																						
I	1-2-16-10	宮ノ下谷川	倉吉市 下余戸	H24.7.13(512)												有	倉吉市立西郷保育園	下余戸	129-1								
I	1-2-16-11	屋敷谷川	倉吉市 下余戸	H18.3.28(188)	H24.7.13(516)											有	倉吉市立西郷小学校 西郷児童クラブみらい	下余戸	114								
I	1-2-16-12	屋敷皆谷川	倉吉市 上余戸	H24.7.13(512)	H24.7.13(516)																						
I	1-2-16-13	瀬ヶ谷口川	倉吉市 上余戸	H24.7.13(512)	H24.7.13(516)																						
I	1-2-16-14	立原川	倉吉市 上余戸	H18.3.28(188)	H24.7.13(516)																						
I	1-2-16-15	宮ノ谷川	倉吉市 栗尾	H18.3.28(188)																							
I	1-2-16-16	宮ノ東谷川	倉吉市 栗尾	H18.3.28(188)	H24.7.13(516)																						
I	1-2-16-17(1)	大原北谷川	倉吉市 大原	H18.3.28(188)	H24.7.13(516)																						
I	1-2-16-17(2)	大原北谷川	倉吉市 大原	H18.3.28(188)	H24.7.13(516)																						
I	1-2-16-18	大原谷川	倉吉市 大原	H18.3.28(188)	H24.7.13(516)											有	デイサービスセンターほほえみ	大原	634-3								
I	1-2-16-19(1)	大原中谷川	倉吉市 大原	H18.3.28(188)	H24.7.13(516)																						
I	1-2-16-19(2)	大原中谷川	倉吉市 大原	H18.3.28(188)	H24.7.13(516)																						
I	1-2-16-20	西門谷川	倉吉市 円谷町	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)																						
I	1-2-16-21	絵下谷川	倉吉市 米田町	H19.3.30(317)																							
I	1-2-16-22	駄経寺谷川	倉吉市 駄経寺町2丁目	H19.3.30(317)	H24.7.13(516)																						
I	1-2-16-23	住吉谷川	倉吉市 住吉町	H19.3.30(317)	H25.4.23(373)																						
I	1-2-16-24	葵東谷川	倉吉市 葵町	h30.9.28(568)	解除																						H30.9.28(572)レッド指定解除
I	1-2-16-25	葵谷川	倉吉市 葵町	H19.3.30(317)	H24.7.13(516)																						
I	1-2-16-26	葵中谷川	倉吉市 葵町	H19.3.30(317)	H24.7.13(516)																						
I	1-2-16-27	葵西谷川	倉吉市 葵町	H19.3.30(317)	H24.7.13(516)																						
I	1-2-16-28	浅田谷川	倉吉市 西仲町	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)											有	倉吉幼稚園 めぐみ保育園 打吹クリニック	仲ノ町	742-1 742-2 770								

ランク	溪流番号	溪流名	所在地	土砂災害警戒区域の指定 (イエロー) 年月日 (告示番号)	土砂災害特別警戒区域の指定 (レッド) 年月日 (告示番号)	避難対象			警戒避難体制										防災意識の啓発 土砂災害ハザードマップの有無	備考	
						人口 (人)	世帯数 (世帯)	戸数 (戸)	土砂災害に関する情報		避難体制				要配慮者利用施設						
									基準局	収集・伝達の方法	避難路	自主避難所	避難路	指定緊急避難場所 指定避難所	有無	施設の名称	所在地				土砂災害に関する情報の伝達方法
I	1-2-16-29	浅田谷川	倉吉市 瀬崎町	H19.3.30 (317)				85							有	ディケアセンターのじま	瀬崎町	2714-1			
I	1-2-16-30	長谷川	倉吉市 余戸谷町	H19.3.30 (317)	H24.7.13 (516)			47							有	倉吉市立明倫小学校 倉吉市立倉吉西保育園	余戸谷町 余戸谷町	3059 2971			
I	1-2-16-31	稲置谷川	倉吉市 余戸谷町	H19.3.30 (317)				36							有	倉吉市立明倫小学校	余戸谷町	3059			
I	1-2-16-32	みどり下谷川	倉吉市 みどり町	H19.3.30 (317)	H24.7.13 (516)			47							有	ひまわり保育園	みどり町	3180			
I	1-2-16-33	みどり中谷川	倉吉市 みどり町	H19.3.30 (317)				44							無						
I	1-2-16-34	みどりに上谷川	倉吉市 みどり町	H24.7.13 (514)				11							有	因伯子ども学園	みどり町	3249			H26.7.18 (548) レッド指定解除
I	1-2-16-35	大谷川	倉吉市 大谷	H19.3.30 (317)	H24.7.13 (516)			1							無						
I	1-2-16-36	源三郎谷川	倉吉市 大谷	H19.3.30 (317)	H24.7.13 (516)			5							無						
I	1-2-16-37	和北谷川	倉吉市 和田	対象外											無						
I	1-2-16-38	袋谷川	倉吉市 和田東町	H24.7.13 (512)											無						
I	1-2-16-39	和南谷川	倉吉市 馬場町	対象外											無						
I	1-2-16-40	円山谷川	倉吉市 巖城	H18.3.28 (188)											無						
I	1-2-16-41	円山南谷川	倉吉市 巖城	H18.3.28 (188)	H24.7.13 (516)										無						
I	1-2-16-42	カニケ谷川	倉吉市 巖城	H24.7.13 (512)											無						
I	1-2-16-43	寺屋敷谷川	倉吉市 巖城	H24.7.13 (512)	H24.7.13 (516)										無						
I	1-2-16-44	田内谷川	倉吉市 巖城	H24.7.13 (512)	H24.7.13 (516)										無						
I	1-2-16-45	小内谷川	倉吉市 小田	H18.3.28 (188)	H24.7.13 (516)										無						
I	1-2-16-46	大坂西谷川	倉吉市 小田	H18.3.28 (188)	H24.7.13 (516)										無						
I	1-2-16-49	奥谷川	倉吉市 古川沢	H18.3.28 (188)											無						
I	1-2-16-50	古川谷川	倉吉市 古川沢	H18.3.28 (188)											無						
I	1-2-16-51	古川南谷川	倉吉市 古川沢	H18.3.28 (188)											無						
I	1-2-16-52	汗千谷川	倉吉市 大河内	H24.7.13 (514)	H24.7.13 (516)			2							無						
I	1-2-16-53	クラン谷川	倉吉市 大河内	H19.3.30 (317)				3							無						
I	1-2-16-54	大河内東谷川	倉吉市 大河内	H19.3.30 (317)	H24.7.13 (516)			7							無						
I	1-2-16-55	森谷川	倉吉市 森	H19.3.30 (317)	H24.7.13 (516)			7							無						
I	1-2-16-56	釜谷川	倉吉市 長谷	H19.3.30 (317)				9							無						
I	1-2-16-57	悴谷中谷川	倉吉市 悴谷	H19.3.30 (317)	H24.7.13 (516)			6							無						
I	1-2-16-58	悴谷東谷川	倉吉市 悴谷	H19.3.30 (317)				6							無						
I	1-2-16-59	清水谷川	倉吉市 杉野	H19.3.30 (317)				19							無						
I	1-2-16-60	西高尾谷川	倉吉市 福積	H19.3.30 (317)	H24.7.13 (516)			7							無						
I	1-2-16-61	杉谷川	倉吉市 岡	H19.3.30 (317)				10							無						
I	1-2-16-62	椋波下谷川	倉吉市 椋波	H19.3.30 (317)	H24.7.13 (516)			2							無						
I	1-2-16-63	栩谷川	倉吉市 大立	H24.7.13 (510) (514)	解除			8							無						H31.3.26 (150) レッド指定解除
I	1-2-16-64	管野平谷川	倉吉市 立見	H24.7.13 (510)	H24.7.13 (516)			8							無						
I	1-2-16-65	大亀谷川	倉吉市 立見	H19.3.30 (317)				10							無						
I	1-2-16-66(1)	志村川	倉吉市 上大立	H24.7.13 (514)				4							無						
I	1-2-16-66(2)	志村川	倉吉市 上大立	H24.7.13 (514)				0							無						
I	1-2-16-67	北ヶ谷川	倉吉市 上大立	H24.7.13 (514)				-							無						

ランク	溪流番号	溪流名	所在地	土砂災害警戒区域の指定 (イエロー)	土砂災害特別警戒区域の指定 (レッド)	避難対象			警戒避難体制										防災意識の啓発	備考		
									土砂災害に関する情報		避難体制				要配慮者利用施設							
						年月日 (告示番号)	年月日 (告示番号)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	戸数 (戸)	基準局	収集・伝達の方法	避難路	自主避難所	避難路	指定緊急避難場所 指定避難所	有無	施設の名称			所在地	
I	1-2-16-68	上大立谷川	倉吉市 上大立	H19.3.30 (317)	H24.7.13 (516)			8							無							
I	1-2-16-69	大立上谷川	倉吉市 大立	H19.3.30 (317)	H24.7.13 (516)			19							無							
I	1-2-16-70	大立下谷川	倉吉市 大立	H19.3.30 (317)	H24.7.13 (516)			10							無							
I	1-2-16-71	志羅谷川	倉吉市 大原	H18.3.28 (188)											無							
I	1-2-16-72	カンノ谷川	倉吉市 大原	H18.3.28 (188)	H24.7.13 (516)										無							
I	1-2-16-73	大原谷川	倉吉市 大原	H18.3.28 (188)	H24.7.13 (516)										無							
I	1-2-16-74	富海川	倉吉市 富海	H24.7.13 (514)				4							無							
I	1-2-16-75	富海西谷川	倉吉市 富海	H19.3.30 (317)	H24.7.13 (516)			5							無							
I	1-2-16-76	上瀬戸谷川	倉吉市 広瀬	H19.3.30 (317)				3							無							
I	1-2-16-77	下瀬戸谷川	倉吉市 広瀬	H19.3.30 (317)				3							無							
I	1-2-16-78	セトの谷川	倉吉市 広瀬	H19.3.30 (317)				7							無							
I	1-2-16-79	広瀬谷川	倉吉市 広瀬	H19.3.30 (317)	H24.7.13 (516)			7							無							
I	1-2-16-80	荒神谷川	倉吉市 耳	H19.3.30 (317)				13							無							
I	1-2-16-81	尾田谷川	倉吉市 尾田	対象外				0							無							
I	1-2-16-88	コモノコ谷川	倉吉市 長谷	H19.3.30 (317)				2							無							
I	1-2-16-89(1)	福庭北谷川	倉吉市 福庭	H24.7.13 (514)	H24.7.13 (516)										無							
	1-2-16-89(2)	福庭北谷川	倉吉市 福庭	H24.7.13 (514)	H24.7.13 (516)										無							
I	1-2-16-90(1)	福庭東谷川	倉吉市 福庭	H24.7.13 (514)	H24.7.13 (516)										無							
	1-2-16-90(2)	福庭東谷川	倉吉市 福庭	H24.7.13 (514)	H24.7.13 (516)										無							
I	1-2-16-91	福庭東下谷川	倉吉市 福庭	H18.3.28 (188)	H24.7.13 (516)										無							
I	1-2-16-92	福庭東中谷川	倉吉市 海田東町	H18.3.28 (188)	H24.7.13 (516)										無							
I	1-2-16-93	福庭東上谷川	倉吉市 大平町	H24.7.13 (514)				18							無							
I	1-2-16-94	旭北下谷川	倉吉市 大平町	H24.7.13 (514)				3							有	上井児童センター	大平町	360-1				
I	1-2-16-95	旭北中谷川	倉吉市 大平町	H24.7.13 (514)	H24.7.13 (516)			4							有	上井児童センター	大平町	360-1				
I	1-2-16-96	旭北上谷川	倉吉市 上井1丁目	H24.7.13 (512)	H24.7.13 (516)										有	福祉ホームあすさA 第5ハビネス	上井	32-1				
I	1-2-16-97	北奥谷川	倉吉市 山根	H18.3.28 (188)	H24.7.13 (516)										無							
I	1-2-16-98	宮ノ上谷川	倉吉市 栗尾	H18.3.28 (188)	H24.7.13 (516)										無							
I	1-2-16-99	みどり東谷川	倉吉市 みどり町	H24.7.13 (514)	H24.7.13 (516)			0							有	因伯子ども学園	みどり町	3249				
I	1-2-16-100	みどり南谷川	倉吉市 みどり町	H19.3.30 (317)				28							有							H27.3.24(193) レッド指定解除
I	1-2-16-101	清水北谷川	倉吉市 杉野	H24.7.13 (514)	解除			24							無							H31.3.26(150) レッド指定解除
I	1-2-16-102	フラン東谷川	倉吉市 大河内	H19.3.30 (317)				2							無							
I	1-2-16-103	フラン西谷川	倉吉市 大河内	H19.3.30 (317)				6							無							
I	1-2-16-104	大立東谷川	倉吉市 大立	H19.3.30 (317)	H24.7.13 (516)			5							無							
I	1-2-16-105	西ノ谷川	倉吉市 溝谷	H20.4.4 (231)				16							無							
I	1-2-16-106	西谷川	倉吉市 溝谷	H24.7.13 (515)	H24.7.13 (516)			12							無							
I	1-2-16-107	権代山谷川	倉吉市 大宮	H20.4.4 (231)	H24.7.13 (516)			9							無							
I	1-2-16-108	宮ノ谷川	倉吉市 大宮	H24.7.13 (515)				14							無							
I	1-2-16-109	棚谷川2	倉吉市 大立	H24.7.13 (511)	H24.7.13 (516)			5							無							

ランク	溪流番号	溪流名	所在地	土砂災害警戒区域の指定 (イエロー) 年月日 (告示番号)	土砂災害特別警戒区域の指定 (レッド) 年月日 (告示番号)	避難対象			警戒避難体制										防災意識の啓発 土砂災害ハザードマップの有無	備考		
						人口 (人)	世帯数 (世帯)	戸数 (戸)	土砂災害に関する情報		避難体制			要配慮者利用施設								
									基準局	収集・伝達の方法	避難路	自主避難所	避難路	指定緊急避難場所 指定避難所	有無	施設の名称	所在地				土砂災害に関する情報の伝達方法	
I	1-2-21-1	山口谷川	倉吉市 関金町山口	H20.4.4 (231)				14							無							H27.5.8 (328) レッド指定解除
I	1-2-21-2	郡家谷川	倉吉市 関金町郡家	H20.4.4 (231)	H24.7.13 (516)			13							無							
I	1-2-21-3	湯谷川	倉吉市 関金町今西	H20.4.4 (231)	H24.7.13 (516)			5							無							
I	1-2-21-4	小念川	倉吉市 関金町堀 清水	H20.4.4 (231)	H24.7.13 (516)			8							無							
I	1-2-21-5	下清水谷川	倉吉市 関金町堀 清水	H20.4.4 (231)	H24.7.13 (516)			0							無							
I	1-2-21-6	清水谷川	倉吉市 関金町堀 清水	H20.4.4 (231)	H24.7.13 (516)			6							無							
I	1-2-21-7	上蛇ア谷川	倉吉市 関金町堀	H20.4.4 (231)				15														
I	1-2-21-8	矢谷川	倉吉市 関金町堀	H20.4.4 (231)				6							無							
I	1-2-21-9(1)	堤原谷川	倉吉市 関金町堀	H24.7.13 (515)	H24.7.13 (516)										有	山守児童クラブ	関金町堀	2263				
I	1-2-21-9(2)	堤原谷川	倉吉市 関金町堀	H24.7.13 (515)	H24.7.13 (516)										有	山守児童クラブ	関金町堀	2263				
I	1-2-21-10	米富川	倉吉市 関金町米富	H24.7.13 (515)	H24.7.13 (516)			6							無							
I	1-2-21-11	野添谷川	倉吉市 関金町野添	H20.4.4 (231)				10							無							
I	1-2-21-12	湯谷川	倉吉市 関金町関金宿	H20.4.4 (231)				2							無							
I	1-2-21-13	奥湯谷川	倉吉市 関金町関金宿	H20.4.4 (231)	H24.7.13 (516)			41							無							
I	1-2-21-14	堤谷川	倉吉市 関金町関金宿	H25.4.23 (372)				39							有	関金みのりグループホーム 関金インターケアハウス グループホームせきがね・たきがわ	関金宿	1429-2 1429-14 1448-8				
I	1-2-21-15	大坪西谷川	倉吉市 関金町関金宿 大坪	H20.4.4 (231)				7							無							
I	1-2-21-16	矢送川	倉吉市 関金町山口 大河原	H20.4.4 (231)				3							無							
I	1-2-21-17	釈迦谷川	倉吉市 関金町関金宿	H20.4.4 (231)	H24.7.13 (516)			0							無							
I	1-2-21-18	ジャキ谷川	倉吉市 関金町関金宿	H20.4.4 (231)				10							有	介護老人保健施設ひまわり グループホームひまわり関金 訪問介護ステーションひまわり けあホームひまわり関金	関金宿	1891-4 1886 1891-1 1891-10				H27.3.24 (193) レッド指定解除
I	1-2-21-19	唐鴨山川	倉吉市 関金町関金宿	H20.4.4 (231)				5							無							
I	1-2-21-20	大滝山川	倉吉市 関金町関金宿 滝川	H20.4.4 (231)				0							無							
I	1-2-21-21	崎山川	倉吉市 関金町今西	H24.7.13 (515)	H24.7.13 (516)			9							無							
I	1-2-21-22	長谷川	倉吉市 関金町堀	H20.4.4 (231)				3							無							
I	2-26-16-82	大谷谷川	倉吉市 大谷	H24.7.13 (514)	H24.7.13 (516)			0							無							
I	2-26-16-83	原谷谷川	倉吉市 上神 原谷	H19.3.30 (317)	H24.7.13 (516)			5							無							
I	2-26-16-84(2)	原谷下谷川	倉吉市 上神 原谷	H24.7.13 (514)	H24.7.13 (516)										無							
	2-26-16-84(3)	原谷下谷川	倉吉市 上神 原谷	H24.7.13 (514)	H24.7.13 (516)										無							
	2-26-16-85	北面下谷川	倉吉市 北面	H19.3.30 (317)	H24.7.13 (516)			8							無							
I	2-26-16-86	北面上谷川	倉吉市 北面	H19.3.30 (317)				7							無							
I	2-26-16-87	北面前谷川	倉吉市 北面	H24.7.13 (514)	H24.7.13 (516)			12							無							
II	1-2-16-1	中福積谷川	倉吉市 福積	H19.3.30 (317)	H24.7.13 (516)			2							無							
II	1-2-16-2	上余戸谷川	倉吉市 上余戸	H24.7.13 (512)	H24.7.13 (516)										無							
II	1-2-16-3	栗尾谷川	倉吉市 栗尾	H18.3.28 (188)	H24.7.13 (516)										無							
II	1-2-16-4	米田谷川	倉吉市 米田町	H24.7.13 (514)	H24.7.13 (516)			0							無							
II	1-2-16-5	和田末谷川	倉吉市 和田東町	H18.3.28 (188)	H24.7.13 (516)										無							
II	1-2-16-6	馬場谷川	倉吉市 馬場町	H18.3.28 (188)											無							

ランク	溪流番号	溪流名	所在地	土砂災害警戒区域の指定 (イエロー) 年月日 (告示番号)	土砂災害特別警戒区域の指定 (レッド) 年月日 (告示番号)	避難対象			警戒避難体制										防災意識の啓発 土砂災害ハザードマップの有無	備考			
						人口 (人)	世帯数 (世帯)	戸数 (戸)	土砂災害に関する情報		避難体制			要配慮者利用施設									
									基準局	収集・伝達の方法	避難路	自主避難所	避難路	指定緊急避難場所 指定避難所	有無	施設の名称	所在地				土砂災害に関する情報の伝達方法		
II	1-2-16-7	森南谷川	倉吉市 森	H19.3.30 (317)	H24.7.13 (516)			0								無							
II	1-2-16-8	下汗千谷川	倉吉市 大河内	H19.3.30 (317)	H24.7.13 (516)			3								無							
II	1-2-16-9	奥汗千谷川	倉吉市 大河内	H19.3.30 (317)	H24.7.13 (516)			1								無							
II	1-2-16-10	フラン谷川	倉吉市 大河内	H19.3.30 (317)	H24.7.13 (516)			2								無							
II	1-2-16-11	赤瀬谷川	倉吉市 大河内	H19.3.30 (317)	H24.7.13 (516)			7								無							
II	1-2-16-12	下森谷川	倉吉市 森	H24.7.13 (514)	H24.7.13 (516)			2								無							
II	1-2-16-13	中野上谷川	倉吉市 中野	H19.3.30 (317)	H24.7.13 (516)			2								無							
II	1-2-16-15	杉野谷川	倉吉市 杉野	H19.3.30 (317)	H24.7.13 (516)			2								無							
II	1-2-16-16	小杉野谷川	倉吉市 杉野	H24.7.13 (514)				0								無							
II	1-2-16-17	岡谷川	倉吉市 大立	H19.3.30 (317)				3								無							
II	1-2-16-18	湯ノ谷川	倉吉市 立見	H24.7.13 (510)	H24.7.13 (516)			1								無							
II	1-2-16-19	下立谷川	倉吉市 大立	H19.3.30 (317)				1								無							
II	1-2-16-22	富海下谷川	倉吉市 富海	H19.3.30 (317)	H24.7.13 (516)			2								無							
II	1-2-16-23	富海中谷川	倉吉市 富海	H19.3.30 (317)	H24.7.13 (516)			1								無							
II	1-2-16-24(1)	富海東谷川	倉吉市 富海	H24.7.13 (514)	H24.7.13 (516)			2								無							
II	1-2-16-24(2)	富海東谷川	倉吉市 富海	H24.7.13 (514)	H24.7.13 (516)			1								無							
	1-2-16-24(3)	富海東谷川	倉吉市 富海	H19.3.30 (317)				3								無							
	1-2-16-25(1)	大宮下谷川	倉吉市 大宮	H19.3.30 (317)	H24.7.13 (516)			5								無							
II	1-2-16-25(2)	大宮下谷川	倉吉市 大宮	H19.3.30 (317)	H24.7.13 (516)			7								無							
	1-2-16-26	岩倉川	倉吉市 菅原	H24.7.13 (514)	H24.7.13 (516)			1								無							
II	1-2-16-27	下谷川	倉吉市 広瀬	H19.3.30 (317)	H24.7.13 (516)			2								無							
II	1-2-16-28	上谷川	倉吉市 広瀬	H19.3.30 (317)				2								無							
II	1-2-16-29	大王谷川	倉吉市 広瀬	H19.3.30 (317)	H24.7.13 (516)			2								無							
II	1-2-16-30	南大王谷川	倉吉市 広瀬	H19.3.30 (317)	H24.7.13 (516)			1								無							
II	1-2-16-31	広瀬川	倉吉市 広瀬	H24.7.13 (514)	H24.7.13 (516)			0								無							
II	1-2-16-32	下広瀬谷川	倉吉市 広瀬	H19.3.30 (317)	H24.7.13 (516)			1								無							
II	1-2-16-33	上広瀬谷川	倉吉市 広瀬	H19.3.30 (317)	H24.7.13 (516)			1								無							
II	1-2-16-34	松尾谷川	倉吉市 鴨河内	H24.7.13 (510) (514)	H24.7.13 (516)			1								無							
II	1-2-16-36	広谷川	倉吉市 広瀬	H19.3.30 (317)	H24.7.13 (516)			0								無							
II	1-2-16-38	北面北谷川	倉吉市 北面	H19.3.30 (317)				7								無							
II	1-2-16-39	野田谷川	倉吉市 大谷 野田	H24.7.13 (514)	H24.7.13 (516)			4								無							
II	1-2-16-40	栗尾南谷川	倉吉市 栗尾	H18.3.28 (188)												無							
II	1-2-16-41	岩倉南谷川	倉吉市 菅原	H24.7.13 (514)	H24.7.13 (516)			1								無							
II	1-2-16-42	大王北谷川	倉吉市 広瀬	H19.3.30 (317)	H24.7.13 (516)			1								無							
II	1-2-16-43	桜谷川	倉吉市 桜	H24.7.13 (514)				1								無							
II	1-2-16-44	横手南川	倉吉市 大立	H24.7.13 (515)				3								無							
II	1-2-16-45	横手北川	倉吉市 大立	H24.7.13 (514)	H24.7.13 (516)			3								無							

ランク	溪流番号	溪流名	所在地	土砂災害警戒区域の指定	土砂災害特別警戒区域の指定	避難対象			警戒避難体制										防災意識の啓発	備考				
				(イエロー)	(レッド)	人口(人)	世帯数(世帯)	戸数(戸)	土砂災害に関する情報		避難体制				要配慮者利用施設						土砂災害ハザードマップの有無			
				年月日(告示番号)	年月日(告示番号)				基準局	収集・伝達の方法	避難路	自主避難所	避難路	指定緊急避難場所	指定避難所	有無	施設の名称	所在地				土砂災害に関する情報の伝達方法		
II	1-2-21-1	矢送川⑦	倉吉市 関金町山口	H20.4.4(231)	H24.7.13(516)			1								無								
II	1-2-21-2	間陽川	倉吉市 関金町今西	H20.4.4(231)				4								無								
II	1-2-21-3	清水谷川②	倉吉市 関金町堀 和谷	H20.4.4(231)				1								無								
II	1-2-21-4	清水谷川③	倉吉市 関金町堀 和谷	H20.4.4(231)	H24.7.13(516)			1								無								
II	1-2-21-5	小鴨川①	倉吉市 関金町堀	H20.4.4(231)	H24.7.13(516)			12								無								
II	1-2-21-6	小鴨川②	倉吉市 関金町堀	H20.4.4(231)				18								無								
II	1-2-21-7	小泉谷川	倉吉市 関金町小泉	H20.4.4(231)				1								無								
II	1-2-21-8	小泉谷川①	倉吉市 関金町米富	H24.7.13(515)	H24.7.13(516)			2								無								
II	1-2-21-9	中の谷川	倉吉市 関金町野添	H20.4.4(231)				1								無								
II	1-2-21-10	小鴨川③	倉吉市 関金町堀	H20.4.4(231)	H24.7.13(516)			3								無								
II	1-2-21-11	矢送川①	倉吉市 関金町関金宿	H20.4.4(231)				10								無								
II	1-2-21-13	滝川①	倉吉市 関金町関金宿 滝川	H20.4.4(231)	H24.7.13(516)			4								無								
II	1-2-21-14	イノコ谷川	倉吉市 関金町関金宿 滝川	H20.4.4(231)	H24.7.13(516)			2								無								
II	1-2-21-16	矢送川②	倉吉市 関金町山口 浅井	H20.4.4(231)				2								無								
II	1-2-21-17	矢送川③	倉吉市 関金町山口 浅井	H20.4.4(231)				2								無								
II	1-2-21-19	矢送川④	倉吉市 関金町山口 浅井	H20.4.4(231)	H24.7.13(516)			3								無								
II	1-2-21-20	矢送川⑤	倉吉市 関金町山口 浅井	H20.4.4(231)				3								無								
II	1-2-21-21	矢送川⑥	倉吉市 関金町山口 浅井	H20.4.4(231)				3								無								
II	1-2-21-22(1)	奥矢櫃川	倉吉市 関金町山口 矢櫃	H20.4.4(231)	H24.7.13(516)			6								無								
II	1-2-21-22(2)	奥矢櫃川	倉吉市 関金町山口 矢櫃	H20.4.4(231)	H24.7.13(516)			6								無								
II	1-2-21-24	山加例谷川	倉吉市 関金町山口 浅井	H20.4.4(231)				2								無								
II	1-2-21-25	泉谷川①	倉吉市 関金町今西	H20.4.4(231)				1								無								
II	1-2-21-26		倉吉市 関金町堀 清水	対象外				0								無								
II	1-2-21-27	山ノ神谷川	倉吉市 関金町明高	H25.4.23(366)												無								
II	2-26-16-46	野田南谷川	倉吉市 大谷 野田	H19.3.30(317)				1								無								
II	2-26-16-47	北面東谷川	倉吉市 北面	H19.3.30(317)				3								無								
III	1-2-16-1	小田左谷川	倉吉市 小田	H24.7.13(512)	H24.7.13(516)											無								
III	1-2-16-2	小田右谷川	倉吉市 小田	H18.3.28(188)	H24.7.13(516)											無								
III	1-2-16-3	上米積谷川	倉吉市 上米積	H24.7.13(508)	H24.7.13(516)											無								
III	1-2-16-4	黒見谷川	倉吉市 黒見	H24.7.13(508)	H24.7.13(516)											無								
III	1-2-16-5	三江谷川	倉吉市 三江	H24.7.13(508)												無								
III	1-2-16-6	菅谷川	倉吉市 三江	H24.7.13(508)	H24.7.13(516)											無								
III	1-2-16-7	志津東谷川	倉吉市 尾田	H24.7.13(508)												無								
III	1-2-16-8	志津西谷川	倉吉市 福富	H24.7.13(508)												無								
III	1-2-21-1	岩鼻谷川	倉吉市 関金町関金宿	H24.7.13(508)	H24.7.13(516)											無								

2 急傾斜地の崩壊

(平成30年11月現在)

ランク	箇所番号	箇所名	所在地	土砂災害警戒区域の指定	土砂災害特別警戒区域の指定	避難対象			警戒避難体制										防災意識の啓発	備考			
				(イエロー)	(レッド)	人口(人)	世帯数(世帯)	戸数(戸)	土砂災害に関する情報		避難体制				要配慮者利用施設						土砂災害ハザードマップの有無		
				年月日(告示番号)	年月日(告示番号)				基準局	収集・伝達の方法	避難路	自主避難所	避難路	指定緊急避難場所	指定避難所	有無	施設の名称					所在地	
															町名	番地							
I	613	清谷1	倉吉市 清谷	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)											無							
I	614	清谷2	倉吉市 清谷	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)											無							
I	615	清谷3	倉吉市 清谷	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)											無							
I	616	福庭	倉吉市 福庭	H25.4.23(369)	H25.4.23(373)											無							
I	617	海田東	倉吉市 海田東町	H24.7.13(512)	H24.7.13(516)											無							
I	618	大平町	倉吉市 大平町	H24.7.13(515)	H24.7.13(516)			3								無							
I	619	山根	倉吉市 山根	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)											無							
I	620	伊木	倉吉市 伊木	H24.7.13(512)	H24.7.13(516)											無							
I	621	八屋	倉吉市 八屋	H24.7.13(512)	H24.7.13(516)											無							
I	622	下余戸	倉吉市 下余戸	H18.3.28(188)	H24.7.13(516)											無							
I	623	上余戸	倉吉市 上余戸	H24.7.13(512)	H24.7.13(516)											無							
I	624	栗尾	倉吉市 栗尾	H24.7.13(512)	H24.7.13(516)											無							
I	625	大原1	倉吉市 大原	H24.7.13(512)	H24.7.13(516)										有	デイスサービスとまと	大原	187					
I	626	小田	倉吉市 小田	H24.7.13(512)	H24.7.13(516)											無							
I	627	古川沢1	倉吉市 古川沢	H24.7.13(512)	H24.7.13(516)											無							
I	628	古川沢2	倉吉市 古川沢	H24.7.13(512)	H24.7.13(516)											無							
I	629	田内1	倉吉市 巖城 田内	H24.7.13(512)	H24.7.13(516)											無							
I	630	田内2	倉吉市 巖城 田内	H24.7.13(512)	H24.7.13(516)											無							
I	631	三明寺1	倉吉市 巖城 三明寺西	H24.7.13(512)	H24.7.13(516)											無							
I	632	円谷	倉吉市 円谷町	対象外				0								無							
I	633	駄経寺町2	倉吉市 駄経寺町	H19.3.30(317)	H24.7.13(516)			0								無							
I	634	駄経寺町	倉吉市 駄経寺町	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			16								無							
I	635	住吉町	倉吉市 住吉町	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			12								無							
I	636	東町	倉吉市 東町	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			6								無							H26.7.18(548) レッド一部解除
I	637	仲ノ町	倉吉市 仲ノ町	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			4							有	倉吉市立成徳小学校	仲ノ町	733					
I	638	長谷	倉吉市 瀬崎町 長谷	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			21								無							
I	639	余戸谷町	倉吉市 余戸谷町	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			9								無							
I	640	みどり町2	倉吉市 みどり町	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			9							有	因伯子ども学園	みどり町	3249					H27.5.8(328) レッド一部指定解除
I	641	八幡町	倉吉市 八幡町	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			17								無							
I	642	和田	倉吉市 和田	対象外												無							
I	643	穴沢	倉吉市 穴沢	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			30								無							
I	644	尾原1	倉吉市 尾原	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			9								無							

【第2編 土砂災害防止計画(資料2-3-2)】

リンク	箇所番号	箇所名	所在地	土砂災害警戒区域の指定	土砂災害特別警戒区域の指定	避難対象			警戒避難体制										防災意識の啓発	備考			
				(イエロー)	(レッド)	人口(人)	世帯数(世帯)	戸数(戸)	土砂災害に関する情報		避難体制				要配慮者利用施設						土砂災害ハザードマップの有無		
				年月日(告示番号)	年月日(告示番号)				基準局	収集・伝達の方法	避難路	自主避難所	避難路	指定緊急避難場所	指定避難所	有無	施設の名称	所在地				土砂災害に関する情報の伝達方法	
															町名	番地							
I	645	尾原2	倉吉市 尾原	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			5								無							
I	646	穴田	倉吉市 穴田	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			4								無							
I	647	鋤	倉吉市 鋤	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			5								無							
I	648	津原	倉吉市 津原	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			3								無							
I	649	谷1	倉吉市 谷	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			18								無							
I	650	半坂	倉吉市 別所	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			6								無							
I	651	勝負谷	倉吉市 上福田	H24.7.13(514)				5								無							
I	652	秋喜	倉吉市 秋喜	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			0								有	倉吉市立倉吉西中学校	西倉吉町	170				
I	653	国府	倉吉市 国府	H19.3.30(317)	H24.7.13(516)			2								無							
I	654	国分寺	倉吉市 国分寺	対象外				1								無							
I	655	下米積1	倉吉市 下米積	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			7								無							
I	656	下米積2	倉吉市 下米積	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			7								無							
I	657	妻ノ神	倉吉市 下福田	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			5								無							
I	658	上福田1	倉吉市 上福田	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			4								有	倉吉市立高城小学校 倉吉市立高城保育園 高城児童センター	上福田	722-2 1104 1103				
I	659	上福田2	倉吉市 上福田	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			5								無							
I	660	服部1	倉吉市 服部	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			24								無							
I	661	福積1	倉吉市 福積	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			7								無							
I	662	福積2	倉吉市 福積	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			3								無							
I	663	岡	倉吉市 岡	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			15								無							
I	664	大立	倉吉市 大立	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			4								無							
I	665	上大立	倉吉市 上大立	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			12								無							
I	666	松尾	倉吉市 河来見 松尾	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			2								無							
I	667	河来見	倉吉市 河来見	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			2								無							
I	668	下悴谷	倉吉市 悴谷 下悴谷	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			8								無							
I	669	杉野	倉吉市 杉野	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			3								無							
I	670	中野	倉吉市 中野	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			10								無							
I	671	悴谷	倉吉市 悴谷	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			6								無							
I	672	椋波	倉吉市 椋波	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			6								無							
I	673	立見	倉吉市 立見	H25.4.23(370)	H25.4.23(373)			15								無							
I	674	大河内	倉吉市 大河内	H19.3.30(317)	H24.7.13(516)			3								無							
I	675	上米積	倉吉市 上米積	H24.7.13(514)				2								無							
I	676	三江	倉吉市 三江	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			6								無							

【第2編 土砂災害防止計画(資料2-3-2)】

ランク	箇所番号	箇所名	所在地	土砂災害警戒区域の指定	土砂災害特別警戒区域の指定	避難対象			警戒避難体制											防災意識の啓発	備考		
				(イエロー)	(レッド)	人口(人)	世帯数(世帯)	戸数(戸)	土砂災害に関する情報		避難体制				要配慮者利用施設								
				年月日(告示番号)	年月日(告示番号)				基準局	収集・伝達の方法	避難路	自主避難所	避難路	指定緊急避難場所	指定避難所	有無	施設の名称	所在地				土砂災害に関する情報の伝達方法	
															町名	番地							
I	677	福本	倉吉市 福本	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			3								無							
I	678	沢谷	倉吉市 沢谷	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			2								無							
I	679	黒見	倉吉市 黒見	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			0								無							
I	680	尾田	倉吉市 尾田	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			5								無							
I	681	志津	倉吉市 志津	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			1								無							
I	683	中田1	倉吉市 鴨河内 中田	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			5								無							
I	684	中田2	倉吉市 鴨河内 中田	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			4								無							
I	685	生竹	倉吉市 鴨河内	H24.7.13(514)				3								無							
I	686	東鴨新町	倉吉市 東鴨新町	対象外				-								無							
I	687	岩倉	倉吉市 岩倉	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			2								無							
I	688	広瀬	倉吉市 広瀬	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			4								無							
I	777	大鳥居	倉吉市 関金町大鳥居	H24.7.13(515)	H24.7.13(516)			11								無							
I	778	関金宿	倉吉市 関金町関金宿	H24.7.13(515)	H24.7.13(516)			22								無							
I	779	大坪団地	倉吉市 関金町関金宿	H24.7.13(515)	H24.7.13(516)			31								無							
I	780	松河原	倉吉市 関金町松河原	H24.7.13(511)(515)	H24.7.13(516)			5								無							
I	781	陽中	倉吉市 関金町堀	H24.7.13(515)	H24.7.13(516)			4								無							
I	782	明高	倉吉市 関金町明高	H20.4.4(231)	H24.7.13(516)			2								無							
I	783	米富	倉吉市 関金町米富	H24.7.13(515)	H24.7.13(516)			5								無							
I	784	城山	倉吉市 関金町関金宿	H24.7.13(515)	H24.7.13(516)			13								無							
I	785	寺屋敷	倉吉市 関金町関金宿	H20.4.4(231)	H24.7.13(516)			2								無							
I	786	山新	倉吉市 関金町松河原	H24.7.13(515)	H24.7.13(516)			6								無							
I	787	高助	倉吉市 関金町堀	H24.7.13(515)	H24.7.13(516)			8								無							
I	788	小泉	倉吉市 関金町小泉	H24.7.13(515)	H24.7.13(516)			3								無							
I	789	野添	倉吉市 関金町野添	H24.7.13(515)	H24.7.13(516)			7								無							
I	790	山口	倉吉市 関金町山口	H24.7.13(515)	H24.7.13(516)			27								無							
I	791	角坂	倉吉市 関金町泰久寺 角坂	H24.7.13(515)	H24.7.13(516)			6								無							
I	1140	福庭東	倉吉市 福庭	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)											無							
I	1141	山根2	倉吉市 山根	H24.7.13(514)												有	敬仁会館 ルサンテリオン	山根	55-39 55-233				
I	1142	広栄町	倉吉市 広栄町	H24.7.13(512)	H24.7.13(516)											無							
I	1143	米田	倉吉市 米田町	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			35								無							
I	1144	三明寺2	倉吉市 巖城 三明寺西	H24.7.13(512)	H24.7.13(516)											無							
I	1145	三明寺3	倉吉市 巖城 三明寺西	H24.7.13(512)	H24.7.13(516)											無							

【第2編 土砂災害防止計画(資料2-3-2)】

ランク	箇所番号	箇所名	所在地	土砂災害警戒区域の指定	土砂災害特別警戒区域の指定	避難対象			警戒避難体制										防災意識の啓発	備考		
				(イエロー)	(レッド)	人口(人)	世帯数(世帯)	戸数(戸)	土砂災害に関する情報		避難体制				要配慮者利用施設						土砂災害ハザードマップの有無	
				年月日(告示番号)	年月日(告示番号)				基準局	収集・伝達の方法	避難路	自主避難所	避難路	指定緊急避難場所	指定避難所	有無	施設の名称	所在地				土砂災害に関する情報の伝達方法
															町名	番地						
I	1146	谷2	倉吉市 谷	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			5								無						
I	1147	森	倉吉市 森	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			10								無						
I	1152	崩	倉吉市 関金町堀	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			5								無						
I	1335	清谷4	倉吉市 清谷	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)											無						
I	1336	清谷5	倉吉市 清谷	H19.3.30(317)	H24.7.13(516)											無						
I	1337	福庭2	倉吉市 福庭	H18.3.28(188)	H24.7.13(516)											無						
I	1338	福庭3	倉吉市 福庭	H19.3.30(317)	H24.7.13(516)											無						
I	1339	海田東2	倉吉市 海田東町	H24.7.13(512)	H24.7.13(516)											無						
I	1340	上井	倉吉市 上井	H24.7.13(515)	H24.7.13(516)											無						
I	1341	八屋2	倉吉市 八屋	H24.7.13(512)	H24.7.13(516)											無						
I	1342	八屋3	倉吉市 八屋	H24.7.13(512)	H24.7.13(516)											無						
I	1343	下余戸2	倉吉市 下余戸	対象外												無						
I	1344	下余戸3	倉吉市 下余戸	H18.3.28(188)	H24.7.13(516)											無						
I	1345	上余戸2	倉吉市 上余戸	H24.7.13(512)	H24.7.13(516)											無						
I	1346	小田2	倉吉市 小田	H24.7.13(512)	H24.7.13(516)											無						
I	1347	古川沢3	倉吉市 古川沢	H24.7.13(512)	H24.7.13(516)											無						
I	1348	小田3	倉吉市 小田	H24.7.13(512)	H24.7.13(516)											無						
I	1349	巖城	倉吉市 巖城	H24.7.13(512)	H24.7.13(516)											無						
I	1350	巖城2	倉吉市 巖城	H24.7.13(512)	H24.7.13(516)											無						
I	1351	円谷2	倉吉市 円谷町	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			6								無						
I	1352	米田町2	倉吉市 米田町	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			5								無						
I	1353	住吉町2	倉吉市 住吉町	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			10								無						
I	1354	寺谷	倉吉市 寺谷	対象外												無						
I	1355	北面	倉吉市 北面	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			3								無						
I	1356	別所	倉吉市 別所	H19.3.30(317)	H24.7.13(516)			4								無						
I	1357	鋤2	倉吉市 鋤	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			3								無						
I	1358	鍛冶町	倉吉市 鍛冶町1丁目	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			11							有	中央児童館	鍛冶町1丁目	2971-2				
I	1359	余戸谷町2	倉吉市 余戸谷町	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			10								無						
I	1360	大宮	倉吉市 大宮	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			12								無						
I	1361	秋喜	倉吉市 秋喜	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			3								無						
I	1362	福光	倉吉市 福光	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			0								無						
I	1363	耳	倉吉市 耳	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			3								無						
I	1364	上米積2	倉吉市 上米積	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			4								無						

【第2編 土砂災害防止計画(資料2-3-2)】

ランク	箇所番号	箇所名	所在地	土砂災害警戒区域の指定	土砂災害特別警戒区域の指定	避難対象			警戒避難体制											防災意識の啓発	備考			
				(イエロー)	(レッド)	人口(人)	世帯数(世帯)	戸数(戸)	土砂災害に関する情報		避難体制				要配慮者利用施設									
				年月日(告示番号)	年月日(告示番号)				基準局	収集・伝達の方法	避難路	自主避難所	避難路	指定緊急避難場所	指定避難所	有無	施設の名称	所在地				土砂災害に関する情報の伝達方法		
																		町名	番地					
I	1365	福富	倉吉市 福富	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			1																
I	1366	大河内2	倉吉市 大河内 汗干	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			2																
I	1367	悴谷2	倉吉市 悴谷	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			2																
I	1368	桜	倉吉市 桜	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			8																
I	1369	岡2	倉吉市 岡	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			1																
I	1370	大立2	倉吉市 大立	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			3																
I	1371	山根3	倉吉市 山根	H19.3.30(317)	H25.4.23(373)																			
I	1372	服部3	倉吉市 服部	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			3																
I	1402	堀	倉吉市 関金町堀	H20.4.4(231)	H24.7.13(516)			1																
I	1403	堀2	倉吉市 関金町堀 清水	H20.4.4(231)	H24.7.13(516)			3																
I	1404	明高2	倉吉市 関金町明高	H24.7.13(515)	H24.7.13(516)			4																
I	1405	明高3	倉吉市 関金町明高 真野原	H20.4.4(231)	H24.7.13(516)			1																
I	1406	米富2	倉吉市 関金町米富	H24.7.13(511)(515)	H24.7.13(516)			0																
I	1407	関金宿2	倉吉市 関金町関金宿	H24.7.13(515)	H24.7.13(516)			0																
I	1408	関金宿3	倉吉市 関金町関金宿	H24.7.13(515)	H24.7.13(516)			16							有	関金みのりグループホーム 関金インターケアハウス	関金宿	1429-2 1429-14						
I	1409	関金宿4	倉吉市 関金町関金宿 滝川	H20.4.4(231)	H24.7.13(516)			5																
I	1548	谷3	倉吉市 谷	H24.7.13(515)	H24.7.13(516)			5																
I	1549	八幡町2	倉吉市 八幡町	H24.7.13(515)	H24.7.13(516)			33																
I	1550	余戸谷町3	倉吉市 余戸谷町	H24.7.13(515)	H24.7.13(516)			6							有	倉吉市立明倫小学校	余戸谷町	3059						
I	1551	余戸谷町4	倉吉市 余戸谷町	H24.7.13(515)	H24.7.13(516)			10																
I	1565	穴田2	倉吉市 別所 穴田	H24.7.13(508)	H24.7.13(516)																			
I	1595	米田町3	倉吉市 米田町	h30.9.28(565)	h30.9.28(565)																			新規指定
I	人工31	瀬崎町	倉吉市 瀬崎町	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			20							有	明倫・小鴨地域包括支援センター・老人保健施設のじま・野嶋病院・のびっこ園・老人保健施設のじま指定短期入所事業所・障害者支援センターはっぴい・デイケアセンターのじま	瀬崎町	2714-1						
I	人工32	大原2	倉吉市 大原	H18.3.28(188)	H24.7.13(516)																			
I	人工33	みどり町1	倉吉市 みどり町	H30.9.28(568)	H30.9.28(572)			29							有	因伯子ども学園 ひまわり保育園	みどり町	3249 3180						H30.9.28 レッド一部解除・イエロー区域変更
I	人工34	みどり町3	倉吉市 みどり町	対象外				0																
I	人工35	服部2	倉吉市 服部	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			6																
I	人工49	虹ヶ丘町	倉吉市 虹ヶ丘町	H24.7.13(512)	H24.7.13(516)																			
II	2565	福庭4	倉吉市 福庭	H18.3.28(188)	H24.7.13(516)																			
II	2566	上井2	倉吉市 上井	H24.7.13(515)	H24.7.13(516)			1																
II	2567	上井3	倉吉市 上井	対象外																				

【第2編 土砂災害防止計画(資料2-3-2)】

ランク	箇所番号	箇所名	所在地	土砂災害警戒区域の指定	土砂災害特別警戒区域の指定	避難対象			警戒避難体制											防災意識の啓発	備考		
				(イエロー)	(レッド)	人口(人)	世帯数(世帯)	戸数(戸)	土砂災害に関する情報		避難体制				要配慮者利用施設								
				年月日(告示番号)	年月日(告示番号)				基準局	収集・伝達の方法	避難路	自主避難所	避難路	指定緊急避難場所	指定避難所	有無	施設の名称	所在地				土砂災害に関する情報の伝達方法	
															町名	番地							
II	2568	上井4	倉吉市 上井	H24.7.13(512)	H24.7.13(516)											無							
II	2569	山根4	倉吉市 山根	H24.7.13(514)	削除											有	藤井政雄記念病院 倉吉病院	山根	43-1 43				H27.3.24(193) レッド指定解除
II	2570	伊木2	倉吉市 伊木	対象外												無							
II	2571	八屋4	倉吉市 八屋	H18.3.28(188)	H24.7.13(516)											無							
II	2572	八屋5	倉吉市 八屋	H18.3.28(188)												有	ボン・チャンス分場もなみ	八屋	435-16				
II	2573	栗尾2	倉吉市 栗尾	H24.7.13(512)	H24.7.13(516)											無							
II	2574	栗尾3	倉吉市 栗尾	H18.3.28(188)	H24.7.13(516)											無							
II	2575	小田4	倉吉市 小田	H18.3.28(188)	H24.7.13(516)											無							
II	2576	巖城3	倉吉市 巖城	H18.3.28(188)	H24.7.13(516)											無							
II	2577	巖城4	倉吉市 巖城	H24.7.13(512)	H24.7.13(516)											無							
II	2578	和田東	倉吉市 和田東町	H18.3.28(188)	h26.7.18(544)											無							
II	2579	駄経寺	倉吉市 駄経寺町	H24.7.13(510)(514)	H24.7.13(516)											無							
II	2580	寺谷2	倉吉市 寺谷	H24.7.13(512)	H24.7.13(516)											無							
II	2581	穴沢2	倉吉市 穴沢	H24.7.13(515)	H24.7.13(516)											無							
II	2582	大谷	倉吉市 大谷	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)											無							
II	2583	大谷2	倉吉市 大谷 野田	対象外												無							
II	2584	別所2	倉吉市 別所 半坂	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)											無							
II	2585	上福田3	倉吉市 上福田 勝負谷	対象外												無							
II	2586	仲ノ町2	倉吉市 仲ノ町	H19.3.30(317)	H24.7.13(516)											無							
II	2587	富海	倉吉市 富海	H24.7.13(514)												無							
II	2588	富海2	倉吉市 富海	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)											無							
II	2589	富海3	倉吉市 富海	H19.3.30(317)	H24.7.13(516)											無							
II	2590	富海4	倉吉市 富海	H19.3.30(317)												無							
II	2591	富海5	倉吉市 富海	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)											無							
II	2592	富海6	倉吉市 富海	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)											無							
II	2593	岩倉	倉吉市 岩倉	H24.7.13(510)	H24.7.13(516)											無							
II	2594	菅原	倉吉市 菅原	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)											無							
II	2595	菅原2	倉吉市 菅原	H19.3.30(317)	H24.7.13(516)											無							
II	2596	広瀬2	倉吉市 広瀬	H19.3.30(317)	H24.7.13(516)											無							
II	2597	広瀬3	倉吉市 広瀬	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)											無							
II	2598	広瀬4	倉吉市 広瀬	H19.3.30(317)	H24.7.13(516)											無							
II	2599	広瀬5	倉吉市 広瀬	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)											無							

【第2編 土砂災害防止計画(資料2-3-2)】

ランク	箇所番号	箇所名	所在地	土砂災害警戒区域の指定	土砂災害特別警戒区域の指定	避難対象			警戒避難体制										防災意識の啓発	備考		
				(イエロー)	(レッド)	人口(人)	世帯数(世帯)	戸数(戸)	土砂災害に関する情報		避難体制				要配慮者利用施設						土砂災害ハザードマップの有無	
				年月日(告示番号)	年月日(告示番号)				基準局	収集・伝達の方法	避難路	自主避難所	避難路	指定緊急避難場所 指定避難所	有無	施設の名称	所在地					土砂災害に関する情報の伝達方法
													町名	番地								
II	2600	広瀬6	倉吉市 広瀬	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			1								無						
II	2601	広瀬7	倉吉市 広瀬	H19.3.30(317)	H24.7.13(516)			1								無						
II	2602	広瀬8	倉吉市 広瀬	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			2								無						
II	2603	広瀬9	倉吉市 広瀬	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			1								無						
II	2604	広瀬10	倉吉市 広瀬	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			1								無						
II	2605	広瀬11	倉吉市 広瀬	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			2								無						
II	2606	鴨河内	倉吉市 鴨河内 若土	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			4								無						
II	2607	鴨河内2	倉吉市 鴨河内	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			1								無						
II	2608	上古川	倉吉市 上古川	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			1								無						
II	2609	志津2	倉吉市 志津	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			1								無						
II	2610	三江2	倉吉市 三江 オヶ崎	H19.3.30(317)	H24.7.13(516)			3								無						
II	2611	上米積3	倉吉市 上米積	H24.7.13(514)				1								無						
II	2612	福富2	倉吉市 福富	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			3								無						
II	2613	沢谷	倉吉市 沢谷	H24.7.13(510)(514)	H24.7.13(516)			1								無						
II	2614	志津3	倉吉市 志津 藤井谷	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			2								無						
II	2615	大河内3	倉吉市 大河内	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			5								無						
II	2616	大河内4	倉吉市 大河内 汗干	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			2								無						
II	2617	大河内5	倉吉市 大河内 汗干	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			2								無						
II	2618	服部4	倉吉市 服部	H24.7.13(514)				2								無						
II	2619	服部5	倉吉市 服部	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			2								無						
II	2620	服部6	倉吉市 服部	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			2								無						
II	2621	桜2	倉吉市 桜	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			1								無						
II	2622	般若	倉吉市 般若	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			2								無						
II	2623	般若2	倉吉市 般若	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			1								無						
II	2624	般若3	倉吉市 般若	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			5								無						
II	2625	大立3	倉吉市 大立 横手	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			1								無						
II	2626	掠波	倉吉市 掠波	H24.7.13(510)(514)	H24.7.13(516)			2								無						
II	2627	掠波2	倉吉市 掠波	H30.9.28(568)	H30.9.28(572)			1								無						H30.9.28 レッド一部解除・イエロー区域変更
II	2628	大立3	倉吉市 大立 横手	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			2								無						
II	2629	大立4	倉吉市 大立 横手	H19.3.30(317)	H24.7.13(516)			2								無						
II	2630	大立5	倉吉市 大立 横手	H19.3.30(317)	H24.7.13(516)			1								無						

【第2編 土砂災害防止計画(資料2-3-2)】

ランク	箇所番号	箇所名	所在地	土砂災害警戒区域の指定	土砂災害特別警戒区域の指定	避難対象			警戒避難体制										防災意識の啓発	備考		
				(イエロー)	(レッド)	人口(人)	世帯数(世帯)	戸数(戸)	土砂災害に関する情報		避難体制				要配慮者利用施設							
				年月日(告示番号)	年月日(告示番号)				基準局	収集・伝達の方法	避難路	自主避難所	避難路	指定緊急避難場所	指定避難所	有無	施設の名称				所在地	
																町名	番地					
II	2631	立見2	倉吉市 立見	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			3								無						
II	2632	河来見	倉吉市 河来見	H24.7.13(510)	H24.7.13(516)			2								無						
II	2633	河来見2	倉吉市 河来見	H24.7.13(510)	H24.7.13(516)			1								無						
II	2634	河来見3	倉吉市 河来見	H24.7.13(510)	H24.7.13(516)			4								無						
II	2635	上大立2	倉吉市 上大立	対象外																		
II	2636	上神	倉吉市 上神	H24.7.13(514)	H24.7.13(516)			3								無						
II	2753	大鳥居2	倉吉市 関金町大鳥居 開田	H20.4.4(231)	H24.7.13(516)			1								無						
II	2754	大鳥居3	倉吉市 関金町大鳥居 新田	H24.7.13(511)	H24.7.13(516)			1								無						
II	2755	泰久寺	倉吉市 関金町泰久寺	H20.4.4(231)	H24.7.13(516)			3								無						
II	2756	今西	倉吉市 関金町今西 金谷	H20.4.4(231)	H24.7.13(516)			2								無						
II	2757	堀3	倉吉市 関金町堀 荒田	H24.7.13(511)	H24.7.13(516)			2								無						
II	2758	堀4	倉吉市 関金町堀	H24.7.13(515)	H24.7.13(516)			1								無						
II	2759	堀5	倉吉市 関金町堀	H20.4.4(231)	H24.7.13(516)			1								無						
II	2760	堀6	倉吉市 関金町堀 野田原	H20.4.4(231)	H24.7.13(516)			3								無						
II	2761	堀7	倉吉市 関金町堀 陽西	H20.4.4(231)	H24.7.13(516)			1								無						
II	2762	堀8	倉吉市 関金町堀 陽西	H24.7.13(511)	H24.7.13(516)			6								無						
II	2763	明高4	倉吉市 関金町明高 土着	H24.7.13(515)	H24.7.13(516)			1								無						
II	2764	明高5	倉吉市 関金町明高 土着	H24.7.13(515)	H24.7.13(516)			1								無						
II	2765	明高6	倉吉市 関金町明高 湯原	H20.4.4(231)	H24.7.13(516)			1								無						
II	2766	明高7	倉吉市 関金町明高 湯原	H20.4.4(231)	H24.7.13(516)			2								無						
II	2767	福原	倉吉市 関金町福原	H20.4.4(231)	H24.7.13(516)			0								無						
II	2768	明高8	倉吉市 関金町明高 共和	H20.4.4(231)	H24.7.13(516)			1								無						
II	2769	明高9	倉吉市 関金町明高 中原	H20.4.4(231)	H24.7.13(516)			1								無						
II	2770	明高10	倉吉市 関金町明高 真野原	H20.4.4(231)	H24.7.13(516)			1								無						
II	2771	米富3	倉吉市 関金町米富	H24.7.13(511)	H24.7.13(516)			1								無						
II	2772	米富4	倉吉市 関金町米富	H24.7.13(511)	H24.7.13(516)			1								無						
II	2773	関金宿5	倉吉市 関金町関金宿	H24.7.13(515)	H24.7.13(516)			6								無						
II	2774	関金宿6	倉吉市 関金町関金宿	H20.4.4(231)	H24.7.13(516)			5								無						
II	2775	関金宿7	倉吉市 関金町関金宿 滝川	H20.4.4(231)	H24.7.13(516)			1								無						
II	2776	関金宿8	倉吉市 関金町関金宿 滝川	H20.4.4(231)	H24.7.13(516)			1								無						
II	2777	郡家	倉吉市 関金町郡家	H24.7.13(515)	H24.7.13(516)			2								無						
II	2778	関金宿9	倉吉市 関金町関金宿 曾谷	H20.4.4(231)	H24.7.13(516)			1								無						

【第2編 土砂災害防止計画(資料2-3-2)】

ランク	箇所番号	箇所名	所在地	土砂災害警戒区域の指定	土砂災害特別警戒区域の指定	避難対象			警戒避難体制										防災意識の啓発	備考			
				(イエロー)	(レッド)	人口(人)	世帯数(世帯)	戸数(戸)	土砂災害に関する情報		避難体制				要配慮者利用施設						土砂災害ハザードマップの有無		
				年月日(告示番号)	年月日(告示番号)				基準局	収集・伝達の方法	避難路	自主避難所	避難路	指定緊急避難場所 指定避難所	有無	施設の名称	所在地					土砂災害に関する情報の伝達方法	
													町名	番地									
II	2779	関金宿10	倉吉市 関金町関金宿 曾谷	H20.4.4(231)	H24.7.13(516)			1								無							
II	2780	関金宿11	倉吉市 関金町関金宿 曾谷	H24.7.13(515)	H24.7.13(516)			1								無							
II	2781	郡家2	倉吉市 関金町郡家	H24.7.13(515)	H24.7.13(516)			2								無							
II	2782	郡家3	倉吉市 関金町郡家	H24.7.13(511)(515)	H24.7.13(516)			1								無							
II	2783	山口2	倉吉市 関金町山口 田中	H20.4.4(231)	H24.7.13(516)			4								無							
II	2784	山口3	倉吉市 関金町山口 浅井	H24.7.13(515)	H24.7.13(516)			1								無							
II	2785	山口4	倉吉市 関金町山口 浅井	H24.7.13(515)	H24.7.13(516)			4								無							
II	2786	山口5	倉吉市 関金町山口 浅井	H20.4.4(231)	H24.7.13(516)			3								無							
II	2787	山口6	倉吉市 関金町山口 浅井	H24.7.13(515)	H24.7.13(516)			2								無							
II	2788	山口7	倉吉市 関金町山口 矢櫃	H24.7.13(515)				1								無							
II	2789	山口8	倉吉市 関金町山口 矢櫃	H24.7.13(515)	H24.7.13(516)			2								無							
II	2790	山口9	倉吉市 関金町山口 矢櫃	H20.4.4(231)	H24.7.13(516)			3								無							
II	2791	山口10	倉吉市 関金町山口 矢櫃	H20.4.4(231)	H24.7.13(516)			1								無							
II	2792	山口11	倉吉市 関金町山口 矢櫃	H24.7.13(515)	H24.7.13(516)			3								無							
II	2793	山口12	倉吉市 関金町山口 矢櫃	H20.4.4(231)	H24.7.13(516)			1								無							
II	2794	山口13	倉吉市 関金町山口 矢櫃	H20.4.4(231)	H24.7.13(516)			2								無							
II	2795	山口14	倉吉市 関金町山口 矢櫃	H20.4.4(231)	H24.7.13(516)			3								無							
II	3589	谷4	倉吉市 谷	H24.7.13(515)	H24.7.13(516)			3								無							
II	3610	広瀬12	倉吉市 広瀬	H24.7.13(508)	H24.7.13(516)											無							
II	3611	大河内6	倉吉市 大河内	H24.7.13(508)	H24.7.13(516)											無							
II	3613	尾田2	倉吉市 尾田	H24.7.13	H24.7.13											無							
II	3615	虹ヶ丘町2	倉吉市 虹ヶ丘町	H24.7.13	H24.7.13											無							
II	3665	福庭5	倉吉市 福庭	H27.3.24(180)	H27.3.24(189)											無							追加
II	3671	住吉町3	倉吉市 住吉町	h30.9.28(565)	h30.9.28(570)																		新規指定
II	3672	北面	倉吉市 北面	h30.9.28(565)	h30.9.28(570)																		新規指定
III	4208	上井5	倉吉市 上井	H24.7.13(512)	H24.7.13(516)											無							
III	4209	下余戸4	倉吉市 下余戸	H24.7.13(512)	H24.7.13(516)											無							
III	4210	古川沢4	倉吉市 古川沢	H18.3.28(188)	H24.7.13(516)											無							
III	4211	古川沢5	倉吉市 古川沢	H18.3.28(188)	H24.7.13(516)											無							
III	4212	小田5	倉吉市 小田	H18.3.28(188)	H24.7.13(516)											無							
III	4213	小田6	倉吉市 小田	H24.7.13(512)	H24.7.13(516)											無							
III	4214	巖城5	倉吉市 巖城	H18.3.28(188)	h26.7.18(544)											無							

【第2編 土砂災害防止計画(資料2-3-2)】

ランク	箇所番号	箇所名	所在地	土砂災害警戒区域の指定	土砂災害特別警戒区域の指定	避難対象			警戒避難体制										防災意識の啓発	備考		
				(イエロー)	(レッド)	人口(人)	世帯数(世帯)	戸数(戸)	土砂災害に関する情報		避難体制				要配慮者利用施設						土砂災害ハザードマップの有無	
				年月日(告示番号)	年月日(告示番号)				基準局	収集・伝達の方法	避難路	自主避難所	避難路	指定緊急避難場所 指定避難所	有無	施設の名称	所在地					土砂災害に関する情報の伝達方法
		町名	番地																			
Ⅲ	4215	和田東2	倉吉市 和田東町	H18.3.28(188)	H24.7.13(516)										無							
Ⅲ	4216	北面2	倉吉市 北面	対象外																		
Ⅲ	4217	八幡町2	倉吉市 八幡町	対象外																		
Ⅲ	4218	富海7	倉吉市 富海	H24.7.13(508)	H24.7.13(516)										無							
Ⅲ	4219	富海8	倉吉市 富海	H24.7.13(508)	H24.7.13(516)										無							
Ⅲ	4220	鴨河内3	倉吉市 鴨河内	H24.7.13(508)	H24.7.13(516)										無							
Ⅲ	4221	鴨河内4	倉吉市 鴨河内 若土	H24.7.13(508)	H24.7.13(516)										無							
Ⅲ	4222	鴨河内5	倉吉市 鴨河内	H24.7.13(508)	H24.7.13(516)										無							
Ⅲ	4223	耳2	倉吉市 耳	H24.7.13(508)	H24.7.13(516)										無							
Ⅲ	4224	黒見2	倉吉市 黒見	H24.7.13(508)	H24.7.13(516)										無							
Ⅲ	4225	黒見3	倉吉市 黒見	H24.7.13(508)	H24.7.13(516)										無							
Ⅲ	4226	三江3	倉吉市 三江	H24.7.13(508)	H24.7.13(516)										無							
Ⅲ	4227	三江4	倉吉市 三江	H24.7.13(508)	H24.7.13(516)										無							
Ⅲ	4228	尾田	倉吉市 尾田	H24.7.13(508)	H24.7.13(516)										無							
Ⅲ	4229	尾田2	倉吉市 尾田	H24.7.13(508)	H24.7.13(516)										無							
Ⅲ	4230	尾田3	倉吉市 尾田	H24.7.13(508)	H24.7.13(516)										無							
Ⅲ	4231	尾田4	倉吉市 尾田	H24.7.13(508)	H24.7.13(516)										無							
Ⅲ	4232	黒見4	倉吉市 黒見	H24.7.13(508)	H24.7.13(516)										無							
Ⅲ	4233	生竹	倉吉市 生竹	H24.7.13(508)	H24.7.13(516)										無							
Ⅲ	4234	服部7	倉吉市 服部	H24.7.13(508)	H24.7.13(516)										無							
Ⅲ	4235	上福田4	倉吉市 上福田	対象外																		
Ⅲ	4236	岡3	倉吉市 岡	H24.7.13(508)	H24.7.13(516)										無							
Ⅲ	4237	福積3	倉吉市 福積	H24.7.13(508)	H24.7.13(516)										無							
Ⅲ	4263	安歩	倉吉市 関金町安歩	H24.7.13(508)	H24.7.13(516)										無							
Ⅲ	4264	関金宿12	倉吉市 関金町関金宿 滝川	H24.7.13(508)	H24.7.13(516)										無							
Ⅲ	4265	関金宿13	倉吉市 関金町関金宿 滝川	H24.7.13(508)	H24.7.13(516)										無							
Ⅲ	4266	関金宿14	倉吉市 関金町関金宿 滝川	H24.7.13(508)	H24.7.13(516)										無							
Ⅲ	4267	関金宿15	倉吉市 関金町関金宿 滝川	対象外																		

【第2編 土砂災害防止計画(資料2-3-2)】

3 地すべり

(平成30年11月現在)

箇所番号	箇所名	所在地		土砂災害警戒区域の指定 (イエロー) 年月日 (告示番号)	土砂災害特別警戒区域の指定 (レッド) 年月日 (告示番号)	避難対象		警戒避難体制											防災意識の啓発	備考
								土砂災害に関する情報		避難体制				要配慮者利用施設						
								基準局	収集・伝達の方法	避難路	自主避難所	避難路	指定緊急避難場所 指定避難所	有無	施設の名称	所在地		土砂災害に関する情報の伝達方法		
人口(人)	世帯数(世帯)							町名	番地											
52	山根	倉吉市	山根	H23.3.11 (128)	-									有	グループホームたんぼほ グループホームハビネス第2 グループホームハビネス第3	山根	404-4 402-2			
53	古川沢	倉吉市	古川沢	H23.3.11 (128)	-									無						
55	八幡	倉吉市	余戸谷町	H23.3.11 (53)	-									無						
56	駄経寺	倉吉市	駄経寺町	H23.3.11 (128)	-									無						
92	八幡町(その2)	倉吉市	八幡町 みどり町	H23.3.11 (128)	-									無						

4 平成28年鳥取県中部地震に伴う急傾斜地(クラック・崩落)危険箇所

(平成30年11月現在)

ランク	箇所番号	町名等	所在地	土砂災害警戒区域の指定 (イエロー) 年月日 (告示番号)	土砂災害特別警戒区域の指定 (レッド) 年月日 (告示番号)	避難対象			警戒避難体制										防災意識の啓発	備考	
									人口 (人)	世帯数 (世帯)	戸数 (戸)	土砂災害に関する情報		避難体制			要配慮者利用施設				
						基準局	収集・伝達の方法	避難路				自主避難所	避難路	指定緊急避難場所 指定避難所	有無	施設の名称	所在地				
															町名	番地					
	1	住吉町	倉吉市 住吉町	対象外				2							無						
	2	湊町	倉吉市 湊町	対象外				2							無						
	3	米田町	倉吉市 米田町	対象外				2							無						
	4	北面	倉吉市 北面	対象外				2							無						
	5	葵町(賀茂神社)	倉吉市 葵町	対象外				2							無						
	6	大原	倉吉市 大原	対象外				2							無						
	7	国分寺	倉吉市 国分寺	対象外				1							無						
	8	津原	倉吉市 津原	対象外				1							無						
	9	尾原①	倉吉市 尾原	対象外				1							無						
	10	西倉吉町	倉吉市 西倉吉町	対象外				2							無						
	11	尾原②	倉吉市 尾原	対象外				1							無						
	12	尾原③	倉吉市 尾原	対象外				1							無						

5 台風等の被災に伴う急傾斜地(クラック・崩落)危険箇所

(平成31年2月現在)

ランク	箇所番号	町名等	所在地	土砂災害警戒区域の指定 (イエロー) 年月日 (告示番号)	土砂災害特別警戒区域の指定 (レッド) 年月日 (告示番号)	避難対象			警戒避難体制										防災意識の啓発	備考	
									人口 (人)	世帯数 (世帯)	戸数 (戸)	土砂災害に関する情報		避難体制			要配慮者利用施設				
						基準局	収集・伝達の方法	避難路				自主避難所	避難路	指定緊急避難場所 指定避難所	有無	施設の名称	所在地				
															町名	番地					
	1	別所①	倉吉市 別所	対象外				1							無						
	2	別所②	倉吉市 別所	対象外				1							無						
	3	別所③	倉吉市 別所	対象外				1							無						

防災マップ作成状況

(令和3年4月1日現在)

地区名	公民館	土砂災害警戒区域(イエローゾーン)	土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)	作成年月	備 考
上北条	穴窪			R2年8月	
	大塚			R2年12月	防災福祉マップ
	中江			H30年12月	
	井手畑			R2年11月	
	新田			R2年8月	防災福祉マップ
	下古川			R2年9月	
	小田	○	○	H30年3月	
	小田東			H30年10月	
	古川沢	○	○	H30年9月	
	中江西			H27年3月	
小 計	10	2	2	10	
上井	清谷	○	○	H26年8月	
	福庭	○	○	H27年9月	
	福庭東	○		H28年9月	
	海田東町	○	○	H27年10月	
	海田西町・河北町			H26年7月	H25年2月自治公で印刷
	海田南町			R1年10月	
	大平町	○	○	H31年4月	
	天神町			R1年10月	防災福祉マップ
	旭東			H28年7月	
	旭西			H27年10月	
	旭南			H30年7月	
	旭北			H28年5月	
	柳町			R2年1月	
	上井本町			H27年8月	
	上井町1丁目東	○	○	H30年10月	
	上井町1丁目西			H30年11月	自治公で印刷
	河北団地			H28年4月	
小 計	17	6	5	17	
西郷	山根	○		H25年	自治公で印刷
	山根茶屋			H28年9月	
	伊木	○		H25年	自治公で印刷
	八屋	○		H25年	自治公で印刷
	下余戸	○		R2年10月	
	上余戸	○	○	H25年	自治公で印刷
	上余戸住宅			H25年	自治公で印刷
	栗尾	○		H25年	自治公で印刷
	大原	○	○	H25年	自治公で印刷
	虹ヶ丘町	○	○	H25年	自治公で印刷
小 計	10	8	3	10	
上灘	円谷町	○	○	R1年6月	
	米田町	○	○	H26年9月	
	駄経寺町	○	○	H30年3月	
	下田中町			H26年9月	
	上灘町			H30年11月	
	東巖城町			H27年1月	
	田内	○	○	H25年4月	
	昭和町			H30年3月	
	三明寺東	○	○	H26年7月	
	三明寺西	○	○	H27年1月	
	幸町			H26年9月	

【第2編 土砂災害防止計画(資料2-3-3)】

地区名	公民館	土砂災害警戒区域(イエローゾーン)	土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)	作成年月	備考
上灘	見日町			R1年5月	
小計	12	6	6	12	
成徳	住吉町	○	○	H30年1月	
	湊町	○	○	R2年10月	
	東町	○	○		
	葵町	○	○		
	仲ノ町	○	○	H30年1月	
	荒神町			H29年11月	
	宮川町			H29年12月	
	宮川町2丁目			H30年1月	
	堺町1丁目			H30年1月	
	堺町2丁目			H26年10月	
	堺町3丁目			H30年1月	
	研屋町				
	明治町			H30年1月	
	明治町2丁目			H30年1月	
	大正町				
	大正町2丁目			H30年3月	
	新町1丁目			H30年1月	
	新町2丁目			H30年1月	
	新町3丁目			H30年1月	
	魚町				
東仲町			H29年12月		
西仲町			H30年1月		
西町					
小計	23	5	5	17	
明倫	福吉町			H30年6月	
	福吉町2丁目			H30年5月	
	旭田町			H30年3月	
	金森町			H30年3月	
	瀬崎町	○	○	H28年2月	
	東岩倉町			R2年1月	
	西岩倉町				
	越中町			H30年11月	
	越殿町			H28年8月	
	広瀬町			R1年10月	
	鍛冶町1丁目	○	○	R2年2月	
	鍛冶町2丁目				
	河原町			h27年12月	
	余戸谷町	○	○	R1年11月	
	みどり町	○	○	H26年12月	
	八幡町	○	○	H30年7月	
小計	16	5	5	14	
灘手	北面	○	○	H26年9月	
	穴沢	○	○	H27年2月	
	別所	○	○	H27年10月	防災支え愛マップ
	穴田	○	○	H27年3月	防災支え愛マップ
	鋤	○	○	H27年4月	
	谷	○	○	H26年11月	
	津原	○	○	H26年12月	
	尾原	○	○	H27年4月	
	半坂	○	○	H26年12月	
小計	9	9	9	9	

【第2編 土砂災害防止計画(資料2-3-3)】

地区名	公民館	土砂災害警戒区域(イエローゾーン)	土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)	作成年月	備考
社	上神	○	○	H30年11月	
	寺谷	○	○	R2年4月	
	大谷	○	○	H30年2月	
	大谷茶屋	○		H25年9月	
	和田	○		R2年11月	
	和田東町			R2年6月	
	不入岡			H30年12月	
	国府			H29年9月	
	大沢			R2年9月	
	国分寺			H30年9月	
	秋喜	○		H29年9月	
	福光			H30年9月	
	横田			R1年11月	
	黒見			H30年11月	
	西福守町			R2年10月	
	馬場町	○		R2年8月	
	秋喜西町	○	○	R2年12月	
	秋喜新町			R2年4月	
小計	18	8	4	18	
北谷	三江	○	○	H25年6月	
	才ヶ崎	○	○	R1年10月	
	福本	○	○	H25年4月	
	尾田	○	○	H25年3月	
	志津	○	○	H25年9月	
	仙隠			R2年8月	生竹仙隠と合同作成
	横谷			H25年5月	
	藤井谷	○	○	H25年3月	
	福富	○	○	H25年8月	
	沢谷	○	○	R2年3月	防災福祉マップ
	杉野	○	○	H25年12月	
	悴谷	○	○	H25年10月	
	中野	○	○	H25年3月	
	長谷			H26年7月	
	森	○	○	H25年4月	
	大河内	○	○	H25年7月	
	つつじが丘			H25年10月	
汗干	○	○	H30年12月		
小計	18	14	14	18	
高城	下米積	○	○	H25年8月	
	上米積本郷	○	○	H24年10月	
	上米積西			H26年1月	
	上福田	○	○	H25年4月	
	勝負谷	○		H25年5月	
	下福田	○	○	H24年10月	
	妻ノ神	○		R3年1月	
	昭和			H25年9月	
	今在家			H24年10月	
	服部	○	○	H28年4月	
	旭原			H26年1月	
	桜	○	○	H25年9月	
	河来見	○	○	H24年11月	
	福積	○	○	R3年1月	
	岡	○	○	H24年10月	

【第2編 土砂災害防止計画(資料2-3-3)】

地区名	公民館	土砂災害警戒区域(イエローゾーン)	土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)	作成年月	備考
高城	大立	○	○	R2年11月	
	横手	○	○	H25年9月	
	上大立	○	○	R2年9月	
	般若	○	○	H25年9月	
	棕波	○	○	H27年12月	
	立見	○	○	H26年3月	
	上米積東	○		H24年10月	
	若葉町1丁目			H25年12月	
	若葉町2丁目			H25年9月	
小計	24	18	15	24	
小鴨	富海	○	○	H28年7月	
	下大江			R1年9月	防災福祉マップ
	長坂町			R2年10月	防災福祉マップ
	長坂新町			R2年3月	
	弓削			R1年9月	防災福祉マップ
	東鴨新町			R1年9月	防災福祉マップ
	大宮	○	○	R2年11月	防災福祉マップ
	岩倉	○	○	H29年12月	
	小鴨			R2年9月	
	天神野			R1年9月	防災福祉マップ
	西鴨			H30年12月	防災福祉マップ
	中河原			R1年10月	防災福祉マップ
	中河原2			R2年9月	防災福祉マップ
	生田			H28年2月	
	丸山町			R2年12月	防災福祉マップ
	西倉吉町			R1年9月	
	福守町			R2年12月	防災福祉マップ
	鴨川町			R1年10月	
	鴨川町南			R1年9月	
	北野			H25年9月	
北野住宅			R2年7月		
打吹団地			R2年1月		
小計	22	3	3	22	
上小鴨	蔵内			H30年12月	
	上古川			H26年	自治公で印刷
	住吉	○	○	H26年	自治公で印刷
	石塚			H26年	自治公で印刷
	福山			H26年	自治公で印刷
	中田	○	○	H26年	自治公で印刷
	若土	○		H30年1月	
	生竹	○	○	H26年	自治公で印刷
	生竹仙隠			R2年8月	生竹仙隠と合同作成
	耳	○		H30年2月	
広瀬	○	○	H26年	自治公で印刷	
小計	11	6	4	11	
関金	笹ヶ平			R1年11月	山守地区防災計画で印刷
	野添	○	○	R1年11月	山守地区防災計画で印刷
	小泉	○	○	R1年11月	山守地区防災計画で印刷
	米富	○	○	R1年11月	山守地区防災計画で印刷
	福原	○	○	R1年11月	山守地区防災計画で印刷
	明高	○	○	R1年11月	山守地区防災計画で印刷
	真野原			R1年11月	山守地区防災計画で印刷
	堀	○	○	R1年11月	山守地区防災計画で印刷

【第2編 土砂災害防止計画(資料2-3-3)】

地区名	公民館	土砂災害警戒区域(イエローゾーン)	土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)	作成年月	備 考
関金	鴨ヶ丘			R1年11月	山守地区防災計画で印刷
	南堀			R1年11月	山守地区防災計画で印刷
	今西	○	○	R1年11月	山守地区防災計画で印刷
	泰久寺	○	○	R1年10月	防災福祉マップ
	松河原			H28年9月	
	大鳥居	○	○	R1年11月	
	駅前			H26年5月	
	八王子	○	○	H25年9月	
	安歩			H25年10月	
	上町	○	○	R2年11月	大送地区防災計画で印刷
	中町	○	○	R2年11月	大送地区防災計画で印刷
	本町	○	○	R2年11月	大送地区防災計画で印刷
	滝川	○	○	R2年11月	大送地区防災計画で印刷
	金谷			R2年11月	
	大坪			R2年11月	大送地区防災計画で印刷
	城山	○	○	R2年11月	大送地区防災計画で印刷
	大坪団地	○	○	R2年11月	大送地区防災計画で印刷
	マロニエ団地			R2年11月	大送地区防災計画で印刷
	郡家	○	○	R2年11月	大送地区防災計画で印刷
山口	○	○	R3年1月		
小 計	28	18	18	28	
合 計	218	108	93	210	

【第2編 土砂災害防止計画(資料2-3-4)】

土砂災害警戒区域における避難路

(令和2年7月現在)

所在地		避難対象		避難路の路線名	土砂災害警戒区域 の指定 (イエロー)	土砂災害特別警戒 区域の指定 (レッド)	備考
		人口 (人)	世帯数 (世帯)				
倉吉市	古川沢	137	60	市道古川沢中央線 市道古川沢2号線	○	○	

孤立予想集落一覧表

(平成29年4月末日現在)

集落名(所在地)	世帯数(世帯)	人口(人)	連絡手段	備考
倉吉市栗尾	23	77		
倉吉市虹ヶ丘町	185	529		
倉吉市米田町(絵下谷)	6	20		
倉吉市富海	57	171		
倉吉市菅原	2	2		
倉吉市広瀬	48	110		
倉吉市大谷(野田)	6	21		
倉吉市河来見	15	38		
倉吉市立見	18	43		
倉吉市椋波	11	31		
倉吉市大河内(汗干)	15	30		
倉吉市尾原(斉尾)	5	23		
倉吉市岩倉	37	107		
倉吉市大立	35	105		
倉吉市大立(横手)	18	51		
倉吉市大河内	50	119		
倉吉市森	30	63		
倉吉市耳	32	93		
倉吉市上福田(勝負谷)	21	41		
倉吉市桜	41	110		
倉吉市上大立	20	54		
倉吉市河来見(松尾)	6	18		
倉吉市般若	10	22		
倉吉市悴谷	27	68		
倉吉市長谷	21	49		
関金町野添(笹ヶ平)	2	3		
関金町福原	15	35		
計	756	2,033		

(注) 孤立予想集落については、土砂災害警戒区域が指定された場合に、再度調査を実施し、必要な見直しを行うものとします。

【第2編 消防計画(資料2-10-1)】

常備消防及び非常備消防の組織の現況表

1 常備消防

(令和3年4月1日現在)

区分	消 防 吏 員 (人)							
	消防正監	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士
定員数	階級定員なし							
実員数	1	1	7	21	25	51	4	40
中部消防局	1		4	11	2	11	1	2
倉吉消防署		1		3	6	11	1	15
西倉吉消防署			1	2	6	9		6
湯梨浜消防署			1	2	5	10	1	5
琴浦消防署			1	3	6	10	1	12

区分	事務吏員 (人)	合計 (人)	備考
定員数	—	152	
実員数	—	150	
中部消防局		32	
倉吉消防署		37	
西倉吉消防署		24	
湯梨浜消防署		24	
琴浦消防署		33	

()内：兼務

2 非常備消防

(令和3年4月1日現在)

区分	消 防 団 員 (人)							合計 (人)
	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	
定員数	1	5	16	23	54	74	327	500
実員数	1	5	16	23	54	74	286	459
消防団本部	1	5				1	9	16
西郷分団			1	2	4	6	19	32
上井分団			1	2	4	6	20	33
上北条分団			1	2	4	6	17	30
上小鴨分団			1	2	4	6	24	37
小鴨分団			1	1	2	3	15	22
明倫分団			1	1	2	3	14	21
成徳分団			1	1	2	3	15	22
上灘分団			1	1	2	3	13	20
北谷分団			1	2	4	6	30	43
高城分団			1	2	4	6	19	32
社分団			1	2	4	6	29	42
灘手分団			1	1	2	3	17	24
関金第1分団			1	1	4	4	13	23
関金第2分団			1	1	4	4	7	17
関金第3分団			1	1	4	4	12	22
関金第4分団			1	1	4	4	13	23

【第2編 消防計画(資料2-10-2)】

消防施設設備の現況表

1 消防力の現況

(1) 常備消防

(令和3年4月1日現在)

区分	連絡車 (台)	指揮車 (台)	広報車 (台)	ポンプ車 (台)	梯子車 (台)	タンク車 (台)	化学車 (台)	救助工作車 (台)
中部消防局	1	1	3	1				
倉吉消防署		1		3	1	1		1
西倉吉消防署		1		1			1	
湯梨浜消防署		1	1	1		1		
琴浦消防署		1		1		1		1
合計	1	5	4	7	1	3	1	2

区分	救急車 (台)	起震車 (台)	支援車 (台)	原子力防災車 (台)	ボートトレーラー (台)	資機材搬送車 (台)	消防・大規模風水害対策車 (台)	水陸両用バギー (台)
中部消防局								
倉吉消防署	2		1					
西倉吉消防署	1					1		
湯梨浜消防署	1				1		1	1
琴浦消防署	2	1		1				
合計	6	1	1	1	1	1	1	1

(2) 非常備消防等

(令和3年4月1日現在)

区分	指揮車 (台)	ポンプ車 (台)	小型ポンプ付積載車 (台)	小型ポンプ (台)	軽可搬小型ポンプ (台)
市消防団	1	4	21		
自主防災組織等				99	2
合計	1	4	21	99	2

2 消防水利

(令和3年4月1日現在)

区分	防火水槽(基)	消火栓(基)	合計(基)	備考
現行数	215	1,724	1,939	

(注1) 「防火水槽」については、容量が40m³以上のものとします。

(注2) 「消火栓」については、75mm以上の配水管に設置されているものとします。

【第2編 重要水防区域及び河川災害危険箇所一覧表(資料2-11-1)】

重要水防区域及び河川災害危険箇所一覧表(国土交通省管理)

(平成31年2月現在)

番号	河川名	地先名	区間			種別	重要度	重要理由	備考
			左右岸	距離標	延長(m)				
5	天神川	倉吉市清谷	左	3k300 ~ 3k700	400	旧川跡	要	旧川跡	
6	天神川	倉吉市中江	左	3k700 ~ 4k400	700	旧川跡	要	旧川跡	
7	天神川	倉吉市小田	左	5k000 ~ 5k000	500	旧川跡	要	旧川跡	
8	天神川	倉吉市上井	右	5k400 ~ 7k780	2380	旧川跡	要	旧川跡	
9	天神川	羽合堰取水樋門	右	6k430		工作物	A	巻き上げ能力不足	
10	天神川	倉吉市巖城	左	6k490 ~ 6k730	240	水衝・洗掘	B		
11	天神川	竹田橋	右左	7k390		工作物	B	桁下高不足 架設:s44.3	
12	天神川	倉吉市上井	右	7k700 ~ 7k900	200	水衝・洗掘	B		
13	天神川	倉吉市上井	右	7k780 ~ 8k000	220	旧川跡	要	旧川跡	
14	天神川	倉吉市下巖城	左	7k900 ~ 8k210	310	水衝・洗掘	B		
15	天神川	倉吉市下田中	左	8k600 ~ 9k500	900	旧川跡	要	旧川跡	
16	天神川	倉吉市下田中	右	9k300 ~ 9k500	200	水衝・洗掘	A		
17	天神川	大原排水樋門	右	9k250		工作物	A	巻き上げ能力不足	
22	天神川	倉吉市関金町安歩	左	12k300 ~ 12k600	300	堤防断面	B	天端幅不足	
36	小鴨川	倉吉市巖城	左	0k400 ~ 0k600	200	漏水	B	詳細点検結果より	
37	小鴨川	倉吉市巖城	左	0k400 ~ 2k200	1800	法崩れ・すべり	B	詳細点検結果より	
38	小鴨川	巖城排水樋門	左	0k580		工作物	A	巻き上げ能力不足	
39	小鴨川	倉吉市旭田町	右	0k600 ~ 4k400	3800	旧川跡	要	旧川跡	
40	小鴨川	三明寺橋	右左	1k360 ~		工作物	B	桁下高不足 架設:s46.3	
41	小鴨川	倉吉市巖城	左	1k800 ~ 2k100	300	水衝・洗掘	B		
42	小鴨川	三明寺用水樋門	左	2k200		工作物	A	巻き上げ能力不足	
43	小鴨川	倉吉市河原町	右	4k060 ~ 4k300	240	水衝・洗掘	B		
44	小鴨川	倉吉市丸山町	左	4k300 ~ 4k600	300	水衝・洗掘	B		
45	小鴨川	倉吉市八幡町	右	4k500 ~ 4k600	160	堤防断面	B	断面不足、天端幅不足	
46	小鴨川	倉吉市八幡町	右	4k500 ~ 4k900	400	堤防高	B		
47	小鴨川	倉吉市八幡町	右	4k660 ~ 4k900	240	堤防断面	A	断面不足	
48	小鴨川	倉吉市丸山町	左	4k700 ~ 4k900	200	水衝・洗掘	B		
49	小鴨川	倉吉市八幡町	右	4k710 ~ 4k900	190	水衝・洗掘	B		
50	小鴨川	生田橋	右左	4k900		工作物	B	桁下高不足 架設:s57.6	
51	小鴨川	倉吉市生田	左	5k100 ~ 5k300	200	水衝・洗掘	B		
52	小鴨川	倉吉市生田	左	5k120 ~ 5k310	190	堤防高	B		
53	小鴨川	倉吉市下大江	右	5k250 ~ 5k680	430	堤防断面	B	断面不足	
54	小鴨川	倉吉市下大江	右	5k680 ~ 5k820	140	堤防高	B		
55	小鴨川	倉吉市下大江	右	5k680 ~ 5k860	180	堤防断面	A	断面不足	
56	小鴨川	倉吉市中河原	左	6k500 ~ 6k700	200	水衝・洗掘	B		
57	小鴨川	倉吉市小鴨	左	8k100 ~ 8k300	200	水衝・洗掘	B		
58	小鴨川	倉吉市若土	右	8k490 ~ 8k920	430	堤防断面	B	断面不足	
59	小鴨川	倉吉市若土	右	8k500 ~ 8k900	400	水衝・洗掘	B		
60	小鴨川	倉吉市若土	右	8k620 ~ 8k920	300	堤防高	B		
61	小鴨川	倉吉市石塚	左	8k700 ~ 8k900	200	水衝・洗掘	B		
62	小鴨川	倉吉市若土	右	9k000 ~ 9k450	450	旧川跡	要	旧川跡	
63	小鴨川	倉吉市若土	右	9k170 ~ 9k370	200	堤防高	B		

【第2編 重要水防区域及び河川災害危険箇所一覧表(資料2-11-1)】

64	小鴨川	倉吉市鴨河内	左	9 k 580 ~ 9 k 700	120	水衝・洗掘	B		
65	小鴨川	大鴨橋	右左	9 k 600		工作物	B	桁下高不足 架設：H5.3	
66	小鴨川	倉吉市若土	右	9 k 680 ~ 10k310	630	堤防高	B		
67	小鴨川	倉吉市鴨河内	右	10k100 ~ 10k300	200	水衝・洗掘	B		
68	小鴨川	倉吉市鴨河内(生竹)	左	10k100 ~ 10k390	290	堤防高	B		
69	小鴨川	倉吉市鴨河内	左	10k400 ~ 10k110	710	水衝・洗掘	B		
70	小鴨川	倉吉市鴨河内(生竹)	左	10k660 ~ 11k120	460	堤防高	B		
71	小鴨川	生竹橋	右左	11k010		工作物	B	桁下高不足 架設：S38.10	
72	小鴨川	倉吉市耳	右	11k480 ~ 11k700	220	水衝・洗掘	B		
73	小鴨川	倉吉市耳	右	11k720 ~ 11k850	130	堤防高	B		
74	小鴨川	倉吉市関金町安歩	左	11k780 ~ 11k990	210	堤防高	B		
75	小鴨川	倉吉市耳	左	11k780 ~ 12k700	920	水衝・洗掘	B		
76	小鴨川	倉吉市関金町関金宿	右	11k900 ~ 12k240	340	水衝・洗掘	B		
77	小鴨川	倉吉市関金町関金宿	右	11k960 ~ 12k200	240	堤防断面	B		
78	小鴨川	倉吉市関金町関金宿	右	11k960 ~ 12k390	430	堤防高	B		
79	小鴨川	倉吉市関金町安歩	左	12k450 ~ 12k750	300	堤防高	B		
80	小鴨川	倉吉市関金町安歩	左	13k900 ~ 14k700	800	水衝・洗掘	B		
81	小鴨川	倉吉市関金町松河原	左	13k940 ~ 14k700	360	堤防高	B		
82	小鴨川	松河原大橋	右左	14k700		工作物	B	桁下高不足 架設：H9.3	
83	小鴨川	倉吉市関金町松河原	左	15k220 ~ 15k410	190	堤防断面	B	天端幅不足	
84	小鴨川	倉吉市関金町崎山	右	16k000 ~ 16k100	100	堤防断面	B	断面不足、天端幅不足	
85	小鴨川	倉吉市関金町今西	左	16k140 ~ 16k300	160	堤防高	B		
86	小鴨川	倉吉市関金町崎山	右	16k160 ~ 16k260	100	堤防高	B		
87	小鴨川	倉吉市関金町今西	左	16k180 ~ 16k370	190	堤防断面	B	天端幅不足	
88	小鴨川	倉吉市関金町崎山	右	16k190 ~ 16k370	1800	堤防断面	B	断面不足、天端幅不足	
89	小鴨川	倉吉市秋喜	右	1k400 ~ 1k530	130	堤防高	B		
90	国府川	不入岡橋	右左	1k570		工作物	B	桁下高不足 架設：S49.3	
91	国府川	国府橋	右左	2k170		工作物	B	桁下高不足 架設：S36	
92	国府川	国府橋歩道橋	右左	2k170		工作物	B	桁下高不足	
93	国府川	倉吉市国府	左	2k900 ~ 3k000	100	漏水	B		
94	国府川	倉吉市福光	左	3k050 ~ 3k240	190	堤防高	B		
95	国府川	倉吉市福光	左	3k100 ~ 4k500	1400	水衝・洗掘	B		
96	国府川	倉吉市秋喜	右	3k100 ~ 4k500	1400	水衝・洗掘	B		
97	国府川	倉吉市黒見	右	3k520 ~ 4k090	570	堤防高	B		
98	国府川	福光橋	右左	3k790		工作物	B	桁下高不足 架設：S52.3	
99	国府川	倉吉市黒見	右	4k260 ~ 4k600	340	堤防高	B		
100	国府川	倉吉市福光	左	4k400 ~ 4k450	50	堤防高	B		
101	国府川	倉吉市国府	左	4k400 ~ 5k150	450	堤防高	B		
102	国府川	倉吉市黒見	右	4k700 ~ 4k950	250	堤防高	A		
103	国府川	倉吉市黒見	右	4k740 ~ 5k000	260	堤防断面	A	断面不足、天端幅不足	
104	国府川	倉吉市三江	左	5k560 ~ 5k630	70	堤防高	B		
105	国府川	倉吉市三江	右	5k560 ~ 5k640	80	堤防高	B		
106	国府川	番田橋	右左	5k810		工作物	B	桁下高不足 架設：S28.8	
107	国府川	倉吉市上福田	左	5k900 ~ 5k810	1600	漏水	B	詳細点検結果より	
108	国府川	倉吉市三江	左	6k100 ~ 6k300	200	水衝・洗掘	B		
109	国府川	オヶ崎堰	右左	6k290		工作物	A	健全度低い	
110	国府川	倉吉市上米積	右	6k440 ~ 6 k 700	200	堤防断面	A	断面不足、天端幅不足	

【第2編 重要水防区域及び河川災害危険箇所一覧表(資料2-11-1)】

111	国府川	倉吉市上米積	右	6k440 ~ 6 k 760	320	堤防高	A		
112	国府川	米積橋	右左	7 k 010		旧川跡	B	桁下高不足 架設：S32.10	
113	国府川	倉吉市下福田	左	7 k 620 ~ 7 k 890	270	堤防高	B		
114	国府川	倉吉市上福田	右	7 k 800 ~ 8 k 700	900	旧川跡	要	旧川跡	
115	国府川	倉吉市上米積	左	7 k 900 ~ 8 k 100	200	水衝・洗掘	B		
116	国府川	倉吉市上米積	右	7 k 900 ~ 8 k 100	200	水衝・洗掘	B		
117	国府川	高城橋	右左	8 k 220		工作物	B	桁下高不足 架設：H3.3	
118	国府川	倉吉市上福田	右	8 k 370 ~ 8 k 900	530	堤防高	B		
119	国府川	妻ノ神橋	右左	8 k 420 ~		工作物	A	桁下高不足 架設：S52.3	
120	国府川	上福田橋	右左	8 k 680 ~		工作物	B	桁下高不足 架設：S37	
121	国府川	倉吉市上福田	左	8 k 680 ~ 8 k 900	220	堤防高	B		

重要水防区域及び河川災害危険箇所一覧表(鳥取県管理)

(平成31年2月現在)

番号	河川名	水防区番号	重要水防箇所						観測所名	水防団待機水位(m)	氾濫注意水位(m)	重要度	備考
			所在地		左岸延長(m)	右岸延長(m)	予想される原因	工法					
			市	大字									
1	栗尾川	12	倉吉市	下余戸～上余戸	1,240	1,600	洗掘	木流工				A	
2	玉川	12	倉吉市	瀬崎町～研屋町	800	800	溢水	積土のう工				A	
3	玉川	12	倉吉市	余戸谷町～瀬崎町	110	110	溢水	積土のう工				A	
4	広瀬川	12	倉吉市	大宮～広瀬	250	250	溢水	積土のう工				A	
5	広瀬川	12	倉吉市	大宮	200	200	溢水	積土のう工				B	
6	広瀬川	12	倉吉市	広瀬	370	300	洗掘	木流工				B	
7	岩倉川	12	倉吉市	岩倉	290	240	溢水・決壊	積土のう工・木流工				A	
8	剣美川	12	倉吉市	若土	640	600	決壊	木流工				B	
9	鮎川	12	倉吉市	中河原	360	360	溢水	積土のう工				B	
10	国府川	12	倉吉市	桜	40	230	洗掘	積土のう工・木流工				B	
11	国府川	12	倉吉市	服部	1,440	1,440	溢水・洗掘	積土のう工・木流工				B	
12	志村川	12	倉吉市	横手		15	洗掘	木流工				B	
13	志村川	12	倉吉市	福積	970	1,080	溢水・洗掘	積土のう工・木流工				B	
14	北谷川	12	倉吉市	福本～福富	600	600	溢水	積土のう工	福富	1.5	2.2	A	
15	北谷川	12	倉吉市	福富	400	400	溢水	積土のう工	福富	1.5	2.2	A	
16	北谷川	12	倉吉市	森	300	300	溢水・洗掘	積土のう工・木流工				B	
17	北谷川	12	倉吉市	中野	400	400	溢水・洗掘	積土のう工・木流工	福富	1.5	2.2	A	
18	北谷川	12	倉吉市	粹谷	100	100	溢水	積土のう工				A	
19	長谷川	12	倉吉市	中野	200	200	洗掘	木流工				A	
20	立見川	12	倉吉市	立見	300	300	洗掘	木流工				B	
21	滝川	12	倉吉市	関金宿	300	300	洗掘	木流工				B	
22	北条川	12	倉吉市	寺谷	500	500	溢水	積土のう工	北尾	1.3	1.7	B	
23	大倉川	12	倉吉市	谷～穴沢	150	300	溢水	積土のう工				A	
24	不入岡川	12	倉吉市	和田～園分寺	2,600	2,535	溢水	積土のう工				A	

水防倉庫及び水防用資機材一覧表

令和3年4月1日現在

	基準数量	東巖城町	河原町	松河原	計
合成繊維製土のう	600枚	1200枚	1200枚	100以上	
ビニールシート		3枚	2枚	300枚・7枚	
なわ・ロープ	187.5kg	2玉	9玉	約200m(1玉)	
ワイヤーロープ・ロープ	200m	白2・トラ1	白2・トラ1		
杭木(4m)	30本	なし	25本	50本	
杭木(3m)	50本	25~30本	20本		
杭木(2m)	100本	60~70本	40本	50本	
鉄線	20kg	2玉	1玉	1玉	
正かすがい	30丁	30丁	30丁		
掛矢	5丁	12丁	4丁		
たこづち	5丁	6丁	4丁	2丁	
なた	5丁	14丁	3丁		
おの	5丁	13丁	3丁		
かま	5丁	15丁	11丁		
つるはし	5丁	7丁	5丁	6丁	
のこ	5丁	8丁	5丁		
スコップ	30丁	53丁	22丁	26丁	
投光器	2個	なし	2個	1個	
モッコ	10荷	16荷	4荷		
担棒		10本	22本		
カーバイト		3個			
ペンチ	3丁		3丁		
高張ちょうちん					
ローソク					
蛇かご					
足場板					
軽量銅矢板					
予備土					
はしご					
つめ石用石					
麻袋					
バケツ					
かがり台					
トンパック					
布シート					
杉丸太					
割木					
鉄杭					
肥松					
ビニールパイプ					

倉吉市における水防協力団体との水防協働活動実施要領

1. 趣旨

倉吉市における水防活動は、倉吉市水防計画書（倉吉市地域防災計画）に活動内容を明記しているところであるが、水防法が一部改正され、水防協力団体制度が創設されたことに伴い、本市において水防協力団体を指定した際に水防団及び水防活動を行う消防機関と水防協力団体との水防活動の連携、協働業務等について本要領に定めるものとする。

2. 水防団等と水防協力団体との連携（水防法38条関係）

水防法第36条及び倉吉市水防協力団体指定要領に基づき指定された水防協力団体が行う水防活動は、水防団又は水防を行う消防機関による水防活動に対する協力業務であり密接な連携の下、活動を行うものとする。

3. 活動報告書の提出（水防法第39条関係）

連携して行われる水防の効果が最大限発揮されるよう、指定された水防協力団体に対し、水防活動の活動記録についてその内容を明記した「水防協力団体活動報告書」（別紙）を提出させることができる。

4. 情報提供等（水防法第40条関係）

水防管理者は、倉吉市水防協力団体指定要領4に基づき提出された「水防協力団体活動業務計画書」や前項の「水防協力団体活動報告書」で示された活動内容について、その活動の実施に関し、必要な情報や指導、助言を行う。

5. その他

(1) この要領に変更が生じたときは、関係機関と調整し、その都度改訂するものとする。

(2) その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

倉吉市指定文化財一覧表

(国16・国選定1・国登録35・県43・市25 計120) 国登録35のうち小川家5、旧高田酒造1、水源地1、豊田家1、丸井家5を内数として含む。

(平成30年4月1日現在)

No.	区分	種別	分類	名称	指定年月日	所在地	管理者
1	国	重要文化財	建造物	長谷寺本堂内厨子	S.63.12.1	仲ノ町 長谷寺	長谷寺住職 奥野 寛應
2	国	重要文化財	彫刻	木造阿弥陀如来坐像一軀	T.11.4.1	桜 大日寺	大日寺住職 見上 知正
3	国	重要文化財	彫刻	木造持国天立像一・木造増長天立像一	T.12.3.2	長 谷 大慈寺	(盗難)
4	国	重要文化財	彫刻	木造地藏菩薩半跏像一軀	S.54.6.	関金町関金宿 地藏院	地藏院住職 九鬼 清高
5	国	重要文化財	考古資料	伯耆国分寺古墳出土品	S.34.6.2	国 府 国分寺	国分寺住職 長尾 武士
6	国	重要文化財	考古資料	上野遺跡出土 子持壺形須恵器(5箇) 脚付子持壺形須恵器(20箇)	S.60.6.	仲ノ町 倉吉博物館	文化庁保管
7	国	重要文化財	考古資料	鳥取県野口一号墳出土須恵器	H.6.6.2	仲ノ町 倉吉博物館	倉吉市
8	国	重要文化財	考古資料	鳥取県谷畑遺跡出土祭祀遺物 一括	H.8.6.2	仲ノ町 倉吉博物館	倉吉市
9	国	重要有形民俗文化財	民俗	倉吉の鋳物師(齋江家)用具及び製品	S.60.4.1	上古川 齋江家	(倉吉博物館に寄託) 齋江 彰宏
10	国	史 跡	史跡	三明寺古墳	S.6.1.1.2	巖 城 山名寺	山名寺住職 平野 俊堂
11	国	史 跡	史跡	大原廃寺塔跡	S.10.1.2.2	大 原	村上 一司 福井 敦子
12	国	史 跡	史跡	伯耆国分寺跡	S.49.3.1	国府・国分寺	倉吉市他
13	国	史 跡	史跡	阿弥大寺古墳群	S.56.5.1	下福田	福井 康夫 杉信 洋子
14	国	史 跡	史跡	伯耆国府跡 国庁跡 法華寺畑遺跡 不入岡遺跡 (法華寺畑遺跡一部追加指定) (不入岡遺跡追加指定・名称変更)	S.60.5.1.4 H.10.9.1 H.12.9.6	国府・国分寺・不入岡	倉吉市他
15	国	史 跡	史跡	大御堂廃寺跡	H.13.1.2	駄経寺町2丁目	倉吉市
16	国	天然記念物	植物	波波伎神社社叢	S.9.5.	福 庭 波波伎神社	波波伎神社宮司 前田 定彦
17	国	重要伝統的建造物群		倉吉市打吹玉川伝統的建造物群保存地区	H.10.1.2.2 5 H.22.1.2.2	研屋町、魚町、東仲町、西仲町、及び西町の全域、 並びに、堺町1丁目、新町1丁目、新町2丁目及び新町3丁目の各1部	
18	国	登録有形文化財	建造物	協同組合倉吉大店会(旧第三銀行倉吉支店)	H.8.1.2.2	魚 町(1棟)	社会福祉法人 和
19	国	登録有形文化財	建造物	小川酒造(主屋、ビン詰工場、旧仕込蔵、槽場、二階蔵、三階蔵、道具蔵)	H.10.1.0.	河原町(7棟)	齋藤 信子
20	国	登録有形文化財	建造物	旧高田酒造 醸造蔵一、醸造蔵二	H.13.8.2	新町2丁目(2棟)	福嶋 慶純
21	国	登録有形文化財	建造物	旧倉吉町水源地 ポンプ室、量水室	H.15.3.1	余戸谷町(2棟)	水道局
22	国	登録有形文化財	建造物	豊田家住宅(主屋・離れ)	H.18.3.2	西町(2棟)	豊田 勲
23	国	登録有形文化財	建造物	清水川第一堰堤	H.16.7.2	関金町堀	国土交通省

【第2編 文化財災害予防計画(資料2-12-1)】

No.	区分	種別	分類	名称	指定年月日	所在地	管理者
24	国	登録有形文化財	建造物	清水川第二堰堤	H.16.7.2	関金町堀	国土交通省
25	国	登録有形文化財	建造物	清水川第三堰堤	H.16.7.2	関金町堀	国土交通省
26	国	登録有形文化財	建造物	清水川第五堰堤	H.16.7.2	関金町堀	国土交通省
27	国	登録有形文化財	建造物	清水川第六堰堤	H.16.7.2	関金町堀	国土交通省
28	国	登録有形文化財	建造物	小鴨川第一号堰堤	H.16.1.1.	関金町明高	国土交通省
29	国	登録有形文化財	建造物	小鴨川第二号堰堤	H.16.7.2	関金町明高	国土交通省
30	国	登録有形文化財	建造物	小鴨川第三号堰堤	H.16.1.1.	関金町明高	国土交通省
31	国	登録有形文化財	建造物	倉吉市庁舎	H.19.7.3	葵町	倉吉市
32	国	登録有形文化財	建造物	山陰民具店舗兼主屋	H.19.1.0.	西岩倉町	田村 幹夫
33	国	登録有形文化財	建造物	大社湯（第三鶴の湯）浴場及び主屋	H.22.4.2	新町3丁目	牧田 慎太郎
34	国	登録有形文化財	建造物	飛龍閣	H.23.7.2	仲ノ町	倉吉市
35	国	登録有形文化財	建造物	矢城家住宅（主屋）	H.27.1.1.	横田	矢城 良太郎
36	国	登録有形文化財	建造物	丸井家住宅（主屋、離れ、土蔵、茶室、待合及び塀・袖垣、塀）	H.29.1.0.2	越中町	丸井 迪恵
37	国	登録有形民俗文化財	民俗	鳥取の二十世紀梨栽培用具	H.27.3.2	駄経寺町 鳥取二十世紀梨記念館	鳥取県
38	国	登録有形民俗文化財	民俗	倉吉の千歯抜き及び関連資料	H.27.3.2	仲ノ町 倉吉博物館	倉吉市
39	国	登録記念物	名勝	小川氏庭園	H.22.8.	河原町	齋藤 信子
40	県	保護文化財	建造物	永昌寺十三重塔一基	S.31.5.3	岩 倉 永昌寺	永昌寺住職 大林 巖道
41	県	保護文化財	建造物	鳥飼家住宅主屋一棟附家相図一枚	S.49.3.2	関金町大鳥居	倉吉市（家相図所有者 鳥飼 敦）
42	県	保護文化財	建造物	長谷寺本堂及び仁王門	H.19.4.2	仲ノ町 長谷寺	長谷寺住職 奥野 寛應
43	県	保護文化財	建造物	桑田家住宅及び醤油醸造施設	H.22.9.1	東仲町（5棟、煙突1基、附透視図1枚）	桑田 東之夫
44	県	保護文化財	建造物	高田酒造（高田家住宅及び醸造施設）	H.22.9.1	西仲町（8棟、附棟札1枚、附家相図1枚）	高田 嘉昌
45	県	保護文化財	建造物	小川家住宅	H.27.4.	河原町	齋藤 信子
46	県	保護文化財	彫刻	木造秋葉大権現像	S.29.6.	八 屋 秋葉神社	八屋自治公民館館長
47	県	保護文化財	彫刻	木造稻荷像	S.31.5.3	倉吉博物館に寄託	勝宿禰神社護神会会長
48	県	保護文化財	彫刻	木造稻荷像	S.31.5.3	円谷町 神庭神社	(県立博物館に寄託)
49	県	保護文化財	彫刻	不入岡の石仏	S.31.5.3	不入岡	不入岡自治公民館館長
50	県	保護文化財	彫刻	木造日光菩薩立像一軀 木造月光菩薩立像一軀	S.32.2.	八 屋 極楽寺	極楽寺住職 川崎 康弘
51	県	保護文化財	彫刻	伯耆国分寺石仏	S.31.5.3	国分寺 社小学校	社小学校長
52	県	保護文化財	彫刻	木造薬師如来立像	H.6.4.1	桜 大日寺	大日寺住職 見上 知正
53	県	保護文化財	彫刻	銅造誕生釈迦仏立像	H.7.4.2	倉吉博物館に寄託	胎蔵寺代表役員 森下 健志
54	県	保護文化財	彫刻	銅造誕生釈迦仏立像	H.7.4.2	倉吉博物館に寄託	小田 山本公孝

【第2編 文化財災害予防計画(資料2-12-1)】

No.	区分	種別	分類	名称	指定年月日	所在地	管理者
55	県	保護文化財	彫刻	木造狛犬一对(小鴨神社)	S.62.12.2	大宮 小鴨神社	小鴨神社代表役員 井上 智史
56	県	保護文化財	彫刻	石造大日如来坐像	H.24.1.1	桜 大日寺	大日寺住職 見上 知正
57	県	保護文化財	彫刻	木造菩薩形立像	H.29.4.1	桜 大日寺	大日寺住職 見上 知正
58	県	保護文化財	工芸品	三彩稜花刻花文盤一箇(名称変更 H7.3.28)	S.31.5.3	東町 大岳院	大岳院住職 中村 見自
59	県	保護文化財	工芸品	梵鐘	S.31.5.3	仲ノ町 長谷寺	長谷寺住職 奥野 寛應
60	県	保護文化財	工芸品	宋青磁香炉	S.29.9.2	関金町関金宿 地藏院	(県立博物館に寄託)
61	県	保護文化財	工芸品及び考古資料	擬宝珠	S.29.9.2	関金町関金宿 地藏院	(県立博物館に寄託)
62	県	保護文化財	書・絵画	山名氏尼子氏文書附尼子経久肖像画一幅	S.31.5.3	和田 定光寺	定光寺住職 湊 良範
63	県	保護文化財	絵画	五百羅漢図	H.28.4.2	和田 定光寺	定光寺住職 湊 良範
64	県	保護文化財	考古資料	埴輪人物	S.31.5.3	仲ノ町 倉吉博物館	倉吉市
65	県	保護文化財	考古資料	埴輪鹿(倉吉市巖城向山142号墳出土)一個	S.55.3	仲ノ町 倉吉博物館	倉吉市
66	県	保護文化財	考古資料	袈裟褌文銅鐸 2箇 倉吉市小田出土	H.4.4.1	仲ノ町 倉吉博物館	倉吉市
67	県	保護文化財	考古資料	阿弥大寺弥生墳丘墓群出土遺物一括	H.4.4.1	仲ノ町 倉吉博物館	倉吉市
68	県	保護文化財	考古資料	不入岡遺跡古墳時代竪穴住居出土遺物一括	H.28.4.2	仲ノ町 倉吉博物館	倉吉市
69	県	無形文化財	民俗芸能	さいとりさし	S.49.10.1	関金町 大鳥居	せきがねさいとりさし保存会
70	県	無形文化財	工芸技術	餅	H.17.1.2	福庭	保持者 福井貞子
71	県	無形文化財	工芸技術	陶芸	H.27.9.1	不入岡	保持者 山本英二
72	県	無形文化財	工芸技術	木工芸	H.28.10.2	黒見	保持者 福田 豊
73	県	有形民俗文化財	民俗資料	長谷寺の絵馬群	S.32.2.6 S.45.9.1 H.20.12.19	仲ノ町 長谷寺	長谷寺住職 奥野 寛應
74	県	有形民俗文化財	民俗資料	鳥取県の餅関係資料	H.29.4.1	福庭	福井 貞子
75	県	史跡	史跡	石塚廃寺塔跡	S.31.5.3	石塚	石塚自治公民館館長
76	県	史跡	史跡	福庭古墳	S.31.5.3	福庭 波波伎神社	波波伎神社護持会
77	県	史跡	史跡	大日寺古墓群	S.58.4.2	桜	大日寺住職 見上 知正
78	県	天然記念物	植物	大日寺の大イチョウ	S.31.3.2	桜 大日寺	大日寺住職 見上 知正
79	県	天然記念物	植物	関金のシイ	S.48.3.3	関金町安歩	倉吉市
80	県	名勝	名勝	桑田氏庭園	H.22.9.1	東仲町(5棟、煙突1基、附透視図1枚)	桑田 東之夫
81	県	名勝	名勝	高田氏庭園	H.22.9.1	西仲町(8棟、附棟札1枚、附家相図1枚)	高田 嘉昌
82	県	名勝	名勝	小川氏庭園	H.27.4.	河原町・余戸谷町	齋藤 信子

【第2編 文化財災害予防計画(資料2-12-1)】

No.	区分	種別	分類	名称	指定年月日	所在地	管理者
83	市	有形文化財	建造物	永昌寺石造宝塔	S.61.8.	岩倉 永昌寺	永昌寺住職 大林 巖道
84	市	有形文化財	建造物	一石彫成五輪塔	S.61.8.	広瀬	新田 幸寿
85	市	有形文化財	建造物	旧牧田家住宅(主屋・付属屋)	H.19.2.2	東岩倉町(2棟)	倉吉市
86	市	有形文化財	彫刻	木造薬師如来坐像一軀附天部形体部三軀及び菩薩像一軀	S.61.8.	下古川	下古川自治公民館館長
87	市	有形文化財	彫刻	木造薬師如来坐像	H.16.3.2	八屋 極楽寺	極楽寺住職 川崎 康弘
88	市	有形文化財	彫刻	木造地藏菩薩立像	H.16.3.2	鍛冶町1丁目 満正寺	満正寺住職 岩田 英俊
89	市	有形文化財	彫刻	大滝山観音堂 木造十一面千手観音立像	S.58.4.1	関金町関金宿 大滝山観音堂	関金財産管理会
90	市	有形文化財	彫刻	木造十一面観音菩薩坐像一軀	H.19.10.2	仲ノ町 長谷寺	長谷寺住職 奥野 寛應
91	市	有形文化財	彫刻	木造大日如来坐像	H.28.3.2	井手畑 胎蔵寺	胎蔵寺住職 森下 健志
92	市	有形文化財	美術工芸品	三十六歌仙額	H.25.1.2	大宮 小鴨神社	小鴨神社代表 井上 智史
93	市	有形文化財	絵画	菅楯彦筆 舞楽青海波図屏風	H.30.3.3	仲ノ町 倉吉博物館	倉吉市
94	市	有形文化財	絵画	菅楯彦筆 春宵宣行図屏風	H.30.3.3	仲ノ町 倉吉博物館	倉吉市
95	市	無形文化財	芸能	牛追掛節	S.53.5.2	上福田高城牛追掛節保存会	高城公民館館長
96	市	無形民俗文化財	民俗	福光伝承みつぼし踊り	S.55.3.	福光	福光みつぼし保存会会長 池本 宏之
97	市	無形民俗文化財	民俗	生田の管粥神事	H.10.9.1	生田	生田自治公民館館長
98	市	無形民俗文化財	民俗	関金御幸行列	H.23.6.	関金町関金宿・大鳥居	関金御幸行列伝承保存会会長
99	市	無形民俗文化財	民俗	倭文神社大名行列	H.23.6.	志津	倭文神社大名行列保存会会長
100	市	史跡	史跡	国分寺古墳	S.53.5.2	国府 国分寺	国分寺住職 長尾 武士
101	市	史跡	史跡	家ノ後口古墳	S.53.5.2	岩倉	林 修二
102	市	史跡	史跡	大宮古墳	S.58.5.2	大宮	大宮自治公民館館長
103	市	史跡	史跡	三度舞大將塚古墳(弥生墳丘墓)	S.63.7.	大谷	米原 博子
104	市	史跡	史跡	上神大將塚古墳	S.63.7.	上神	上神自治公民館館長
105	市	史跡	史跡	藤井谷麿寺塔跡	S.53.1.1	関金町松河原	鳥飼 千鶴子
106	市	史跡	史跡	倉吉荒尾家墓所附位牌群	H.18.3.2	仲ノ町	宗教法人満正寺住職 岩田 英俊
107	市	史跡	史跡	広瀬麿寺跡	H.21.4.	広瀬	石坂 明、前田 米蔵、高本 洋一

■倉吉市指定緊急避難場所一覧表

1 「適用性」について

(1) 洪水

ア 「○」は、施設全体を利用可能（浸水想定区域外又は浸水深0.5m未満の区域内）

イ 「△」は、2階以上が利用可能（浸水深0.5m以上3m未満）又は3階以上が使用可能（浸水深3m以上5m未満）

ウ 「×」は、施設全体の利用困難（平屋で浸水深0.5m以上、2階建てで浸水深3m以上又は3階建てで浸水深5m以上）

エ 「洪水（計画）」は、計画規模降雨による浸水想定の場合

オ 「洪水（想定最大）」は、想定最大規模降雨による浸水想定の場合

(2) 土砂

ア 「○」は、施設全体を利用可能（土砂災害警戒区域外及び土砂災害特別警戒区域外）

イ 「△」は、2階以上の利用が可能（土砂災害警戒区域内（イエローゾーン））

ウ 「×」は、施設全体の利用困難（イエローゾーン内の平屋の施設又はレッドゾーン内の施設）

(3) 地震

ア 「○」は、現行の耐震基準で建築された建物又は耐震診断の結果が「耐震性あり」の建物若しくは耐震改修を実施済の建物

イ 「△」は、耐震改修又は耐震診断を未実施の建物

2 「最大収容人員」について

(1) 「短期避難」は、施設全体が利用可能な場合を前提に「施設面積÷1.65㎡/人」で算出

(2) 「長期避難」は、施設全体が利用可能な場合を前提に「施設面積÷3㎡/人」で算出

3 「地区」について

「地区」は、単に避難所が所在する小学校区を表示

No	地区	指定避難所	所在地(番地)	電話番号	面積 (㎡)	最大収容人数		適用性				備考
						短期避難	長期避難	洪水 (計画)	洪水 (想定最大)	土砂	地震	
1	1	倉吉市上北条コミュニティセンター	新田422-1	26-1763	738	447	245	○	×	○	○	
2	1	倉吉市上井コミュニティセンター (和室、会議室)	大平町360-1	26-1736	600	363	200	△	×	△	○	
3	2	倉吉市上井児童センター(プレイルーム)	大平町360-1	26-9985	365	221	121	△	×	△	○	
4	1	倉吉市西郷コミュニティセンター	下余戸118-1	26-2046	450	272	150	○	△	○	○	
5	1	倉吉市上灘コミュニティセンター (和室、会議室)	上灘町9-1	22-0640	866	524	288	×	×	○	○	
6	2	倉吉交流プラザ(2階) プレイルーム	駄経寺町187-1	47-1183	1,835	1,112	611	△	×	○	○	
7	1	倉吉市成徳コミュニティセンター	住吉町77-1	22-1301	683	414	227	△	×	○	○	
8	2	倉吉スポーツセンター(合宿所)	葵町591-1	22-5674	1,234	747	411	○	○	△	○	
9	3	倉吉市文化活動センター	住吉町77-1	23-6095	1,242	752	414	△	△	○	○	
10	4	旧倉吉市社会福祉協議会跡地駐車場	葵町717-3	-	1,450	878	483	○	○	×	○	
11	1	倉吉市明倫コミュニティセンター	福吉町二丁目1674	22-0642	648	392	216	△	×	○	○	
12	2	倉吉市中央児童館 倉吉市人権文化センター	鍛冶町一丁目2971-2	22-4768	858	520	286	△	△	○	△	
13	3	はばたき人権文化センター	福吉町二丁目1514-7	22-0232	313	189	104	△	×	○	○	
14	1	倉吉市灘手コミュニティセンター	尾原500	22-5401	498	301	165	○	○	○	○	
15	1	倉吉市社コミュニティセンター	国分寺74-1	28-2155	807	488	268	×	×	○	○	
16	1	倉吉市北谷コミュニティセンター	福本226-1	28-0969	450	272	149	○	○	○	○	
17	1	倉吉市高城コミュニティセンター	上福田480	28-0950	317	192	105	△	△	○	○	
18	2	さわやか人権文化センター	上米積1074-1	28-2017	396	239	131	○	×	○	○	
19	3	倉吉市上米積児童センター	上米積788-3	28-3370	102	61	34	○	○	○	○	
20	4	倉吉市高城児童センター	上福田1103	28-5588	403	244	134	△	△	△	○	
21	5	高城ふれあいセンター	上福田1105	28-0950	320	193	106	×	×	○	○	
22	1	倉吉市小鴨コミュニティセンター やまびこ人権文化センター	中河原772-6	28-0964	419	254	139	○	△	○	○	
23	2	倉吉市小鴨児童センター	小鴨568-2	28-3396	387	234	128	△	△	○	○	
24	3	倉吉市農村環境改善センター	生田692-4	28-2090	986	597	328	△	△	○	○	
25	1	倉吉市上小鴨コミュニティセンター	上古川216-3	28-0953	680	412	226	×	×	○	○	
26	2	あたごふれあい人権文化センター	鴨河内1818-2	28-5440	204	123	68	○	○	○	○	
27	1	倉吉市関金総合文化センター (青年女性研修室)	関金町大鳥居193-1	45-2111	1,594	965	531	△	×	○	○	
28	2	倉吉市関金児童館	関金町関金宿200-1	45-2732	616	373	205	○	×	○	○	
					計	11,779	6,473					

■倉吉市指定避難所一覧表

1 「避難所の種別」について
 (1) 「一般」は、一般の指定避難所
 (2) 「福祉」は、指定福祉避難所

2 「適用性」について
 (1) 洪水
 ア 「○」は、施設全体を利用可能(浸水想定区域外又は浸水深0.5m未満の区域内)
 イ 「△」は、2階以上が利用可能(浸水深0.5m以上3m未満)又は3階以上が使用可能(浸水深3m以上5m未満)
 ウ 「×」は、施設全体の利用困難(平屋で浸水深0.5m以上、2階建てで浸水深3m以上又は3階建てで浸水深5m以上)
 エ 「洪水(計画)」は、計画規模降雨による浸水想定の場合
 オ 「洪水(想定最大)」は、想定最大規模降雨による浸水想定の場合

(2) 土砂
 ア 「○」は、施設全体を利用可能(土砂災害警戒区域外及び土砂災害特別警戒区域外)
 イ 「△」は、2階以上の利用が可能(土砂災害警戒区域内(イエローゾーン))
 ウ 「×」は、施設全体の利用困難(イエローゾーン内の平屋の施設又はレッドゾーン内の建物)

(3) 地震
 ア 「○」は、現行の耐震基準で建築された建物又は耐震診断の結果が「耐震性あり」の建物若しくは耐震改修を実施済の建物
 イ 「△」は、耐震改修又は耐震診断を未実施の建物

3 「最大収容人員」について
 新型コロナウイルス感染症予防対策のため、施設全体が利用可能な場合を前提に「施設面積÷3㎡/人」で算出
 (※これまでは、短期避難の場合「施設面積÷1.65㎡/人」で算出)

4 「地区」について
 「地区」は、単に避難所が所在する小学校区を表示

No	地区	指定避難所	所在地(番地)	電話番号	避難所の種別	面積(㎡)	最大収容人数(人)	適用性				備考
								洪水(計画)	洪水(想定最大)	土砂	地震	
1	1	倉吉市立上北条小学校(校舎)	新田405-1	26-6355	一般	532	177	○	△	○	○	
	2	倉吉市立上北条小学校(屋内運動場)	新田405-1	26-6355	一般	992	330	○	×	○	○	
2	3	鳥取県立倉吉総合産業高等学校(屋内運動場)	小田204-5	26-2851	一般	1,184	394	○	×	○	○	避難所利用協定
	4	鳥取県立倉吉総合産業高等学校(合宿所)	小田204-5	26-2851	一般	279	93	○	△	○	○	避難所利用協定
3	5	倉吉市立伯耆しあわせの郷	小田458	26-5581	一般・福祉	4,029	1,343	○	×	○	○	
4	6	倉吉市立河北小学校(校舎)	海田西町一丁目130	26-1630	一般	4,662	1,554	△	×	○	○	
	7	倉吉市立河北小学校(屋内運動場)	海田西町一丁目130	26-1630	一般	992	330	×	×	○	○	
5	8	倉吉市立河北中学校(校舎)	上井430	26-1341	一般	1,008	336	△	×	○	○	
	9	倉吉市立河北中学校(屋内運動場)	上井430	26-1341	一般	1,122	374	×	×	○	○	
	10	倉吉市立河北中学校(柔剣道場)	上井430	26-1341	一般	645	214	×	×	○	○	
6	11	松柏学院倉吉北高等学校(校舎)	福庭町一丁目180	26-1351	一般	4,268	1,422	△	△	○	○	避難所利用協定
	12	松柏学院倉吉北高等学校(第一・第二屋内運動場)	福庭町一丁目180	26-1351	一般	2,084	694	△	×	○	△	避難所利用協定
	13	松柏学院倉吉北高等学校(柔道場)	福庭町一丁目180	26-1351	一般	434	144	△	×	○	△	避難所利用協定
	14	松柏学院倉吉北高等学校(松柏会館)	福庭町一丁目180	26-1351	一般	286	95	△	△	○	○	避難所利用協定
7	15	倉吉市立上井保育園	福庭町二丁目152	26-0868	一般	385	128	×	×	○	○	
8	16	鳥取看護大学・鳥取短期大学(シグナスホール)	福庭854	26-1811	一般	1,854	618	○	○	○	○	避難所利用協定
9	17	倉吉市立西郷小学校(校舎)	下余戸114	26-3020	一般	2,122	707	○	△	△	○	
	18	倉吉市立西郷小学校(屋内運動場)	下余戸114	26-3020	一般	800	266	○	×	×	○	
10	19	倉吉市立西郷保育園	下余戸129-1	26-2646	一般	480	160	○	×	×	○	
11	20	鳥取県立倉吉体育文化会館(体育館)	山根529-2	26-4441	一般	2,635	878	○	△	○	○	管理担当課承諾書
	21	鳥取県立倉吉体育文化会館(文化会館)	山根529-2	26-4441	一般	918	306	○	×	○	○	管理担当課承諾書
12	22	倉吉シティホテル	山根543-7	26-6111	福祉	4,921	66	○	△	○	△	避難所利用協定
13	23	倉吉市立上灘小学校(校舎)	上灘町136	22-4772	一般	3,810	1,270	△	△	○	○	
	24	倉吉市立上灘小学校(屋内運動場)	上灘町136	22-4772	一般	950	316	×	×	○	○	
14	25	鳥取県立倉吉東高等学校(屋内運動場)	下田中町801	22-5205	一般	1,664	554	×	×	○	○	避難所利用協定
	26	鳥取県立倉吉東高等学校(第二体育館)	下田中町801	22-5205	一般	1,065	355	△	△	○	○	避難所利用協定
	27	鳥取県立倉吉東高等学校(管理特別教室棟2階・3階廊下)	下田中町801	22-5205	一般	330	110	△	△	○	○	避難所利用協定
15	28	倉吉市子育て総合支援センター	上灘町9-1	22-3914	一般・福祉	788	262	×	×	○	○	
16	29	鳥取県立倉吉未来中心	駄経寺町212-5	23-5390	一般	1,000	333	△	×	○	○	管理担当課承諾書
17	30	倉吉交流プラザ(2階)	駄経寺町187-1	47-1183	一般・福祉	1,835	611	△	×	○	○	
18	31	倉吉総合看護専門学校(校舎)	南昭和町15	22-1041	一般	243	81	△	×	○	○	
	32	倉吉総合看護専門学校(屋内運動場)	南昭和町15	22-1041	一般	449	149	×	×	○	○	
19	33	倉吉市立成徳小学校(校舎)	仲ノ町733	22-6173	一般	1,246	415	△	△	○	○	
	34	倉吉市立成徳小学校(屋内運動場)	仲ノ町733	22-6173	一般	731	243	×	×	○	○	
20	35	倉吉市立東中学校(校舎)	宮川町2丁目76	22-6295	一般	4,277	1,425	△	×	○	○	
	36	倉吉市立東中学校(屋内運動場)	宮川町2丁目76	22-6295	一般	1,384	461	×	×	○	○	
	37	倉吉市立東中学校(武道館)	宮川町2丁目76	22-6295	一般	936	312	×	×	○	○	
21	38	倉吉スポーツセンター(体育館、合宿所2.3階)	葵町591-1	22-5674	一般	500	166	○	○	△	○	

No	地区	指定避難所	所在地(番地)	電話番号	避難所の種別	面積 (㎡)	最大収容 人数(人)	適用性				備考	
								洪水 (計画)	洪水 (想定最大)	土砂	地震		
22	39	成 徳	倉吉市営武道館(1.2階)	葵町601-1	22-5674	一般	1,456	485	○	○	○	○	
23	40	成 徳	倉吉市営体育センター	葵町602-4	22-5674	一般	936	312	○	○	○	○	
24	41	成 徳	まちかどステーション	大正町1067-29	22-8129	一般	428	142	×	×	○	○	
25	42	明 倫	倉吉市立明倫小学校(校舎)	余戸谷町3059	22-6175	一般	1,226	408	△	△	○	○	
	43	明 倫	倉吉市立明倫小学校(屋内運動場)	余戸谷町3059	22-6175	一般	992	330	×	×	×	○	
26	44	明 倫	鳥取中央農業協同組合(大会議室)	越殿町1409	23-3000	一般	371	123	△	△	○	△	避難所利用協定
27	45	明 倫	倉吉福祉センター(市社協)	福吉町1400	22-5248	一般	455	151	△	△	○	○	避難所利用協定
28	46	明 倫	鳥取県立皆成学園(体育館棟)	みどり町3564-1	22-7188	一般	565	188	○	○	○	○	避難所利用協定
29	47	灘 手	倉吉市立灘手小学校(校舎)	尾原500	22-5404	一般	777	259	○	○	○	○	
	48	灘 手	倉吉市立灘手小学校(屋内運動場)	尾原500	22-5404	一般	708	236	○	○	○	○	
30	49	灘 手	倉吉市立灘手保育園	尾原500-15	22-5405	一般	360	120	○	○	○	○	
31	50	社	倉吉市立社小学校(校舎)	国分寺88	28-0951	一般	1,584	528	△	△	○	○	
	51	社	倉吉市立社小学校(屋内運動場)	国分寺88	28-0951	一般	992	330	×	×	○	○	
32	52	社	倉吉市立久米中学校(校舎)	横田568-1	28-1241	一般	1,167	389	○	○	○	○	
	53	社	倉吉市立久米中学校(屋内運動場)	横田568-1	28-1241	一般	1,017	339	○	○	○	○	
	54	社	倉吉市立久米中学校(武道館)	横田568-1	28-1241	一般	293	97	○	○	○	○	
33	55	社	鳥取県立倉吉西高等学校(屋内運動場)	秋喜20	28-1811	一般	1,157	385	×	×	○	○	避難所利用協定
	56	社	鳥取県立倉吉西高等学校(第2屋内運動場)	秋喜20	28-1811	一般	1,981	660	×	×	○	○	避難所利用協定
34	57	社	鳥取県立倉吉農業高等学校(屋内運動場)	大谷166	28-1341	一般	1,566	522	○	○	○	○	避難所利用協定
35	58	社	倉吉市立社保育園	国分寺342-11	28-1755	一般	467	155	○	○	○	○	
36	59	社	和田東町老人憩の家	和田東町203-1	22-8130	一般	132	44	×	×	○	○	
37	60	北 谷	倉吉市立北谷小学校(校舎)	沢谷204	28-0962	一般	1,161	387	○	○	○	○	
	61	北 谷	倉吉市立北谷小学校(屋内運動場)	沢谷204	28-0962	一般	797	265	○	○	○	○	
38	62	北 谷	倉吉市立北谷保育園	沢谷289-1	28-1416	一般	375	125	○	○	○	○	
39	63	高 城	倉吉市立高城小学校(校舎)	上福田722-2	28-0961	一般	2,919	973	△	×	○	○	
	64	高 城	倉吉市立高城小学校(屋内運動場)	上福田722-2	28-0961	一般	662	220	×	×	×	○	
40	65	高 城	倉吉市立高城保育園	上福田1104	28-2202	一般	580	193	×	×	○	○	
41	66	小 鴨	倉吉市立小鴨小学校(校舎)	中河原775-1	28-0965	一般	1,219	406	○	△	○	○	
	67	小 鴨	倉吉市立小鴨小学校(屋内運動場)	中河原775-1	28-0965	一般	1,133	377	○	×	○	○	
42	68	小 鴨	倉吉市立西中学校(校舎)	西倉吉町170	28-2841	一般	1,305	435	○	○	○	○	
	69	小 鴨	倉吉市立西中学校(屋内運動場)	西倉吉町170	28-2841	一般	1,371	457	○	○	○	○	
	70	小 鴨	倉吉市立西中学校(武道館)	西倉吉町170	28-2841	一般	288	96	○	○	○	○	
43	71	小 鴨	鳥取県立倉吉養護学校(校舎)	長坂新町1231	28-3500	一般	133	44	○	×	○	○	避難所利用協定
	72	小 鴨	鳥取県立倉吉養護学校(屋内運動場)	長坂新町1231	28-3500	一般	1,089	363	○	×	○	○	避難所利用協定
44	73	小 鴨	倉吉市立小鴨保育園	中河原551-1	28-2836	一般	580	193	×	×	○	○	
45	74	小 鴨	倉吉市農村環境改善センター	生田692-4	28-2090	一般	986	328	△	△	○	○	
46	75	上小鴨	倉吉市立上小鴨小学校(校舎)	福山30	28-0954	一般	958	319	△	△	○	○	
	76	上小鴨	倉吉市立上小鴨小学校(屋内運動場)	福山30	28-0954	一般	727	242	×	×	○	○	
47	77	上小鴨	倉吉市立上小鴨保育園	鴨河内1731-1	28-0306	一般	480	160	○	×	○	○	
48	78	関 金	倉吉市立関金小学校(校舎)	関金町関金宿666	45-2556	一般	1,235	411	○	×	○	○	
	79	関 金	倉吉市立関金小学校(屋内運動場)	関金町関金宿666	45-2556	一般	1,200	400	○	×	○	○	
49	80	関 金	旧倉吉市立山守小学校(屋内運動場)	関金町堀2163	22-8165	一般	1,144	381	○	○	×	○	
	81	関 金	旧倉吉市立山守小学校(校舎)	関金町堀2163	22-8165	一般	361	120	○	○	△	○	
50	82	関 金	倉吉市立鴨川中学校(校舎)	関金町大鳥居25-1	45-2555	一般	1,583	527	○	△	○	○	
	83	関 金	倉吉市立鴨川中学校(屋内運動場)	関金町大鳥居25-1	45-2555	一般	1,138	379	○	×	○	○	
51	84	関 金	倉吉市立関金保育園	関金町関金宿2830-2	45-2853	一般	872	290	○	○	○	○	
52	85	関 金	鳥取県立農業大専科(屋内運動場)	関金町大鳥居1238	45-2411	一般	940	313	○	○	○	○	避難所利用協定
	86	関 金	鳥取県立農業大専科(国際農業交流館)	関金町大鳥居1238	45-2411	一般	2,392	797	○	○	○	○	避難所利用協定
53	87	関 金	倉吉市関金農林漁業者等健康増進施設(体育館)	関金町関金宿1571	45-2597	一般	1,195	398	○	○	○	○	
54	88	関 金	倉吉市高齢者生活福祉センター	関金町関金宿1115-2	45-3800	一般・福祉	1,660	553	○	○	○	○	

倉吉市における福祉避難所の指定条件について

倉吉市地域防災計画（平成30年度修正）、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン（平成28年4月内閣府（防災担当）」及び「福祉避難所及び福祉避難スペース確保・運営対策指針について（平成30年2月26日付第201700231449号鳥取県危機管理局長通知）」に基づき、次に掲げる1から5までの全ての条件に関し、施設管理者の同意が得られた施設について、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第1項の規定により、「倉吉市福祉避難所」として指定する。

1 開設の対象となる災害について

災害対策基本法第2条第1号に規定する「災害」のうち、倉吉市が同法第23条の2第1項の規定に基づき倉吉市災害対策本部を設置したものとする。

2 開設期間について

原則、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況により開設期間を延長する必要がある場合には、倉吉市と施設管理者が協議の上、開設期間を延長することができるものとする。

3 避難所の開設に係る経費負担について

建物の使用謝金として、光熱水費等の避難者の受入れに要した実費と通常の施設使用料のいずれか低い額を倉吉市が負担する。なお、避難者の避難生活に要する食料、飲料水、日用品等は、倉吉市が避難者に現物給付を行うものとする。

また、避難所を閉鎖する場合には、倉吉市が施設を原状に復し、施設管理者の確認を受けるものとする。

4 福祉避難所として備えるべき要件について

(1) 施設の安全性 [いずれか1つ以上の要件に該当]

- 耐震性が確保されていること。
- 土砂災害警戒区域外であること。
- 浸水した場合であっても、一定期間、要配慮者の避難生活に必要な空間を確保できること。

(2) 要配慮者の安全性 [全ての要件に該当]

- バリアフリー化されていること。
- 冷暖房設備、電源等を使用できること。

(3) 避難スペースの確保 [全ての要件に該当]

- 避難者の特性を踏まえた空間（和室、ベッドのある個室等）を確保できること。

(4) 支援スペースの確保 [全ての要件に該当]

- 医師、看護師、保健師、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士等の避難生活を支援する人材の活動スペースを確保できること。なお、支援する人材は、倉吉市が確保する。
- 避難生活に必要な物資、器材等を一時的に集積及び保管できるスペースを確保できること。
- 施設の敷地内に福祉車両、救急車等の駐車スペースを確保できること。

5 その他

福祉避難所として指定した場合には、防災マップ等でその旨を広く一般に周知するものとする。

《参考》

○「災害」について

災害対策基本法第2条第1号において、災害とは、「暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。」と定義されている。なお、「その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因」とは、「放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故」と定義されている。

○福祉避難所の定義について

災害対策基本法第49条の7に定める指定避難所のうち、同法施行令第20条の6第5号に定める「主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させることが想定されるもの」で内閣府令で定める次の基準に適合するものをいう。

- ① 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下この条において「要配慮者」という。）の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
- ② 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
- ③ 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

○避難所の開設期間について

災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合、避難所の開設期間は、原則、災害が発生した日から7日以内とされている。なお、避難所となる施設については、同法により、「避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる」ものとされている。

倉吉市要配慮者緊急受入協力施設一覧表

法人名	法人住所	電話番号	F A X	受入施設名称	受入施設住所	電話	F A X
医療法人 十字会	倉吉市瀬崎町2714番地1	0858-22-6231	0858-22-6843	老人保健施設のじま	瀬崎町2714-1	0858-23-7100	0858-23-7101
医療法人社団 日翔会	日野郡日野町根雨909-1	0859-72-0410	0859-72-1787	倉吉グループホームつばき	余戸谷町3051-1	0858-23-0051	0858-23-0052
				小規模多機能ホーム つばき	余戸谷町3051-2	0858-24-5331	0858-24-5332
				倉吉デイサービスつばき	余戸谷町3051-1	0858-23-0051	0858-23-0052
				グループホーム華つばき	中河原771-1	0858-24-6833	0858-24-6834
医療法人 清和会	倉吉市上井301番地	0858-26-5211	0858-26-6724	介護老人保健施設うつぶき	上井301	0858-26-6331	0858-48-1528
医療法人 至誠会	倉吉市東昭和町158番地	0858-47-0009	0858-47-0022	介護老人保健施設ひまわり	関金町関金宿1891-1	0858-45-6111	0858-45-6113
				グループホームひまわり関金	関金町関金宿1886	0858-45-6222	0858-45-6223
社会福祉法人 あゆみ会	倉吉市海田西町2丁目251番地	0858-26-0638	0858-26-0699	トーゲン倉吉	寺谷331	0858-22-0211	0858-22-0212
社会福祉法人 うわなだ福祉会	倉吉市上灘町41番地1	0858-22-4545	0858-22-4546	ラボム苑	上灘町12	0858-23-4918	0858-23-4922
社会福祉法人 親誠会	倉吉市東昭和町158番地	0858-47-0009	0858-47-0022	グループホームひまわり昭和町	東昭和町143	0858-48-0055	0858-47-0077
				ケアハウスひまわり昭和町	東昭和町165	0858-47-0066	0858-47-0003
				けあホームひまわり昭和町	東昭和町140	0858-48-0008	0858-48-0010
				ひまわりの家	東昭和町131-1	0858-47-0005	0858-47-0022
社会福祉法人 希望の家	倉吉市みどり町3576番地1	0858-22-2978	0858-47-6738	希望の家	みどり町3576-1	0858-22-2978	0858-47-6738
				若竹の家	みどり町3576-1	0858-22-2978	0858-47-6738
社会福祉法人 敬仁会	倉吉市山根55番地	0858-26-3864	0858-26-3876	介護老人福祉施設ル・ソラリオ	山根55-3	0858-26-0115	0858-26-0116
				介護老人保健施設ル・サンテリオ	山根55-233	0858-26-3051	0858-26-3005
				敬仁会館	山根55-39	0858-26-0480	0858-26-0483
				地域ケアセンターマグノリア	上井町1-2-1	0858-26-3922	0858-26-3923
社会福祉法人 健推会	倉吉市宮川町155番地18	0858-22-6161	0858-22-3030	グループホーム「いわきの里」	宮川町153-7	0858-47-1471	0858-27-0128
				グループホームしみず苑	宮川町155-18	0858-22-6201	0858-22-6202
				地域サポートハウスしみず	宮川町153-7	0858-27-0028	0858-27-0128
社会福祉法人 十仁会	倉吉市大宮字田中451番地1	0858-28-6781	0858-28-6775	デイサービスおおみや	大宮451-1	0858-28-6781	0858-28-6775
				ヴェルヴェチア	大宮451-1	0858-28-6781	0858-28-6775
社会福祉法人 みのり福祉会	倉吉市福守町452番地	0858-29-5800	0858-29-5801	サンジュエリー	福守町452	0858-29-5778	0858-29-5738
				関金インターケアハウス	関金町関金宿1429-14	0858-45-6018	0858-45-6058
				倉吉スターロイヤル	福守町433	0858-28-6318	0858-28-6348
				小規模多機能型居宅介護事業所 やしろ	西福守町658	0858-29-5088	0858-28-5958
				みのりサングリーン	和田東町914-58	0858-22-1068	0858-22-1077
				倉吉スターガーデン	福守町491	0858-28-5801	0858-28-3173
社会福祉法人 和	倉吉市福庭町1丁目365番地2	0858-26-7530	0858-26-6102	共生ホームこころ	堺町2丁目239-87	0857-27-2777	0858-27-2778
				もなみ	堺町2丁目239-38	0858-24-5527	0858-24-5528
社会福祉法人 中部福祉会	東伯郡北栄町東園331番地1	0858-37-4804	0858-37-4814	倉吉グループホームあずま園	東巖城町472	0858-24-6801	0858-24-6802
				デイサービスセンターあずま園	福吉町1133	0858-22-4876	0858-22-0855
社会医療法人 仁厚会	倉吉市山根43	0858-26-4520	0858-26-4528	宿泊型自立訓練事業所あずさ	山根43	0858-26-4520	0858-26-4528

倉吉市連携備蓄物資一覧

2019年8月30日現在

品目名	整備数量		倉吉市(85㎡)		関金庁倉備蓄物資		明倫小学校3階		上灘防災倉庫(36.7㎡)		防災センター		葵町防災倉庫		旧上灘保育園		整備率 (%)	備考	
	(県整備基準数)		在庫数	在庫数	在庫数	在庫数	在庫数	在庫数	在庫数	在庫数	在庫数	在庫数	在庫数	在庫数	在庫数	在庫数			備蓄残数量合計
乾パン	2,970	食	1,872	食		食		食		食		食	1,032	食		食	2,904	97.8%	連携備蓄
乾パン(アレルギー)	991	食	68	食		食		食		食		食		食		食	68	6.9%	連携備蓄
アルファ化米	2,133	食	500	食		食		食	100	食		食		食	2,700	食	3,300	154.7%	連携備蓄
粉乳・ミルク	9	箱	9	箱		缶		缶		缶		缶		缶		缶	9	100.0%	連携備蓄
粉ミルク(アレルギー用) ニューMA-1	1	缶	0	缶		缶		缶		缶		缶		缶		缶	0	0.0%	連携備蓄
液体ミルク	48	本	0	本	0	本	0	本	0	本	0	本	0	本	0	本	0	0.0%	連携備蓄
保存水	6,094	ℓ	1,024	ℓ		ℓ		ℓ		ℓ		ℓ	288	ℓ	72	ℓ	1,384	22.7%	連携備蓄
飲料水用ポリ容器	752	個	1,340	個		個		個		個		個		個		個	1,340	178.2%	連携備蓄
哺乳ビン	31	個	51	個	19	個		個		個		個		個		個	70	225.8%	連携備蓄
トイレトーパー	81	ロール		ロール		ロール		ロール		ロール		ロール		ロール	1092	ロール	1,092	1348.1%	連携備蓄
生理用品	402	個	304	個		個		個		個		個	608	個	304	個	1,216	302.5%	連携備蓄
組立式簡易トイレ	48	セット	115	セット	1	セット		セット		セット		セット	5	セット	130	セット	251	522.9%	連携備蓄
ボックストイレ		台		台		台		台		台		台	25	台		台			
トイレ用凝固剤(スケツイレ)	12,018	個	3,100	個		個		個	4,000	個		個	9	個		個	7,127	59.3%	連携備蓄
ボックストイレ内数		個		個		個		個		個		個	18	個		個			
毛布	2,031	枚	2,230	枚	60	枚		枚		枚		枚	144	枚	2070	枚	5,924	291.7%	連携備蓄
毛布(リパック)		枚		枚	1,400	枚		枚		枚		枚	20	枚		枚			
紙おむつ(大人用 LL)	234	枚	228	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	3,770	1611.1%	連携備蓄
紙おむつ(大人用 L)			1,564																
紙おむつ(大人用 M)			1,260																
紙おむつ(大人用 S)			0																
紙おむつ(子供用 L)	244	枚		枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	864	354.1%	連携備蓄
紙おむつ(子供用 M)			174																
紙おむつ(子ども用 S)																			
紙おむつ(新生児用)			180																
紙パンツ M	75	枚		枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	133	177.3%	連携備蓄
紙パンツ L																			
紙パンツ ビッグ																			
救急医療セット	75	セット	96	セット		セット		セット		セット		セット	29	セット	8	セット	133	177.3%	連携備蓄
懐中電灯	406	個	92	個	115	個		個		個		個	157	個		個	400	98.5%	連携備蓄
懐中電灯(LED)			36	個		個		個		個		個		個		個			
防水シート	1,354	枚		枚	485	枚		枚	955	枚		枚	695	枚	20	枚	2,155	159.2%	連携備蓄
ロープ	102	巻	67	巻	30	巻		巻		巻		巻	5	巻		巻	102	100.0%	連携備蓄
ラジオ	150	台		台	63	台		台		台		台	68	台		台	131	87.3%	連携備蓄
FM文字放送ラジオ			30	個		個		個		個		個		個		個			
乾電池(単1)	1,113	本	50	本	40	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	1,928	173.2%	連携備蓄
乾電池(単2)			0																
乾電池(単3)			0																
乾電池(単4)			0																
ウエットティッシュ	1,063	個	240	個		個		個		個		個	355	個		個	595	56.0%	連携備蓄
タオル	2,031	枚	1,000	枚		枚		枚		枚		枚	865	枚		枚	1,865	91.8%	連携備蓄
障害者用簡易トイレ	-	基		基		基		基		基		基		基		基	0		独自備蓄
安眠セット	-	セット		セット		セット		セット		セット		セット		セット	125	セット	125		独自備蓄
トイレ用テント	-	基	23	基	5	基		基		基		基		基	7	基	35		独自備蓄
ストーブ	-	台		台	3	台		台		台		台		台		台	3		独自備蓄
簡易寝袋	-	個		個		個		個		個		個		個		個	0		独自備蓄
マンホール型トイレ	-	台	1	台		台		台		台		台		台		台	1		

図1 倉吉市災害対策本部の組織図

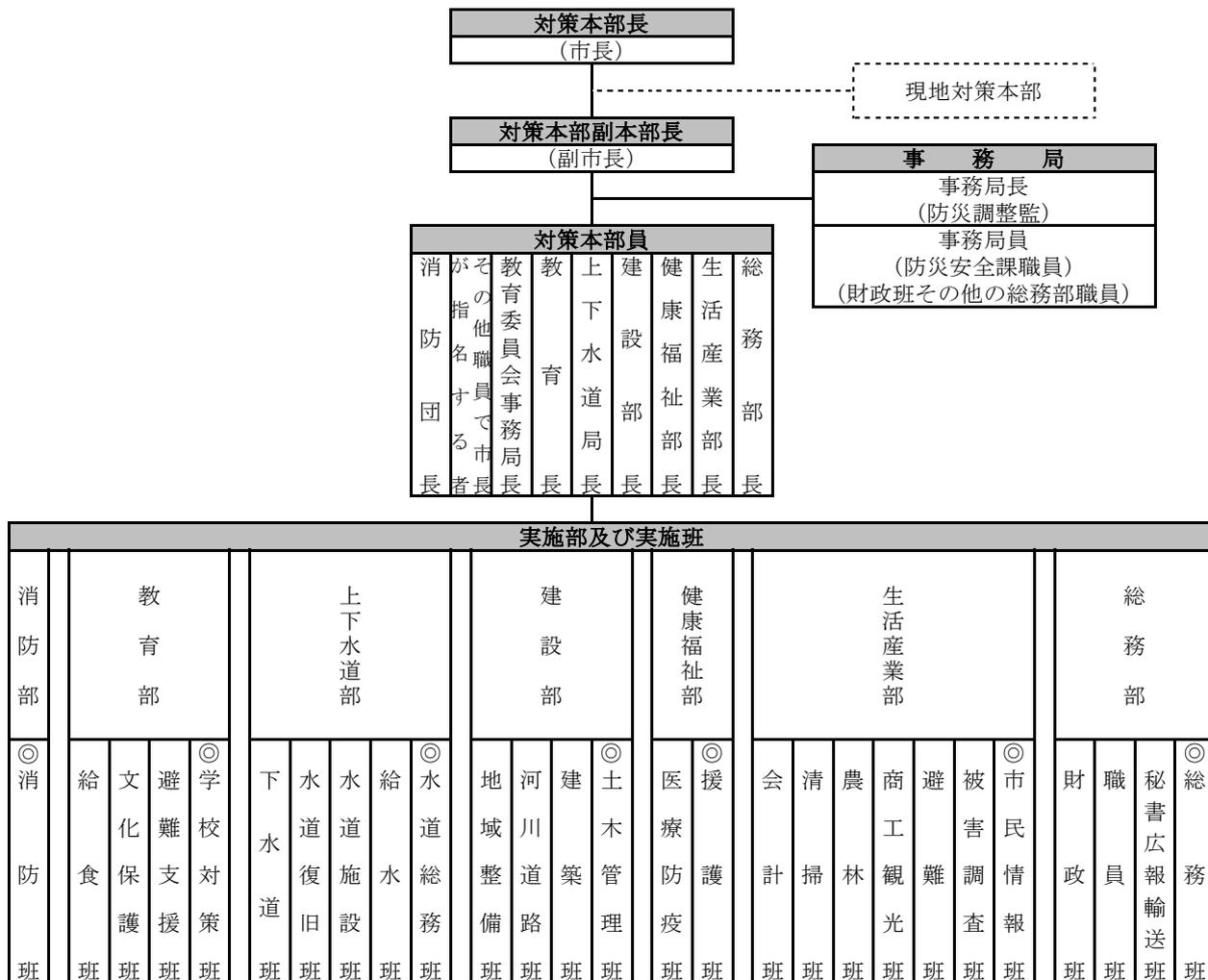
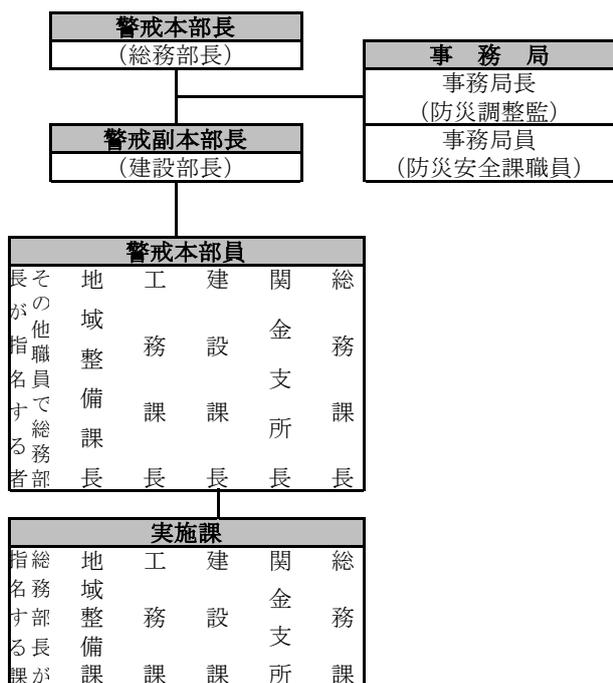


図2 倉吉市災害警戒本部の組織図



(備考)
「◎」は、各実施部の主管班を表しています。

市対策本部の実施班の所掌事務一覧表

区分	本部事務局	本部事務局長	防災調整監
	事務局員		所掌事務
	防災安全課長	防災安全課	1 市の配備体制並びに本部員及び実施部への動員指令の伝達に関する事。 2 本部会議に関する事。 3 市防災会議に関する事。 4 災害応急対策に係る総合企画及び総合調整に関する事。 5 実施部主管班との連絡調整に関する事。 6 気象状況の受信及び伝達に関する事。 7 被害状況の総括及び報告に関する事。 8 人的被害の調査に関する事。 9 避難指示等に関する事。 10 備蓄物資及び水防資機材の管理等に関する事。 11 防災行政無線の運用に関する事。 12 非常通信に関する事。 13 鳥取県災害対策本部との連絡調整に関する事。 14 県、他市町村及び防災関係機関（消防機関を除く。）に対する応援要請並びに連絡調整に関する事。 15 自衛隊の派遣要請及び連絡調整に関する事。 16 アマチュア無線の協力に関する事。 17 民間団体等への協力要請及び連絡調整に関する事。 18 災害救助法の適用に係る報告及び災害救助費の求償に関する事。 19 被災者生活再建支援制度に関する事。 20 鳥取県被災者住宅再建支援制度に関する事。 21 防災情報関連設備等の被害調査及び必要な対策に関する事。 22 災証明書及び被災証明書（住家被害に限る。）の交付に関する事。 23 緊急通行車両の確認及び証明書の発行（災害ボランティアに係るものを除く。）に関する事。 24 自主避難者に対する避難場所の斡旋に関する事。
実施部	総務部	担当本部員	総務部長
実施班	班長	班員	所掌事務
総務班	総務課長	総務課 関金支所 検査専門員	1 庁舎が被災した場合の災害対策本部の設置場所（代替施設）の確保に関する事。 2 庁舎及び構内の管理、警備等に関する事。 3 庁内電話等の情報通信機器（庁内 LAN に関するものを除く。）の被害調査及び応急復旧に関する事。 4 自治公民館及び自主防災組織との連絡調整に関する事。 5 コールセンターの設置等による市民等からの被害の受付、問い合わせ、苦情等の処理及び担当班への処理依頼に関する事。 6 市有車両の配車管理及び市有大型車両による輸送の実施に関する事。 7 庁舎におけるライフラインの確保に関する事。 8 災害により焼失のおそれのある公文書等の収集、整理及び保存に関する事。 9 市議会との連絡調整に関する事。 10 部内における被害状況の統括に関する事。 11 本部事務局及び部内の連絡調整に関する事。 12 部内の職員の動員及び応援体制の総合調整に関する事。その他部内他班及び他部の事務に属さないこと。
秘書広報輸送班	企画課長	企画課	1 対策本部長及び対策副本部長の秘書（災害見舞及び災害視察を含む。）に関する事。 2 災害の広報に関する事。 3 写真等による災害の記録に関する事。 4 報道機関との連絡調整及び報道機関からの取材の申込みに係る総合調整に関する事。 5 公共交通機関に係る被害調査及び連絡調整に関する事。

【第3編 組織計画(資料3-1-2)】

			<ul style="list-style-type: none"> 6 避難者及び救援物資等の輸送用車両（市有車両を除く。）の確保並びに運行計画に関する事。 7 鳥取短期大学及び鳥取看護大学の被害調査並びに必要な対策に関する事。
職員班	職員課長	職員課	<ul style="list-style-type: none"> 1 部間の職員の動員及び応援体制の総合調整に関する事。 2 県職員等の派遣要請（被災宅地及び被災建築物の危険度判定業務並びに応急給水業務に係るものを除く。）に関する事。 3 動員職員の食料の確保及び支給に関する事。 4 動員職員の衛生管理及び公務災害補償に関する事。 5 被災職員に対する給付その他福利厚生に関する事。 6 会計年度任用職員等の採用等による労働力の確保に関する事。
財政班	財政課長	財政課	<ul style="list-style-type: none"> 1 予算その他財政措置に関する事。 2 市有財産の被害状況の総括及び必要な対策に関する事。 3 仮設住宅建設用地、廃棄物の集積場所など被害応急対策に必要な施設、用地の確保に対する協力に関する事。 4 国有財産の無償貸付等に関する事。 5 応急公用負担に関する事。 6 本部事務局の業務の支援に関する事。
実施部	生活産業部	担当本部員	生活産業部長
実施班	班長	班員	所掌事務
市民情報班	市民課長	市民課	<ul style="list-style-type: none"> 1 市内LAN等の情報通信機器の被害調査及び応急復旧に関する事。 2 災害対策本部等の情報通信環境の整備に関する事。 3 安否情報の収集、整理、報告及び提供に関する事。 4 被災者の世帯構成等の確認に関する事。 5 コールセンターの設置等による市民等からの被害の受付、問い合わせ、苦情等の処理及び担当班への処理依頼に関する事。 6 部内における被害状況の統括及び報告に関する事。 7 本部事務局及び部内の連絡調整に関する事。 8 部内の職員の動員及び応援体制の総合調整に関する事。 9 その他部内他班の事務に属さない事。
被害調査班	税務課長	税務課	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害発生直後における市内の被害状況の概要調査に関する事。 2 被災した住家及び非住家の被害認定1次調査（公共建物を除く。）に関する事。 3 被災した住家の被害認定2次調査の協力に関する事。 4 災害による市税の減免及び徴収猶予に関する事。
避難班	人権政策課長	人権政策課 人権文化センター 地域づくり支援課 [議会事務局] [選挙管理委員会・監査委員会事務局] [農業委員会事務局]	<ul style="list-style-type: none"> 1 指定緊急避難場所及び指定避難所（福祉避難所を除く。）の開設及び運営に関する事。 2 避難者の世帯構成、被災状況等の把握に関する事。 3 自主避難者に対する避難場所の斡旋に対する協力に関する事。 4 自主避難者（車中泊の避難者を含む。）の避難状況の確認に関する事。 5 避難所運営に係る自主防災組織等との運営体制の構築に関する事。 6 人権文化センターの被害調査及び必要な対策に関する事。 7 コミュニティセンターの被害調査及び必要な対策に関する事。
商工観光班	商工観光課長	商工観光課	<ul style="list-style-type: none"> 1 商工業者及び観光施設の被害調査及び必要な対策に関する事。 2 被災商工業者に対する融資に関する事。 3 被災労働者の福祉対策に関する事。 4 観光客、帰宅困難者等の保護及び安全確保に関する事。 5 外国人に対する通訳及び翻訳の支援に関する事。 6 避難者等の宿泊先の確保及び被災者の入浴支援に対する協力に関する事。

【第3編 組織計画(資料3-1-2)】

			<ul style="list-style-type: none"> 7 倉吉商工会議所、倉吉観光マイルス協会等との連絡調整に関する事。 8 救援物資集積センターの設置及び運営に関する事。 9 食料、衣料生活必需品等の救援物資の収受及び保管に関する事。
農林班	農林課長	農林課	<ul style="list-style-type: none"> 1 農林水産業の被害調査及び必要な対策に関する事。 2 災害救助用米穀の引渡しに関する事。 3 家畜飼料の確保に関する事。 4 家畜の伝染病予防及び防疫に関する事。 5 農業災害融資、林業災害融資及び漁業災害融資に関する事。 6 被災農家の営農指導に関する事。 7 鳥取中央農業協同組合との連絡調整に関する事。 8 多目的集会施設の被害調査及び必要な対策に関する事。
清掃班	環境課長	環境課	<ul style="list-style-type: none"> 1 清掃施設の被害調査及び必要な対策に関する事。 2 災害廃棄物の一時集積、収集及び処理に関する事。 3 し尿処理に関する事。 4 死亡獣畜の処理に関する事。 5 廃棄物処理業者及びし尿処理業者との連絡調整に関する事。 6 障害物（住家に流入した土砂等）の除去に関する事。 7 仮設トイレの確保及び設置並びにトイレ対策の総合調整に関する事。 8 被災者に対する入浴支援に関する事。 9 避難所等における飼い犬などの動物の管理に関する事。 10 漂流物に関する事。
会計班	会計課長	会計課	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害に係る出納に関する事。 2 災害に係る物品の購入契約に関する事。 3 金融機関の被害調査及び連絡調整に関する事。 4 避難班の避難所開設及び運営に対する協力に関する事。
実施部	健康福祉部	担当本部長	健康福祉部長
実施班	班長	班員	所掌事務
援護班	福祉課長	福祉課 長寿社会課 子ども家庭課	<ul style="list-style-type: none"> 1 要配慮者の安否確認及び必要な支援対策に関する事。 2 社会福祉施設の被害調査及び必要な対策に関する事。 3 避難行動要支援者名簿の管理及び避難行動要支援者に係る個別支援計画の運用に関する事。 4 要配慮者利用施設（医療機関及び学校を除く。）の避難確保計画の作成及び運用に関する事。 5 福祉避難所の開設及び運営に関する事。 6 要配慮者の福祉避難所への入所調整に関する事。 7 災害援護資金に関する事。 8 被災者に対する生活保護並びに生活福祉資金及び母子寡婦福祉資金に関する事。 9 園児、迷子の保護及び応急保育に関する事。 10 義援金の収配に関する事。 11 日本赤十字社鳥取県支部に対する協力要請に関する事。 12 倉吉市社会福祉協議会（倉吉市災害ボランティアセンター・生活困窮相談）、地域包括支援センター等との連絡調整に関する事。 13 民生児童委員、障がい者団体、社会福祉専門職団体等との連絡調整に関する事。 14 障がい者に対する情報伝達、コミュニケーション保障（手話通訳等）等の支援に関する事。 15 緊急通行車両の確認及び証明書の発行（災害ボランティアに係るものに限る。）に関する事。 16 部内における被害状況の統括及び報告に関する事。 17 本部事務局及び部内の連絡調整に関する事。 18 部内の職員の動員及び応援体制の総合調整に関する事。 19 その他部内他班の事務に属さないこと。
医療防疫班	健康推進課長	健康推進課 保険年金課	<ul style="list-style-type: none"> 1 保健衛生施設等の被害調査及び必要な対策に関する事。 2 医療及び助産に関する事。

【第3編 組織計画(資料3-1-2)】

			<ul style="list-style-type: none"> 3 医療救護所の設置及び運営に関すること。 4 医療機関の被害調査及び必要な対策に関すること。 5 救護班及び医療救護ボランティアの派遣要請並びに連絡調整に関すること。 6 鳥取県中部医師会等との連絡調整に関すること。 7 要配慮者利用施設（医療機関に限る。）の避難確保計画の作成及び運用に関すること。 8 医薬品及び医療資機材の調達並びに供給に関すること。 9 感染症の防疫に関すること。 10 遺体の収容等に関すること。 11 食品の衛生管理に関すること。 12 避難所の巡回、戸別訪問等による避難者、被災者の健康管理に関すること。
実施部	建設部	担当本部員	建設部長
実施班	班長	班員	所掌事務
土木管理班	管理計画課長	管理計画課	<ul style="list-style-type: none"> 1 都市施設及び公園緑地施設の被害調査並びに必要な対策に関すること。 2 開発許可区域等の被害調査及び必要な対策に関すること。 3 市発注の工事現場の被害調査及び必要な対策に関すること。 4 土木建設用資機材及び人員（民間技術者）の確保に関すること。 5 土木建設事業者との連絡調整に関すること。 6 土木建設業者の被害調査に関すること。 7 被災宅地の応急危険度判定業務（県職員等の派遣要請を含む。）に関すること。 8 道路（農道及び林道を除く。）の通行規制及び周知に関すること。 9 道路上、河川上等の障害物の除去に関すること。 10 交通確保対策に関すること。 11 部内における被害状況の統括及び報告に関すること。 12 本部事務局及び部内の連絡調整に関すること。 13 部内の職員の動員及び応援体制に関すること。 14 その他部内他班の事務に属さないこと。
建築班	建築住宅課長	建築住宅課	<ul style="list-style-type: none"> 1 市営住宅の被害調査及び必要な対策に関すること。 2 庁舎等の防災拠点施設、避難所、医療救護所等の安全確認及び必要な対策に関すること。 3 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む。）の建設及び管理に関すること。 4 建築物の制限、緩和等に関すること。 5 被災建築物の応急危険度判定業務（県職員等の派遣要請を含む。）に関すること。 6 住宅金融支援機構の特別融資に関すること。 7 被災した住家の被害認定2次調査に関すること。 8 被災した住家及び非住家の被害認定1次調査（公共建物を除く。）の協力に関すること。
河川道路班	建設課長	建設課	<ul style="list-style-type: none"> 1 道路、河川、橋梁等の公共土木施設の被害調査及び必要な対策に関すること。 2 道路上、河川上等の障害物の除去に関すること。 3 交通確保対策に関すること。 4 河川及び排水樋門の管理に関すること。 5 水防資機材の確保に対する協力に関すること。 6 排水ポンプの運用並びに排水ポンプ車の出動要請及び手続きに関すること 7 土砂災害の被害調査並びに必要な対策に関すること。
地域整備班	地域整備課長	地域整備課	<ul style="list-style-type: none"> 1 農地、農業用水路、ため池、農道、林道等の農林業用施設の被害調査及び必要な対策に関すること。 2 土地改良区との連絡調整（農地等の被害、用水樋門の管理等）に関すること。 3 農道及び林道の通行規制及び周知に関すること。 4 古川沢地区排水ポンプの管理に関すること。

【第3編 組織計画(資料3-1-2)】

			5 急傾斜地、治山、砂防等の土砂災害の被害調査及び必要な対策に関すること。
実施部	上下水道部	担当本部員	上下水道局長
実施班	班長	班員	所掌事務
水道総務班	業務課長	業務課 工務課	1 日本水道協会及び他の水道事業者との連絡調整に関する こと。 2 本部事務局及び部内の連絡調整に関すること。 3 部内の職員の動員及び応援体制に関すること。 4 部内における被害状況の総括、情報収集及び報告に関する こと。 5 給水班、水道施設班、水道復旧班及び下水道班の総括指揮 に関すること。 6 資機材等の調達に関すること。 7 応援者の対応及び管理に関すること。 8 待機場所の設置、整備に関すること。 9 他の部内他班の事務に属さないこと。
給水班	配給水係長	業務課 工務課	1 飲料水等の応急給水業務に関すること。 2 応援給水車の調整及び配置に関すること。 3 出水不良及び断水等の苦情の受付に関すること。
水道施設班	施設係長	工務課	1 水源地、配水池等の水道施設の被害調査及び必要な対策に 関すること。 2 水源地、配水池等の水道施設の応急復旧に関すること。 3 取水停止及び放水等の対応に関すること。 4 原水、浄水の濁り等の水質検査に関すること。 5 水道の防疫その他必要な浄水に関すること。
水道復旧班	計画係長	工務課	1 公道等の管路被害状況の現場調査及び復旧作業に関する こと。 2 中部管工事業協同組合等の応援復旧に関すること。 3 修繕工事の受付に関すること。
下水道班	下水道係長	業務課 工務課	1 公共下水道施設及び集落排水施設の被害調査並びに必要 な対策に関すること。 2 公共下水道施設及び集落排水施設等の管理に関すること。 3 排水設備工事業者との連絡調整に関すること。 4 上井雨水排水ポンプ場及び明治町雨水排水ポンプ施設 の管理及び運転に関すること。 5 建設部河川道路班との連絡調整に関すること。
実施部	教育部	担当本部員	教育委員会事務局長
実施班	班長	班員	所掌事務
学校対策班	教育総務課長	教育総務課 学校教育課	1 学校施設の被害調査及び必要な対策に関すること。 2 児童、生徒及び教職員の被害調査並びに必要な対策に関す ること。 3 県教育委員会及び他市町村教育委員会との連絡調整に関 すること。 4 児童及び生徒の集団避難(要配慮者利用施設の避難確保計 画の作成及び運用を含む。)に関すること。 5 災害時における学校運営の応急措置に関すること。 6 被災児童、生徒の教科書学用品の確保及び就学援助に関す ること。 7 避難支援班の避難所開設及び運営に対する支援に関する こと。 8 部内における被害状況の統括及び報告に関すること。 9 本部事務局及び部内の連絡調整に関すること。 10 部内の職員の動員及び応援体制に関すること。 11 その他部内他班の事務に属さないこと。
避難支援班	社会教育課長	社会教育課 図書館	1 体育施設及び図書館の被害調査並びに必要な対策に関す ること。 2 避難班の避難所開設及び運営に対する協力に関すること。 3 自主避難者に対する避難場所の斡旋に対する協力に関す ること。 4 自主避難者(車中泊の避難者を含む。)の避難状況の確認 に対する協力に関すること。

【第3編 組織計画(資料3-1-2)】

文化保護班	文化財課長	文化財課 博物館	<ol style="list-style-type: none"> 1 文化財及び文化施設等の被害調査並びに必要な対策に関する事。 2 博物館の被害調査及び必要な対策に関する事。 3 避難支援班の避難所開設及び運営に対する支援に関する事。
給食班	学校給食 センター所長	学校給食セン ター	<ol style="list-style-type: none"> 1 食料及び炊き出し用資機材の確保並びに炊き出しの実施に関する事。 2 学校給食センターの被害調査及び必要な対策に関する事。 3 児童及び生徒の給食の確保に関する事。 4 避難支援班の避難所開設及び運営に対する支援に関する事。
実施部	消防部	担当本部員	消防団長
実施班	班長	班員	所掌事務
消防班	副団長	消防団員 [防災安全課]	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防、水防及び救出活動に関する事。 2 住民の避難誘導に関する事。 3 行方不明者の捜索に関する事。 4 危険箇所その他周辺の警戒に関する事。 5 災害情報の収集、住民の安否確認、避難者（車中泊等の自主避難者を含む。）の避難状況等の確認に対する協力に関する事。 6 他の消防機関に対する応援要請及び連絡調整に関する事。 7 消防団員の食料の確保及び支給に関する事。 8 消防団員の衛生管理及び公務災害補償に関する事。 9 部内における被害状況の統括及び報告に関する事。 10 本部事務局及び部内の連絡調整に関する事。 11 部内の消防団員の動員及び応援体制に関する事。

【第3編 配備及び動員計画(資料3-2-1)】

配備体制の種別及び基準

配備体制	配備体制の基準								本部体制 (設置場所)	主な対応等	配備要員
	気象 注意報	気象 警報	気象 情報	河川		台風	地震	人的 判断			
				洪水 予報	水防 警報						
平常時										①防災安全課職員は、総務課(宿日直)と連携し、24時間にわたり情報収集を行うものとします。 ②防災安全課職員は、所在を明確にし、不測の事態に備えるものとします。 ③関係課職員は、気象情報等の収集に努め、必要に応じ、所属職員の所在確認等を行い、不測の事態に備えるものとします。	防災安全課職員、 総務課職員(宿日直)
準備体制	大雨 洪水 強風 風雪 大雪							備考1			
注意体制Ⅰ		暴風 暴風雪				市が強 風域に 入ること が予想さ れる場合		備考1		①防災安全課職員は登庁し、情報収集を行うものとします。 ②防災安全課職員は、防災行政無線等で市民への注意喚起するなど、気象状況等に合わせて必要な措置を講じるものとします。 ③関係課職員は、気象情報等の収集に努め、必要に応じて登庁し、気象状況等に合わせて必要な措置を講じるものとします。 ④気象状況等が市警戒本部の設置基準に該当した場合は、速やかに当該本部を設置し、警戒体制の強化を図るものとします。	関係課等において、 あらかじめ定められた 職員
注意体制Ⅱ		大雨 洪水 大雪			待機		震度3	備考2	市警戒本部 (防災安全課内)		
警戒体制Ⅰ		危険度 分布 (赤色)	記録的 短時間 大雨情 報、顕 著な大 雨に関 する情 報又は 土砂災 害警戒 情報	洪水 注意報 (氾濫 注意 情報)	準備	市が暴 風域に 入ること が予想さ れる場合	震度4	備考3 (1の小学 校区全 域に影 響を及 ぼすよ うな災 害)	市対策本部 (大会議室)	①本部事務局職員は登庁し、最新の気象情報等の収集、分析等を行うとともに、市対策本部の設置準備を行うものとします。 ②市対策本部を速やかに設置し、関係機関等へ設置報告を行うとともに、本部会議を開催し、当該本部内の情報共有等を行うものとします。 ③各実施部班は、本部会議の決定事項に基づき、必要な措置を講じるとともに、随時、本部事務局を通じて対策本部長に対応状況等を報告するものとします。 ④各実施部班は、非常体制等への体制移行に備え、所属職員の所在等を確認する等の準備を行うものとします。 ⑤本部事務局は、「警戒体制Ⅰ」の配備体制に移行した場合は県と、「警戒体制Ⅱ」の配備体制に移行した場合は国土交通省、中部消防局等とリエゾン派遣の調整、受入を行うものとします。	各課等において、あ らかじめ定められた職 員
警戒体制Ⅱ		危険度 分布 (紫色)		洪水 警報 (氾濫 警戒 情報)	出動		震度5 (弱・強)	備考3 (複数の 小学校 区全 域に影 響を及 ぼすよ うな災 害)	市対策本部 (大会議室)		
非常体制		特別 警報 危険度 分布 (濃い 紫色)		洪水 警報 (氾濫 危険 情報)	指示		震度6 弱以上	備考3 (市内全 域に影 響を及 ぼすよ うな災 害)	市対策本部 (大会議室)	1 全職員をもって防災活動に従事するものとします。 2 災害状況等に応じて、県等に応援を要請するものとします。	全職員

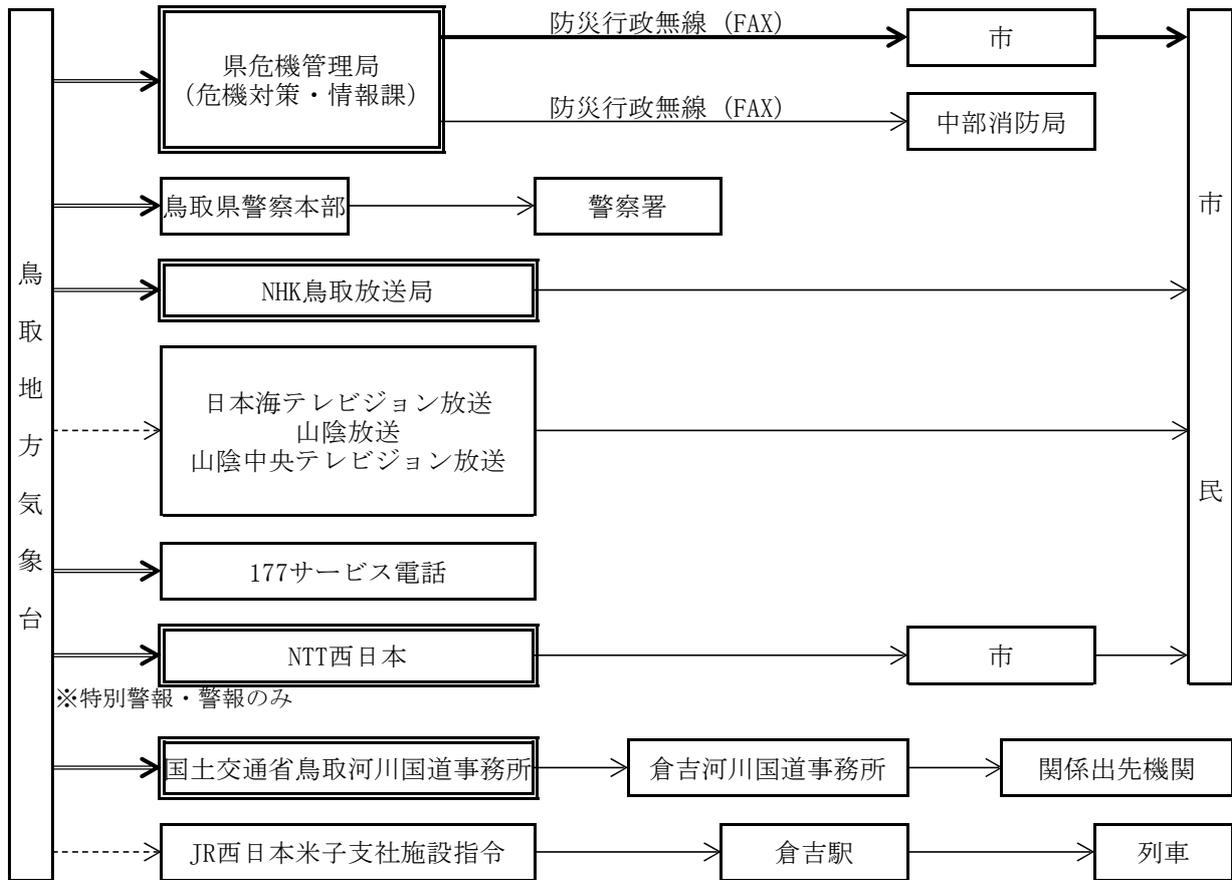
(備考: 人的判断の基準)

- 1 その他異常な気象現象又は人為的原因により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、防災調整監がその必要を認めた場合
- 2 その他異常な気象現象又は人為的原因により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、総務部長がその必要を認めた場合
- 3 その他異常な気象現象又は人為的原因によりな大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市長がその必要を認めた場合

※「顕著な大雨に関する情報」については、発表区域が「鳥取県中・西部」であるため、気象庁HPを確認し、本市に影響がないと認められる場合は、配備体制の基準から除外するものとする

特別警報・警報・注意報及び気象情報の伝達系統並びに実施方法

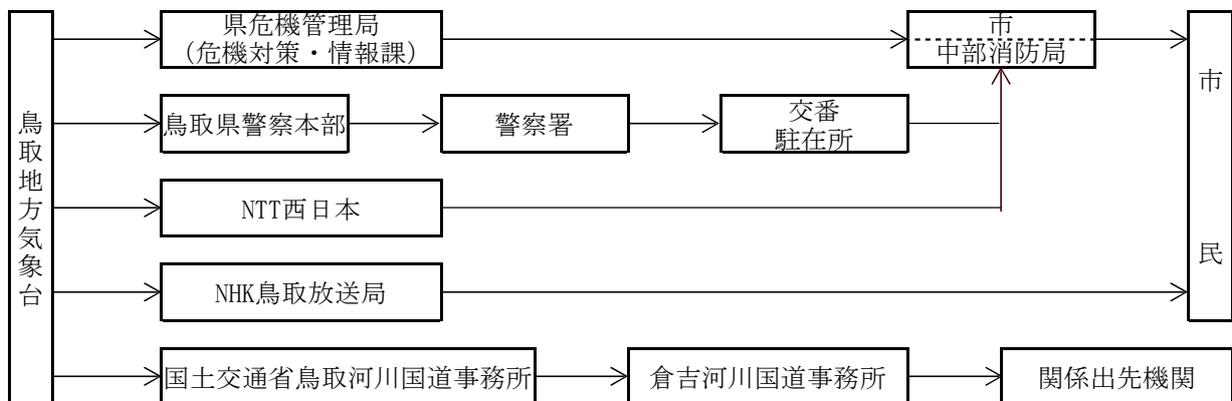
1 特別警報・警報・注意報及び気象情報の伝達系統図



※特別警報・警報のみ

- ※1 「二重線」は専用線等による接続、「破線」はインターネット接続を示しています。
- ※2 気象業務法第15条及び第15条の2による警報及び特別警報の伝達の追加的な補助的経路として、県、市町村が防災上重要な機関に対しては、伝達先からの申請により、インターネットによる防災情報提供を行います。
- ※3 「二重枠」で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先を示しています。
- ※4 「太い矢印」の経路は、特別警報が発表された場合に通知若しくは周知の措置が義務付けられている伝達経路を示しています。

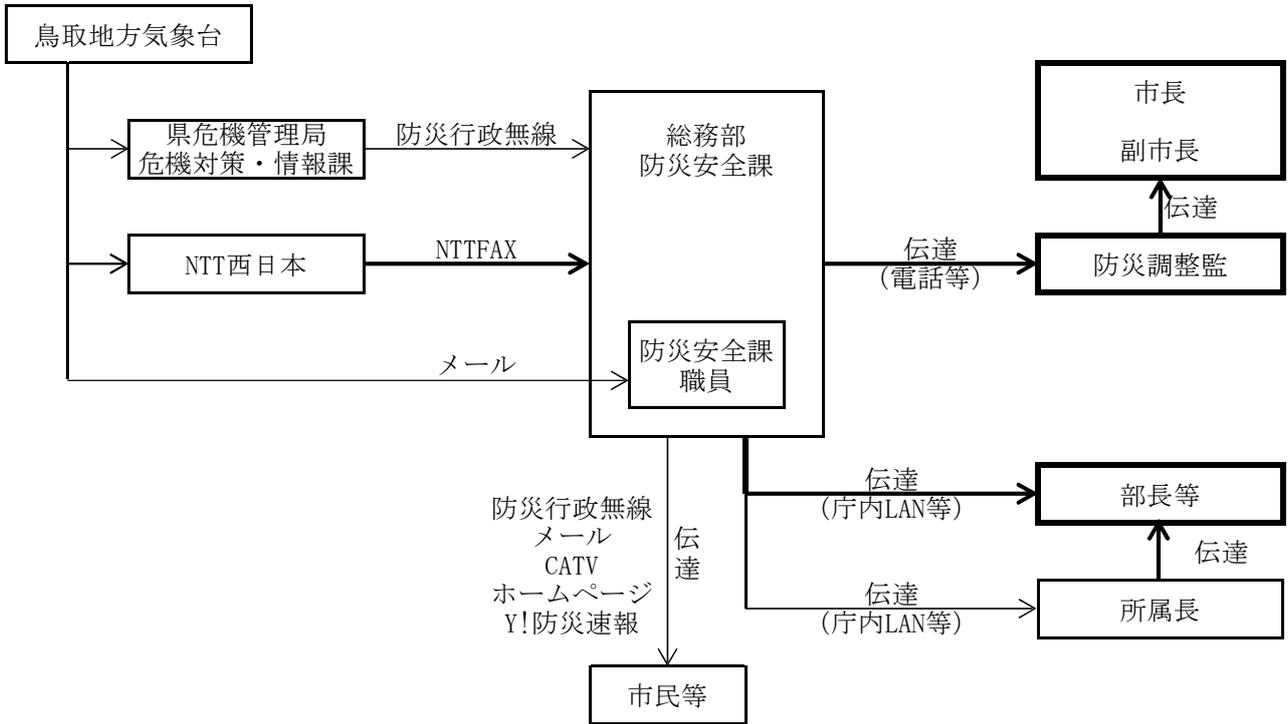
2 気象警報の伝達系統（通常の伝達を行うことができない場合の市民への伝達系統）



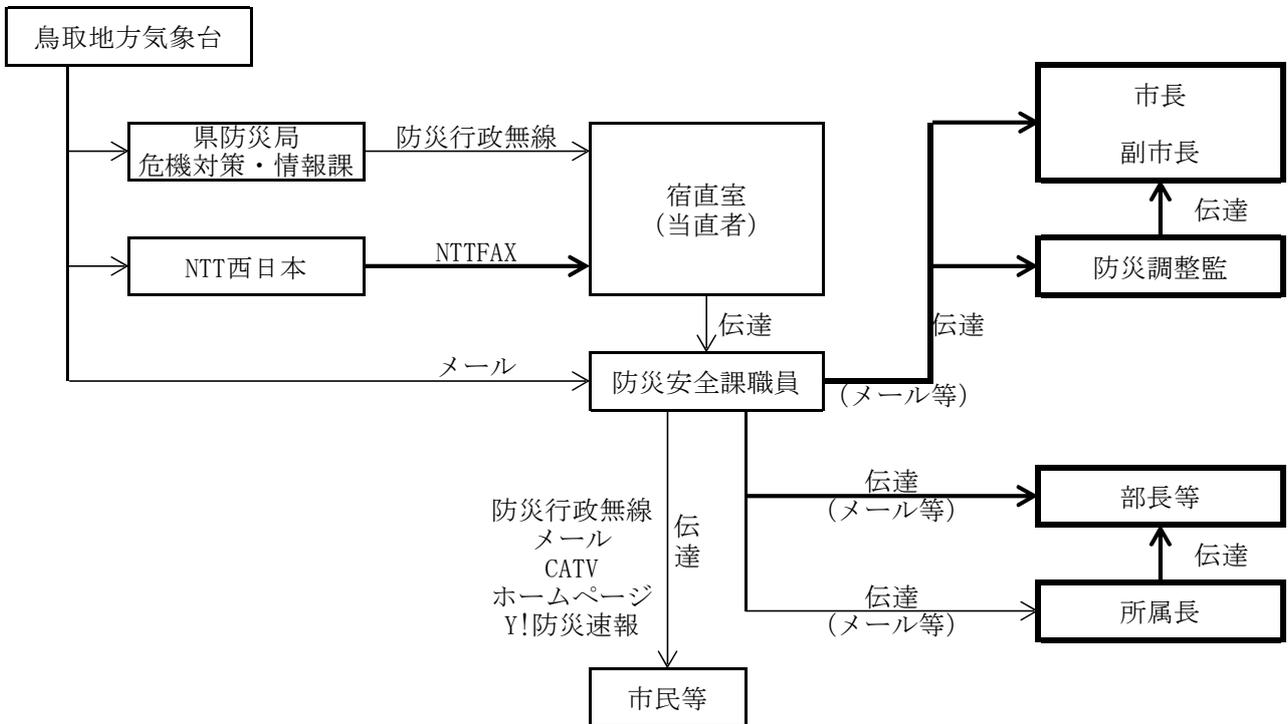
※ 通常の伝達が行えない場合は、加入FAX、防災行政無線、使送等適切な手段により通知します。

市の各課等への伝達系統の詳細

1 勤務時間内



2 勤務時間外

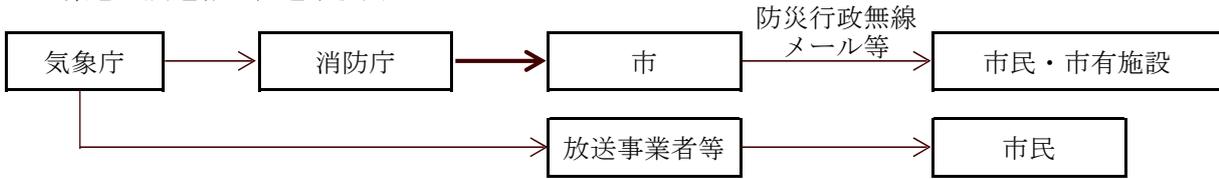


※1 **——**は、警報のみの伝達系統を意味します。

※2 **——**は、注意報、警報及び気象情報の伝達系統を意味します。

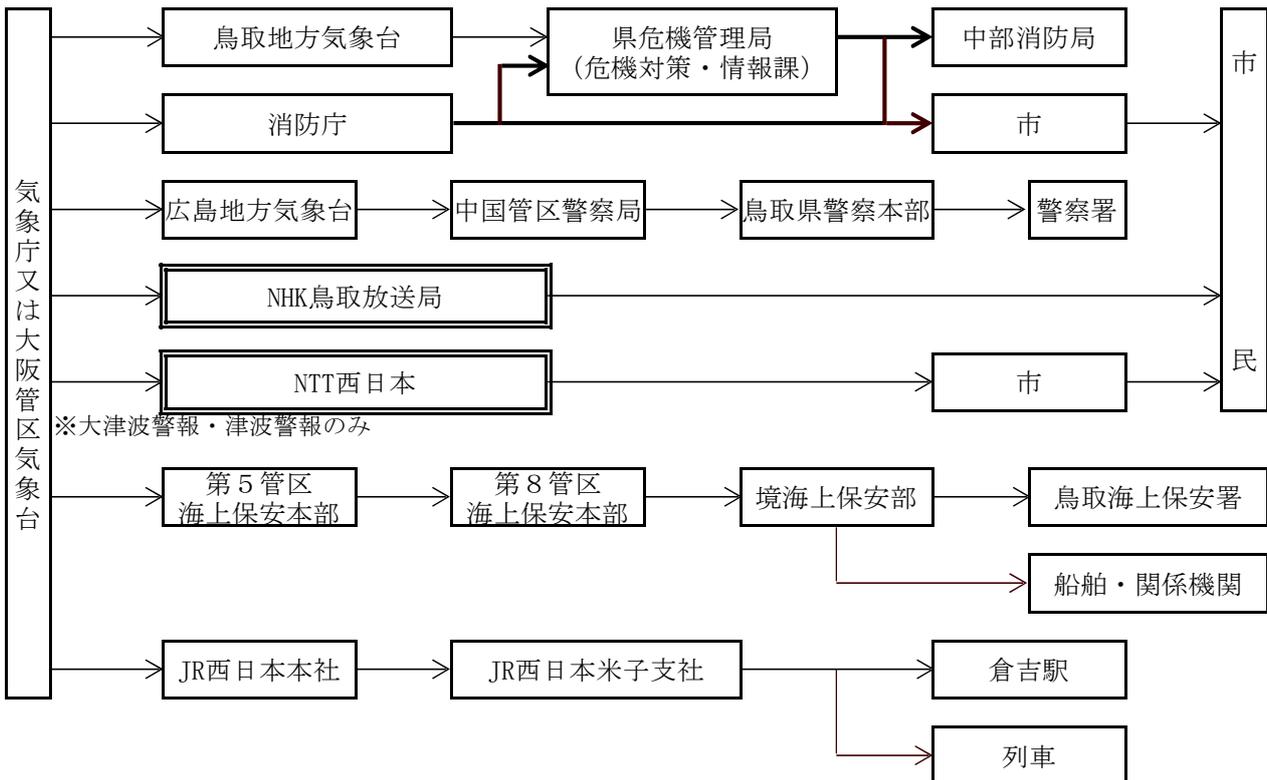
緊急地震速報及び津波警報等の伝達系統

1 緊急地震速報の伝達系統図



※ **→** は、J-ALERTにより伝達されるルートです。

2 津波警報等の伝達系統図

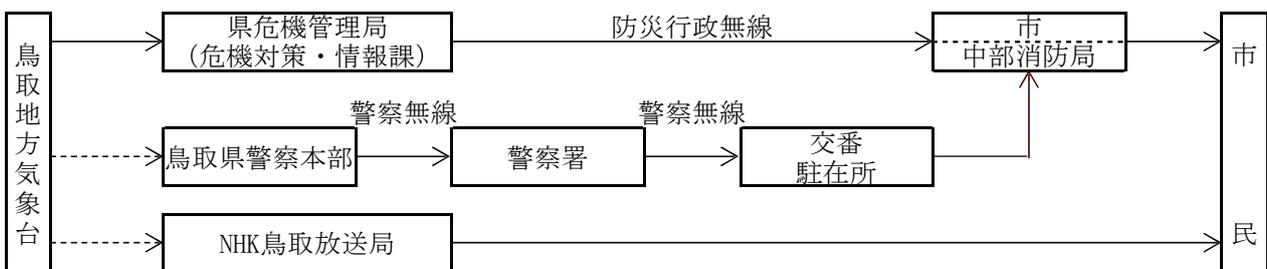


※1 必要がある場合の補助ルートとして、鳥取地方気象台から鳥取県警察本部、NHK鳥取放送局、境海上保安部に伝達されます。

※2 緊急やむを得ない場合に市長が行う（気象業務法施行令第10条）津波警報の伝達系統は、この図によらず、直接市民に伝達するものとします。

※3 **→** は、J-ALERTにより伝達されるルートです。

3 津波警報の伝達系統図（有線電話途絶の場合）



※1 有線電話途絶の場合は、防災行政無線電話等を使用するものとします。

※2 通信手段のない場合は、鳥取地方気象台が鳥取県（危機対策・情報課）に手交します。

被害程度の認定基準一覧表

被害等の区分	基 準
1 人的被害	
(1) 死者	当該被害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は肢体は確認できないが死亡したことが確実なものとしします。
(2) 行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者としします。
(3) 重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月以上の治療を要する見込みのものとしします。
(4) 軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月未満で治療できる見込みのものとしします。
2 住家被害	
(1) 住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問いません。
(2) 全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいいます。以下同じです。）が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含みます。以下同じです。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとしします。
(3) 半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分とその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとしします。
(4) 一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとしします。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除きます。
(5) 床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊に該当しませんが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとしします。
(6) 床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとしします。
3 非住家被害	
(1) 非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとしします。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家としします。
(2) 公共建物	例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物としします。
(3) その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物としします。
(4) 非住家被害	全壊又は半壊の被害を受けたもののみ記入するものとしします。
4 その他	
(1) 田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとしします。
(2) 田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとしします。
(3) 畑の流失・埋没 及び畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとしします。
(4) 文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設としします。
(5) 道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとしします。
(6) 橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋としします。
(7) 河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、

【第3編 災害情報収集伝達計画(資料 3-3-4)】

	床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とします。
(8) 港湾	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外郭施設、繫留施設又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
(9) 砂防	砂防法（昭和 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とします。
(10) 清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とします。
(11) 鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とします。
(12) 被害船舶	る、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとします。
(13) 電話	災害により通話不能となった電話の回線数とします。
(14) 電気	災害により停電した戸数うち最も多く停電した時点における戸数とします。
(15) 水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とします。
(16) ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とします。
(17) ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とします。
(18) り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常的生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とします。 例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊しているもので共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、また同一家族の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとします。
(19) り災者	り災世帯の構成員とします。
5 被害金額等	
(1) 公立文教施設	公立の文教施設とします。
(2) 農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とします。
(3) 公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とします。
(4) その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とします。
(5) (1)～(4)の記載上の注意	災害中間年報、災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとします。
(6) 公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とします。
(7) 農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とします。
(8) 林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とします。
(9) 畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とします。
(10) 水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とします。
(11) 商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とします。
6 その他	備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとします。

災害時における被害情報等報告要領

1 目的

この要領は、災害時における被害情報等の報告について、適切な運用を図るため、必要な事項を次のとおり定めるものとする。

2 用語の定義

本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）」の定めるところによる。

3 報告基準

- (1) 鳥取県地域防災計画別表「配備動員表」に示す警戒体制又は非常体制に該当するとき。
- (2) 災害による被害等が発生し、県危機管理局が必要と認めるとき。
- (3) 災害が発生するおそれがある場合で、県危機管理局又は各総合事務所（東部圏域においては東部地域振興事務所）が必要と認めるとき。

4 報告時点

(1) 随時報告

特に緊急性が高く、直ちに県危機管理局に報告すべき次に掲げる被害情報は、報告様式により随時報告を行うとともに、その旨を県危機管理局へ電話（0857-26-7878）により報告するものとする。

- ・市町村災害対策本部の設置
- ・人的被害
- ・住家被害
- ・孤立集落の発生
- ・その他社会的影響が大きいもの

(2) 定時報告

被害情報は、災害時において、県危機管理局からの定時報告依頼に記載された時点で、定時報告を行うものとする。なお、定時報告の時刻は、下記の時刻を基準として、発生の都度、県危機管理局が設定する。

- ・9時00分
- ・15時00分

5 報告手続

- (1) 「3 報告基準」に該当する災害が発生した場合は、県危機管理局は電子メール及び防災行政無線ファクシミリにより、県関係課及び各市町村に対して、被害情報の報告を依頼するものとする。（県各部局等防災主管課にも参考送付する。）
- (2) (1) の依頼を受けた県関係課及び各市町村は、県危機管理局に被害情報を報告するものとし、県関係課は庁内LAN（災害情報DB）、各市町村は電子メールによるものとする。なお、各市町村にあっては、被害がない場合でも定時報告するものとし、県関係課にあっては、被害があった場合のみ定時報告するものとする。
- (3) 県危機管理局は、(2) の報告を集計した場合、速やかに関係機関と被害情報を共有（手法は(2)と同様）し、消防庁報告基準に該当する場合は、直ちに消防庁に報告するものとする。

【第3編 災害情報収集伝達計画（資料3-3-5）】

なお、集計結果は、原則として報道機関へ提供するものとするが、状況に応じて要点を県ホームページに掲載すること等により代える場合もある。

6 被害情報の報告内容及び報告対象機関

被害情報の報告内容及び報告対象機関は別添1のとおりとする。また、被害情報の報告における関係機関の連絡先は別添2のとおりとする。

7 報告様式

被害情報の報告に用いる様式は次表のとおりとする。

ただし、被災状況により、「5 報告手続」による報告ができない場合には、迅速性を最優先し、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

<報告様式>

被害項目	様式
災害対策本部等の設置状況	様式第1号
避難所開設状況及び避難者の状況	様式第2号
避難指示等の発令状況	様式第3号
人的被害の発生状況	様式第4号
住家被害の発生状況	様式第5号
非住家被害の発生状況	様式第6号
孤立集落の発生状況	様式第7号
上記以外の被害	任意様式

8 報告方法

(1) 県関係課

県関係課は、庁内LAN（災害情報DB）により、県危機管理局に対して被害情報の報告を行うものとし、資料添付場所は、その都度、県危機管理局が通知するものとする。

(2) 各市町村

各市町村は、電子メールにより、県危機管理局に対して被害情報の報告を行うものとし、報告先は、次表のとおりとする。

市町村	報告先	
	メール（宛先）	メール（cc）
鳥取市、岩美町、若桜町、 智頭町、八頭町	県危機管理局 saigaijohou@pref.tottori.lg.jp	東部地域振興事務所 toubu_saigai@pref.tottori.lg.jp
倉吉市、三朝町、湯梨浜町、 琴浦町、北栄町		中部総合事務所県民福祉局 chubu_saigai@pref.tottori.lg.jp
米子市、境港市、日吉津村、 大山町、南部町、伯耆町		西部総合事務所県民福祉局 seibu_saigai@pref.tottori.lg.jp

【第3編 災害情報収集伝達計画（資料3-3-5）】

日南町、日野町、江府町	西部総合事務所日野振興センター 日野振興局 hino_saigai@pref.tottori.lg.jp
-------------	--

9 報告に際しての留意事項

- (1) 報告に当たっては、迅速性を最優先とし、可能な限り早く分かる範囲で記入して報告することとし、定時報告においては報告期限を厳守すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認等」）を記入して報告すれば足りること。）
- (2) 指定様式の記入に当たっては、必要事項（黄色セル）の入力・更新のみ編集可とし、その他の事項（白色・灰色セル）の編集は行わないこと。
- (3) 各消防局が人的被害、住家被害、非住家被害及び孤立集落の発生について覚知したときは、原則、災害発生現場が所在する市町村に情報提供することとし、情報提供を受けた市町村は、被害状況の確認をした上で県危機管理局へ報告すること。
- (4) 報告に当たっては、以下の参考資料に記載された内容を熟知の上、報告すること。

<参考資料>

- 1 災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）
- 2 災害報告取扱要領における人的被害の把握に係る運用（平成24年3月9日消防応第49号）
- 3 火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）

附則 この要領は、平成31年3月20日から施行する。

附則 この要領は、令和元年7月25日から施行する。

附則 この要領は、令和2年5月11日から施行する。

附則 この要領は、令和3年5月7日から施行する。

附則 この要領は、令和3年5月20日から施行する。

被害情報の報告内容及び報告対象機関

令和3年5月20日現在

報告内容		報告対象機関
人的被害	死者	○人
	うち災害関連死者	○人
	行方不明者	○人
	重傷者	○人
	軽傷者	○人
住家被害	全壊	○棟
	半壊	○棟
	一部破損	○棟
	床上浸水	○棟
	床下浸水	○棟
非住家	公共建物	○棟
	その他	○棟
避難情報	避難指示等の発令状況	○世帯○人
	避難所開設状況	○箇所
	避難者の状況	○人
孤立	孤立集落の発生状況	各市町村防災担当課
体制	災害対策本部等の設置状況	各市町村防災担当課
その他	県税事務所、県の公有財産、情報通信施設等、自治研修所、職員宿舎の被害状況	県総務課
	文化財及び文化施設、社会体育施設の被害状況	県市町村課
	公共交通機関（鉄道、バス）の運行状況	県地域交通政策課
	私立幼稚園、児童福祉施設等、鳥取砂丘こどもの国の被害状況	県子育て王国課
	私立学校（幼稚園を除く）、私立専修学校、私立各種学校及び高等教育機関の被害・臨時休業等の状況	県総合教育推進課
	観光施設等の被害状況	県観光戦略課
	公共交通機関（航空便）の運行状況	
	社会福祉施設等、保健衛生施設等、障がい者福祉施設等、老人福祉施設等、障がい児福祉施設等、医療機関の被害状況	県福祉保健課
	清掃施設、自然公園、公園緑地諸施設等、公営住宅の被害状況	県環境立県推進課
	上下水道施設関係被害	県水環境保全課
	商工業関係、労働者関係施設等の被害状況	県商工政策課
	農林水産関係被害	県農林水産政策課
	公共土木施設被害	県技術企画課
	道路通行規制箇所	県道路企画課
	県営発電所及び電気設備、工業用水施設、埋立地の被害状況	県経営企画課
	県立学校施設等、小・中学校施設等、船上山少年自然の家、大山青年の家、生涯学習センター及び市町村社会教育施設、集会所の被害状況	県教育総務課
臨時休業等（公立学校）の状況	県体育保健課	
停電の発生状況	中国電力株式会社鳥取支社	

【第3編 災害情報収集伝達計画（資料3-3-5）】

別添2

被害情報の報告における関係機関の連絡先

令和3年5月20日現在

1 各市町村

市町村名	担当課(室)名	メールアドレス	電話番号	ファクシミリ
鳥取市	危機管理課	kikikanri@city.tottori.lg.jp	0857-30-8032	0857-20-3042
岩美町	総務課	soumu@town.tottori-iwami.lg.jp	0857-73-1411	0857-73-1569
若桜町	総務課	somu@town.wakasa.lg.jp	0858-82-2211	0858-82-0134
智頭町	総務課	soumu@town.chizu.lg.jp	0858-75-4111	0858-75-1193
八頭町	総務課防災室	bousai@town.yazu.lg.jp	0858-76-0203	0858-73-0147
倉吉市	防災安全課	bousai@city.kurayoshi.lg.jp	0858-22-8162	0858-22-1087
三朝町	総務課	saigai@town.misasa.lg.jp	0858-43-3500	0858-43-0647
湯梨浜町	総務課	ysomu@town.yurihama.lg.jp	0858-35-3115	0858-35-3697
琴浦町	総務課	bousai@town.kotoura.lg.jp	0858-52-1700	0858-49-0000
北栄町	総務課	bousai-soumu@town.hokuei.lg.jp	0858-37-3111	0858-37-5339
米子市	防災安全課	bousai@city.yonago.lg.jp	0859-23-5337	0859-23-5387
境港市	自治防災課	jichibousai@city.sakaiminato.lg.jp	0859-47-1071	0859-46-0299
日吉津村	総務課	soumu@vill.hiezu.lg.jp	0859-27-5950	0859-27-0903
大山町	総務課	bousai@town.daisen.lg.jp	0859-54-5201	0859-54-2702
南部町	総務課	bousai@town.tottori-nanbu.lg.jp	0859-66-3112	0859-66-4806
伯耆町	総務課	bousai@town.hoki.lg.jp	0859-68-3111	0859-68-3866
日南町	総務課	s0100@town.nichinan.lg.jp	0859-82-1111	0859-82-1478
日野町	総務課	soumu@town.tottori-hino.lg.jp	0859-72-0331	0859-72-1484
江府町	総務課	k_bousai@town.kofu.lg.jp	0859-75-2211	0859-75-2389

2 県関係課

部局名	担当課名	メールアドレス	電話番号	ファクシミリ
総務部	総務課	soumu@pref.tottori.lg.jp	0857-26-7018	0857-26-8122
交流人口拡大本部	観光戦略課	kankou@pref.tottori.lg.jp	0857-26-7218	0857-26-8308
地域づくり推進部	市町村課	shichouson@pref.tottori.lg.jp	0857-26-7056	0857-26-8129
地域づくり推進部	地域交通政策課	koutsuuseisaku@pref.tottori.lg.jp	0857-26-7098	0857-26-8107
福祉保健部	福祉保健課	fukushihoken@pref.tottori.lg.jp	0857-26-7142	0857-26-8116
子育て・人財局	子育て王国課	kosodate@pref.tottori.lg.jp	0857-26-7148	0857-26-7863
子育て・人財局	総合教育推進課	sougoukyouiku@pref.tottori.lg.jp	0857-26-7815	0857-26-8110
生活環境部	環境立県推進課	kankyourikken@pref.tottori.lg.jp	0857-26-7196	0857-26-8194
生活環境部	水環境保全課	mizukankyohozen@pref.tottori.lg.jp	0857-26-7400	0857-26-8194
商工労働部	商工政策課	shoukou-seisaku@pref.tottori.lg.jp	0857-26-7213	0857-26-8117
農林水産部	農林水産政策課	nourinsuisanseisaku@pref.tottori.lg.jp	0857-26-7256	0857-26-8497
県土整備部	技術企画課	gjutsukikaku@pref.tottori.lg.jp	0857-26-7407	0857-26-8189
県土整備部	道路企画課	dourokikaku@pref.tottori.lg.jp	0857-26-7352	0857-26-7624
企業局	経営企画課	kigyuu@pref.tottori.lg.jp	0857-26-7442	0857-26-8193
教育委員会	教育総務課	kyouikusoumu@pref.tottori.lg.jp	0857-26-7504	0857-26-8185
教育委員会	体育保健課	taikuhoken@pref.tottori.lg.jp	0857-26-7526	0857-26-7542

3 中国電力(株)鳥取支社

機関名	支社名	メールアドレス	電話番号	ファクシミリ
中国電力(株)	鳥取支社	—	0857-36-7006	0857-36-7011

4 (参考)県各部局等防災主管課

部局名	主管課名	メールアドレス	電話番号	ファクシミリ
新型コロナウイルス感染症対策本部事務局	総合調整課	cov19-sougou@pref.tottori.lg.jp	0857-26-8756	0857-26-8143
令和新时代創造本部	新时代・SDGs推進課	sdgs@pref.tottori.lg.jp	0857-26-7820	0857-26-8111
危機管理局	危機管理政策課	kikikanri-seisaku@pref.tottori.lg.jp	0857-26-7064	0857-26-8137
総務部	総務課	soumu@pref.tottori.lg.jp	0857-26-7846	0857-26-8122
交流人口拡大本部	ふるさと人口政策課	jinkouseisaku@pref.tottori.lg.jp	0857-26-7594	0857-26-8196
地域づくり推進部	市町村課	shichouson@pref.tottori.lg.jp	0857-26-7056	0857-26-8129
福祉保健部	福祉保健課	fukushihoken@pref.tottori.lg.jp	0857-26-7142	0857-26-8116
子育て・人財局	子育て王国課	kosodate@pref.tottori.lg.jp	0857-26-7148	0857-26-7863
生活環境部	環境立県推進課	kankyourikken@pref.tottori.lg.jp	0857-26-7196	0857-26-8194
商工労働部	商工政策課	shoukou-seisaku@pref.tottori.lg.jp	0857-26-7213	0857-26-8117
農林水産部	農林水産政策課	nourinsuisanseisaku@pref.tottori.lg.jp	0857-26-7256	0857-26-8497
県土整備部	技術企画課	gjutsukikaku@pref.tottori.lg.jp	0857-26-7407	0857-26-8189
会計管理局	会計指導課	kaikeishidou@pref.tottori.lg.jp	0857-26-7422	0857-26-8147
企業局	経営企画課	kigyuu@pref.tottori.lg.jp	0857-26-7442	0857-26-8193
病院局	総務課	byouinsoumu@pref.tottori.lg.jp	0857-26-7768	0857-26-8135
教育委員会	教育総務課	kyouikusoumu@pref.tottori.lg.jp	0857-26-7504	0857-26-8185
地域づくり推進部	東部地域振興事務所	toubu_saigai@pref.tottori.lg.jp	0857-20-3500	0857-20-3656
中部総合事務所	県民福祉局	chubu_saigai@pref.tottori.lg.jp	0858-23-3951	0858-23-3425
西部総合事務所	県民福祉局	seibu_saigai@pref.tottori.lg.jp	0859-31-9632	0859-31-9639
西部総合事務所 日野振興センター	日野振興局	hino_saigai@pref.tottori.lg.jp	0859-72-2070	0859-72-2072

【第3編 情報収集伝達計画(資料3-3-6)】

市における非常通信ルート

1 通常ルート(24時間)

市	5320-2335 (TEL)	地域衛星通信ネットワーク	県	危機管理局
	5320-19 (FAX)		担当	危機対策・情報課
			TEL	031-200-7788
			FAX	031-200-7871

2 衛星携帯ルート(24時間)

市	080-1640-1739	衛星携帯電話	交換局	NTT	県	危機管理局
			担当		危機対策・情報課	
			TEL		0857-26-7788	
			FAX		—	

3 MCAルート(24時間)

市	3631	MCA(震度NW)	県	危機管理局
			担当	危機対策・情報課
			TEL	3512
			FAX	—

4 警察ルート(24時間)

市	5km	機関	倉吉警察署	警察用	機関	鳥取県警察本部	0.1km	県	危機管理局
		担当	警備課		担当	警備第二課		担当	危機対策・情報課
	使送	TEL	0858-26-7110		TEL	0857-23-110		TEL	0857-26-7788
		FAX	0858-26-7110		FAX	0857-37-0285		FAX	0857-26-7871

5 建設ルート(昼間のみ)

市	6km	機関	倉吉河川国道事務所	水防道路用	機関	鳥取河川国道事務所	水防道路用	県	危機管理局
		担当	電気通信担当		担当	電気通信担当		担当	危機対策・情報課
	使送	TEL	0858-26-6221		TEL	0857-22-8435		TEL	0857-26-7788
		FAX	0858-26-6299		FAX	0857-29-1819		FAX	0857-27-7871

6 電力ルート(平日8:50~17:20)

市	1km	機関	中国電力ネットワーク(株)倉吉ネットワークセンター	電気事業用	機関	中国電力(株)鳥取支社	1.7km	県	危機管理局
		担当	広報班		担当	広報担当		担当	危機対策・情報課
	使送	TEL	0120-212-607		TEL	0857-36-7006		TEL	0857-26-7788
		FAX	0858-23-3326		FAX	0857-36-7011		FAX	0857-26-7871

7 JRルート(昼間のみ)

市	4km	機関	JR西日本(株)倉吉駅	JR自営	機関	JR西日本(株)鳥取駅	1.5km	県	危機管理局
		担当	当務		担当	当務		担当	危機対策・情報課
	使送	TEL	0858-26-1360		TEL	0857-26-2060		TEL	0857-26-7788
		FAX	0858-26-4195		FAX	0857-21-4715		FAX	0857-26-7871

河川等の氾濫 天神川・竹田橋観測所

河川名	天神川 (水防警報河川)		観測所	竹田橋 (倉吉市八屋)	令和3年6月時点
指示等の区分	情報の区分	情報の内容			基準
高齢者等避難 【警戒レベル3】	水位	急激な水位上昇により、一定時間 (概ね3時間) 後の水位予測で避難判断水位を越えるおそれがある場合			3.9m
	指定河川洪水予報	倉吉河川国道事務所及び鳥取地方気象台が共同で洪水予報 (氾濫注意情報) を発表し、更に避難判断水位に到達するおそれがある場合			
	巡視	道路の冠水、河川の増水、当該地域の降雨状況、降雨予測等により家屋浸水の危険性が高まった場合			発見・覚知
避難指示 【警戒レベル4】	水位	急激な水位上昇により一定時間 (概ね3時間) 後の水位予測で氾濫危険水位を越えるおそれがある場合			4.7m
	指定河川洪水予報	倉吉河川国道事務所及び鳥取地方気象台が共同で洪水予報 (氾濫警戒情報) を発表したとき			
	巡視	堤防の決壊につながるような漏水等を発見したとき。床下浸水が発生した場合、又は排水先の河川の水位が高くなり、樋門閉鎖等を行った場合			発見・覚知
緊急安全確保 【警戒レベル5】	危険度	国管理河川の洪水の危険度分布 (水害リスクライン) で「氾濫している可能性 (黒)」になった場合			—
	指定河川洪水予報	倉吉河川国道事務所及び鳥取地方気象台が共同で洪水予報 (氾濫発生情報) を発表したとき			
	巡視	堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等を発見したとき。樋門・水門等の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるを得ない場合			発見・覚知
	災害の発生	堤防の決壊や越水・溢水が発生したとき			発見・覚知
対象地域	(倉吉市洪水ハザードマップにおいて浸水深1.0m以上の区域) 上井地区 (清谷、福庭、福庭東、海田西町・河北町、大平町、海田東、旭北、旭西、旭南、本町、一丁目東、一丁目西、柳町)、西郷地区 (八屋、伊木、広栄町、大原)、成徳地区 (葵町以外すべて)、上灘地区 (駄経寺町、下田中、上灘町、東巖城町、田内、昭和町、幸町、見日町)				
伝達手段	消防団上北条分団、上井分団、西郷分団、上灘分団、防災行政無線 (屋外、屋内、文字放送)、防災メール、Y!防災速報、Lアラート、NCN緊急放送 (避難行動要支援者に対しては、要支援者ごとの支援者)				

河川等の氾濫 天神川・小田観測所

河川名	天神川(水防警報河川)		観測所	小田(倉吉市小田)	令和3年6月時点
指示等の区分	情報の区分	情報の内容			基準
高齢者等避難 【警戒レベル3】	水位	急激な水位上昇により、一定時間(概ね3時間)後の水位予測で避難判断水位を越えるおそれがある場合			4.5m
	指定河川洪水予報	倉吉河川国道事務所及び鳥取地方気象台が共同で洪水予報(氾濫注意情報)を発表し、更に避難判断水位に到達するおそれがある場合			
	巡視	道路の冠水、河川の増水、当該地域の降雨状況、降雨予測等により家屋浸水の危険性が高まった場合			発見・覚知
避難指示 【警戒レベル4】	水位	急激な水位上昇により一定時間(概ね3時間)後の水位予測で氾濫危険水位を越えるおそれがある場合			5.7m
	指定河川洪水予報	倉吉河川国道事務所及び鳥取地方気象台が共同で洪水予報(氾濫警戒情報)を発表したとき			
	巡視	堤防の決壊につながるような漏水等を発見したとき。床下浸水が発生した場合、又は排水先の河川の水位が高くなり、樋門閉鎖等を行った場合			発見・覚知
緊急安全確保 【警戒レベル5】	危険度	国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「氾濫している可能性(黒)」になった場合			—
	指定河川洪水予報	倉吉河川国道事務所及び鳥取地方気象台が共同で洪水予報(氾濫発生情報)を発表したとき			
	巡視	堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等を発見したとき。樋門・水門等の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるを得ない場合			発見・覚知
	災害の発生	堤防の決壊や越水・溢水が発生したとき			発見・覚知
対象地域	(倉吉市洪水ハザードマップにおいて浸水深1.0m以上の区域) 上井地区(清谷、福庭、福庭東、海田西町・河北町、大平町、海田東、旭北、旭西、旭南、本町、一丁目東、一丁目西、柳町)、西郷地区(八屋、伊木、広栄町、大原)、成徳地区(葵町以外すべて)、上灘地区(駄経寺町、下田中、上灘町、東巖城町、田内、昭和町、幸町、見日町)				
伝達手段	消防団上北条分団、上井分団、防災行政無線(屋外、屋内、文字放送)、防災メール、Y!防災速報、Lアラート、NCN緊急放送 (避難行動要支援者に対しては、要支援者ごとの支援者)				

河川等の氾濫 小鴨川・河原町観測所

河川名	小鴨川 (水防警報河川)		観測所	河原町 (倉吉市河原町)	令和3年6月時点
指示等の区分	情報の区分	情報の内容			基準
高齢者等避難 【警戒レベル3】	水位	急激な水位上昇により、一定時間 (概ね3時間) 後の水位予測で避難判断水位を越えるおそれがある場合			3.2m
	指定河川洪水予報	倉吉河川国道事務所及び鳥取地方気象台が共同で洪水予報 (氾濫注意情報) を発表し、更に避難判断水位に到達するおそれがある場合			
	巡視	道路の冠水、河川の増水、当該地域の降雨状況、降雨予測等により家屋浸水の危険性が高まった場合			発見・覚知
避難指示 【警戒レベル4】	水位	急激な水位上昇により一定時間 (概ね3時間) 後の水位予測で氾濫危険水位を越えるおそれがある場合			3.7m
	指定河川洪水予報	倉吉河川国道事務所及び鳥取地方気象台が共同で洪水予報 (氾濫警戒情報) を発表したとき			
	巡視	堤防の決壊につながるような漏水等を発見したとき。床下浸水が発生した場合、又は排水先の河川の水位が高くなり、樋門閉鎖等を行った場合			発見・覚知
緊急安全確保 【警戒レベル5】	危険度	国管理河川の洪水の危険度分布 (水害リスクライン) で「氾濫している可能性 (黒)」になった場合			—
	指定河川洪水予報	倉吉河川国道事務所及び鳥取地方気象台が共同で洪水予報 (氾濫発生情報) を発表したとき			
	巡視	堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等を発見したとき。樋門・水門等の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるを得ない場合			発見・覚知
	災害の発生	堤防の決壊や越水・溢水が発生したとき			発見・覚知
対象地域	(倉吉市洪水ハザードマップにおいて浸水深1.0m以上の区域) 関金地区 (今西、松河原、大鳥居、駅前、安歩)、上小鴨地区 (蔵内、上古川、福山、耳)、小鴨地区 (下大江、長坂新町、中河原、中河原2、生田、打吹団地、丸山町、西倉吉町、福守町、鴨川町、鴨川南町)、社地区 (秋喜、福光、西福守町、秋喜西町、秋喜新町)、明倫地区 (福吉町、旭田町、金森町、福吉町2丁目、東岩倉町、越中町、広瀬町、河原町、八幡町)、成徳地区 (葵町以外すべて)、上灘地区 (駄経寺町、下田中、上灘町、東巖城町、田内、昭和町、幸町、見日町)				
伝達手段	消防団小鴨分団、明倫分団、成徳分団、防災行政無線 (屋外、屋内、文字放送)、防災メール、Y!防災速報、Lアラート、NCN緊急放送 (避難行動要支援者に対しては、要支援者ごとの支援者)				

河川等の氾濫 国府川・福光観測所

河川名	国府川 (水防警報河川)		観測所	福光 (倉吉市福光)	令和3年6月時点
指示等の区分	情報の区分	情報の内容			基準
高齢者等避難 【警戒レベル3】	水位	急激な水位上昇により、一定時間（概ね3時間）後の水位予測で避難判断水位を越えるおそれがある場合			2.5m
	指定河川洪水予報	倉吉河川国道事務所及び鳥取地方気象台が共同で洪水予報（氾濫注意情報）を発表し、更に避難判断水位に到達するおそれがある場合			
	巡視	道路の冠水、河川の増水、当該地域の降雨状況、降雨予測等により家屋浸水の危険性が高まった場合			発見・覚知
避難指示 【警戒レベル4】	水位	急激な水位上昇により一定時間（概ね3時間）後の水位予測で氾濫危険水位を越えるおそれがある場合			3.3m
	指定河川洪水予報	倉吉河川国道事務所及び鳥取地方気象台が共同で洪水予報（氾濫警戒情報）を発表したとき			
	巡視	堤防の決壊につながるような漏水等を発見したとき。床下浸水が発生した場合、又は排水先の河川の水位が高くなり、樋門閉鎖等を行った場合			発見・覚知
緊急安全確保 【警戒レベル5】	危険度	国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合			—
	指定河川洪水予報	倉吉河川国道事務所及び鳥取地方気象台が共同で洪水予報（氾濫発生情報）を発表したとき			
	巡視	堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等を発見したとき。樋門・水門等の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるを得ない場合			発見・覚知
	災害の発生	堤防の決壊や越水・溢水が発生したとき			発見・覚知
対象地域	(倉吉市洪水ハザードマップにおいて浸水深1.0m以上の区域) 高城地区（上福田、下福田、上米積）、社地区（福光、秋喜、秋喜新町、福守町、西福守町、和田東、馬場町）				
伝達手段	消防団社分団、小鴨分団、成徳分団、防災行政無線（屋外、屋内、文字放送）、防災メール、Y!防災速報、Lアラート、NCN緊急放送 (避難行動要支援者に対しては、要支援者ごとの支援者)				

土砂災害

令和3年6月時点

指示等の区分	情報の区分	内容		対象者・対象地域	情報伝達方法
高齢者等避難 【警戒レベル3】	防災気象情報	①	大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、実況値が大雨警報の土壌雨量指数の基準を超過した場合	土砂災害危険度情報で、危険度が高まっている領域と重なった区域（状況に応じてその周辺区域を含めて）の土砂災害警戒区域にある高齢者等 ※区域ごとの対象地区については別表のとおり	防災行政無線・消防団・自主防災組織・その他支援者を通じて伝達
		②	土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）又は土砂災害危険度情報において、「警戒（警報級・赤色）」が出現した場合		
避難指示 【警戒レベル4】	防災気象情報	①	土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）又は土砂災害危険度情報において、「非常に危険（薄い紫色）」が出現した場合	土砂災害危険度情報で、危険度が高まっている領域と重なった区域（状況に応じてその周辺区域を含めて）の土砂災害警戒区域にある者 ※区域ごとの対象地区については別表のとおり	防災行政無線・消防団・自主防災組織・その他支援者を通じて伝達
		②	大雨警報（土砂災害）が発表されている状況の中で、記録的短時間大雨情報又は顕著な大雨に関する情報が発表された場合		
	③	土砂災害警戒情報が発表された場合			
	巡視	③	前兆現象として、（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合	発見箇所の周辺地域の土砂災害警戒区域にある者	
緊急安全確保 【警戒レベル5】	防災気象情報	①	大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合	土砂災害危険度情報で、危険度が高まっている領域と重なった区域（状況に応じてその周辺区域を含めて）の土砂災害警戒区域にある者 ※区域ごとの対象地区については別表のとおり	防災行政無線・消防団・自主防災組織・その他支援者を通じて伝達
	災害の発生	①	土砂災害が発生した場合	土砂災害が発生した箇所とその周辺の土砂災害警戒区域にある者	

■避難指示等の伝達文の例

1 【警戒レベル3】高齢者等避難

※ {
こちらは、防災倉吉市です。
緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難。
緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難。
本日（〇月〇日）〇〇時〇〇分、〇〇地区に《災害種別》に関する高齢者等避難を発令しました。
《危険性を伝える文章》です。
危険な場所にお住まいのお年寄りの方など避難に時間のかかる方と、その避難を支援する方は、避難所や安全な親戚・知人宅等への避難を開始してください。
それ以外の方は、避難の準備を行い、早めの避難を心掛けてください。
ハザードマップで、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。
繰り返します。
(※の部分を1回繰り返し)
以上、防災倉吉市でした。

【注】《危険性を伝える文章》の例：「あと〇時間で天神川が氾濫の恐れのある水位に到達する危険性があります。」等

2 【警戒レベル4】避難指示

※ {
こちらは、防災倉吉市です。
緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難指示。
緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難指示。
本日（〇月〇日）〇〇時〇〇分、〇〇地区に《災害種別》に関する避難指示を発令しました。
《危険性を伝える文章》です。
危険な場所にお住まいの方全員が、速やかに避難所や安全な親戚・知人宅等への避難を開始してください。
ただし、避難所等への避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも高いところへ移動するなど、身の安全を確保してください。
ハザードマップで、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。
繰り返します。
(※の部分を1回繰り返し)
以上、防災倉吉市でした。

【注】《危険性を伝える文章》の例：「あと〇時間で天神川が氾濫の恐れのある水位に到達する危険性があります。」等

3 【警戒レベル5】緊急安全確保

※ {
こちらは、防災倉吉市です。
緊急放送、緊急放送、警戒レベル5、災害が発生（している恐れがあります）。命を守る最善の行動をとってください。
緊急放送、緊急放送、警戒レベル5、災害が発生（している恐れがあります）。命を守る最善の行動をとってください。
本日（〇月〇日）〇〇時〇〇分、〇〇地区に緊急安全確保を発令しました。
《危険性を伝える文章》です。
危険な場所にお住まいの方は、大至急、少しでも安全な場所に移動するなど、命を守る最善の行動をとってください。
繰り返します。
（※の部分をも1回繰り返し）
以上、防災倉吉市でした。

【注】《危険性を伝える文章》の例：「天神川の〇〇付近の堤防が決壊しました。」等

大雨時の指定避難所開設計画

【指定避難所の開設の基本的な考え方】

- 1 地区単位で発令する避難情報に基づき、避難対象地区ごとに下表で定める指定避難所を順次開設する。
- 2 学校施設は体育館（武道館がある場合には武道館を優先）に避難所を開設し、避難指示（洪水）が発令された場合に校舎へ垂直避難する。
- 3 各避難所の運営主体は、次のとおりとする。
 - ・自主避難所：市職員（2名）
 - ・指定避難所（第1段階）：1日目は市職員（2名）、2日目以降は市職員（1名）と自主防災組織（必要人数）
 - ・福祉避難所：市職員（必要人数）
- 4 第1段階の2日目以降の体制並びに第2段階及び予備の指定避難所を開設する場合には、事前に市と当該地区協議会が協議し、決定する。

【集計結果】

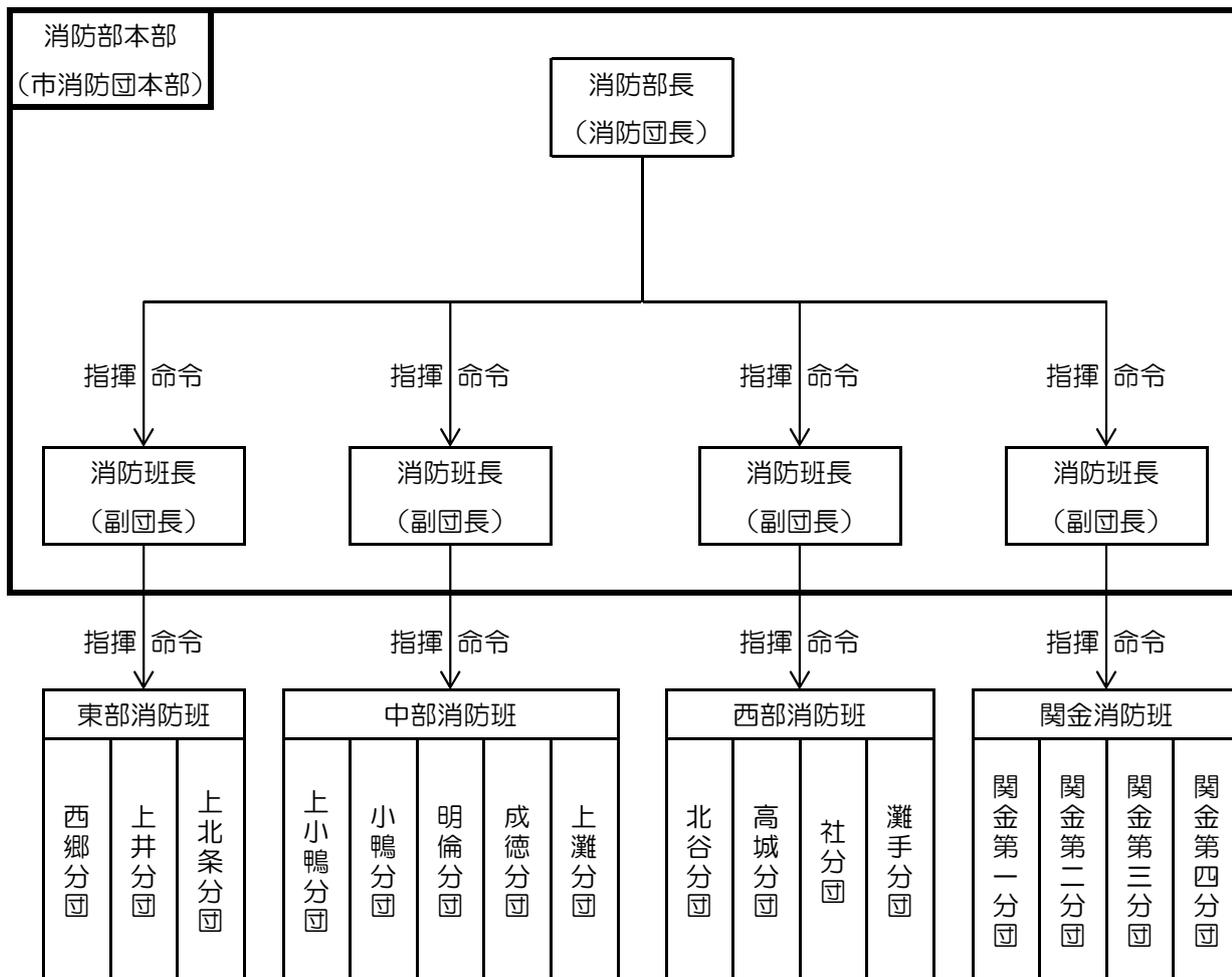
避難所種別	施設数	開設段階
指定避難所（自主避難所の斡旋）	5 施設	警戒レベル2
指定避難所（第1段階）	19 施設	警戒レベル3
指定避難所（第2段階）	12 施設	警戒レベル4※
指定避難所（福祉）	4 施設	—
指定避難所（一般・予備）	8 施設	—

※警戒レベル4の段階で災害状況等を踏まえて判断する。
 なお、開設決定の手続きは、左記4のとおりとする。

No	地区	指定避難所	避難所の種別	収容人数 長期	避難対象地区（浸水想定区域人口）											備考		
					上北条	上井	西郷	上灘	成徳	明倫	灘手	社	北谷	高城	小鴨		上小鴨	関金
					2,467	6,917	4,820	5,464	2,928	3,504	948	5,217	1,321	1,995	6,249	1,558	3,387	
					1.00	0.99	0.86	0.94	0.96	0.92	0.35	0.72	0.34	0.56	0.73	0.63	0.36	
					2,467	6,848	4,145	5,136	2,811	3,224	332	3,756	449	1,117	4,562	982	1,219	
1	上北条	上北条小学校	一般	507	①													
2	上北条	伯耆しあわせの郷	一般・福祉	1,343	②			②										
3	上井	河北小学校	一般	1,884		①												
4	上井	河北中学校	一般	924		①	①											(自主避難所)
5	上井	倉吉北高等学校	一般	2,355		②												
6	上井	鳥取短期大学	一般	336		②												
7	西郷	西郷小学校	一般	973			①											
8	西郷	倉吉体育文化会館	一般	1,184			②											
9	西郷	倉吉シティホテル	福祉	66														
10	上灘	上灘小学校	一般	1,586				①										
11	上灘	倉吉未来中心	一般	333				②	②									
12	上灘	倉吉交流プラザ	福祉	611														
13	上灘	倉吉総合看護専門学校	一般	230				②										
14	成徳	成徳小学校	一般	658					②									
15	成徳	倉吉スポーツセンター	一般	166														(予備)
16	成徳	倉吉市営武道館	一般	485					①									(自主避難所)
17	成徳	倉吉市営体育センター	一般	312					②									
18	明倫	明倫小学校	一般	738						①								
19	明倫	鳥取中央農業協同組合	一般	123														(予備)
20	明倫	倉吉福祉センター	一般	151						②								
21	明倫	鳥取県立皆成学園	一般	188						②								
22	灘手	灘手小学校	一般	495							①							
23	灘手	灘手保育園	一般	120														(予備)
24	社	社小学校	一般	858														(予備)
25	社	久米中学校	一般	825								①	①	①				(自主避難所)
26	社	倉吉農業高等学校	一般	522							①	①						(予備)
27	社	社保育園	一般	155														(予備)
28	北谷	北谷小学校	一般	652									①					(予備)
29	北谷	北谷保育園	一般	125														(予備)
30	高城	高城小学校	一般	1,193										①				
31	小鴨	小鴨小学校	一般	783											①	①		(自主避難所)
32	小鴨	西中学校	一般	988								①			①			
33	小鴨	倉吉養護学校	一般	407											①	①		
34	小鴨	農村環境改善センター	一般	328											②			
35	上小鴨	上小鴨小学校	一般	561												①		
36	関金	関金小学校	一般	811													①	(自主避難所)
37	関金	旧山守小学校	一般	501													①	
38	関金	鴨川中学校	一般	906													②	
39	関金	関金保育園	一般	290														(予備)
40	関金	農業大学校	一般	1,110									①			①	①	
41	関金	倉吉市関金農林漁業者等健康増進施設	一般	398														(予備)
42	関金	倉吉市高齢者生活福祉センター	福祉	553														

市対策本部（消防部）の組織図

(平成24年4月1日現在)

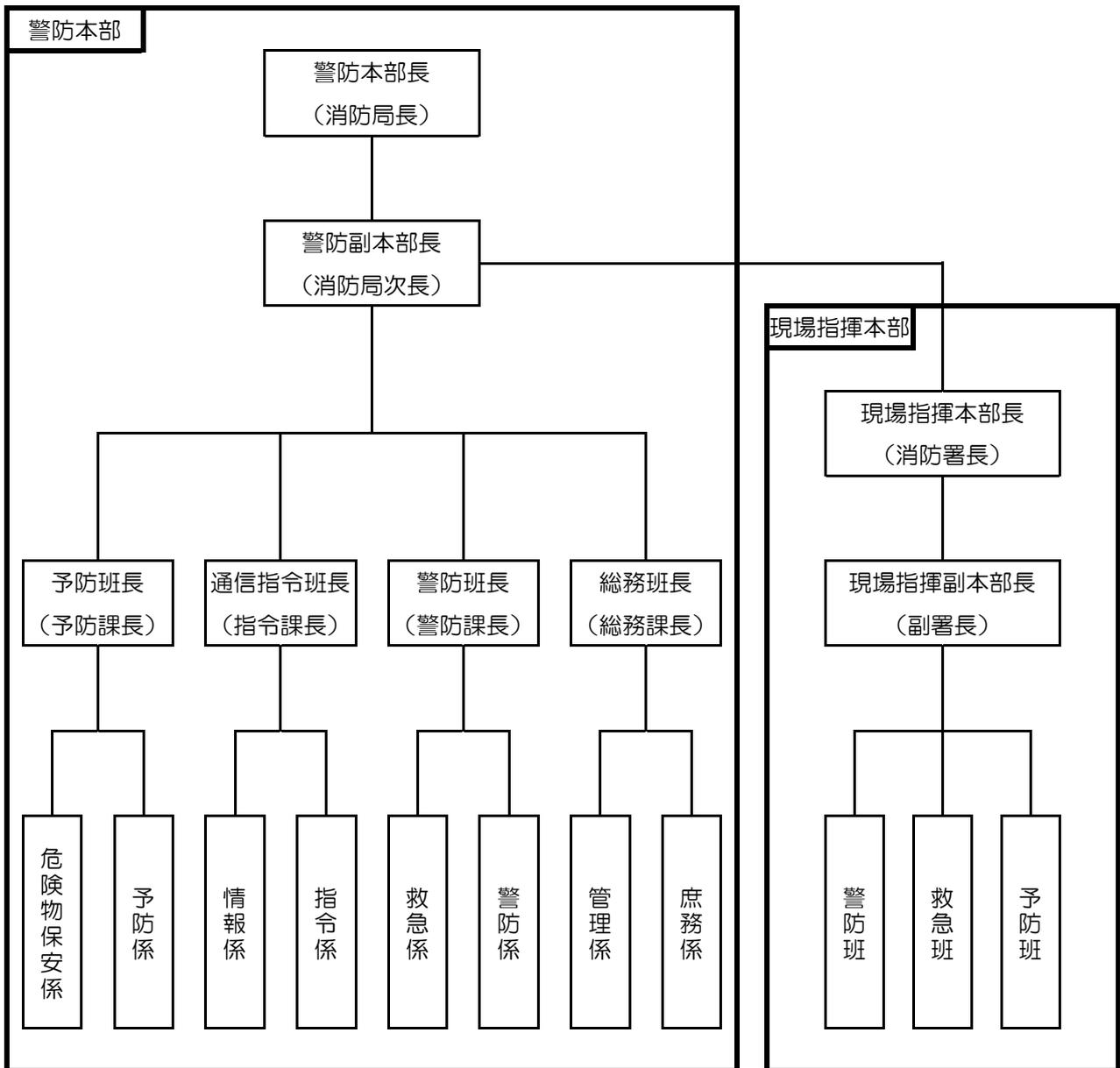


(注) 図中の () は、市消防団の階級を意味します。

※関金消防班は副団長が2名配置されており、第1・2分団（南谷・矢送）と第3・4分団（山守）に分かれています。

【第3編 中部消防局警防本部の組織図(資料3-7-2)】

中部消防局警防本部の組織図



(注) 図中の()は、中部消防局の職名を意味します。

(各班の主な所掌事務)

班名	構成員	主な所掌事務
総務班	総務課員	市対策本部(総務班、消防部)との連絡調整及び人員、資機材等の管理運用に関すること。
警防班	警防課員	警防本部の運営及び災害の防御対策に関すること。
通信指令班	指令課員	通信設備の管理運用に関すること。
予防班	予防課員	災害記録及び広報に関すること。
現場指揮本部	警防班	災害防御対策及び関係機関との連絡調整に関すること。
	救急班	住民の避難誘導及び救護に関すること。
	予防班	災害記録及び広報に関すること。

【第3編 水防計画(応急対策)(資料 3-11-1)】

市内の水位及び雨量観測所一覧 (情報収集HP : 国土交通省「川の防災情報」 <http://www.river.go.jp/>)

河川名	区分	番号	観測所名	位置	情報収集HP画面：国土交通省「川の防災情報」
天神川	水位	1	小田 (国)	小田	
		2	竹田橋 (国)	八屋	
	雨量	1	倉吉 (気)	大塚	
		2	倉吉 (国)	福庭	
		3	倉吉 (県)	東巖城町	
小鴨川	水位	1	河原町 (国)	河原町	
		2	若土 (国)	若土	
		3	今西 (県)	関金町今西	
	雨量	1	若土 (国)	若土	
		2	関金宿 (国)	関金町関金宿	
		3	安歩 (気)	関金町安歩	
		4	浅井 (国)	関金町山口	
		5	清水 (国)	関金町堀	
		6	堀 (国)	関金町堀	
7	野添 (国)	関金町野添			
	8	笹ヶ平 (国)	関金町笹ヶ平		
国府川	水位	1	福光 (国)	福光	
		2	高城 (国)	上福田	
	雨量	1	高城 (国)	上福田	
北谷川	水位	1	福富 (県)	福富	
	雨量	1	福富 (県)	福富	
広瀬川	雨量	1	広瀬 (県)	広瀬	

△水位
○雨量

【注意】 管理者名 (国) : 国土交通省、(気) : 気象庁、(県) : 鳥取県

【第3編 市内の重要排水樋門一覧表(資料3-11-2)】

市内の重要排水樋門一覧表

1 国土交通省管理河川区域設置樋門

(令和3年4月1日現在)

番号	河川名	位置	種別	高さ(m) 幅(m)	名称	操作 種類	施設管理者	管理委託団体
1	国府川	和田	鉄筋コンクリート 鋼製ローラーゲート	H=2.575 L=3.980	和田排水機場	電動	倉吉河川国道事務所長	倉吉市(建設課)
2	"	福守町	鉄筋コンクリート 鋼製スライドゲート	H=1.300 L=1.380	福守悪水樋門	"	"	"
3	"	国府	鉄筋コンクリート 鋼製スライドゲート	H=1.560 L=1.620	輪王寺排水樋門	"	"	"
4	"	不入岡	鉄筋コンクリート 鋼製スライドゲート	H=1.560 L=1.620	不入岡排水樋門	"	"	"
5	"	三江	ヒューム管 鋼製スライドゲート	H=0.640 L=0.710	三江2号排水樋管	手動	"	"
6	"	三江	ヒューム管 SUS製フラップゲート	H=0.688 L=0.688	三江3号排水樋管	"	"	"
7	"	下福田	鉄筋コンクリート 鋼製スライドゲート	H=1.060 L=1.120	上福田3号排水樋門	"	"	"
8	"	下福田	ヒューム管 鋼製スライドゲート	H=0.650 L=0.700	上福田2号排水樋門	"	"	"
9	"	下福田	ヒューム管 鋼製スライドゲート	H=0.650 L=0.700	上福田1号排水樋門	"	"	"
10	"	上福田	ヒューム管 SUS製フラップゲート	φ=0.650	上福田排水樋管	"	"	"
11	"	下福田	ヒューム管 鋼製スライドゲート	H=0.700 L=0.700	上福田4号排水樋管	"	"	"
12	"	下福田	鉄筋コンクリート 鋼製スライドゲート	H=1.825 L=1.900	上福田5号排水樋管	電動	"	"
13	天神川	大原	"	H=2.0 L=2.0	大原排水樋門	手動	大原土地改良区	改良区
14	"	清谷	"	H=3.2 L=6.2	北田川排水樋門	電動	倉吉河川国道事務所長	鳥取県
15	天神川	海田西町	鉄筋コンクリート 鋼製スライドゲート	H=1.560 L=1.620	沢井手排水樋門	電動	倉吉河川国道事務所長	倉吉市(建設課)
16	"	上余戸	"	H=1.0 L=1.6	郡山大口樋門	手動	上大口土地改良区	倉吉市(地域整備課)
17	"	円谷町	"	H=0.9 L=1.2	円谷大口樋門	"	上灘円谷大口堰水利組合	倉吉市(地域整備課)
18	小鴨川	巖城	鉄筋コンクリート 鋼製スライドゲート	H=2.070 L=2.140	玉川下流排水樋門	電動	倉吉河川国道事務所長	倉吉市(建設課)
19	"	堺町	鉄筋コンクリート 鋼製スライドゲート	H=1.870 L=1.950	玉川上流排水樋門	"	"	"
20	"	八幡町	鉄筋コンクリート 鋼製スライドゲート	H=1.570 L=1.640	余戸谷排水樋門	"	倉吉河川国道事務所長	"
21	"	下大江	ヒューム管 SUS製フラップゲート	φ=1.000	大江1号排水樋管	手動	"	"
22	"	下大江	ヒューム管 SUS製フラップゲート	φ=0.600	大江2号排水樋管	"	"	"
23	"	下大江	鉄筋コンクリート 鋼製スライドゲート	H=1.610 L=2.160	下大江排水樋門	電動	"	"
24	"	関金町松河原	鉄筋コンクリート 鋼製スライドゲート	H=1.575 L=2.150	松河原排水樋門	"	"	"
25	"	関金町安歩	鉄筋コンクリート 鋼製スライドゲート	H=2.750 L=2.650	安歩排水樋門	"	"	"

【第3編 市内の重要排水樋門一覧表(資料3-11-2)】

2 鳥取県管理河川区域設置樋門

(平成29年4月1日現在)

番号	河川名	位置	種別	高さ(m) 幅(m)	名称	操作 種類	施設管理者	管理委託団体
1	鴨川	福守町	鋼製 スルースゲート	H=1.25 L=1.25	福守排水樋門	手動	鳥取県知事	倉吉市(建設課)
2	〃	鴨川町	〃	H=1.0 L=1.0	鴨川排水樋管	〃	〃	〃
3	北谷川	三江	〃	H=1.15 L=1.2	三江1号排水樋管	〃	〃	〃
4	玉川	堺町	〃	H=1.1 L=2.5	堺町排水樋門	〃	〃	〃
5	〃	巖城	〃	H=1.5 L=1.5	玉川第二排水樋門	〃	〃	〃
6	〃	余戸谷町	〃	H=0.6 L=1.6	玉川流調節水門	〃	〃	〃
7	〃	八幡町	〃	H=1.35 L=1.1	八幡町第1樋門	〃	〃	〃
8	〃	八幡町	コンクリート製 鋼製スルースゲート	H=1.7 L=2.5	八幡町第2樋門	電動	〃	〃
9	小鴨川	八幡町	コンクリート製 鋼製スルースゲート	H=1.0 L=1.3	明源寺樋門	〃	〃	〃
10	〃	関金町今西	鋼製 スルースゲート	H=1.0 L=1.0	下井手樋門	手動	〃	〃
11	国府川	服部	〃	H=1.2 L=1.2	神淵樋門	〃	〃	〃
12	矢送川	関金町山口	〃	H=1.0 L=1.0	田中樋門	〃	〃	〃
13	〃	関金町関金宿	〃	H=1.5 L=1.5	金谷樋門	〃	〃	〃
14	〃	〃	〃	H=1.0 L=1.5	鮎川樋門	〃	〃	〃
15	〃	〃	〃	H=0.6 L=0.6	笠長樋門	〃	〃	〃
16	〃	〃	〃	H=1.0 L=1.0	湯谷樋門	〃	〃	〃

市内の重要取水樋門一覧表

(平成29年4月1日現在)

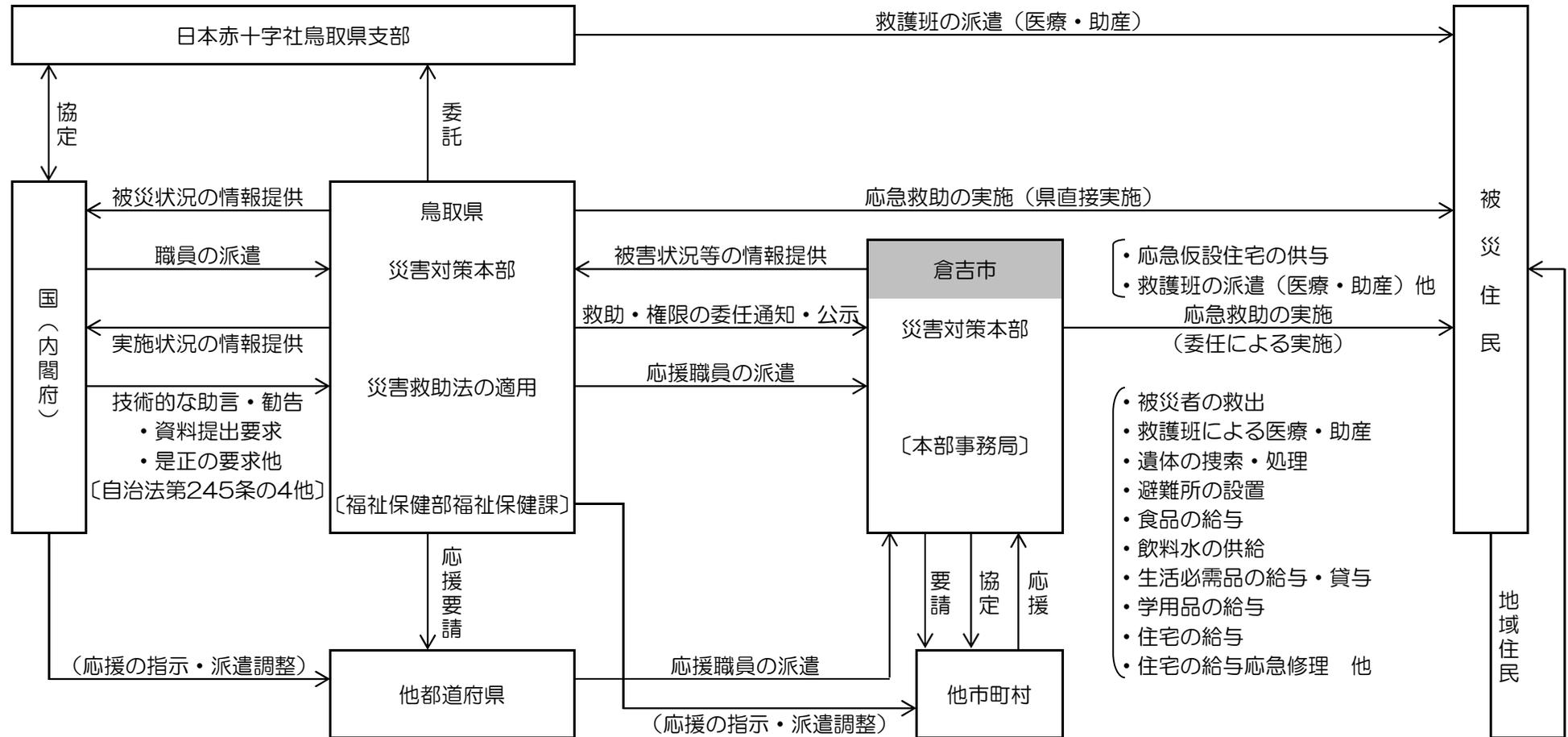
河川名	樋門・樋管名	設置場所	管理団体	備考
国府川	岩井手用水樋門	上福田	福米水利組合	
	筏津用水樋管	上福田	福米水利組合	
	八代井手用水樋門	下福田	福米水利組合	
	オヶ崎用水樋門	オヶ崎	久米土地改良区	
	三江排水樋門	オヶ崎	福米水利組合	
	輪王寺用水樋門	黒見	輪王寺水利組合	
	不入岡用水樋門	福光	不入岡堰土地改良区	
	国分寺用水樋門	国分寺	不入岡堰土地改良区	
小鴨川	生竹用水樋門	生竹	大鴨土地改良区	
	若土用水樋門	鴨河内	若土土地改良区	
	福山大口用水樋門	福山	大鴨土地改良区	
	中河原用水樋門	中河原	大鴨土地改良区	
	明源寺用水樋門	八幡町	倉吉市	
	北条用水樋門	三明寺西	上北条土地改良区	
天神川	大原用水樋門	大原	大原土地改良区	
	円谷用水樋門	円谷	上灘円谷大口堰水利組合	
	郡山大口用水樋門	上余戸	上大口土地改良区	
	羽合用水樋門	上井	羽合土地改良区	
	天神野関係樋門		天神野土地改良区	

市内の防災重点ため池一覧表

令和3年4月1日現在

No	防災重点ため池 (ため池工事特措法)	ため池名	所在地		受益面積 (ha)	諸元			管理者
			大字	字		有効貯水量 (千m ³)	堤高 (m)	堤長 (m)	
1	◎	清水	上神	清水	2	4	2	39	自治公民館
2	◎	狭間	上神	狭間	3	4	5	59	自治公民館
3	◎	仙隠	関金町 大鳥居	仙隠	127	85	12	78	天神野土地改良区
4	◎	池ノ谷	鴨河内	池ノ谷	61	611	16	71	天神野土地改良区
5	◎	藤井谷	志津	ガガ子	117	133	15	84	天神野土地改良区
6	◎	桜	桜	後口山	350	534	36	115	久米ヶ原土地改良区
7	◎	横谷	志津	横谷峰	117	150	17	119	天神野土地改良区
8	◎	中尾尻	鴨河内	中尾尻	30	150	15	115	天神野土地改良区
9	◎	家ノ上	志津	家ノ上	6	17	7	36	水利組合
10	◎	詰り下	志津	詰り下	9	100	12	78	水利組合
11	◎	宮谷頭	国分寺	宮谷頭	6	40	5	35	自治公民館
12	◎	双子(二子)	上福田	堤ノ上	5	4	4	84	自治公民館
13	◎	双子(小谷)	上福田	堤ノ下	5	9	5	56	自治公民館
14	◎	寺谷	寺谷	宮田	12	7	7	64	自治公民館
15	◎	観ノ目	尾原	観音目	7	21	5	51	自治公民館
16	◎	般若区有	般若	善吉間	14	15	10	72	自治公民館
17	◎	般若	般若	板谷	15	12	5	85	自治公民館
18	◎	釜ヶ谷	関金町 堀	釜ヶ谷	92	114	13	90	天神野土地改良区
19	◎	長尾谷	関金町 松河原	長尾	100	305	22	91	天神野土地改良区
20	◎	狼谷	関金町 松河原	横峯	178	1096	27	256	天神野土地改良区
21	◎	奥津似	長坂町	奥津似頭	2	8	11	59	水利組合
22	◎	東谷	尾田	外輪谷	3	6	4	30	自治公民館
23	◎	柄杓田	上神	柄杓田	2	3	4	20	自治公民館
	23	全23池							

災害救助法による応急的救助の実施体制図



【第3編 給水計画（資料3-16-01）】

1 上水道施設

（令和3年4月1日現在）

水源地名	所在地	取水能力 (m ³ /日)	備考	配水池名	所在地	貯水容量 (m ³)	緊急遮断弁		備考
							設置の有無	設置年度	
余戸谷町水源地	倉吉市余戸谷町	6,500		余戸谷町配水池	倉吉市余戸谷町	2,200	有	平成2年	
				みどり町配水池	倉吉しみどり町	100	無	—	
東巖城町水源地	倉吉市東巖城町	8,500		上井配水池	倉吉市上井	2,600	有	平成24年	
八屋水源地	倉吉市八屋	1,050		米田配水池	倉吉市米田町	3,000	有	平成9年	
円谷町水源地	倉吉市円谷町	6,000		和田配水池	倉吉市和田	1,000	有	平成10年	
				絵下谷配水池	倉吉市米田町	27	無	—	
大原第1水源地	倉吉市大原	700		上余戸配水池	倉吉市上余戸	200	有	平成10年	
大原第1取水井	倉吉市大原	1,300	八屋水源地へ送水	栗尾配水池	倉吉市栗尾	58	無	—	
大原第2取水井	倉吉市大原	1,500	八屋水源地へ送水	—	—	—	—	—	—
大原第3取水井	倉吉市大原	1,500	八屋水源地へ送水	—	—	—	—	—	—
黒見第1取水井	倉吉市小鴨	1,000		黒見配水池	倉吉市小鴨	2,000	有	平成9年	
黒見第2取水井	倉吉市小鴨	—	休止（1,000m ³ ）	福山配水池	倉吉市福山	1,000	有	昭和62年	
黒見第2水源地	倉吉市小鴨	1,500		生竹配水池	倉吉市鴨河内	1,000	有	平成14年	
生竹水源地	倉吉市鴨河内	550		谷配水池	倉吉市谷	—	無	—	休止（100m ³ ）
谷水源地	倉吉市谷	—	休止	富海配水池	倉吉市富海	—	無	—	廃止（21m ³ ）
富海水源地	倉吉市富海	—	代替水源候補地						

2 簡易水道施設

(令和3年4月1日現在)

水道名	給水区域	水源名	水源種別	取水方法	浄水方法	備考	配水池名	貯水容量 (m ³)	備考
久米簡易水道	福本-勝負谷	上福田水源地	地下水	深井戸	次亜塩素酸ナトリウム		上米積配水池	500	
		森第1水源地	地下水	浅井戸	-	休止	森配水池	30	
		森第2水源地	湧水	浅井戸	-	休止			
		森第3水源地	地下水	深井戸	次亜塩素酸ナトリウム	休止	藤井谷配水池	105	
		藤井谷水源地	地下水	深井戸	次亜塩素酸ナトリウム				
		福本水源地	地下水	浅井戸	次亜塩素酸ナトリウム	休止			
服部簡易水道	服部	服部水源地	地下水	浅井戸	次亜塩素酸ナトリウム		服部配水池	20	
今在家簡易水道	今在家	今在家水源地	地下水	深井戸	次亜塩素酸ナトリウム		今在家配水池	67	
岩倉簡易水道	岩倉	岩倉水源地	地下水	浅井戸	次亜塩素酸ナトリウム		岩倉配水池	43	
大河内簡易水道	大河内	大河内水源地	地下水	深井戸	次亜塩素酸ナトリウム		大河内配水池	20	
関金簡易水道	関金町	笹ヶ平第1水源地	湧水	集水渠	次亜塩素酸ナトリウム		笹ヶ平配水池	103	
		笹ヶ平第2水源地	湧水	集水埋管	次亜塩素酸ナトリウム		真野原配水池	56	
		和谷第1水源地	地下水	深井戸	次亜塩素酸ナトリウム		明高配水池	103	
		和谷第2水源地	地下水	深井戸	次亜塩素酸ナトリウム		泰久寺配水池	103	
		奥山口水源地	地下水	伏流水	次亜塩素酸ナトリウム		和谷配水池	89	
		関金水源地	地下水	浅井戸	次亜塩素酸ナトリウム		山口受水槽	31	
		滝川水源地	地下水	伏流水	次亜塩素酸ナトリウム		山口配水池	37	
						関金配水池	1,000		
						滝川配水池	50		

3 （参考）水道事業以外の水道施設

（令和3年4月1日現在）

水道名	給水区域	水源名	水源種別	取水方法	浄水方法	配水系統	貯水容量 (m ³)	備考
三江専用水道	三江	三江	地下水	深井戸	次亜塩素酸ナトリウム	三江	75	
桜飲料水供給施設	桜	桜	地下水	深井戸	次亜塩素酸ナトリウム	桜	30	
大沢飲料水供給施設	大沢・昭和	大沢	地下水	深井戸	次亜塩素酸ナトリウム	大沢圧力タンク	4	
長谷飲料水供給施設	長谷	長谷	地下水	深井戸	次亜塩素酸ナトリウム	長谷	6	
悴谷飲料水供給施設	悴谷	悴谷	地下水	深井戸	次亜塩素酸ナトリウム	悴谷	24	
上服部飲料水供給施設	上服部	上服部	地下水	浅井戸	次亜塩素酸ナトリウム	上服部	10	
向条飲料水供給施設		向条	地下水	深井戸	次亜塩素酸ナトリウム	向条	2	
福積飲料水供給施設	福積	福積	地下水	深井戸	次亜塩素酸ナトリウム	福積	2	
岡飲料水供給施設	岡	岡	地下水	深井戸	次亜塩素酸ナトリウム	岡	20	
陰岡飲料水供給施設	岡（陰岡）	陰岡	地下水	浅井戸	ハイクロン滅菌	陰岡	30	
横手飲料水供給施設	横手	横手	地下水	浅井戸	次亜塩素酸ナトリウム	横手	4	
大立飲料水供給施設	大立	大立	地下水	浅井戸	次亜塩素酸ナトリウム	大立	12	
耳飲料水供給施設	耳	耳	湧水	直接取水	次亜塩素酸ナトリウム	耳	5	
		耳新	地下水	深井戸	次亜塩素酸ナトリウム			
中野飲料水供給施設	中野	中野	湧水	浅井戸	次亜塩素酸ナトリウム	中野	20	
		中野新	地下水	深井戸	次亜塩素酸ナトリウム			
野添飲料水供給施設	関金町野添	野添	地下水	浅井戸	次亜塩素酸ナトリウム	野添配水池	32	市有
福原飲料水供給施設	関金町福原	福原	湧水	集水柵	次亜塩素酸ナトリウム	福原配水池	28	
小泉飲料水供給施設	関金町小泉	小泉	湧水	直接取水	*	小泉地区配水池	12	
米富飲料水供給施設	関金町米富	米富	*	*	*	*	19	
堀飲料水供給施設	関金町堀の一部	堀	湧水	*	無	堀	8	
宮原飲料水供給施設	関金町堀（陽西・陽中）	宮原	地下水	浅井戸	*	宮原地区配水池	10	
鍛冶屋飲料水供給施設	関金町堀（鍛冶屋）	鍛冶屋	*	*	*	*	*	
清水飲料水供給施設	関金町清水	清水	*	*	*	清水地区配水池	20	
浅井飲料水供給施設	関金町浅井	浅井	湧水	*	*	浅井地区配水池	18	

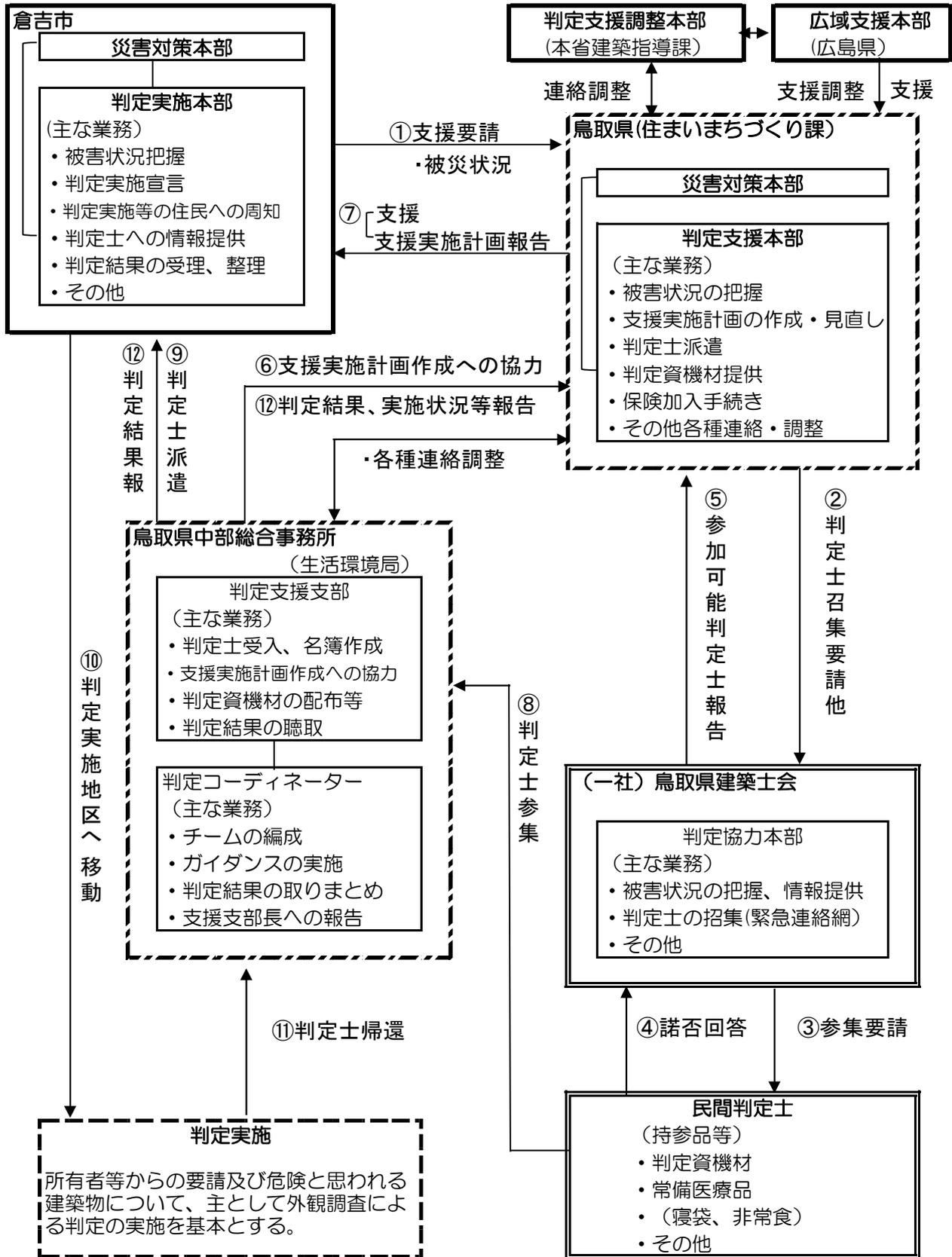
*：把握していない

給水タンク等の保有状況一覧表

(令和2年4月1日現在)

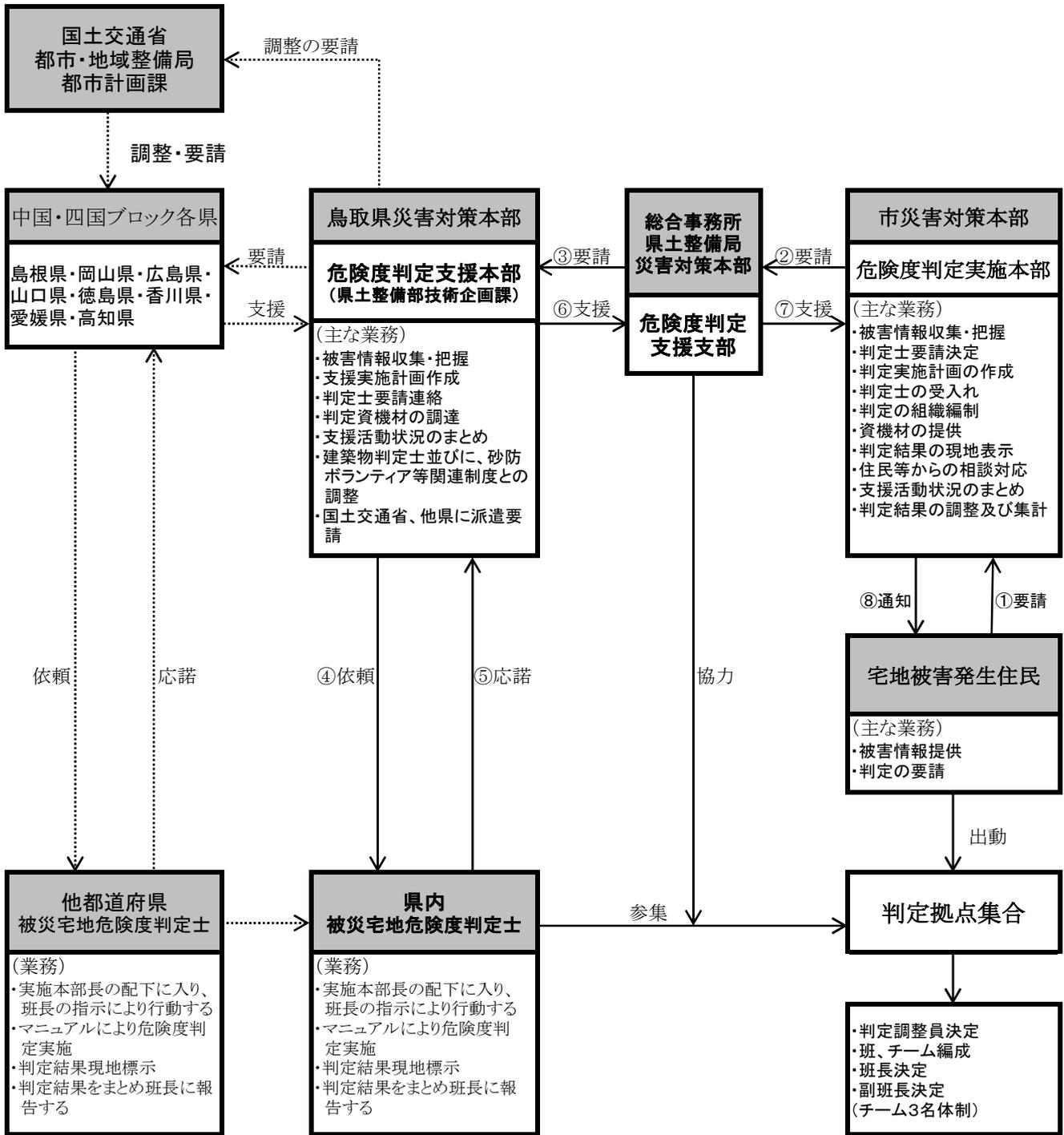
物品名	容量 (L)	数量 (個)	保管場所	備考
給水タンク (ステンレス製)	2,000	1	八屋庁舎	
給水タンク (ステンレス製)	1,000	2	東巖城水源地	
給水タンク (ステンレス製)	450	1	八屋庁舎	
給水タンク (ポリエチレン製)	3,000	1	東巖城水源地	
給水タンク (ポリエチレン製)	1,000	1	八屋庁舎	
給水タンク (ポリエチレン製)	300	2	八屋庁舎	
ポリ容器	20	16	八屋庁舎	
ポリ容器	10	19	八屋庁舎	
ポリ容器	20	120	東巖城水源地	
ポリ容器	10	120	東巖城水源地	16個×8箱
非常用飲料水袋	6	2,600	八屋庁舎	
応急給水装置	—	1	八屋庁舎	濾過能力50m ³ /日

被災建築物応急危険度判定の実施体制図



被災宅地危険度判定の実施体制図

1 国、県、市町村の実施体制



【第3編 倉吉市り災証明書等交付要綱(資料 3-17-3)】

倉吉市り災証明書等交付要綱（平成28年倉吉市告示第131号）

（趣旨）

第1条 この要綱は、倉吉市内において災害により被害を受けた建物その他工作物並びに家財及び事業用資産等について、当該被害に係る証明書（以下単に「証明書」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（大規模な火事による被害又は爆発により生ずる被害を除く。）をいう。

（証明書の種類等）

第3条 証明書の種類、証明の対象となる物件及び証明する事項は、次の表のとおりとする。

証明書の種類	証明の対象となる物件	証明する事項
(1) り災証明書 (様式第1号)	住家及び店舗、工場、倉庫その他の事業に供する建物	被害の程度
(2) 被災証明書 (様式第3号)	建物その他の工作物並びに家財及び事業用資産等（事業の用に供する機械設備、商品等をいう。）	被害の内容

2 前項のり災証明書の被害の程度の区分及びその判定の基準は、災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成25年6月内閣府（防災担当））を準用する。

（証明書の交付申請）

第4条 証明書の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる証明書の種類ごとに、当該各号に定める申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) り災証明書 り災証明書交付申請書（様式第2号）
- (2) 被災証明書 被災証明書交付申請書（様式第3号）

2 前項第2号の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、市長が添付できないことが適当であると認めたものについては、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 被害の状況が確認できる写真
- (2) 被害を受けた場所の位置図
- (3) その他市長が必要と認める書類

（証明書の交付）

第5条 証明書は、第3条第1項の証明の対象となる物件の居住世帯主、所有者及び占有者並びに市長が特に認めた者に交付する。

2 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を確認し、当該申請に応じた証明書を交付する。

3 市長は、前条第1項の規定による申請の内容に偽りがあると認められたときは、前項の規定にかかわらず、証明書を交付しない。

（交付の特例）

第6条 申請者において特に定めた証明書の様式がある場合は、当該様式への証明をもって前条第2項の証明書の交付に代えることができるものとする。

（再調査）

第7条 り災証明書の交付を受けた者は、その証した事項に不服がある場合は、建物被害認定再調査申

【第3編 倉吉市り災証明書等交付要綱(資料 3-17-3)】

請書(様式第4号)により、り災証明書の交付日の日の翌日から起算して3月以内(市長が特に必要と認めた場合を除く。)にその旨を市長に申請することができる。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは再調査を実施する。

3 市長は、再調査により既に証明した事項に変更が生じた場合は、第5条により交付した証明書を修正し、又は再調査に基づいた証明書を交付する。

(証明の取消し)

第8条 市長は、証明書を交付した後に、第5条第2項に係る申請の内容に偽りがあると認められたとき、又はその他不正の手段により証明書の交付を受けたと認められるときは、当該証明書の交付によって証した事項を取り消すものとし、遅滞なく、その理由を示して、交付を受けた者に通知するものとする。

2 前項の規定により証した事項を取り消されたときは、当該取消しに係る証明書の交付を受けた者は、直ちにその証明書を市長に返還しなければならない。

(手数料の免除)

第9条 この要綱による証明書の交付については、倉吉市手数料条例(平成12年倉吉市条例第1号)第6条第3号の規定に基づき、手数料は徴収しない。

(交付記録の整備)

第10条 市長は、証明書の交付を行ったとき及び証明書の内容に修正があったときは、記録しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成28年11月10日から施行する。

附 則(令和3年3月31日告示第57号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号 (第3条関係)

調査番号	
------	--

り 災 証 明 書

り災者	住 所	
	氏 名	

り災物件	所在地		
	種 別		
	<input type="checkbox"/> 持 家 <input type="checkbox"/> 借 家・アパート <input type="checkbox"/> 貸 家 <input type="checkbox"/> マンション (マンション名:) <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 住 宅 (住家) <input type="checkbox"/> 非住宅 (非住家)	

り災程度		損害割合 %
り災原因		

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

倉吉市長

印

- (注) 1 この証明書は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。
 2 「り災程度」は、内閣府の定める被害認定基準に基づき、屋根、壁、基礎等の部位別にその表面に現れた被害を調査して認定するものです。
 ※ 家財道具や家屋に付随する門柱、門扉などの外構は、証明の対象にはなりません。
 3 この証明書により証明されたり災程度について不服がある場合は、この証明書の交付を受けた日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して再調査を申し出ることができます。

【第3編 倉吉市り災証明書等交付要綱(資料 3-17-3)】

様式第2号 (第4条関係)

り災証明書交付申請書

年 月 日

(宛先)
倉吉市長

り災証明書の交付について、次のとおり申請します。

申請者	住 所	郵便番号	
	フリガナ	電話 () -	
	氏 名	り災者との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 同居の親族 <input type="checkbox"/> その他 ()

り災者	<input type="checkbox"/> 申請者に同じ (同じ場合、り災者欄の記載は不要です。)		
	住 所	郵便番号	
	フリガナ	電話 () -	
	氏 名	④	

り災物件の所在地等	<input type="checkbox"/> 申請者住所に同じ <input type="checkbox"/> り災者住所に同じ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 住家 (住宅) <input type="checkbox"/> 非住家 (倉庫・蔵・車庫など)
り災物件の所有状況等	<input type="checkbox"/> 持 家 <input type="checkbox"/> 借 家・アパート (借りている方) (アパート名:) (所有者住所:) (所有者氏名:) <input type="checkbox"/> 貸 家・アパート (貸している方) (アパート名:) <input type="checkbox"/> マンション (マンション名:) <input type="checkbox"/> その他 ()	
り災物件の被害状況		
り災証明書発送先	<input type="checkbox"/> 申請者住所に同じ <input type="checkbox"/> り災者住所に同じ <input type="checkbox"/> その他 ()	
同意事項	り災証明書の交付申請に当たり、市担当職員がり災者の住民基本台帳を確認することに同意します。	
	※ 調査番号	

- (注) 1 「申請者」と「り災者」が異なる場合には、「り災者」の署名捺印により申請者にり災証明の交付に係る権限を委任したものとみなします。
- 2 申請書には、申請者の本人確認書類 (運転免許証、保険証等の写し) を必ず添付してください。
- 3 住家についてり災物件の所在地と住民票の住所が違う場合は、り災物件に居住していることが証明できる書類 (公共料金領収書・賃貸借契約書等) の写しを必ず添付してください。

【第3編 倉吉市り災証明書等交付要綱(資料 3-17-3)】

様式第3号 (第3条、第4条関係)

被災証明書交付申請書

年 月 日

(宛先)
倉吉市長

災害により被災したことの証明について、次のとおり申請します。

申請者 (窓口に来られた方)	住所	郵便番号		電話番号 () -
	フリガナ 氏名		被災者との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 同居の親族 <input type="checkbox"/> その他 ()
使用目的	<input type="checkbox"/> 税控除 <input type="checkbox"/> 保険請求 <input type="checkbox"/> その他 ()			

原因となった災害	
被災者	<input type="checkbox"/> 申請者に同じ <input type="checkbox"/> 住所 郵便番号 氏名 (被災物件の所有者、管理者、その他 ())
被災物件	1 位置 2 内容 家財・車両・その他 () 3 被災状況
添付書類	1 被災したことが分かる写真 2 被災場所の位置図

【市記入欄】

被災証明書

上記のとおり被災したことを証明します。

年 月 日

倉吉市長



【第3編 倉吉市り災証明書等交付要綱(資料 3-17-3)】

様式第4号 (第7条関係)

(表面)

建物被害認定再調査申請書

年 月 日

(宛先)

倉吉市長

次のとおり、建物被害認定に係る再調査について申請します。

申請者	住 所	郵便番号		
	氏 名 (法人名・代 表者氏名)	(フリガナ)	電話番号 ()	—
代理人	住 所	郵便番号		
	氏 名 (法人名・代 表者氏名)	(フリガナ)	電話番号 ()	—
		⑩	申請者との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 同居の親族 <input type="checkbox"/> その他 ()
調査番号				
再調査理由				
再調査理由 となる被害 箇所	外 壁 :			
	屋 根 :			
	柱 (又は耐力壁) :			
	天 井 :			
	内 壁 :			
	建 具 :			
	床 (階段含) :			
	設 備 :			
	基 礎 :			
添付資料 :				

- ※1 この申請書を提出の際は、再調査の対象物件に係る「り災証明書」を添付してください。
2 代理人への委任状は、裏面にあります。

(裏面)

委 任 状

私は、 (代理人の住所)

(代理人の氏名又は法人名及び代表者氏名)

を代理人と定め、建物被害認定再調査申請書の申請に関する権限を委任します。

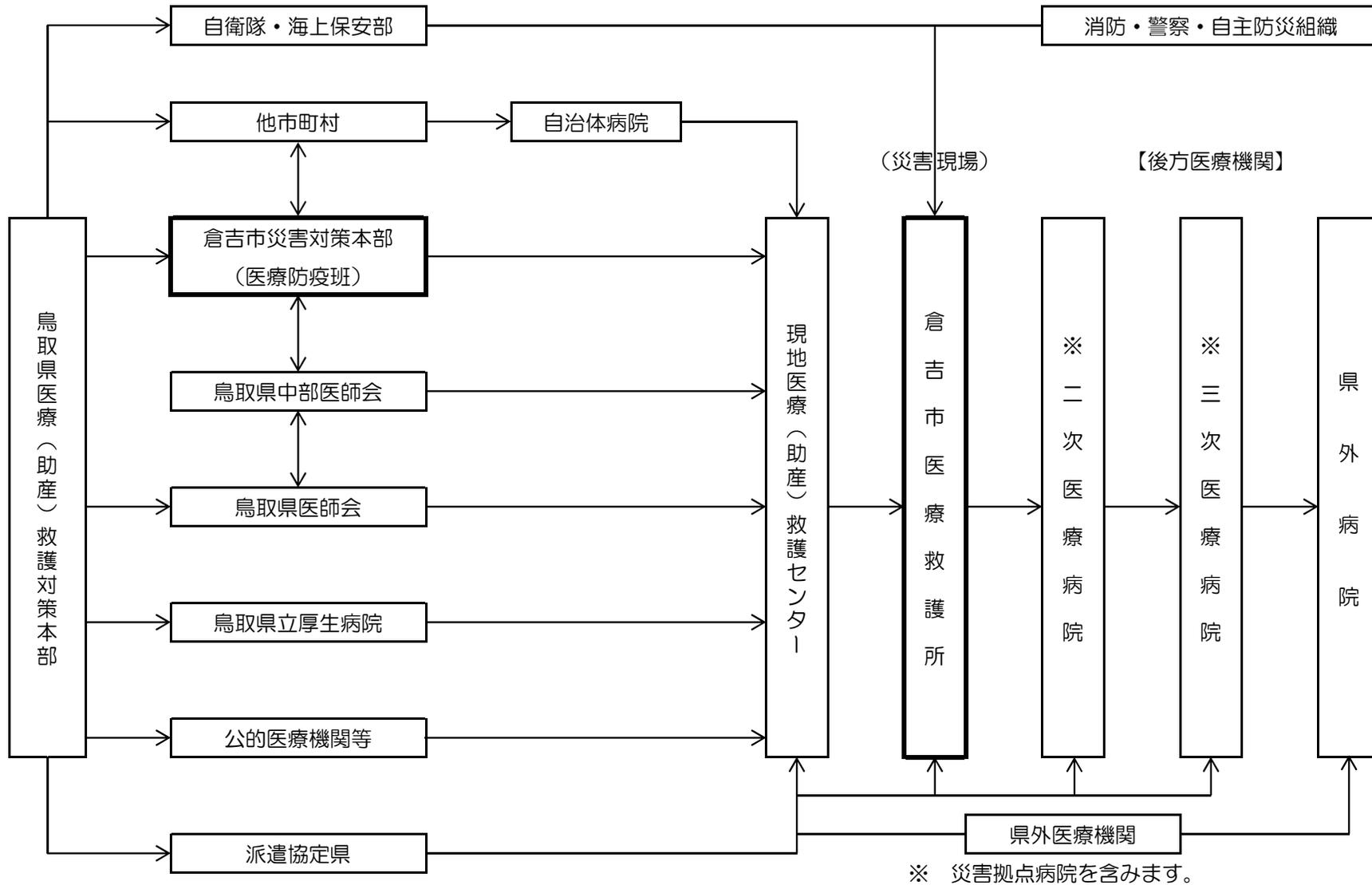
年 月 日

(委任者の住所)

(委任者の氏名)

印

県内における医療(助産)救護活動の体系図



中部管内における後方医療機関(救急指定病院)等一覧表

(平成29年4月1日現在)

病 院 名	病床数(使用許可)					合計
	一般	療養	感染症	精神病症	結核病症	
鳥取県立厚生病院	300		4			304
医療法人里仁会北岡病院	72	30				102
医療法人清和会垣田病院	86					86
医療法人専仁会信生病院		92				92
医療法人(財団)共済会清水病院	98					98
医療法人十字会野島病院	187	46				233
医療法人清生会谷口病院	42					42
医療福祉センター倉吉病院				278		278
社会医療法人仁厚会 藤井政雄記念病院	68	52				120
社団法人鳥取県中部医師会立 三朝温泉病院	83	95				178
計	936	315	4	278	0	1,533

鳥取県福祉保健部 健康医療局 医療政策課 「鳥取県病院一覧」より

【第3編 医療(助産)救護計画(資料3-18-3)】

救護班の編成及び病床数一覧表

1 日本赤十字社鳥取県支部及び自治体病院

担当地区	担当病院名	編成 班数	救護班の編成内訳					常 備 応急の別
			班長 (医師)	看護師長	看護師	その他	計	
全県下	鳥取赤十字病院	5	1	1	2	2	6	常 備
倉吉市	鳥取県立厚生病院	3	1	—	2	2	5	常 備
計		8	2	1	4	4	11	

2 公的医療機関等

所在地	病院名	編成班数
倉吉市	医療法人十字会野島病院	1班
	医療法人(財団)共済会清水病院	1班
	医療法人里仁会北岡病院	1班
東伯郡三朝町	岡山大学病院三朝医療センター	1班
	社団法人鳥取県中部医師会立三朝温泉病院	1班

中部管内の廃棄物処理施設一覧表

1 一般廃棄物中間処理施設

(平成26年1月1日現在)

施設名	所在地	竣工	施設区分	施設数	処理能力
鳥取中部ふるさと広域連合 ほうきリサイクルセンター	倉吉市巖城1637番地9	平成8年3月	焼却炉	2炉	100 t / 日 × 2炉
			粗大ごみ処理施設	1施設	45 t / 5時間

2 一般廃棄物最終処分施設

(平成26年1月1日現在)

施設名	所在地	竣工	施設区分	施設数	処理能力
鳥取中部ふるさと広域連合 クリーンランドほうき	東伯郡北栄町国坂1607番地10	平成15年3月	埋立処分場		埋立面積：17,900m ²
					埋立容量：56,000m ³
			浸出水処理施設	1施設	40m ³ / 日

市内のし尿処理施設一覧表

し尿処理施設

(平成26年1月1日現在)

施設名	所在地	竣工	し尿区分	処理能力	備考
鳥取中部ふるさと広域連合 中部クリーンセンター	倉吉市小田468番地1	平成4年3月	生し尿	107kl/日	
			浄化槽汚泥	33kl/日	

災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定書

倉吉市（以下「甲」という。）と鳥取県葬祭業協同組合（以下「乙」という。）は、倉吉市域において、地震等により大規模な災害が発生した場合（以下「災害時等」という。）における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第 1 条 この協定は、「倉吉市地域防災計画」に基づき、災害により死亡した者の遺体の処理を円滑に実施するため、乙の甲に対する協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第 2 条 甲は、災害時等に次の業務について、必要が生じた場合は、乙に対し協力を要請するものとする。

- (1) 棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供
- (2) 遺体安置施設等の提供
- (3) 遺体の搬送
- (4) その他、必要とする事項

（協力の実施）

第 3 条 乙は、甲の要請を受けたときは、連携の上その他の業務に優先して前条に掲げる業務を実施するものとする。

（燃料確保への協力）

第 4 条 甲は、災害時等の支援を乙に要請する際、可能な限りガソリン等燃料の確保に協力するものとする。

（報告）

第 5 条 乙は、甲の要請により第 2 条に掲げる業務を実施したときは、速やかに実施内容を、甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第 6 条 甲は、乙が実施した第 2 条に掲げる業務にかかる経費を負担するものとする。

（経費の請求）

第 7 条 乙は、業務が完了したときは、会員の業務実績を集計し、甲に一括して請求するものとする。

（経費の支払）

第 8 条 甲は、前条の規定に基づき、乙からの請求を受けて経費を支払うものとする。

（価格の決定）

第 9 条 甲が負担する経費の価格は、乙においては、災害時等の直前における適正価格を基準として甲乙協議して決定するものとする。

（支援体制の整備）

第10条 乙は、災害時等における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制整備及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(実施細目)

第11条 この協定の実施に関し、必要な手続きその他の事項は、実施細目で定めるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して決定するものとする。

附 則

1. この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前1ヶ月までに甲乙いずれからも協定終了の意志表示がないときは、期間終了の日から1年間この協定は更新され、以下同様とする。
2. この協定を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所有する。

平成29年7月11日

甲 鳥取県倉吉市葵町 722
倉吉市
倉吉市長

乙 鳥取県倉吉市幸町 535
鳥取県葬祭業協同組合
理事長

災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定実施細目

(趣旨等)

第1条 この実施細目は、災害時等における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送の協力に関する協定(以下「協定」という。)第11条の規定に基づき、協定の実施について必要な手続きその他の事項を定めるものとする。

2. この実施細目における用語の意義は、協定の例による。

(協力の要請先等)

第2条 協定第2条第1号に規定する棺及び葬祭用品は次の各号のとおりとし、甲は、同条第2号の規定による遺体安置施設の提供と併せ、乙に要請することができるものとする。

- (1) 内張り棺(納棺セット等を含む)
- (2) ドライアイス、防腐剤等遺体の安置に必要な用品
- (3) 骨つば等その他必要な用品

(連絡責任者)

第3条 この協定の連絡責任者は、甲にあつては防災安全課長、乙にあつては鳥取県葬祭業協同組合理事長とする。

(要請手続き)

第4条 協定第2条及び前条に規定する甲から乙への要請及び連絡は、次に掲げる事項を口頭又は電話等により行うこととし、事後、速やかに協力要請書を提出するものとする。

- (1) 要請を行った者の職、氏名
- (2) 要請理由
- (3) 要請内要
- (4) 履行の場所
- (5) 履行の期日又は期間
- (6) その他必要な事項

2. 甲は、乙の業務が円滑に行われるよう、前項の要請に係る重要な変更が生じたときは、その都度乙に通知するものとする。

3. 第1項の規定により甲が乙に提出する協力要請書は、別記様式1のとおりとする。

(緊急要請)

第5条 前条の規定による協力要請において、やむを得ない事情により、甲が乙と連絡がとれない場合は、甲は直接乙の会員に対し、協力を要請することができるものとする。

(構成員の名簿)

第6条 乙は、協定第2条に掲げる業務に協力するために、毎年3月末までに乙の構成員の名簿を提出するものとする。

(連携協力)

第7条 この協定を円滑に実施するため、連絡担当の窓口を甲乙、互いに文書で報告するものとする。なお、窓口に変更があった場合は、その都度、相手側に文書で報告するものとする。

2. 乙は、甲との連携を円滑に実施するため、甲が実施する訓練に可能な限り参加するものとする。

(報告書)

第8条 協定第5条に規定する乙から甲への報告は、次に掲げる事項を口頭又は電話等により行うこととし、事後速やかに業務実施報告書を提出するものとする。

- (1) 実施業務内容
- (2) 履行の場所及び従事者名簿
- (3) 履行の期日又は期間
- (4) その他必要な事項

2. 第1項の規定により乙が甲に提出する業務実施報告書は、別記様式2のとおりとする。

(経費の請求方法)

第9条 協定第7条に規定する経費の請求は、積算根拠を示す書類を添付して行うものとする。

附 則

この実施細目の有効期間は、協定の有効期間と同様とする。

災害時における協力に関する協定書

倉吉市（以下「甲」という。）と一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）は災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲において地震、風水害その他災害の発生により、甲に災害対策本部が設置される災害時（以下「災害時」という。）に多数の死者及び被災者が一時的または集中的に発生する場合の迅速かつ円滑な応急対策を行うため、必要な手続き等について定めるものとする。

（協力）

第2条 甲は、災害時に乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に要請し、乙はやむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の役務の提供
- (2) 遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供
- (3) 遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送
- (4) 帰宅困難者・被災者に対する避難場所の提供
- (5) 甲が設置した避難所及び、乙が提供する避難場所における、被災者に対する炊き出しや継続的な食事等（弁当等）の提供
- (6) その他甲の要請により乙が応じられる事項

（要請）

第3条 前条の要請は、次に掲げる事項を記載した文書をもって行うものとする。ただしやむを得ない事態が発生したときは、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに災害協力要請書（第1号様式）を乙に送付するものとする。

- (1) 要請を行った者の職氏名及び担当者氏名
- (2) 要請の理由
- (3) 要請の内容
- (4) 協力を要請する期間
- (5) その他要請に必要な事項

（協力の方法）

第4条 乙は前条による甲の要請があった場合、乙のできる範囲において、甲の指示に従い、第2条各号の協力を行うものとする。

（報告）

第5条 乙は、第2条各号の協力をしたときは、次に掲げる事項を災害時要請業務実施報告書（第2号様式）をもって甲に報告するものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品の数量並びに当該作業に従事した者の氏名及び住所
- (2) 遺体を安置した施設（葬儀式場等）の使用した部屋の数及び使用した日数
- (3) 避難場所に供給した食事等の数量
- (4) 生活支援等の各種サービスの内容
- (5) その他甲が乙に指示した事項

【第3編 災害時における協力に関する協定書(資料 3-24-3)】

(経費の負担)

第6条 甲は、前条による乙の報告があった場合、甲の要請に相違ないことを確認の上、乙が要した経費について、甲が負担するものとする。

(経費の請求)

第7条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 乙が遺族等の要請により、甲の要請事項の範囲を超える協力を行った場合、その経費は当該要請を行った遺族等に請求する。

(経費の支払)

第8条 甲は、前条に基づき乙からの請求があった場合には、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

(価格の決定)

第9条 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに遺体を安置した施設の使用料等の価格は、災害の発生直前における災害救助法(昭和22年法律第118号)の基準額及び市場の適正な価格を基準とし、甲、乙協議して決定するものとする。

(支援体制の整備)

第10条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙それぞれ連絡責任者を置き、甲にあっては防災安全課長を、乙にあっては全日本冠婚葬祭互助協会中国ブロック鳥取東中部地区本部長の職にあたる者を当該責任者とする。

(災害時の情報提供)

第12条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第13条 乙は、支援を行なう場合において知り得た災害に係わる情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(通知)

第14条 乙は、災害時における円滑な協力が図れるよう、この協定により協力できる乙の会員名簿を毎年3月までに、甲に通知するものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第16条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の2ヶ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

【第3編 災害時における協力に関する協定書(資料 3-24-3)】

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 倉吉市葵町 7 7 2 番地
倉吉市
倉吉市長

乙 東京都港区新橋 1 丁目 1 8 番 1 6 号
日本生命新橋ビル 9 階
一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
会長

【第3編 行方不明者の搜索、遺体の処理及び埋葬計画（資料3-24-4）】

中部管内における火葬場一覧表

火葬場

（平成25年4月15日現在）

施設名	所在地	竣工	炉形式	施設数	処理能力
鳥取中部ふるさと斎場	倉吉市円谷町346番1	平成25年3月	台車式	4基	10件／日（12件／日：非常時）
琴浦町営斎場	東伯郡琴浦町梅田289番地36	平成6年10月	台車式	2基	4件／日（6件／日：非常時）

緊急通行車両に関する標章、証明書及び通行禁止標示

（別記様式1）



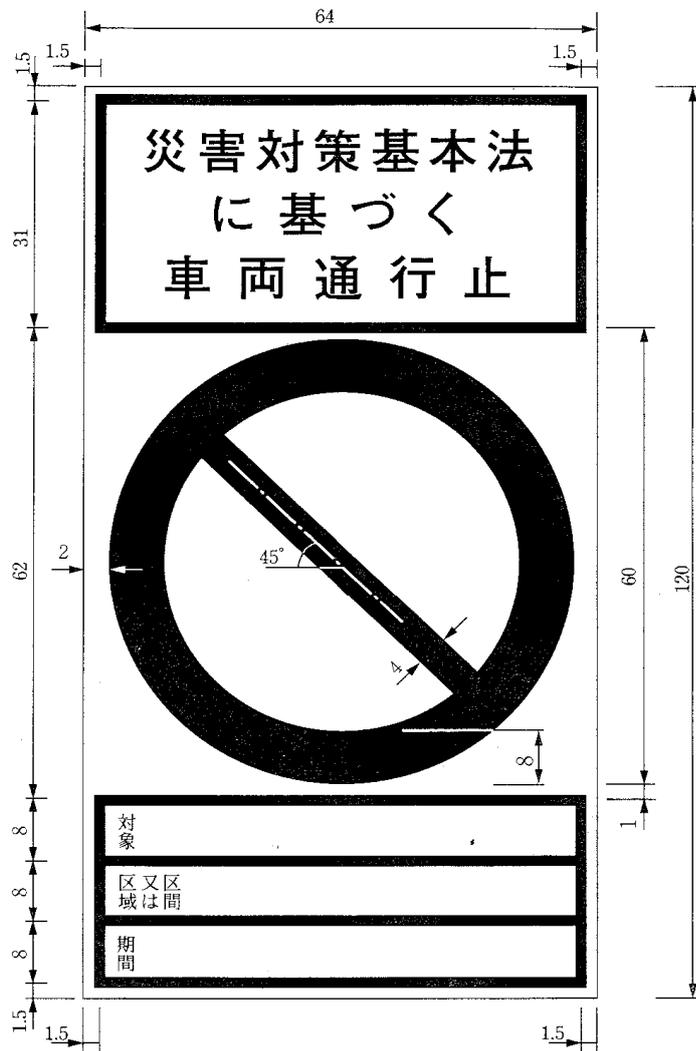
- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

【第3編 交通確保対策計画（資料3-27-1）】

（別記様式2）

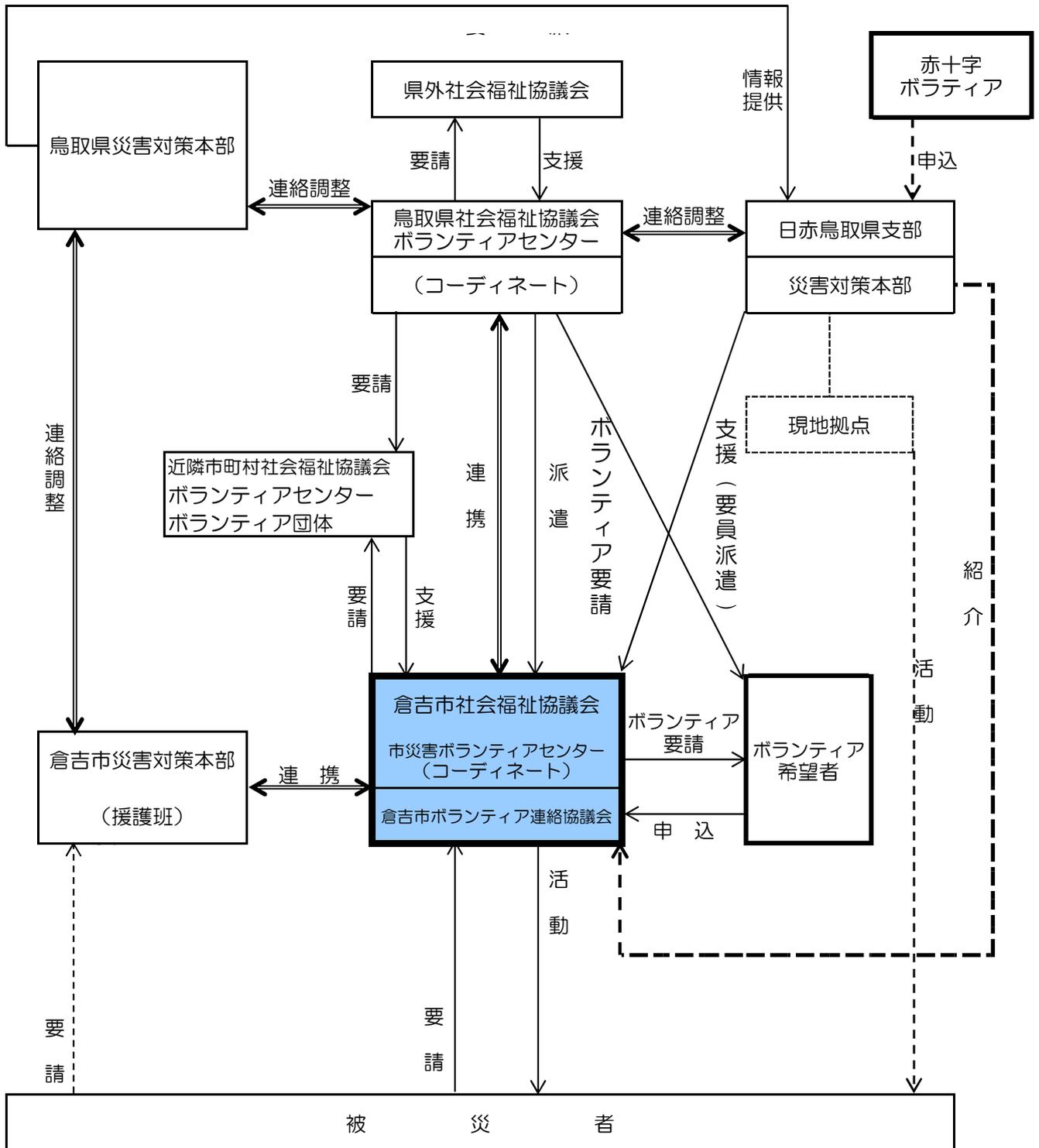
第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事 ㊤ 公安委員会 ㊤	
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

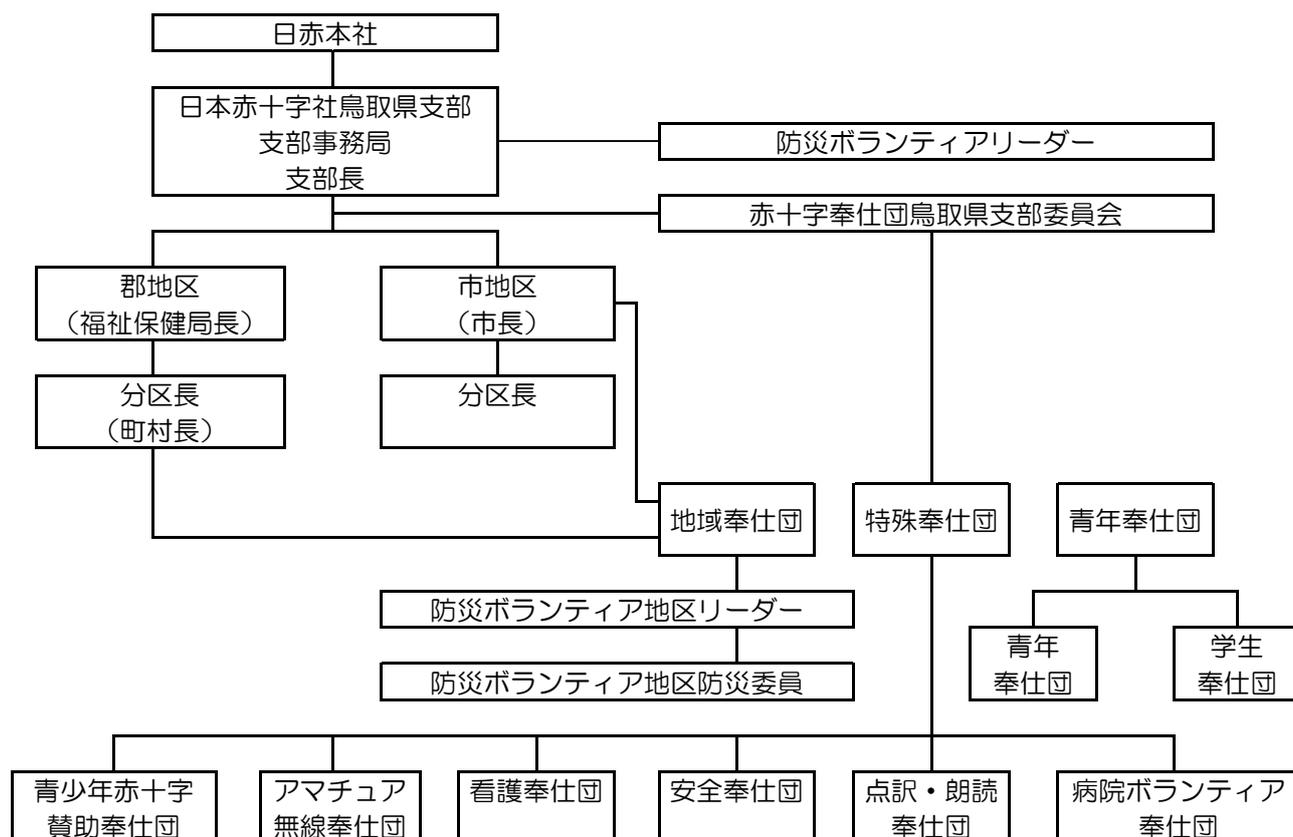


- 備考
- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
 - 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
 - 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

生活支援ボランティア受入・派遣体制図



日本赤十字社鳥取県支部赤十字奉仕団の組織図



【赤十字奉仕団の現況】

奉仕団名	奉仕団の種別	結成年月日	備考
倉吉市赤十字奉仕団	地域奉仕団	H3.2.26	
倉吉アマチュア無線赤十字奉仕団	特殊奉仕団	H5.10.9	
鳥取県安全赤十字奉仕団	特殊奉仕団	S53.10.8	
中部看護赤十字奉仕団	特殊奉仕団	S5.4.21	
点訳・朗読うつぶき赤十字奉仕団	特殊奉仕団	S48.3.24	
アイメート赤十字奉仕団	特殊奉仕団	S54.5.26	
百舌の会赤十字奉仕団	特殊奉仕団	S59.10.2	
病院ボランティア赤十字奉仕団	特殊奉仕団	H7.11.6	
鳥取学生赤十字奉仕団	青年奉仕団	S36.3.10	
米子青年赤十字奉仕団	青年奉仕団	H7.10.12	

【赤十字奉仕団の開設】

赤十字ボランティアは、「地域赤十字奉仕団」、「青年赤十字奉仕団」、「特殊赤十字奉仕団」の3つのグループと、個人で参加する「個人ボランティア」に分かれます。

- 1 地域赤十字奉仕団
市町村の地域ごとに組織され、各地域で計画した活動を行います。
- 2 青年赤十字奉仕団
青年が結成する赤十字のボランティアグループです。
(1) 青年赤十字奉仕団 社会人や学生で結成されています。
(2) 学生赤十字奉仕団 大学など学内で組織されています。
(3) 看護学生赤十字奉仕団 看護学生で組織されています。
- 3 特殊赤十字奉仕団
無線、スキーパトロール、点訳、語学等の様々な専門技術を持つ人々や職域でボランティア活動を行おうとする人、特定のボランティア活動のために集まった人々によって組織されています。

【第4編 被災者の生活確保対策計画(資料 4-3-1)】

住宅関連支援施策一覧表

名称	措置等の概要	窓口、問い合わせ先
被災者住宅再建支援事業費補助金	補助対象限度額（住宅新築 300 万円、住宅補修等 200 万円） （詳細は、「第 5 章 被災者住宅再建支援条例の適用計画」を参照してください。）	県（住まいまちづくり課） 市（防災安全課）
住宅相談窓口の開設	災害により住宅に被害を受けた者に対して、必要により市に住宅相談窓口を臨時に開設し、融資制度等を周知します。	県（住まいまちづくり課） 市（建築住宅課）
災害復興住宅融資のあっせん	災害により住宅に被害を受けた者に対して、あらかじめ協定を締結した融資機関（住宅金融支援機構）と連携し、資金のあっせん等をおこないます。	県（住まいまちづくり課） 市（建築住宅課）
地すべり関連住宅融資	被災した住宅を移転又は建設しようとする者への融資あっせんについて、災害復興住宅融資と同様の措置を講じます。	県（住まいまちづくり課） 市（建築住宅課）
災害援護資金の貸付	住居の全壊又は半壊等の被災者の方に対して、災害援護資金を貸与します。 <貸付限度額> 350 万円（10 年以内に償還、6 年間無利子）	県（福祉保健課） 市（福祉課）
母子寡婦福祉資金の貸付	被災された母子家庭の母、寡婦又は 40 歳以上の配偶者のない女性（配偶者と離別等した方）が、住宅の改築、補修又は転居等を実施する場合に必要な資金を貸与します。 <貸付限度額> 住宅改築等資金として 200 万円	県（青少年・家庭課） 市（子ども家庭課）
市営・県営住宅の家賃免除	被災の状況等に応じて免除の当否、その期間について判断します。（※被災された方が市・県営住宅に入居された場合に、1 年間家賃を全額免除します。）	県（住宅政策課） 市（建築住宅課）
市営・県営住宅への被災による特定入居	被災された方が住居に困窮している場合に、市・県営住宅の空き家の状況に応じて提供します。 被災された方が市・県営住宅に入居された場合は、1 年間家賃を全額免除します。	県（住宅政策課） 市（建築住宅課）

(注) 前記措置等が実際に適用になるかどうかについては、必ず関係窓口へ確認してください。

【第4編 被災者の生活確保対策計画（資料4-3-2）】

【生活再建と心のケア対策一覧表】

名称	措置等の概要	窓口、問い合わせ先
被災者生活再建支援金の支給	(詳細は、「第4章 被災者生活再建支援法の適用計画」を参照してください。)	県(住まいまちづくり課) 市(防災安全課)
災害見舞金の支給	住家が全壊又は半壊した世帯主に対して見舞金を支給します。 <見舞金上限額> 5万円	県(福祉保健課) 市(防災安全課)
り災者見舞金の支給	住家が全壊又は半壊した世帯主に対して見舞金を支給します。「倉吉市小災害り災者見舞金給付要綱(資料4-3-6)」 <見舞金額> 1万円	市(防災安全課)
災害弔慰金の支給	災害により死亡した者の遺族に支給(住所地の市町村から支給) <受給遺族>配偶者、子、父母、孫、祖父母 <支給額> 生計維持者が死亡した場合 500万円 その他の者が死亡した場合 250万円 <対象災害>自然災害 ・1市町村で住居が5世帯以上滅失 ・3以上の市町村で住居が5世帯以上滅失 ・県内で災害救助法適用(県全域で支給) ・2以上の都道府県で災害救助法を適用(国内全域で適用)	県(福祉保健課) 市(福祉課)
災害障害見舞金の支給	災害により精神又は身体に障がいを受けた者に支給(住所地の市町村から支給) <受給者> 重度の障害を受けた者(両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ間接以上切断等) <支給額> 生計維持者 250万円 その他 125万円 <対象災害>自然災害(災害弔慰金に同じ)	県(福祉保健課) 市(福祉課)
災害援護資金の貸付	災害救助法の適用の場合において、災害により被害を受けた世帯の世帯主に貸付(市町村から貸付) <受給者> 災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者 <限度額> 350万円 <対象災害>県内で災害救助法が適用された災害	

【第4編 被災者の生活確保対策計画（資料4-3-2）】

生活福祉資金（災害援護資金、住宅資金）の貸付	被災された低所得世帯、障害者世帯（身体障害者世帯、知的障害者世帯、精神障害者世帯）又は高齢者世帯の方が、住宅の改築又は補修等を実施される場合に必要な資金を貸与します。 <貸付限度額の目安> ・災害援護資金 150万円 ・住宅資金 250万円	県社会福祉協議会 市社会福祉協議会 県（福祉保健課） 市（福祉課）
被災地の高齢者等の生活支援	被災されたひとり暮らし高齢者、障害者、母子家庭の母等で自宅の清掃、小修繕等が困難なため、市が自宅での生活が可能となるよう支援します。 <上限助成額> 1世帯あたり10万円	県（長寿社会課） 市（長寿社会課）
生活福祉資金の特例貸付（小口貸付）	住宅が被災したため、避難所等に避難していた世帯で、当面の生活費を必要とされる世帯に資金を貸与します。 <貸付限度額> 10万円（1回限り）	県（福祉保健課） 県社会福祉協議会 市（福祉課） 市社会福祉協議会
母子寡婦福祉資金の貸付	被災された母子家庭の母（母子家庭となって7年未満）に生活資金として貸与します。 <生活資金> 月額10.3万円（貸付期間 2年間限度、償還期限 8年以内）	県（青少年・家庭課） 市（子ども家庭課）
心と身体の相談窓口	県に設置される相談窓口と連携をとり、電話・訪問等により心身の相談を実施します。	県（健康政策課） 市（保健センター）
子どもの心の相談窓口	心のケアを必要とする児童、生徒に対して、心理判定員、臨床心理士等が児童相談所の電話、訪問により相談を実施します。 また、中学校区に配置しているスクールカウンセラーが相談を実施します。	県（倉吉児童相談所） 県教育委員会（中部教育局） 市（子ども家庭課） 市教育委員会（学校教育課）

（注）前記措置等が実際に適用になるかどうかについては、必ず関係窓口へ確認してください。

【第4編 被災者の生活確保対策計画(資料 4-3-3)】

【税金等負担軽減措置一覧表】

名称	措置等の概要	窓口、問い合わせ先
県税の減免	不動産取得税、個人事業税の減免措置を実施します。	県(中部県税事務所)
市税の減免	個人市県民税、固定資産税及び軽自動車税の減免措置を実施します。また、必要に応じて、納付等に関する期限の延長を実施します。	市(税務課)
一般廃棄物処理手数料の減免	一般廃棄物(可燃ごみ及びし尿)処理手数料の減免措置を実施します。	市(環境課)
ごみ処理手数料の減免	ごみ処理手数料の減免措置を実施します。	広域連合(環境課)
斎場使用料の減免	鳥取中部ふるさと斎場使用料の減免措置を実施します。	広域連合(環境課)
道路占用料等の還付	道路占用料、準用河川占用料及び法定外公共物占用料の還付を実施します。	市(管理計画課)
下水道使用料等の減免	下水道使用料、農業集落排水使用料及び林業集落排水使用料の減免措置を実施します。	市(上下水道局)
公共下水道事業受益者負担金等の徴収猶予及び減免	公共下水道事業負担金の徴収猶予並びに集落排水事業受益者分担金及び林業集落排水事業受益者分担金の徴収猶予及び減免措置を実施します。	市(上下水道局)
水道料金の徴収猶予及び減免	水道料金の徴収猶予及び減免措置を実施します。	市(上下水道局)
県立学校及び私立高等学校の授業料の減免	被災によって資産が著しく損なわれ、かつ所得が一定の基準以下にある世帯に属する生徒の授業料を免除します。 ＜全壊・半壊＞ 全額免除 ＜前記以外の被害＞ 半額免除	県教育委員会(高等学校課) 県(教育・学術振興課) 県(子育て応援課・医療政策課)
奨学資金等の返還猶予	奨学資金等の貸与を受けた方が、被災により奨学資金等を返還することが著しく困難になったと認められる場合に返還を猶予します。	県教育委員会(人権教育課) 県(人権・同和対策課、福祉保健課、医療政策課) 市(人権政策課)、市教育委員会(教育総務課)
高等学校定時制及び通信制過程における教科書、学習書の支給	被災により経済的に修学が困難な方に対して、教科書等を支給します。	県教育委員会(高等学校課)
小・中学校における教科書、学習書の支給	被災により経済的に修学が困難な方に対して、教科書等を支給します。	市教育委員会(学校教育課)

(注) 前記措置等が実際に適用になるかどうかについては、必ず関係窓口へ確認してください。

【第4編 被災者の生活確保対策計画(資料 4-3-4)】

【平成 12 年鳥取県西部地震における主な措置】

名称	措置等の概要	窓口、問い合わせ先
鳥取県西部地震被害農業者対策特別資金の貸付	被災された農業者が経営の安定維持のために必要な資金を借入れた場合に、借入れ後 6 年間に限り金利負担と保証料負担を無とします。	県 (経営支援課)
水産業復興支援緊急対策資金の利子補給等	漁業者、水産加工業者、漁協等に復旧に係る経費を融通した金融機関に利子補給を行うとともに、信用保証協会等に助成を行うことにより、加工業者、漁協等の金利負担と信用保証料負担の軽減を図ります。	県 (水産課)
林業改善資金の貸付	被災された森林所有者の方に対して貸与する被害森林の整備に必要な資金について無利子とします。 <貸付限度額> 120 万円/ha (貸付期間 5 年)	県 (林政企画課)

【第4編 被災者の生活確保対策計画(資料 4-3-5)】

【商工業金融支援措置一覧表】

名称	措置等の概要	窓口、問い合わせ先
県制度融資の償還猶予	売上高の減少により借入金の償還に困難を生じている中小企業が、制度融資を利用している場合、必要に応じて貸付条件の変更を実施します。	県(企業支援課) 倉吉商工会議所
中小企業小口融資の貸付	従業員20名以下の企業を対象に融資を実施します。 ＜貸付限度額＞ 1,250万円 ＜償還期間＞運転資金:5年以内(据置6月以内を含む)、設備資金:7年以内(据置1年以内を含む)	県(企業支援課) 倉吉商工会議所
災害等緊急対策資金の貸付	被害を受けた中小企業者に対し、運転資金、設備資金及び借換資金を貸し付けます。 ＜貸付限度額＞2億8,000万円 ＜償還期間＞10年以内(据置3年以内を含む)、設備資金は15年以内(据置3年以内を含む)	県(企業支援課) 倉吉商工会議所 鳥取県中小企業団体中央会
経営体質強化資金の貸付	売上高等の減少により、経営の安定に支障を生じている中小企業者に対して、運転資金及び設備資金を貸し付けます。 ＜貸付限度額＞8,000万円 ＜償還期間＞10年以内(据置3年以内を含む)	県(企業支援課) 倉吉商工会議所 鳥取県中小企業団体中央会
小規模事業者融資の貸付	従業員20名以下の企業を対象に経営基盤の強化を図るための設備導入に係る経費を貸し付けます。 ＜貸付限度額＞3,000万円 ＜償還期間＞運転資金:7年以内(据置1年以内を含む)、設備資金:10年以内(据置1年以内を含む)	県(企業支援課) 倉吉商工会議所 鳥取県中小企業団体中央会

倉吉市小災害り災者見舞金給付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、火災及びその他の災害により被害を受けた市民に対し、見舞金を支給し、り災者の保護及び再起更生を期することを目的とする。

(給付の対象)

第2条 見舞金の給付の対象は、本市に住民登録を有する者で災害により住家が全壊（全焼及び流失を含む。）、半壊（半焼を含む。）又は床上浸水した世帯とする。

2 前項の世帯の認定は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による住民票に基づいて市長が行う。

(見舞金の額)

第3条 1世帯あたりの見舞金の額は、10,000円とする。

(被害の認定)

第4条 市長は、実地調査又は消防署長のり災報告に基づき、災害による被害及びその程度を認定する。

(給付の制限)

第5条 見舞金は、次に掲げる場合には給付しない。

(1) 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用される場合

(2) 当該災害が、故意又は重大な過失により生じたもので市長が給付することが適当でないと認めた場合

附 則

この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

【第4編 災害復興計画(資料 4-6-1)】

(災害名) 倉吉市災害復興本部設置要綱 (例)

(設置)

第1条 ○年○月○日に発生した(自然現象)(以下「(災害名)」という。)による被害からの早期の復興を迅速かつ強力で推進し、くらしの新たな元気と活力を創出するため、(災害名) 倉吉市災害復興本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) (災害名)の被害(以下「災害」という。)からの復興の総括に関すること。
- (2) 災害の復興に関する計画の策定及び実施に関すること。
- (3) その他災害の復興に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長をもって充てる。

3 本部員は、教育長、部長、水道局長及び教育委員会事務局長をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部長は、本部における情報共有及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、本部の会議を招集する。

(事務局)

第6条 本部の事務を処理させるため、本部に事務局を置く。

2 事務局の庶務は、総務部防災安全課が担う。

3 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置き、総務部防災安全課に属する職員のうちから本部長がこれを指名する。

4 事務局長は、本部長の命を受け事務局の事務を掌理し、事務局次長は、事務局長を補佐する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、○年○月○日から施行する。

【第3編 配備及び動員計画（様式3-2-1）】

配備及び動員計画(報告)書

災害対策本部 (実施部班名)	部	班	構成部課名	部	課
配備動員 完了日時	年	月	日 ()	時	分

(年 月 日現在)

No	職名	氏名	配備及び動員計画(報告)															完了報告	備考	
			地震					風水害					雪害							
			注意 I	注意 II	警戒 I	警戒 II	非常	注意 I	注意 II	警戒 I	警戒 II	非常	注意 I	注意 II	警戒 I	警戒 II	非常			
1																				
2																				
3																				
4																				
5																				
6																				
7																				
8																				
9																				
10																				
11																				
12																				
13																				
14																				
15																				
16																				
17																				
18																				
19																				
20																				
合計			人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

(注1)「非常連絡員」として指名した職員には、備考欄に「非常」と記入すること。

(注2)太枠内は、配備動員の完了報告時に記入すること。

受付 番号	
----------	--

災 害 情 報 等 通 報 受 信 票

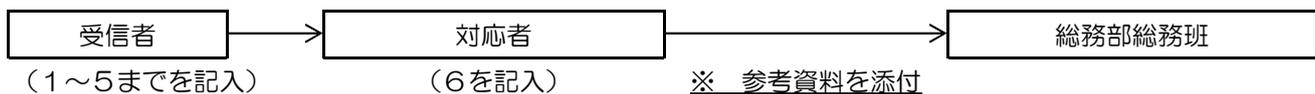
(受信者) 所 属 _____ 部 _____ 班 _____

職氏名 _____

(内線 _____)

1	受信日時	年 月 日 () 時 分	
2	通報者	住所	
		氏名	
		電話	
3	災害発生場所	場所	
		所有者	
		位置図	(別添図面のとおり)
4	通報内容	区分	人的 建物(住家・非住家) 火災 救助 土砂崩れ 冠水 市道 生活道 農道 農地 通行止め 家屋・施設 (床上浸水 ・ 床下浸水 ・ その他) 河川・水路 湧水 廃棄物 その他
		詳細内容	
5	引継状況	引継日時	月 日 () 時 分
		引継経路	引継元 _____ → _____ 引継先
6	対応状況	対応者	所 属 _____ 職氏名 _____
		対応日時	月 日 () 時 分
		対応内容	

受信表の流れ



【第3編 情報収集伝達計画(様式 3-3-2)】

(災害名) による被害状況調 (第 報)

1 一般被

(年 月 日 ()

時 分 現在)

項 目		被 害 内 容	備 考	
人 的 被 害	死 者	人		
	行 方 不 明 者	人		
	負 傷 者	重 傷	人	
		軽 傷	人	
		計	人	
建 物 被 害	住 家	全 壊	棟	
		半 壊	棟	
		一 部 損 壊	棟	
		床 上 浸 水	棟	
		床 下 浸 水	棟	
	非 住 家	棟		
	計	棟		
り 災 者 等	世 帯 数	世帯		
	人 員 数	人		

【第3編 情報収集伝達計画(様式 3-3-2)】

2 部門別被害状況

部門別	項目		箇所等	被害額	備考
土木関係	内訳	河川			
		海岸			
		砂防			
		道路			
		橋梁			
		港湾			
		公営住宅			
		都市施設			
		空港施設			
			がけ崩れ等		
	合計				
農林関係	農業関係				
	内訳	農地			
		農業用施設			
		農作物			
		家畜等			
		貯蔵品、加工品等			
		共同利用施設等			
	林野関係				
	内訳	林地			
		林野施設			
		林産物			
	水産関係				
	内訳	漁業			
		漁船			
		漁具			
水産施設					
水産物					
	合計				
厚生関係	社会福祉施設				
	児童福祉施設				
	衛生施設				
	水道施設				
		合計			

【第3編 情報収集伝達計画(様式 3-3-2)】

部門別	項目	箇所等	被害額	備考
商 工 関 係	工業被害			
	建設業被害			
	鉱業被害			
	商業被害			
	その他の被害			
	合計			
文 教 関 係	小学校、中学校			
	幼稚園、保育園			
	その他の施設			
	計			
	私立学校			
	合計			
総	合計			

部人別被害額合計

(単位：千円)

区分	土木関係	農林関係	厚生関係	商工関係	文教関係	合計
被害額						

【第3編 情報収集伝達計画(様式 3-3-3)】

一般被害報告調

〔 即 報
中 間 報 告
確 定 報 告 〕

(部 班)

年 月 日 時 分 現在

人的被害	死 者		人	
	うち災害関連死者		人	
	行 方 不 明 者		人	
	負傷者	重 傷	人	
		軽 傷	人	
計		人		
住 家 の 被 害	棟 数	全 壊	棟	
		半 壊	棟	
		一 部 損 壊	棟	
		床 上 浸 水	棟	
		床 下 浸 水	棟	
	世 帯 数 及 び 人 員	全 壊	世 帯	世帯
			人 員	人
		半 壊	世 帯	世帯
			人 員	人
		一 部 損 壊	世 帯	世帯
			人 員	人
		床 上 浸 水	世 帯	世帯
			人 員	人
		床 下 浸 水	世 帯	世帯
			人 員	人
非住家 の被害	倉庫、土蔵、車庫、納屋等		棟	
	官公署庁舎、病院等		棟	

(注1) 内容の認定基準は県へ、報告する場合の認定基準による。

(注2) 別紙として町別被害状況を添付すること。

市有財産被害報告調

〔 即 報 〕
〔 中 間 報 告 〕
〔 確 定 報 告 〕

(部 班)
年 月 日 時 分 現在
(単位：千円、㎡)

施設名	区分	建 物					土 地					そ の 他				合 計	
		全 壊	半 壊	一 部 損 壊	浸 水		計	流 失	埋 没	崩 壊	そ の 他	計					
					床 上	床 下											
	被害面積																
	被害金額																
	被害面積																
	被害金額																
	被害面積																
	被害金額																
	被害面積																
	被害金額																
	被害面積																
	被害金額																
	被害面積																
	被害金額																
合 計	被害面積																
	被害金額																

応急措置の概要

- (注1) 施設名欄には、庁舎等具体的な施設名を記入すること。
- (注2) 区分欄のその他には、車両その他公有財産具体的名称を記入すること。
- (注3) 教育、農林水産、土木関係公共施設については、別に定める。

【第3編 情報収集伝達計画(様式3-3-5)】

小中学校等被害状況調

〔 即 報
中 間 報 告
確 定 報 告 〕

(部 班)
年 月 日 時 分 現在
(単位：千円、㎡、人)

施設名	区分	建 物					土 地					その他		人的被害			
		全 壊	半 壊	一 部 損 壊	浸 水		計	流 失	埋 没	崩 壊	そ の 他	計	計	区分 名称	死 者	行 方 不 明 者	負 傷 者
					床 上	床 下											
	被害面積													職員			
	被害金額													児童 生徒			
	被害面積													職員			
	被害金額													児童 生徒			
	被害面積													職員			
	被害金額													児童 生徒			
	被害面積													職員			
	被害金額													児童 生徒			
合計	被害面積													職員			
	被害金額													児童 生徒			

応急措置の概要

- (注1) 被害区分、被害額等は、昭和27年8月30日付け文部省管理局長名通知分施助第317号によるものとする。
- (注2) その他の被害欄には、建物、土地以外の被害について、具体的に記入すること。

【第3編 情報収集伝達計画(様式 3-3-6)】

社会福祉施設被害状況調

〔 即 報
中 間 報 告
確 定 報 告 〕

(部 班)
年 月 日 時 分 現在
(単位：千円、㎡、人)

施設名	区分	建 物					土 地					その他		人的被害				
		全 壊	半 壊	一 部 損 壊	浸 水		計	流 失	埋 没	崩 壊	そ の 他	計			区分 名称	死 者	行 方 不 明 者	負 傷 者
					床 上	床 下												
	被害面積													職員				
	被害金額													幼児 等				
	被害面積													職員				
	被害金額													幼児 等				
	被害面積													職員				
	被害金額													幼児 等				
	被害面積													職員				
	被害金額													幼児 等				
合計	被害面積													職員				
	被害金額													幼児 等				

応急措置の概要

- (注1) 被害区分、被害額等は、昭和27年8月30日付け文部省管理局長名通知分施助第317号によるものとする。
- (注2) その他の被害欄には、建物、土地以外の被害について、具体的に記入すること。

【第3編 情報収集伝達計画(様式 3-3-7)】

工業等被害報告調

〔 即 報
中 間 報 告
確 定 報 告 〕

(部 班)
年 月 日 時 分 現在
(単位：件、千円)

区分 種別		建 物						機械設備		製品・原材料		その他	
		全 壊		半 壊		一部損壊		件数	金額	件数	金額	件数	金額
		件数	金額	件数	金額	件数	金額						
工 業	食品製造業												
	木材・木製品 製造業												
	繊維製品 製造業												
	鉄工・機械 製造業												
	その他の 製造業												
	計												
建 設 業													
鉱 業													
合 計													

応急措置の概要

【第3編 情報収集伝達計画(様式 3-3-8)】

商業等被害報告調 { 即 報
 中 間 報 告
 確 定 報 告 }

(部 班)
 年 月 日 時 分 現在
 (単位：件、千円)

種別	区分		店 舗				商 品		そ の 他	
	全 壊		半 壊		一部損壊		件数	金額	件数	金額
	件数	金額	件数	金額	件数	金額				
商 業										
運輸通信業										
電気ガス業										
サービス業										
合 計										

応急措置の概要

農林水産業施設被害状況調

〔 即 報 〕
〔 中 間 報 告 〕
〔 確 定 報 告 〕

(部 班)
年 月 日 時 分 現在

区 分			被害状況			被害のうち補助対象となるもの		
			箇所	面積(h a)	金額(千円)	箇所	面積(h a)	金額(千円)
農 地	田	流出・埋没						
		冠 水						
	畑	流出・埋没						
		冠 水						
	その他	流出・埋没						
		冠 水						
計								
農 業 用 施 設	頭 首 工							
	水 路			m			m	
	農 道			m			m	
	橋 梁			m			m	
	溜 池			m			m	
	堤 防			m			m	
	揚 水 機			機			機	
	農地保全施設							
	計			—			—	
林 野 関 係	林地	崩壊地						
		地滑り地						
	施設	治山施設						
		林 道		m			m	
		林産施設						
		苗畑施設						
計								
水 産 関 係	漁 港							
	漁 具							
	水産施設	船舶	沈没					
			流出					
			破壊					
	その他施設							
計								

応急措置の概要

農林水産物被害状況調

（即 報
中 間 報 告
確 定 報 告）

（ 部 班）
年 月 日 時 分 現在

区 分		被 害 状 況							
		数量	面積	被 害 程 度 別 面 積			減収量	被害額	
50%未満	50%以上			全 滅					
農 地	水 陸 稲	流 失	ha	ha	ha	ha	ha	%	千円
		土砂流入							
		冠 水							
		浸 水							
		そ の 他							
	計								
	麦 類	流 失							
		土砂流入							
		冠 水							
		浸 水							
		そ の 他							
	計								
	野 菜	流 失							
		土砂流入							
		冠 水							
		浸 水							
		そ の 他							
	計								
	工芸作物								
	飼料作物								
	果 樹	梨							
		柿							
		その他							
		計							
畜 産 等	牛								
	馬								
	豚								
	羊								
	鶏								
	畜 産 物								
	そ の 他								
	計								
貯蔵品・加工品									
林 産 物									
水 産 物	養殖物								
	その他								
	計								
合 計									

公営企業関係被害状況調

{

 即 報
 中 間 報 告
 確 定 報 告

}

(部 班)

年 月 日 時 分 現在

区分		棟		
水道事業	建 物	全 壊	棟	
		半 壊	棟	
		一部破損	棟	
		浸水	棟	
		床 上	棟	
		床 下	棟	
	水 道		箇所	
	貯 水 池		箇所	
	機 械 装 置		箇所	
そ の 他				
合 計				

報告要領(抜粋)

■報告先

市町村	報告先	
	メール(宛先)	メール(cc)
鳥取市、岩美町、若桜町、 智頭町、八頭町	県危機管理局 saigajouhou@pref.tottori.lg.jp	東部地域振興事務所 toubu_saigai@pref.tottori.lg.jp
倉吉市、三朝町、湯梨浜町、 琴浦町、北栄町		中部総合事務所県民福祉局 chubu_saigai@pref.tottori.lg.jp
米子市、境港市、日吉津村、 大山町、南部町、伯耆町		西部総合事務所県民福祉局 seibu_saigai@pref.tottori.lg.jp
日南町、日野町、江府町		西部総合事務所日野振興センター 日野振興局 hino_saigai@pref.tottori.lg.jp

■報告時点

随時報告	特に緊急性が高く、直ちに県危機管理局に報告すべき次に掲げる被害情報は、報告様式により随時報告を行うとともに、その旨を県危機管理局へ電話(0857-26-7878)により報告するものとする。 ・市町村災害対策本部の設置 ・人的被害 ・住家被害 ・孤立集落の発生 ・その他社会的影響が大きいもの
定時報告	被害情報は、災害時において、県危機管理局からの定時報告依頼に記載された時点で、定時報告を行うものとする。

■報告様式

災害対策本部等の設置状況	様式第1号
避難所開設状況及び避難者の状況	様式第2号
避難指示等の発令状況	様式第3号
人的被害の発生状況	様式第4号
住家被害の発生状況	様式第5号
非住家被害の発生状況	様式第6号
孤立集落の発生状況	様式第7号

被害情報等の報告

災害名:

(集計時点:

現在)

<報告団体>

市町村名	<input type="text"/>
担当課名	<input type="text"/>
担当者名	<input type="text"/>
電話番号	<input type="text"/>

<被害情報等の有無>

1. 災害対策本部等の設置状況	<input type="text"/>
2. 避難所開設状況及び避難者の状況	<input type="text"/>
3. 避難指示等の発令状況	<input type="text"/>
4. 人的被害の発生状況	<input type="text"/>
5. 住家被害の発生状況	<input type="text"/>
6. 非住家被害の発生状況	<input type="text"/>
7. 孤立集落の発生状況	<input type="text"/>

<記入上のルール>

○黄色のセルの欄に入力すること。
○各シートの左セル「変更」は、前回報ファイルを上書き修正する場合は、報告の都度、当該欄は一旦、空欄とした上で必要な行にのみ「1」を入力すること。

災害対策本部等の設置状況

災害名: 0

(集計時点: 1月0日 0時00分 現在)

変更	都道府県	配備体制の設置			配備体制の移行			配備体制の解散
		設置日時	本部種別	配備体制	移行日時	本部種別	配備体制	解散日時
	鳥取県							

変更	市町村	配備体制の設置			配備体制の移行			配備体制の解散
		設置日時	本部種別	配備体制	移行日時	本部種別	配備体制	解散日時
	鳥取市							
	岩美町							
	若桜町							
	智頭町							
	八頭町							
	倉吉市							
	三朝町							
	湯梨浜町							
	琴浦町							
	北栄町							
	米子市							
	境港市							
	日吉津村							
	大山町							
	南部町							
	伯耆町							
	日南町							
	日野町							
	江府町							

避難所開設状況及び避難者の状況

災害名: 0

(集計時点: 1月0日 0時00分 現在)

1 総括表(避難所開設状況及び現在の避難者数)

変更	市町村	避難所開設状況			現在の 避難者数
		開設避難所総数 (A)	閉鎖済避難所数 (B)	現在開設避難所数 (A-B)	
	鳥取市	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 人
	岩美町	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 人
	若桜町	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 人
	智頭町	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 人
	八頭町	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 人
	倉吉市	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 人
	三朝町	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 人
	湯梨浜町	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 人
	琴浦町	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 人
	北栄町	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 人
	米子市	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 人
	境港市	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 人
	日吉津村	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 人
	大山町	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 人
	南部町	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 人
	伯耆町	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 人
	日南町	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 人
	日野町	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 人
	江府町	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 人
	合計	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 人

2 個表(避難所開設状況及び現在の避難者数)

変更	市町村	避難所開設状況				現在の 避難者数
		避難所名	住所	開設日時	閉鎖日時	
	倉吉市	倉吉市立上北条小学校(屋内運動場)	倉吉市新田405-1			人
	倉吉市	倉吉市立伯耆しあわせの郷	倉吉市小田458			人
	倉吉市	倉吉市立河北小学校(屋内運動場)	倉吉市海田西町1丁目130			人
	倉吉市	倉吉市立河北中学校(屋内運動場)	倉吉市上井430			人
	倉吉市	倉吉市立河北中学校(柔剣道場)	倉吉市上井430			人
	倉吉市	松柏学院倉吉北高等学校	倉吉市福庭町1丁目180			人
	倉吉市	倉吉市立上井保育園	倉吉市福庭町2丁目152			人
	倉吉市	鳥取短期大学(講堂、学生会館)	倉吉市福庭854			人
	倉吉市	倉吉市立西郷小学校(屋内運動場)	倉吉市下余戸114			人
	倉吉市	倉吉市立西郷保育園	倉吉市下余戸129-1			人
	倉吉市	倉吉市立上灘小学校(屋内運動場)	倉吉市上灘町136			人
	倉吉市	倉吉市子育て総合支援センター	倉吉市上灘町9-1			人
	倉吉市	倉吉市交流プラザ(2階)	倉吉市駄経寺町187-1			人
	倉吉市	倉吉市立成徳小学校(屋内運動場)	倉吉市仲ノ町733			人
	倉吉市	倉吉市立東中学校(屋内運動場)	倉吉市宮川町2丁目76			人
	倉吉市	倉吉市立東中学校(武道館)	倉吉市宮川町2丁目76			人
	倉吉市	倉吉スポーツセンター(体育館、合宿所2.3階)	倉吉市葵町591-1			人
	倉吉市	倉吉市営武道館(1.2階)	倉吉市葵町601-1			人
	倉吉市	倉吉市営体育センター	倉吉市葵町602-4			人
	倉吉市	まちかどステーション	倉吉市大正町1067-29			人
	倉吉市	倉吉市立明倫小学校(屋内運動場)	倉吉市余戸谷町3059			人
	倉吉市	倉吉市立倉吉西保育園	倉吉市余戸谷町2970-1			人
	倉吉市	鳥取中央農業協同組合(大会議室)	倉吉市越殿町1409			人
	倉吉市	倉吉福祉センター(市社協)	倉吉市福吉町1400			人
	倉吉市	倉吉市立灘手小学校(屋内運動場)	倉吉市尾原500			人
	倉吉市	倉吉市立灘手保育園	倉吉市尾原500-15			人
	倉吉市	倉吉市立社小学校(屋内運動場)	倉吉市国分寺88			人
	倉吉市	倉吉市立久米中学校(屋内運動場)	倉吉市横田568-1			人
	倉吉市	倉吉市立久米中学校(武道館)	倉吉市横田568-1			人
	倉吉市	倉吉市立社保育園	倉吉市国分寺342-11			人
	倉吉市	倉吉市和田東町老人憩の家(かがやき文化センター)	倉吉市和田東町203-1			人
	倉吉市	倉吉市立北谷小学校(屋内運動場)	倉吉市沢谷204			人
	倉吉市	倉吉市立北谷保育園	倉吉市沢谷289-1			人
	倉吉市	倉吉市立高城小学校(屋内運動場)	倉吉市上福田722-2			人
	倉吉市	倉吉市立高城保育園	倉吉市上福田1104			人
	倉吉市	倉吉市立小鴨小学校(屋内運動場)	倉吉市中河原775-1			人
	倉吉市	倉吉市立西中学校(屋内運動場)	倉吉市西倉吉町170			人
	倉吉市	倉吉市立西中学校(武道館)	倉吉市西倉吉町170			人
	倉吉市	倉吉市立小鴨保育園	倉吉市中河原551-1			人
	倉吉市	倉吉市農村環境改善センター	倉吉市生田692-4			人
	倉吉市	倉吉市立上小鴨小学校(屋内運動場)	倉吉市福山30			人
	倉吉市	倉吉市立上小鴨保育園	倉吉市鴨河内1731-1			人
	倉吉市	倉吉市立関金小学校(屋内運動場)	倉吉市関金町関金宿666			人
	倉吉市	旧倉吉市立山守小学校(屋内運動場)	倉吉市関金町堀2163			人
	倉吉市	倉吉市立鴨川中学校(屋内運動場)	倉吉市関金町大鳥居25-1			人
	倉吉市	倉吉市立関金保育園	倉吉市関金町関金宿2830-2			人
	倉吉市	倉吉市関金農林漁業者等健康増進施設(体育館)	倉吉市関金町関金宿1571			人
	倉吉市	倉吉市高齢者生活福祉センター	倉吉市関金町関金宿1115-2			人
	倉吉市	倉吉市関金町山口多目的研修集会施設	倉吉市関金町山口637-1			人
	倉吉市	鳥取県立倉吉東高等学校	倉吉市下田中町801			人
	倉吉市	鳥取県立倉吉西高等学校	倉吉市秋喜20			人
	倉吉市	鳥取県立倉吉総合産業高等学校	倉吉市小田204-5			人
	倉吉市	鳥取県立倉吉農業高等学校	倉吉市大谷166			人
	倉吉市	鳥取県立倉吉養護学校	倉吉市長坂新町1231			人
	倉吉市	鳥取県立農業大学校	倉吉市関金町大鳥居1238			人
	倉吉市	鳥取県立倉吉体育文化会館	倉吉市山根529-2			人
	倉吉市	鳥取県立倉吉未来中心	倉吉市駄経寺町212-5			人
	倉吉市	倉吉市立上北条小学校(校舎)	倉吉市新田405-1			人
	倉吉市	倉吉市立河北小学校(校舎)	倉吉市海田西町1丁目130			人
	倉吉市	倉吉市立河北中学校(校舎)	倉吉市上井430			人
	倉吉市	倉吉市立西郷小学校(校舎)	倉吉市下余戸114			人
	倉吉市	倉吉市立上灘小学校(校舎)	倉吉市上灘町136			人
	倉吉市	倉吉市立成徳小学校(校舎)	倉吉市仲ノ町733			人
	倉吉市	倉吉市立東中学校(校舎)	倉吉市宮川町2丁目76			人
	倉吉市	倉吉市立明倫小学校(校舎)	倉吉市余戸谷町3059			人
	倉吉市	倉吉市立灘手小学校(校舎)	倉吉市尾原500			人
	倉吉市	倉吉市立社小学校(校舎)	倉吉市国分寺88			人
	倉吉市	倉吉市立久米中学校(校舎)	倉吉市横田568-1			人
	倉吉市	倉吉市立北谷小学校(校舎)	倉吉市沢谷204			人
	倉吉市	倉吉市立高城小学校(校舎)	倉吉市上福田722-2			人

	倉吉市	倉吉市立小鴨小学校(校舎)	倉吉市中河原775-1				人
	倉吉市	倉吉市立西中学校(校舎)	倉吉市西倉吉町170				人
	倉吉市	倉吉市立上小鴨小学校(校舎)	倉吉市福山30				人
	倉吉市	倉吉市立関金小学校(校舎)	倉吉市関金町関金宿666				人
	倉吉市	旧倉吉市立山守小学校(校舎)	倉吉市関金町堀2163				人
	倉吉市	倉吉市立鴨川中学校(校舎)	倉吉市関金町大鳥居25-1				人
	倉吉市	倉吉シティホテル	倉吉市山根543-7				
	倉吉市	倉吉総合看護専門学校	倉吉市南昭和町15				人
							人
倉吉市合計				0	箇所	0	箇所
						0	人

避難指示等の発令状況

災害名: 0

(集計時点: 1月0日 0時00分 現在)

1 総括表(避難指示等の発令状況)

変更	市町村	高齢者等避難		避難指示		緊急安全確保	
		対象世帯数	対象人数	対象世帯数	対象人数	対象世帯数	対象人数
	鳥取市	0世帯	0人	0世帯	0人	0世帯	0人
	岩美町	0世帯	0人	0世帯	0人	0世帯	0人
	若桜町	0世帯	0人	0世帯	0人	0世帯	0人
	智頭町	0世帯	0人	0世帯	0人	0世帯	0人
	八頭町	0世帯	0人	0世帯	0人	0世帯	0人
	倉吉市	0世帯	0人	0世帯	0人	0世帯	0人
	三朝町	0世帯	0人	0世帯	0人	0世帯	0人
	湯梨浜町	0世帯	0人	0世帯	0人	0世帯	0人
	琴浦町	0世帯	0人	0世帯	0人	0世帯	0人
	北栄町	0世帯	0人	0世帯	0人	0世帯	0人
	米子市	0世帯	0人	0世帯	0人	0世帯	0人
	境港市	0世帯	0人	0世帯	0人	0世帯	0人
	日吉津村	0世帯	0人	0世帯	0人	0世帯	0人
	大山町	0世帯	0人	0世帯	0人	0世帯	0人
	南部町	0世帯	0人	0世帯	0人	0世帯	0人
	伯耆町	0世帯	0人	0世帯	0人	0世帯	0人
	日南町	0世帯	0人	0世帯	0人	0世帯	0人
	日野町	0世帯	0人	0世帯	0人	0世帯	0人
	江府町	0世帯	0人	0世帯	0人	0世帯	0人
	合計	0世帯	0人	0世帯	0人	0世帯	0人

【第3編 情報収集伝達計画(様式3-03-14)】

第4号様式 (その1)

(災害概況即報)

消防庁受信者氏名 _____
 災害名 _____ (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所											発生日時	年	月	日	時	分
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟			
		うち 災害関連死者		人			半壊			棟	床下浸水		棟				
		不明		人	軽傷		人		一部破損		棟	未分類		棟			
	119番通報の件数																
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)					(市町村)										
	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)															
	自衛隊派遣要請の状況																
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策																	

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

【第3編 情報収集伝達計画(様式3-03-14)】
第4号様式(その2)

(被害状況即報)

都道府県		区 分		被 害		区 分		被 害		災 等 害 の 対 設 策 置 本 状 部 況	都 道 府 県 市 町 村
災 害 名 ・ 報 告 番 号	災害名		田	流失・埋没	ha	公 立 文 教 施 設	千円	第 報	(月 日 時現在)		
	報 告 者 名	第 報		冠 水	ha	農 林 水 産 業 施 設	千円				
区 分		被 害		畑	流失・埋没	ha	公 共 土 木 施 設	千円	の	の	計
	被 害		冠 水		ha	そ の 他 の 公 共 施 設	千円				
人 的 被 害	死 者	人	学 校	簡 所		小 計	千円	他	の	計	団 体
	うち災害関連死者	人		病 院	簡 所		公 共 施 設 被 害 市 町 村 数				
住 家 被 害	行 方 不 明 者	人	道 路	簡 所		そ の 他	千円	の	の	計	団 体
	負 傷 者	重 傷		人	橋 り よ う						
住 家 被 害	全 壊	棟	河 川	簡 所		の	千円	の	の	計	団 体
		世 帯		人	港 湾						
住 家 被 害	半 壊	棟	砂 防	簡 所		他	千円	の	の	計	団 体
		世 帯		人	清 掃 施 設						
住 家 被 害	一 部 破 損	棟	崖 く ず れ	簡 所		の	千円	の	の	計	団 体
		世 帯		人	鉄 道 不 通						
住 家 被 害	床 上 浸 水	棟	鉄 道 不 通	簡 所		他	千円	の	の	計	団 体
		世 帯		人	被 害 船 舶 隻						
住 家 被 害	床 下 浸 水	棟	そ の 他	簡 所		の	千円	の	の	計	団 体
		世 帯									
非 住 家	公 共 建 物	棟	電 話	回 線		の	千円	の	の	計	団 体
		世 帯		人	電 気 戸						
非 住 家	そ の 他	棟	ガ ス 戸	簡 所		の	千円	の	の	計	団 体
		世 帯		人	ブ ロ ッ ク 塀 等						
非 住 家	そ の 他	棟	火 災 発 生	簡 所		の	千円	の	の	計	団 体
		世 帯									
非 住 家	そ の 他	棟	建 物 件	簡 所		の	千円	の	の	計	団 体
		世 帯									
非 住 家	そ の 他	棟	火 災 発 生	簡 所		の	千円	の	の	計	団 体
		世 帯									
非 住 家	そ の 他	棟	火 災 発 生	簡 所		の	千円	の	の	計	団 体
		世 帯									
非 住 家	そ の 他	棟	火 災 発 生	簡 所		の	千円	の	の	計	団 体
		世 帯									

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入
応(様式3-3-14)-3
すること。

【第3編 情報収集伝達計画(様式 3-3-15)】

非常通信用紙

使用する 中央ルート	
---------------	--

先宛	機関名：		TEL：
			FAX：
発 信 人	発信日時	月 日 時 分	伝達方法： 無線 有線 使送
	機関名：		回線種別：()
	(取扱者：)		非常用電源の種別 ()
通 報	からの 連絡	送信者名：()	取扱者名：()
	避難 場所 等	受信 (時 分)	回線種別：()
		伝達方法： 無線 有線 使送	非常用電源の種別：()
報 文	「非常」		
		
		
		
伝 達 経 路	1	受信 (時 分)・送信 (時 分) 機関名： (取扱者：)	伝達方法： 無線 有線 使送 回線種別：() 非常用電源の種別 () TEL： FAX：
	2	受信 (時 分)・送信 (時 分) 機関名： (取扱者：)	伝達方法： 無線 有線 使送 回線種別：() 非常用電源の種別 () TEL： FAX：
	3	受信 (時 分)・送信 (時 分) 機関名： (取扱者：)	伝達方法： 無線 有線 使送 回線種別：() 非常用電源の種別 () TEL： FAX：
	4	受信 (時 分)・送信 (時 分) 機関名： (取扱者：)	伝達方法： 無線 有線 使送 回線種別：() 非常用電源の種別 () TEL： FAX：
	5	受信 (時 分)・送信 (時 分) 機関名： (取扱者：)	伝達方法： 無線 有線 使送 回線種別：() 非常用電源の種別 () TEL： FAX：
	6	受信 (時 分)・送信 (時 分) 機関名： (取扱者：)	伝達方法： 無線 有線 使送 回線種別：() 非常用電源の種別 () TEL： FAX：

※回線種別には使用した回線の種別を記載すること。※各都道府県はあて先を内閣府とし、中継依頼機関に送信すること
 ※中継依頼機関は伝達経路欄の各項目に記入の上、回送すること。
 ※FAXによる通報の場合は着信機能を使用して、着信確認を行うこと。

年 月 日

中国総合通信局長 殿

住 所 _____
団 体 名 称 _____
代表者役職氏名 _____
連 絡 担 当 者 _____ 電話番号 _____

災害対策用（災害対策用機器の名称）の貸与要請書

下記により、貴局に配備されている災害対策用（災害対策用機器の名称）（以下、「（災害対策用機器の名称）」という。）の貸与を要請します。

記

1 要請理由

2 機種と数

_____が貸与する（災害対策用機器の名称） _____台の貸与を希望します。

3 貸与期間

_____年 _____月 _____日（受取）から _____年 _____月 _____日（返却）までの貸与を希望します。なお、貴局からの返却の要請には直ちに応じます。

4 費用負担

（災害対策用機器の名称）の利用に係る諸経費については、当方が全額負担します。
また、費用は所定の契約期間内に電気通信事業者に対して支払います。

5 受取場所及び返却場所

次の場所において（災害対策用機器の名称）の受取及び返却を希望します。

（事前調整：済 未）

6 管理する部署及び責任者

貸与期間中は、次の者が責任を持って管理します。

管理する場所 _____

責任者役職氏名 _____

7 その他

貸与される（災害対策用機器の名称）は、中国総合通信局に配備されている備品（国有財産）であることを認識し、取扱いには十分注意します。万一、貸与中に破損又は紛失した場合には、当方の責任で弁済措置を講ずることについて了解いたします。

避難所運営記録簿

避難所名 _____

月 日	避難者数(人)				記 事	記録者
	男性	女性	計	延べ人員		
月 日						
(日目)						
月 日						
(日目)						
月 日						
(日目)						
月 日						
(日目)						
月 日						
(日目)						
月 日						
(日目)						
月 日						
(日目)						
月 日						
(日目)						

※1 「避難者数」の欄は、当日の最高人数を記入すること。

なお、他市町村の住民が避難した場合は、その人数を「記事」の欄に記入すること。

※2 「記事」の欄には、避難所の運営に関する特記事項等について、できる限り詳しく記入すること。

物資受払状況一覧表

避難所名 _____

(食料)

品名	日付	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	受										
	払										
	計										

品名	日付	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	受										
	払										
	計										

(生活用品)

品名	日付	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	受										
	払										
	計										

品名	日付	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	受										
	払										
	計										

(その他)

品名	日付	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	受										
	払										
	計										

品名	日付	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	受										
	払										
	計										

避 難 者 カ ー ド

受付番号	
------	--

避難所名 _____

世帯代表者				避難形態		避難所・車中 その他()	
入所年月日	年	月	日	住所			
世帯構成	名前	性別	年齢	病気	アレルギー	障がい者手帳の級 要介護認定	運営に協力できること (資格・特技等)
		男・女		有・無 ()	有・無	障がい者手帳 級 要介護()	
		男・女		有・無 ()	有・無	障がい者手帳 級 要介護()	
		男・女		有・無 ()	有・無	障がい者手帳 級 要介護()	
		男・女		有・無 ()	有・無	障がい者手帳 級 要介護()	
		男・女		有・無 ()	有・無	障がい者手帳 級 要介護()	
		男・女		有・無 ()	有・無	障がい者手帳 級 要介護()	
安否確認のための情報開示希望				希望する ・ 希望しない			
要配慮者としての支援希望				希望する ・ 希望しない			
電話・携帯番号			電話:		携帯電話:		
緊急連絡先							
被災状況				家屋(全壊・半壊・一部損壊) その他()			
車種・ナンバー							
食料、物資等の配布を				希望する ・ 希望しない			
備考							
退所年月日			年 月 日				
退所先			(連絡先:)				

(注1) 「受付番号」の欄には、避難所ごとに一連の番号を記入すること。

(注2) 1世帯ごとに1枚の避難者カードを配布し、記入すること。

(注3) 「備考」の欄には、必要な支援内容など避難者個人に係る特記事項を本人の了解のもとに記入すること。

安否確認に関するアンケート

- ① 避難する際に、地域の自治公民館長等に避難所に行くことを報告されてから来られましたか。
 ・いいえ ・はい ⇨ ・自治公民館長 ・その他()
- ② 安否確認情報の共有のため、自主避難されたことを、地域の自治公民館長等に情報提供してもよろしいですか。
 ・自分から報告します。 ・情報提供することに 同意します。 同意しません。

避 難 者 名 簿

避難所名 _____

カード 番号	入所日	世帯主氏名	性別	世帯人数(人)		避難形態	安否確認 への対応	退所日
				男性	女性			
(例) 1	30.1.30	倉吉 花男	Ⓜ女	2	1	避難所・車中・その他	Ⓜ不可	
2	30.2.1	打吹 太郎	Ⓜ女	1	0	避難所・車中・その他	可Ⓜ不可	30.2.14
			男・女			避難所・車中・その他	可・不可	
			男・女			避難所・車中・その他	可・不可	
			男・女			避難所・車中・その他	可・不可	
			男・女			避難所・車中・その他	可・不可	
			男・女			避難所・車中・その他	可・不可	
			男・女			避難所・車中・その他	可・不可	
			男・女			避難所・車中・その他	可・不可	
			男・女			避難所・車中・その他	可・不可	
			男・女			避難所・車中・その他	可・不可	
			男・女			避難所・車中・その他	可・不可	
			男・女			避難所・車中・その他	可・不可	
			男・女			避難所・車中・その他	可・不可	
			男・女			避難所・車中・その他	可・不可	
			男・女			避難所・車中・その他	可・不可	
			男・女			避難所・車中・その他	可・不可	
			男・女			避難所・車中・その他	可・不可	

※1 「世帯人数」には、避難所等へ避難した人数(世帯主を含む。)を記載のこと。

※2 「安否確認対応」の欄は、避難所への問合せや訪問者からの安否確認の問い合わせに対し、対応の可否を確認するもの。

訪 問 者 管 理 簿

避難所名 _____

年 月 日

番号	氏 名	入所時刻	退所時刻	用 件
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

避難者健康チェックシート

住所	氏名 (ふりがな)	年齢

(避難所名)

体温測定		／ (月)	／ (火)	／ (水)	／ (木)	／ (金)	／ (土)	／ (日)
		朝 °C						
		昼 °C						
		夜 °C						
息苦しさ	★ひとつでも該当すれば「はい」に○ ・息が荒くなった(呼吸数が多くなった) ・急に息苦しくなった ・少し動くと息があがる ・胸の痛みがある ・横になれない・座らないと息ができない ・肩で息をしたり、ゼーゼーする	はい・いいえ						
におい・味	においや味を感じない	はい・いいえ						
せき・たん	せきやたんがひどい	はい・いいえ						
だるさ	全身のだるさがある	はい・いいえ						
吐き気	吐き気がある	はい・いいえ						
下痢	下痢がある	はい・いいえ						
その他	★その他の症状がある ・食欲がない ・鼻水・鼻づまり・のどの痛み ・頭痛・関節痛や筋肉痛 ・一日中気分がすぐれない ・からだにぶつぶつ(発疹)が出ている ・目が赤く、目やにが多い など	はい・いいえ (症状)						
チェック欄								

(番 号)
年 月 日

鳥取県知事 様

倉吉市長 印

部隊等の災害派遣要請申請書

災害を防除するため、部隊等の派遣要請を、下記のとおり申請します。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要請する理由
災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにすること。）
派遣を要請する理由（現在まで取った地元の措置及び今後今後地元で取れる可能な措置を明らかにすること。）
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
派遣を希望する区域
現地連絡場所及び連絡者
活動内容（水防、消防、通信、防疫、給水、救護物資の輸送、水路の啓開について具体的に記述すること。）
- 4 その他参考となるべき事項

(番 号)
年 月 日

鳥取県知事 様

倉吉市長 印

部隊等の撤収要請申請書

災害を防除するため部隊等の災害派遣を受けましたが、下記のとおり撤収要請を申請します。

記

- 1 撤収要請の理由
- 2 撤収容生の希望日時
- 3 撤収容生をする部隊等

(番 号)
年 月 日

鳥取県知事 様

倉吉市長

印

部隊等に関する報告書

災害を防除するため部隊等の災害派遣を受けましたが、その概要を下記のとおり報告します。

記

- 1 派遣要請の申請日時
- 2 部隊等の到着日時
- 3 部隊等の人員及び装備の概要
- 4 部隊等を受け入れた区域
- 5 部隊等の撤収日時
- 6 部隊等の滞留期間
- 7 部隊等の活動内容
- 8 部隊等の活動による効果
- 9 その他の特記事項

消防防災ヘリコプター緊急運航要請書

要請機関	機関名	発信者
要請日時	年 月 日 ()	時 分
発生場所	市・町・村	地内
地図座標	防災地図P	縦 横
発生日時	年 月 日 ()	時 分頃
災害種別	災害応急 ・ 火 災 ・ 救 急 ・ 救 助 ・ その他 ()	
災害の概要及び必要事項		

災害状況等報告書

1	要請市町村長等	
2	発生日時	年 月 日 () 時 分
3	発生場所	
4	災害の概要	
5	対応状況	
	(1) 経緯	
	(2) 出動機関、 人員	
	(3) 出動車車両、 機材等	
6	被害の概要	(死傷者、救助人員等)
7	その他参考 となる事項	(写真、被害状況図、活動状況図等)

(注) 市町村長等は、この様式に準じた書面により、報告することができるものとする。

【第3編 労務者斡旋依頼票(様式 3-10-1)】

労務者斡旋依頼票

倉吉市災害対策本部

部

班

職 氏名

部名				業務内容	
労務供給の理由				業務期間	
必要な労働者数	男	女	計	労働時間 (残業の有無)	
	人	人	人	賃金	
業務場所				労務者の輸送方法	
その他必要な事項					

水防活動実績表

鳥取県中部総合事務所県土整備局

管理団体 及び県土整備局	指定 非指定 の別	水防活動延人員			水防活動費						合計 (A+B)	水防活動を 行った主な 河川海岸 湖沼名	水防活動を 行った期間	備考
		水防団 及び 消防団	その他	計	出 勤 手 当	その他	小 計 (A)	主 要 資 材	その他 資機材	小 計 (B)				
(例)		人	人	人	円	円	円	円	円	円		(例)		
(水防管理団体名)														
市												町 川名	月 日 ～ 日	
町												大字 湖名	月 日 ～ 日	
村												大字 湖名	月 日 ～ 日	
													月 日 ～ 日	
計 団体														
(府県分) 県土整備局														
計														
合 計														

- (注) 1 水防活動費その他については、内容を備考欄に記入すること。
 2 使用(消費)資材費については、様式2による区分により転記すること。
 3 水防活動を行った期間は、〇月〇日から〇月〇日までと記入し、同一市町村で同期間中に再度水防活動を行った場合は、例に示すよう記入すること。
 4 水防活動に対する自己批判の必要がある時は備考欄に記入されたい。

【第3編 水防計画(応急対策)(様式 3-11-2)】

水防活動による使用(消費)資材費内訳

鳥取県中部総合事務所県土整備局

管 理 団 体 及び県土整備局	主要資材内訳					その他の資機材					合計 (A+B)	備 考		
	空たわら		縄		小 計 (A)	発煙筒		カーバイト		小 計 (B)				
	数量	金額	数量	金額		数量	金額	数量	金額					
(例)														
(水防管理団体 名)					以下注1 に該当す る資材が あれば左 に準じて 記入する こと。					以下注2 に該当す る資材が あれば左 に準じて 記入する こと。				
市														
町												町	月 日	
村												大字	月 日	
												大字	月 日	
計 団体											月 日			
(府県分) 県土整備局														
計														
合 計														

(注) 1 主要資材内訳の欄には次に掲げる資材のうち該当する物を記入すること。

空たわら、かます、布袋類、たたみ、竹、生木、丸太、杭、釘、板類、鉄線、かすがい、蛇籠及び置石。

2 その他資機材の欄には、上記1以外の物を記入すること。

3 主要資材並びにその他資機材のうち再用又は転用できるもの又は災害復旧事業費の対象となるものは、それぞれに応じて価格に応じて記入すること。

4 都道府県については、水防管理団体に応援したものも含み記入すること。

学用品の給与簿

学校名	学年	児童 (生徒) 氏名	親権者 氏名	給与 月日	給与品の内訳						実支 出額 (円)	備考	
					教科書				その他の学用品				
					国語	算数			鉛筆	ノート			
計	小学校	人											
	中学校	人											

学用品を上記のとおり給与したことに相違ありません。

年 月 日

給与責任者(学校長)

氏 名 _____

- (注1)「給与月日」の欄には、その児童(生徒)に対して最後に給与した給与月日を記入すること。
- (注2)「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること。

【第3編 応急公用負担計画(様式 3-41-1)】

公用令書（従事、協力命令）

従事第	号
公 用 令 書	
住 所	
氏 名	
災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり従事（協力）を命ずる。	
処分権者	
印	
従事すべき業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	
従事すべき日時	
従事すべき場所	
備 考	

(注) 用紙は、日本工業規格 A5とする。

【第3編 応急公用負担計画(様式 3-41-2)】

公用令書 (保管命令)

保管第	号			
公 用 令 書				
住 所				
氏 名				
災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。				
年 月 日				
処分権者				
印				
保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

(注) 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

【第3編 応急公用負担計画(様式 3-41-3)】

公用令書 (管理、使用又は収用命令)

管理第 号

公 用 令 書

住 所

氏 名

災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり

を管理 (使用又は収用) する。

年 月 日

処分権者

印

名 称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引渡月日	引渡場所	備 考

(注) 用紙は、日本工業規格 A5とする。

公用変更令書

変更第	号
公 用 変 更 令 書	
住 所	
氏 名	
災害対策基本法第71条の規定に基づく公用令書（ 年 月 日 第 号）に係る処分を次のとおり変更したので、災害対策基本法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。	
年 月 日	
処分権者	
印	
変更した処分の内容	

(注) 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

【第3編 応急公用負担計画(様式 3-41-6)】

公用負担命令権限証

公 用 負 担 命 令 権 限 証			
		機関名	
		職 名	
		氏 名	
右の者に	区域における水防法第 21 条第 1 項の権限行使を委任したことを証明する。		
年 月 日		処分権者	印

(注) 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

【第3編 応急公用負担計画(様式 3-41-7)】

公用負担命令書

第 号

公 用 負 担 命 令 書

負担者 住 所

氏 名

物 件	数 量	負担内容(使用・収用処分)	期 日	適 用

年 月 日

処分権者

印

(注) 用紙は、日本工業規格A5とする。